

平成 29 年度

戦略的国際標準化加速事業（国際標準共同研究開発事業：
水素燃料計量システム等に関する国際標準化）報告書

平成 30 年 3 月

一般社団法人 日本計量機器工業連合会

まえがき

平成 29 年度の戦略的国際標準化加速事業（国際標準共同研究開発事業：水素燃料計量システム等に関する国際標準化）の報告書をお届けします。本報告書は、経済産業省の委託事業として（一社）日本計量機器工業連合会が実施した事業の活動をまとめたものです。

国際法定計量機関（International Organization of Legal Metrology、OIML）は、1955 年の発足以来、法定計量分野で用いられる計量器の国際規格を作成し、計量器の信頼性や国際的同等性を確保する活動を行ってきています。こうした計量器には、はかりや、水道メーター、タクシーメーターなど、日常生活において使用される極めて重要なものが含まれています。また、OIML では、法定計量に関する規範的な仕組みや実施組織のガイドライン作成、各国法定計量機関の相互理解のための取り組みなどを行っています。

本事業の目的は、こうした OIML の活動に対し我が国の対処方針の検討や意見集約を行い、OIML 関連委員会での表明を通じ、我が国の意見反映に努めるとともに、調査や専門家招聘を通じて情勢の把握等を行うことです。特に昨年度からは、水素燃料計量システムの国際標準化を推進することが重要な取り組みとして追加されています。

このために、本事業では国際法定計量調査研究委員会を設置し、同委員会のもとに 25 の作業委員会を組織しました。述べ 400 人近くの方々のご協力を得て、活発な議論を行い、日本としての意見を取りまとめ、規格化に反映させました。

水素燃料計量システムについては、昨年度設置された対応国内委員会および国内 WG にて、引き続き活動を進めました。規格化の作業は順調に進んでおり、1CD 投票とオランダ・デルフトでの OIML/TC 8/SC 7/p 7 会議の開催に続いて 2CD の投票も完了し、今年秋の国際法定計量委員会（CIML）での承認を目指しています。

毎年開催される OIML の各国委員による CIML では、国際規格や OIML の運営に関する審議を行うことになっています。今年度は 2017 年 10 月コロンビアのカルタヘナで開催されました。

今年度の CIML での最大の議題は OIML-CS 制度でした。MAA 制度と OIML 基本証明書制度を統合した OIML-CS は 2018 年 1 月に開始され、その運営のために設立された委員会では多くの日本からの委員が活躍しています。

また、アジア太平洋地域における地域法定計量団体である Asia-Pacific Legal Metrology Forum (APLMF) の年次総会が、今年度はカンボジアのシェムリアップで開催され日本からも参加しました。地域での連携や支援がますます重要になる中で、日本は中心となって活躍しています。

本事業は、経済産業省計量行政室のご支援ご指導のもと、委員会、作業委員会の委員各位の活発な活動、事務局及び関連企業・団体の貢献と支援によって遂行されました。ここに関係各位の多大なる貢献に感謝申し上げますとともに、本報告書が今後の法定計量に関連した、国際・国内活動に活かされることを祈念致します。

国際法定計量調査研究委員会
委員長 高辻利之

目 次

まえがき		
略語		
第1章	国際標準化事業の概要.....	1
1.1	OIMLの概要.....	1
1.2	事業の概要.....	1
1.3	委員構成.....	6
第2章	水素燃料計量システムに関する国際標準化事業.....	25
2.1	事業目的及び実施内容.....	25
2.2	委員会活動.....	25
2.2.1	水素燃料計量システム国内委員会.....	25
2.2.2	水素燃料計量システム国内WG.....	27
2.3	国際会議.....	28
2.3.1	R139改定の会議.....	28
2.4	今後の予定.....	28
第3章	法定計量に関する国際標準化事業における委員会の活動.....	29
3.0	OIML国際勧告案／文書案等に対する回答状況（2017.4～2018.3）.....	29
3.1	今年度の審議概要（論点）.....	31
3.2	委員会活動.....	43
3.2.1	国際法定計量調査研究委員会.....	43
3.3	作業委員会.....	44
3.3.1	計量規則等作業委員会.....	44
3.3.2	包装商品作業委員会.....	46
3.3.3	計量器証明書作業委員会.....	47
3.3.4	電子化計量器作業委員会.....	53
3.3.5	情報化作業委員会.....	53
3.3.6	体積計作業委員会.....	55
3.3.7	質量計作業委員会.....	55
3.3.8	自動はかり等作業委員会.....	58
3.3.9	質量計用ロードセル作業委員会.....	60
3.3.10	電力量計等作業委員会.....	61
3.3.11	放射線計量器作業委員会.....	62
3.3.12	環境・分析計量器作業委員会.....	62
3.3.13	水分・タンパク計作業委員会.....	63
3.3.14	呼気試験器作業委員会.....	63
別紙（日本コメント）		
第4章	OIML等の活動.....	126
4.1	第52回CIML委員会報告.....	126
4.2	第24回APLMF総会・作業部会総会報告.....	143
巻末資料1	（国際勧告一覧）.....	155

巻末資料 2 (技術委員会 (TC及びSC) の幹事国、日本の参加資格一覧)	166
巻末資料 3 (技術委員会 (TC及びSC) 及びBIMLが所管している刊行物及び審議状況)	170
巻末資料 4 (R139改定PG国際会議 Draft Agenda)	178
巻末資料 5 (R139改定PG国際会議 出席者リスト)	179
巻末資料 6 (R139改定PG国際会議 会議録)	180
巻末資料 7 (第52回CIML委員会 2017年10月9～12日 コロンビア・カルタヘナ決議)	185

(略語)

本文中で使われる略語を以下に記す。

【OIML 関連】

OIML : 国際法定計量機関 / International Organization of Legal Metrology

CIML : 国際法定計量委員会 / International Committee of Legal Metrology

BIML : 国際法定計量事務局 / International Bureau of Legal Metrology

PC 委員会 : 運営委員会 / Presidential Council

RLMO : 地域法定計量機関 / Regional Legal Metrology Organization

CEEMS : 計量制度の整備途上にある国及び経済圏 / Countries and Economies with Emerging Metrology Systems

TC : OIML 技術委員会 / Technical Committees

SC : OIML 小委員会 / Sub Committees

P メンバー : TC/SC の正参加国

O メンバー : TC/SC のオブザーバー参加国

PG : OIML 国際勧告案等を審議するプロジェクトグループ / Project Group

WG: ワーキンググループ / Working Group

R 文書 : 国際勧告 / International Recommendations

D 文書 : 国際文書 / International Documents

B 文書 : 基本文書 / Basic Documents

G 文書 : ガイド文書 / Guides

V 文書 : 用語集 / Vocabularies

CD : 委員会草案 / Committee Draft

WD : 作業文書 / Working Draft

DR : 国際勧告の草案 / Draft Recommendation

DD : 国際文書の草案 / Draft Documents

DG: ガイド文書の草案 / Draft Guides

FDR : 最終国際勧告草案 / Final Draft Recommendation

FDB : 最終基本文書草案 / Final Draft Basic Documents

MAA: 型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み / Mutual Acceptance Arrangement

CSPG: 証明書制度プロジェクト・グループ / Certificate System Project Group

OIML-CS: 基本証明書制度と MAA に代わる新しい OIML 証明書制度 / OIML Certification System

prMC: 予備運営委員会 (OIML-CS) / provisional Management Committee

AHWG: 臨時作業部会 (OIML 証明書制度) / Ad-hoc Working Group

AP: 諮問委員会 (OIML-CS) / Advisory Panel

BoA: 裁定委員会 (OIML-CS) / Board of Appeal

MC: 運営委員会 (OIML-CS) / Management Committee

RC: 審査委員会 (OIML-CS) / Review Committee

TLF: 試験所フォーラム (OIML-CS) / Testing Laboratory Forum

MTL: 製造事業者試験所 / Manufacturers Testing Laboratory

OD: 運用文書 (OIML-CS) / Operational Document

PD: 手順文書 (OIML-CS) / Procedural Document

【計量分野における関連機関】

APLMF: アジア太平洋法定計量フォーラム / Asia-Pacific Legal Metrology Forum

APMP: アジア太平洋計量計画 / Asia Pacific Metrology Programme

AFRIMETS (SADC MEL): アフリカ内計量システム / Intra-Africa Metrology System

BIPM: 国際度量衡局 / International Bureau of Weights and Measures

CIPM: 国際度量衡委員会 / International Committee for Weights and Measures

CECIP: 欧州はかり製造事業者協同組合 / European Association for National Trade Organizations
representing the European Manufacturers of Weighing Instruments

COOMET: 欧州・アジア国家計量標準機関協力機構 / Euro-Asian Cooperation of National
Metrological Institutions

EURAMET: 欧州国家計量標準機関協会 / European Association of National Metrology Institutes

GSO: 湾岸協力会議標準化機構 / GCC Standardization Organization

GULFMET: 湾岸計量機構 / Gulf Association for Metrology

SADC MEL: 南部アフリカ開発共同体 法定計量協力機構 / SADC Cooperation in Legal Metrology

SIM: アメリカ全体陸計量システム / Inter-American Metrology System

WELMEC: 欧州法定計量協力機関 / European Cooperation in Legal Metrology

RMO: 地域計量機関 / Regional Metrology Organization

【各国の関係機関】

AQSIQ: 国家品質監督検査検疫総局(中国) / General Administration of Quality Supervision, Inspection
and Quarantine

BEIS: (英国の) ビジネス・エネルギー・産業戦略省 / Department for Business, Energy and Industrial
Strategy

BMZ: ドイツ連邦経済協力開発省 / German Federal Ministry for Economic Cooperation and
Development

BSMI: 經濟部標準試験局(台湾)／Bureau of Standards, Metrology and Inspection

CBWM: タイの中央度量衡局／Central Bureau of Weights and Measures (Department of Internal Trade, Ministry of Commerce)

CMS/ITRI: 台湾国家計量標準センター／Center for Measurement Standards

DoM: インドネシア計量局(商業省)／Directorate of Metrology (Ministry of Trade)

DSS: タイ科学サービス局／Department of Science Service

ITDI: フィリピン産業技術研究所／Industrial Technology Development Institute

KASTO: 韓国計量測定協会／Korea Association of Standards and Testing Organizations

KATS: 韓国技術標準局／Korean Agency for Technology and Standards

KRISS: 韓国標準科学研究院／Korea Research Institute of Standards and Science

KTC: 韓国機械電気電子試験研究院／Korea Testing Certification

LNE: フランス国立計量標準研究所／Laboratoire national de métrologie et d'essais

MBIE: 産業・イノベーション・労働省 消費者保護局(ニュージーランド)／Ministry of Business, Innovation & Employment

MSL: ニュージーランド計量標準研究所／Measurement Standards Laboratory

MDTCC: マレーシア国内貿易・協力・消費者省／Ministry of Domestic Trade, Co-operatives And Consumerism

NATA: オーストラリア検査機関協会／National Association of Testing Authorities

NIST: 米国標準技術研究所／National Institute of Standards and Technology

NMIJ: 計量標準総合センター(日本)／National Metrology Institute of Japan

NMRO: 英国計量規制局(旧名:NMO, NWML)／National Measurement and Regulation Office

NMC: カンボジア国家計量センター／National Metrology Center (Ministry of Industry and Handicraft)

NMIA: オーストラリア国家計量機関／National Metrology Institute of Australia

NMISA: 南アフリカ国家計量機関／National Metrology Institute of South Africa

NIM: 中国計量科学研究院／National Institute of Metrology (PR China)

NIMT: タイ国立計量研究所／National Institute of Metrology (Thailand)

NISIT: パプアニューギニア国家標準・産業技術研究所／National Institute of Standards & Industrial Technology

NMIM: マレーシア国家計量機関(SIRIM に所属)／National Metrology Institute of Malaysia

PTB: ドイツ物理工学研究所／Physikalisch Technische Bundesanstalt

SIRIM: マレーシア産業技術研究所／SIRIM Berhad

SPRING: シンガポール規格・生産性・革新庁／Standards, Productivity and Innovation Board

STAMEQ: ベトナム政府規格・品質局／Directorate for Standards Metrology and Quality

UME: トルコ国家計量機関／TÜBİTAK National Metrology Institute

VMI: ベトナム国家計量機関／Vietnam Metrology Institute

VNIIMS: ロシア計量サービス科学研究所／Russian Research Institute of Metrological Service

VSL: 蘭経済省国家計量局／Dutch Metrology Institute

【その他】

ACP-EU TBT Program: アフリカ・カリブ海・太平洋諸国(ACP)－欧州委員会(EU)：貿易の技術的障害(TBT)のための計画／African, Caribbean and Pacific Group of States – European Union, Technical Barrier to Trade Program

APLAC: アジア太平洋試験所認定協力機構／Asia-Pacific Laboratory Accreditation Cooperation

APEC: アジア太平洋経済協力／Asia-Pacific Economic Cooperation

ASEAN: 東南アジア諸国連合(アセアン)／Association of South-East Asian Nations

ASEAN ACCSQ: アセアン標準品質諮問委員会／ASEAN Consultative Committee for Standards & Quality

CBKT: BIPM の途上国支援活動／Capacity Building and Knowledge Transfer Program

CIPM MRA: 計量標準の国際相互承認協定／CIPM Mutual Recognition Arrangement

CC: MEDEA プロジェクトの運営委員会／Coordination Committee of MEDEA Project

CCxx: BIPM の合計 10 の諮問委員会(CCAUV, CCEM, CCL, CCM, CCPR, CCQM, CCRI, CCT, CCTF, CCU)／Consultative Committees of BIPM

CIPM MRA: 計量標準の国際相互承認協定(CIPM)／CIPM Mutual Recognition Arrangement

CMC: 校正・測定能力(BIPM)／Calibration and Measurement Capabilities

CNG: 圧縮天然ガス(主に自動車用)／Compressed Natural Gas

Codex: 国際食品規格委員会／Codex Alimentarius

CPR: 参加資格審査委員会(OIML MAA 制度)／Committee on Participation Review

DCMAS: 計量・認定・標準化分野における対途上国援助合同調整委員会(BIPM)／(Joint Committee on) Network on Metrology, Accreditation and Standardization for Developing Countries

IAF: 国際認定フォーラム／International Accreditation Forum

IEC: 国際電気標準会議／International Electrotechnical Commission

ILAC: 国際試験所認定協力機構／International Laboratory Accreditation Cooperation

ISO: 国際標準化機構／International Organization for Standardization

ITC: 国際貿易センター／International Trade Center

ITU: 国際電気通信連合／International Telecommunication Union

JICA: 国際協力機構(日本)／Japan International Cooperation Agency

KCDB: 基幹比較データベース(BIPM)／BIPM key comparison database

KRISS GMA: KRISS グローバル計量アカデミー／KRISS Global Metrology Academy

MEDEA: 計量分野のアジア途上国支援プロジェクト(ドイツ PTB)／Metrology: Enabling Developing Economies within Asia

MI: 計量器／Measuring Instrument

MiC: 化学計測(一般名詞)／Metrology in Chemistry

MID: 欧州計量器指令／Measuring Instruments Directive

MoU: 合意事項(一般名詞)／Memorandum of Understanding

NAWID: 非自動はかり指令／Non-automatic Weighing Instruments Directive

NMI: 国家計量標準機関(一般名称)／National Metrology Institute

NZ: ニュージーランド(国記号)／New Zealand

OPTC: OIML の試験的研修センター(中国)／OIML Pilot Training Center

PAC: 太平洋認定協力機構／Pacific Accreditation Cooperation

SAARC: 南アジア地域協力連合／South Asia Association for Regional Cooperation

SAE: ソサエティ・オブ・オートモーティブ・エンジニアズ／Society of Automotive Engineers

SOLAS: 海上における人命の安全のための国際条約／International Convention for the Safety of Life at Sea

ToR: 委託事項、合意事項／Terms of reference

UNECE: 国連欧州経済委員会／UN Economic Commission for Europe

UNIDO: 国連工業開発機関／UN Industrial Development Organization

WG(s): 作業部会(APLMF)／Working Group(s)

WP(s): 作業パッケージ(MEDEA プロジェクト)／Work Package(s)

WTO: 世界貿易機関／World Trade Organization

第1章 国際標準化事業の概要

1.1 OIMLの概要

OIMLは、法定計量制度における行政上又は技術上の国際的な諸問題を解決し、計量器の国際貿易の円滑化を図ることを目的として、「国際法定計量機関を設立する条約」に基づいて設立された機関であり、2018年3月現在、正加盟国62ヶ国、準加盟国64ヶ国である。

OIMLには、OIMLの目的とする業務を企画し、遂行する組織として、CIMLが設置されており、2018年3月現在、委員長は2017年10月に開催された第52回国際法定計量委員会（CIML委員会）で選出されたRoman Schwartz氏（独・PTB）が務めており、当時、第二副委員長であった三木幸信氏（日本・NMIJ）が代理で第一副委員長を務めている。また、OIMLの事務局であるBIMLの局長はStephen Patoray氏（米）が担当している。

OIMLの主な活動は、R文書、D文書、B文書などの勧告文書等を発行することである。R文書は、計量器ごとに性能や検定・検査基準等を規定した文書で、国内法への導入は各国の選択に任されるが、加盟国は発行されたR文書を可能な限り国内法に導入する道義的責任を負う。D文書は法定計量の共通課題に関する指針を与えるための文書、B文書はOIMLの活動に関する基本方針を規定した文書である。これらの勧告文書等は、1995年に発足したWTOの貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）における国際規格に該当するものと考えられており、各国計量法規の国際的調和を確保し、また国際的基準・認証制度の実現を図る上で、重要な役割を果たしている。

また、勧告文書等の作成・改定の作業を行うため、分野別にTCが、また各TC内の研究課題に対してSCが設置されている。現在、課題分野ごとに18のTC及び46のSCが設置されている。加盟国は、TC及びSCにPメンバー又はOメンバーとして参加することができ、Pメンバーとして参加している国は、勧告文書等の作成に積極的に参加することが要請されるとともに、国際会議に出席し、勧告文書等の案の可否に対して投票する必要がある。Oメンバーとして参加している国は、勧告文書等の研究課題に対して関心を持つ国で、勧告文書等の案に対する意見の提出及び国際作業部会への出席は可能であるが、投票権はない。我が国は16のTCと33のSCにPメンバーとして参加しているほか、他の分野にもOメンバーとして登録しており、全ての分野にメンバーとして参加している。なお、BIMLにおいても、B文書を中心に、勧告文書等の作成・改定の作業を行っている場合もある。

2018年3月現在の勧告文書等の一覧を巻末資料1に、TC及びSCの一覧、幹事国及び日本の参加資格（Pメンバー、Oメンバー）を巻末資料2に、各TC/SC及びBIMLが所管している刊行物及び審議状況を巻末資料3に示す。

1.2 事業の概要

(1) 目的及び内容

下記1)及び2)の事業を通じ、計量制度の世界的調和及び信頼性の向上並びに我が国計量業界の国際的産業競争力強化に資することを目的とする。

1) 水素燃料計量システムに関する国際標準化

先進各国では、エネルギー安定供給確保及び地球温暖化防止の観点から精力的に燃料電池自動車（FCV）の開発・普及を進めている。我が国においても、FCVの本格的な普及を進めるにあたり、水素ステーションにおける水素燃料取引に使用される計量器で適正計量が行われることは、取引当事者間、とりわけ消費者保護の観点から必要不可欠である。このため、我が国の最新の研究・技術開発成果をもとにとりまとめたJIS B 8576「水素燃料計量システムー自動車充填用」及び本事業の初年度（平成28年度）の成果に基づき、CDの作成や国際会議等を通じた各国意見の取りまとめなどの国際標準化を実施する。

2) 法定計量に関する国際標準化

我が国が勧告文書等を踏まえ、法定計量について適切に国際整合化を図っていくためには、これらの勧告文書等の案の段階で内容を精査し、対処方針を策定するとともに、可能な限り、勧告文書等の案に対し我が国の意見を反映させていくことが必要である。

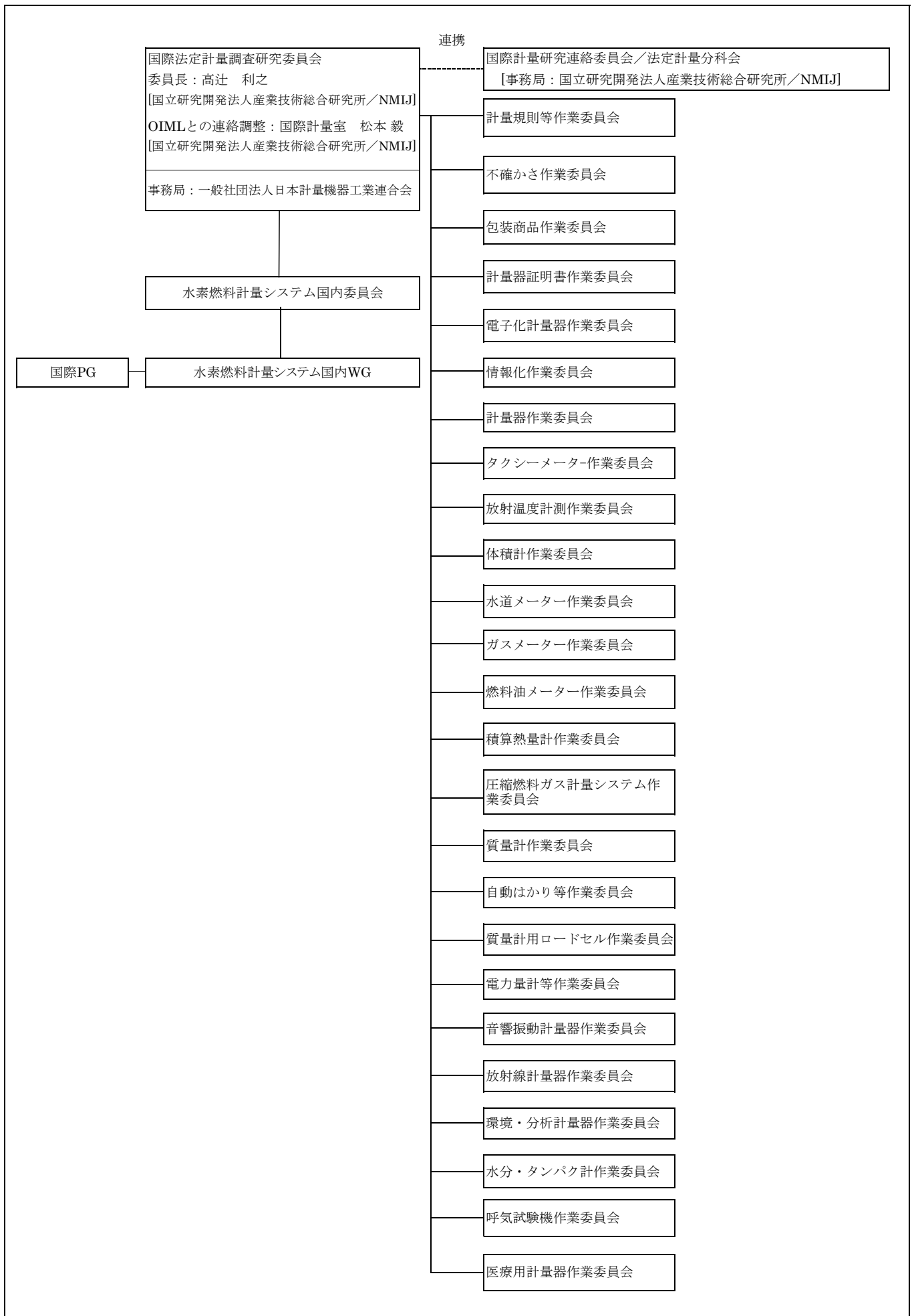
このため、TC、SC、BIMLに設置されたPGなどで検討がなされている勧告文書等の案について、対処方針の策定、我が国の意見決定等、必要な措置を講じるための専門家等を交えた審議を行うとともに、関連する国際会議に出席し、責任ある規制の執行等を行うために必要となる情報収集・調査等を行い、我が国の意見反映に努めるものである。

(2) 実施体制

国際法定計量調査研究委員会及び同委員会の下に25の作業委員会を設置し、OIMLにおけるTC、SCのPGの全作業課題に対して対応できる体制を整えている。

また、昨年度から水素燃料計量システムに関する国際標準化を行うため、国際法定計量調査研究委員会の下に水素燃料計量システム国内委員会を、同委員会の傘下に水素燃料計量システム国内WGを設置した。

【実施体制組織図】



(3) 作業委員会等の担当分野

各作業委員会等における OIML の TC、SC の担当分野は、以下のとおりとし、OIML の全作業課題について対応する。

作業委員会等	TC (技術委員会)	SC (小委員会)
水素燃料計量システム国内委員会	TC8：流体量計量器	SC7：ガスメータリングの一部 (R139) ※水素燃料計量システム
水素燃料計量システム国内WG	TC8：流体量計量器	SC7：ガスメータリングの一部 (R139) ※水素燃料計量システム

作業委員会	TC (技術委員会)	SC (小委員会)
計量規則等作業委員会	TC1：用語 TC2：計量単位 TC3：計量規則 TC4：標準器、校正及び検定装置	SC1：型式承認及び検定 SC2：計量取締り SC3：標準物質 SC4：統計的方法の適応 SC5：適合性評価(証明書制度) SC6：型式適合性
不確かさ作業委員会	TC3：計量規則	SC5：適合性評価(証明書制度)
包装商品作業委員会	TC6：包装商品	
計量器証明書作業委員会	BIML：OIML-CS	
電子化計量器作業委員会	TC5：計量器に関する一般要求事項	SC1：環境条件
情報化作業委員会	TC5：計量器に関する一般要求事項	SC2：ソフトウェア
計量器作業委員会	TC7：長さ関連量の計量器 TC9：質量計及び密度計 TC10：圧力、力及び関連量の計量器 TC11：温度関連量計量器	SC1：長さ計 SC3：面積計 SC4：密度計 SC1：重錘型圧力計 SC2：弾性感圧素子圧力計 SC3：気圧計 SC4：材料試験機 SC1：抵抗温度計 SC2：接触温度計

	TC17：物理化学測定器	SC5：粘度の測定
タクシメーター作業委員会	TC7：長さ関連量計量器	SC4：道路運送車両計量器
放射温度計測作業委員会	TC11：温度及び関連量の計量器	SC3：放射温度計
体積計作業委員会	TC8：流体量計量器	SC1：静的体積測定 SC3：水以外の液体の動的体積・質量測定（R117及びR118を除く） SC6：低温液体の計量 SC7：ガスメータリング（R137、R139を除く） SC（小委員会）
水道メーター作業委員会	TC8：流体量計量器	SC5：水道メーター
ガスメーター作業委員会	TC8：流体量計量器	SC7：ガスメータリングの一部（R137）
燃料油メーター作業委員会	TC8：流体量計量器	SC3：水以外の液体の動的体積・質量測定
積算熱量計作業委員会	TC11：温度及び関連量の計量器の一部（R75）	
圧縮燃料ガス計量システム作業委員会	TC8：流体量計量器	SC7：ガスメータリングの一部（R139）
質量計作業委員会	TC9：質量計及び密度計	SC1：非自動はかり SC3：分銅
自動はかり等作業委員会	TC9：質量計及び密度計	SC2：自動はかり
質量計用ロードセル作業委員会	TC9：質量計及び密度計	
電力量計等作業委員会	TC12：電気量の計測 TC14：光関連量の計量器	
音響振動計量器作業委員会	TC13：音響及び振動計量器	
放射線計量器作業委員会	TC15：電離性放射線計量器	SC1：医療用電離性放射線 SC2：工業用電離性放射線
環境・分析計量器作業委員会	TC16：汚染度計量器	SC1：大気汚染 SC2：水質汚濁 SC3：殺虫剤及び有毒物質

	TC17：物理化学測定器	SC4：有害廃棄物 SC2：糖度計 SC3：pH計 SC4：導電率の測定 SC6：ガス分析計
水分・タンパク計作業委員会	TC17：物理化学測定器	SC1：水分計 SC8：農産物の品質分析機器
呼気試験機作業委員会	TC17：物理化学測定器	SC7：呼気試験機
医療用計量器作業委員会	TC18：医療用測定器	SC1：血圧計 SC2：体温計 SC4：医療用電子計量器 SC5：医学研究用計測器

1.3 委員構成

(1) 国際法定計量調査研究委員会

委員長	高辻利之	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門長
委員	三木幸信	CIML 委員 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 副理事長
〃	吉岡勝彦	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室長
〃	猪鼻俊男	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
〃	岡田有加	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
〃	臼田孝	国際度量衡委員会 委員 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター長
〃	根本一	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 総括研究主幹 (計量標準普及センター 法定計量管理室長)
〃	齋藤則生	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 副研究部門長 計量標準普及センター 国際計量室長
〃	松本毅	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 国際計量室 / 法定計量管理室 総括主幹 (OIML 連絡担当)

委員	山本健一	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター所長
〃	林久美子	東京都計量検定所 所長
〃	坂野勝則	日本電気計器検定所 理事
〃	片桐拓朗	一般財団法人 日本品質保証機構 理事
〃	青山理恵子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 最高顧問
〃	龍野廣道	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 常任理事 株式会社 タツノ 代表取締役社長
〃	谷田千里	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 理事 株式会社 タニタ 代表取締役社長
〃	田中康之	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 はかり部会 部長 株式会社 田中衡機工業所 代表取締役社長
〃	谷本 淳	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 技術委員会委員長 株式会社 オーバル 代表取締役社長
〃	大岩 彰	日本ガスメーター工業会 事務局長
〃	土井邦夫	日本タクシーメーター工業会 会長
〃	河住春樹	一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事
〃	松浦義和	一般社団法人 日本分析機器工業会 専務理事
〃	吉原順二	一般社団法人 日本電気計測器工業会 専務理事
〃	堀井 茂	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 専務理事
〃	根本 一	計量規則等作業委員会委員長 (再掲) 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 総括研究主幹 (計量標準普及センター 法定計量管理室長)
〃	森中泰章	不確かさ作業委員会及び計量器作業委員会委員長 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ長
〃	伊藤 武	計量器証明書作業委員会委員長 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ長
〃	山田 宏	電子化計量器作業委員会委員長 日本電気計器検定所 経営企画室長
〃	渡邊 宏	情報化作業委員会委員長 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 計量標準基盤研究グループ

委員	前田 哲夫	タクシーメーター作業委員会委員長 株式会社 ニシベ計器製造所 名古屋営業所 技術部 部次長
〃	神 長 亘	体積計作業委員会委員長 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工計測標準研究部門 流量計試験技術グループ長
〃	糸魚川 昇	水道メーター作業委員会委員長 愛知時計電機株式会社 R&D 本部 本部長付部長
〃	吉 村 成一	ガスメーター作業委員会委員長 日本ガスメーター工業会 技術委員長 愛知時計電機株式会社 ガス機器製造部 部長
〃	佐々木 雅 雄	燃料油メーター作業委員会委員長 株式会社 タツノ 設計部 部長
〃	大 滝 勉	圧縮燃料ガス計量システム作業委員会委員長 株式会社 タツノ 設計部 専任部長
〃	三 倉 伸 介	自動はかり等作業委員会及び質量計作業委員会委員長 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ長
〃	廣 瀬 明 生	質量計用ロードセル作業委員会委員長 大和製衡株式会社 生産技術本部 研究開発部センシング技術課
〃	加曾利 久 夫	電力量計等作業委員会委員長 日本電気計器検定所 検定管理部長
〃	堀 内 竜 三	音響振動計量器作業委員会委員長 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 音響超音波標準研究グループ長
〃	齋 藤 則 生	放射線計量器作業委員会委員長 (再掲) 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 副研究部門長 (計量標準普及センター 国際計量室長)
〃	井 原 俊 英	環境・分析計量器作業委員会委員長 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 総括研究主幹
〃	松 本 毅	水分・タンパク計作業委員会委員長 (再掲) 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 国際計量室/法定計量管理室 総括主幹

- 委員 上原伸二 呼吸試験機作業委員会委員長
一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所 化学標準部
技術第一課長
- 〃 松浦義和 医療用計量器作業委員会委員長（再掲）
一般社団法人 日本分析機器工業会 専務理事

(2) 水素燃料計量システム国内委員会

- 委員長 渡辺政廣 山梨大学 特命教授
- 委員 吉岡勝彦 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室長
- 〃 山下龍夫 経済産業省 製造産業局 産業機械課 課長補佐
- 〃 川村伸弥 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギーシステム課 水素・燃料電池戦略室 課長補佐
- 〃 高辻利之 国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門長
- 〃 寺尾吉哉 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 総括研究主幹
- 〃 森岡敏博 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 気体流量標準研究グループ長
- 〃 横本克巳 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部 燃料電池・水素グループ 主任研究員
- 〃 青山理恵子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 最高顧問
- 〃 石井弘一 全国石油商業組合連合会 業務グループ チームリーダー
- 〃 北條智之 石油連盟 調査・流通業務部 流通調査グループ副長
- 〃 里見知英 燃料電池実用化推進協議会 事務局次長
- 〃 中西功 一般社団法人 水素供給利用技術協会 技術1部
シニアマネージャー
- 〃 伊東卓也 一般社団法人 日本ガス協会技術開発部
燃料電池・水素グループ 係長
- 〃 藤本佳夫 一般社団法人 日本自動車工業会 FC 技術開発部グループ長
- 〃 前田征児 JXTG エネルギー株式会社 新エネルギーカンパニー
水素事業推進部 技術開発グループマネージャー
- 〃 河村哲 岩谷産業株式会社 技術・エンジニアリング本部
水素設備技術部 水素ステーション建設担当
- 〃 大滝勉 株式会社 タツノ 設計部 専任部長
- 〃 小林誠司 株式会社 オーバル 技術部 技術一グループ 課長

委員 櫻井 茂 日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社
技術開発本部 開発部 部長

(3) 水素燃料計量システム国内WG

主査 大滝 勉 株式会社 タツノ 設計部 専任部長
委員 川端 尚志 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
" 岡田 有加 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
" 神長 亘 国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ長
" 森岡 敏博 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 気体流量標準研究グループ長
" 伊藤 優 岩谷産業株式会社 中央研究所
" 北條 智之 石油連盟 調査・流通業務部 流通調査グループ副長
" 中西 功 一般社団法人 水素供給利用技術協会 技術1部
シニアマネージャー
" 小林 誠司 株式会社 オーバル 技術部技術一グループ 課長
" 櫻井 茂 日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社
技術開発本部 開発部 部長

(4) 計量規則等作業委員会

委員長 根本 一 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 総括研究主幹
(計量標準普及センター 法定計量管理室長)
委員 川端 尚志 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
" 安藤 弘二 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
" 齋藤 則生 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
分析計測標準研究部門 副研究部門長
(計量標準普及センター 国際計量室長)
" 松本 毅 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
計量標準普及センター 国際計量室/法定計量管理室 総括主幹
" 岸本 勇夫 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準管理センター
計量標準普及センター 標準供給保証室長
" 伊藤 武 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ長
" 森中 泰章 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ長

委員	三倉伸介	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ長
〃	神長 亘	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ長
〃	村田浩美	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 計量認定課長
〃	下村欣吾	東京都計量検定所 検査課長
〃	加曾利久夫	日本電気計器検定所 検定管理部長
〃	小林善男	一般財団法人日本品質保証機構 計量計測センター所長
〃	大岩 彰	日本ガスメーター工業会 事務局長

(5) 不確かさ作業委員会

委員長	森中泰章	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ長
委員	安藤弘二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
〃	田中秀幸	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 計量標準基盤研究グループ
〃	大高広明	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 計量認定課専門官
〃	吉田勝	東京都計量検定所 検定課 課長代理
〃	長澤 淳	日本電気計器検定所 経営企画室課長補佐
〃	本合 剛	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部門 計画室 主幹
〃	山澤 賢	一般財団法人 化学物質評価研究機構 化学標準部 技術第一課 主任研究員

(6) 包装商品作業委員会

委員	坂本浩一	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
〃	岡田有加	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
〃	田中秀幸	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 計量標準基盤研究グループ
〃	松本 毅	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 国際計量室／法定計量管理室 総括主幹
〃	鈴木麗子	東京都計量検定所 検査課課長代理
〃	土橋芳和	公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会 専務理事
〃	渊上節子	特定非営利活動法人 日本主婦連合会 副会長

委員	青山理恵子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 最高顧問
〃	西慶一	一般財団法人 日本食品検査 理事 衛生検査担当
〃	金井一榮	金井計量管理事務所 計量士
〃	吉野博	株式会社 大丸松坂屋百貨店 本社業務本部 業務推進部 首都圏エリア担当
〃	高橋夏樹	株式会社 明治 大阪工場 品質保証課 計量士
〃	倉野恭充	一般社団法人 日本計量振興協会 事業部部長
〃	松岡利幸	アンリツインフィビス株式会社 開発本部第1 開発部 プロジェクトチーム マネージャー
〃	玉井裕	株式会社 イシダ 技術部 技術統括室主任技師
〃	和田俊之	株式会社 寺岡精工 知的財産規格部課長
〃	山下一彦	大和製衡株式会社 自動機器事業部 自動機器開発課 技師

(7) 計量器証明書作業委員会

委員長	伊藤武	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ長
委員	岡田有加	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
〃	岸本勇夫	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準管理センター 計量標準普及センター 標準供給保証室長
〃	根本一	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 総括研究主幹 (計量標準普及センター 法定計量管理室長)
〃	森中泰章	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ長
〃	三倉伸介	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ長
〃	神長亘	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ長
〃	松本毅	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 国際計量室／法定計量管理室 総括主幹
〃	手塚政俊	日本電気計器検定所 検定管理部検定管理グループ マネージャー
〃	石毛浩美	独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター 製品認定課長
〃	小林善男	一般財団法人日本品質保証機構 計量計測センター所長

委員	佐藤善久	愛知時計電機株式会社 R&D 本部 商品開発部課長
〃	田尻祥子	株式会社 イシダ 技術部 技術統括室 担当課長
〃	下舘一陽	株式会社 タツノ 設計部 技術管理室 課長
〃	和田俊之	株式会社 寺岡精工 知的財産規格部課長

(8) 電子化計量器作業委員会

委員長	山田宏	日本電気計器検定所 経営企画室長
委員	安藤弘二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
〃	山田達司	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物理計測標準研究部門 応用電気標準グループ
〃	長野智博	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	田中世二	株式会社 イー・エム・シー・ジャパン 測定技術部 主任
〃	井上賢一	一般社団法人 日本電気計測器工業会 政策課題グループ 部長
〃	戸田晋司	愛知時計電機株式会社 R&D 本部 技術開発部部長
〃	水口裕一郎	株式会社 イシダ 技術部 技術統括室係長
〃	増子功	株式会社 タツノ 設計部電子グループ 課長代理
〃	和田俊之	株式会社 寺岡精工 知的財産規格部課長
〃	川島定	矢崎エネルギーシステム株式会社 ガス機器開発センター第一開発 部 11 チームリーダー

(9) 情報化作業委員会

委員長	渡邊宏	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 計量標準基盤研究グループ
委員	安藤弘二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
〃	岡田有加	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
〃	松岡聡	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 計量標準基盤研究グループ
〃	森中泰章	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ長
〃	薊裕彦	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ
〃	高橋豊	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ
〃	渡邊昇五	日本電気計器検定所 検定管理部 検定研究グループ アシスタントマネージャー
〃	篠倉博之	一般社団法人 日本ガス協会 技術部 設備技術 G

委員	弥 栄 邦 俊	東光東芝メーターシステムズ株式会社 技術部 部長
〃	戸 田 晋 司	愛知時計電機株式会社 R&D 本部 技術開発部部长
〃	奥 野 啓 道	アズビル金門株式会社経営企画部 取締役 部長
〃	水 口 裕一郎	株式会社 イシダ 技術部 技術統括室係長
〃	島 田 郁 男	株式会社 エー・アンド・デイ 第1設計開発本部 第1部 11課課長代理
〃	瀬 川 浩 一	株式会社 クボタ 精密機器技術部長
〃	関 広 志	株式会社 タツノ 設計部電子グループ 課長
〃	和 田 俊 之	株式会社 寺岡精工 知的財産規格部課長
〃	松 尾 孝 徳	大和製衡株式会社 産機技術部 産機設計課 主任技師
〃	江 崎 純一郎	三和メーター株式会社 営業サービス部長

(10) 計量器作業委員会

委員長	森 中 泰 章	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ長
委員	安 藤 弘 二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
〃	大 串 浩 司	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 カトルク標準研究グループ長
〃	藤 田 佳 孝	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流体標準研究グループ長
〃	尾 藤 洋 一	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 長さ標準研究グループ長
〃	伊 藤 武	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ長
〃	井 上 太	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ
〃	戸 田 邦 彦	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ
〃	村 田 浩 美	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 計量認定課長
〃	井 上 賢 一	一般社団法人 日本電気計測器工業会 政策課題グループ 部長
〃	高 子 昌 貢	株式会社 TJM デザイン 生産本部第一生産部長
〃	前 田 哲 夫	株式会社 ニシベ計器製造所 名古屋営業所 技術部 部次長

(11) タクシーメーター作業委員会

委員長	前 田 哲 夫	株式会社 ニシベ計器製造所 名古屋営業所 技術部 部次長
委員	安 藤 弘 二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職

- | | | |
|----|--------|---|
| 委員 | 西川 賢二 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ |
| 〃 | 堀越 努 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ |
| 〃 | 有山 雅子 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
理事 消費者相談室室長 |
| 〃 | 米野 剛司 | 岡部メーター製造株式会社 専務取締役 |
| 〃 | 岡田 佑 | 一般社団法人 全国ハイヤータクシー連合会 技術環境委員長
宝自動車交通株式会社 代表取締役社長 |
| 〃 | 江崎 純一郎 | 三和メーター株式会社 営業サービス部長 |
| 〃 | 藤川 公成 | 二葉計器株式会社 システム技術部 技術課課長 |
| 〃 | 堀内 克充 | 矢崎エナジーシステム株式会社 第二開発部 第22開発チーム |
- (12) 放射温度計測作業委員会
- | | | |
|----|--------|--|
| 委員 | 笹嶋 尚彦 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
物理計測標準研究部門 応用放射計測研究グループ |
| 〃 | 山澤 一彰 | 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 参事官 |
| 〃 | 佐藤 弘康 | 日本電気計器検定所 標準部 標準研究グループ 専門職 |
| 〃 | 村上 拓朗 | 株式会社 佐藤計量器製作所 校正技術課 課長 |
| 〃 | 山本 泰 | ジャパンセンサー株式会社 技術部技術3課 |
| 〃 | 佐賀 匡史 | 株式会社 チノー 技術開発センター係長 |
| 〃 | 大須賀 直博 | 株式会社 堀場製作所 科学・半導体開発部 Thermometry チーム |
- (13) 体積計作業委員会
- | | | |
|-----|-------|--|
| 委員長 | 神長 亘 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ長 |
| 委員 | 安藤 弘二 | 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職 |
| 〃 | 島田 正樹 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ |
| 〃 | 大羽 将之 | 神奈川県産業技術センター計量検定所 指導グループ副技幹 |
| 〃 | 井沢 昌行 | 埼玉県計量検定所 検査検定担当課長 |
| 〃 | 吉村 成一 | 日本ガスメーター工業会 技術委員長
愛知時計電機株式会社 ガス機器製造部 部長 |
| 〃 | 糸魚川 昇 | 愛知時計電機株式会社 R&D 本部長付 理事 |
| 〃 | 大滝 勉 | 株式会社 タツノ 設計部 専任部長 |
- (14) 水道メーター作業委員会
- | | | |
|-----|-------|------------------------|
| 委員長 | 糸魚川 昇 | 愛知時計電機株式会社 R&D 本部長付 理事 |
|-----|-------|------------------------|

委員	中田 幹夫	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
〃	西川 一夫	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ
〃	島田 正樹	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	都丸 敦	東京都水道局 貯水槽水道対策担当課長
〃	八木 賢二	横浜市水道局給水サービス部 給水維持課 水道メーター係長
〃	若林 武夫	公益社団法人 日本水道協会 工務部規格課長
〃	安西 正憲	アズビル株式会社 AAC IAP 開発部 3 グループ課長代理
〃	大塚 謙太郎	アズビル金門株式会社 製品開発部 開発第1 グループ マネージャー
〃	川瀬 政樹	大豊機工株式会社 公共システム部次長
〃	垣本 憲一	柏原計器工業株式会社 取締役工場長
〃	吉村 紀之	島津システムソリューションズ株式会社 技術部課長
〃	和泉 正史	株式会社 西部水道機器製作所 代表取締役
〃	樋口 隆司	株式会社 東芝 計測制御機器部 計測機器開発担当主務
〃	信長 章夫	株式会社 Toshin 代表取締役会長
〃	唐澤 進太郎	東洋計器株式会社 水道事業部長
〃	藤田 保盛	株式会社 阪神計器製作所 品質管理課長
〃	田邊 誠司	横河電機株式会社 IA プラットフォーム プロダクト事業センター 流量計部 製品開発 1 課マネージャー

(15) ガスメーター作業委員会

委員長	吉村 成一	日本ガスメーター工業会 技術委員長 愛知時計電機株式会社 ガス機器製造部 部長
委員	中田 幹夫	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
〃	藤本 安亮	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ
〃	島田 正樹	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	篠倉 博之	一般社団法人 日本ガス協会 技術部 設備技術 G
〃	浅田 昭治	大阪ガス株式会社 設備部メーター企画チーム
〃	鈴木 守	東京ガス株式会社 基盤技術部スマートシステム研究開発センター 課長
〃	西口 一弘	東邦ガス株式会社 商品開発部技術グループ 次長
〃	大岩 彰	日本ガスメーター工業会 事務局長

委員	石 関 淳	アズビル金門株式会社 開発本部 製品開発部 開発第2グループ グループマネージャー
〃	田 村 逸 朗	関西ガスメータ株式会社 常務取締役
〃	石 谷 聡	株式会社 竹中製作所 技術部課長
〃	岩 尾 健 司	日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社 設計部
〃	寺 西 豊	東洋ガスメーター株式会社 技術開発部メーター設計グループ 次長
〃	秋 山 博 和	東洋計器株式会社 取締役技監
〃	川 島 定	矢崎エナジーシステム株式会社 ガス機器事業部 ガス機器開発センター 第一開発部 第11チーム リーダー

(16) 燃料油メーター作業委員会

委員長	佐々木 雅 雄	株式会社 タツノ 設計部 部長
委員	安 藤 弘 二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
〃	戸 田 邦 彦	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ
〃	島 田 正 樹	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	大 羽 将 之	神奈川県産業技術センター計量検定所 指導グループ副技幹
〃	石 井 弘 一	全国石油商業組合連合会 業務グループチームリーダー
〃	森 和 久	愛知時計電機株式会社 R&D 本部 本部長
〃	渡 邊 正 一	株式会社 オーバル マーケティング部課長
〃	小 俣 光 男	コモタ株式会社 経営管理部人事マネージャー
〃	阿 部 繁	日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社 主任技師
〃	國 下 健	株式会社 富永製作所 設計部 設計1課 係長
〃	塩 見 友 康	日東精工株式会社 制御システム事業部 設計課課長
〃	永 良 信 和	株式会社 ホクセイ 技術部部長

(17) 積算熱量計作業委員会

委員	中 田 幹 夫	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
〃	神 長 亘	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ長
〃	島 田 正 樹	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	三 輪 和 弘	愛知時計電機株式会社 生産本部水機器製造部 副部長/技術課長

委員 荒木 敏文 アズビル金門株式会社 製品開発部
開発第2グループ マネジャー

(18) 圧縮燃料ガス計量システム作業委員会

委員長 大滝 勉 株式会社 タツノ 設計部 専任部長
委員 川端 尚志 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
" 安藤 弘二 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
" 岡田 有加 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
" 森岡 敏博 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 気体流量標準研究グループ長
" 戸田 邦彦 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ
" 島田 正樹 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
" 金子 大樹 一般社団法人 日本ガス協会 天然ガス自動車室 係長
" 小林 誠司 株式会社 オーバル 技術部技術一グループ 課長
" 高本 正樹 東京計装株式会社 取締役 技術本部長
" 樋口 裕治 日立オートモティブシステムズメジャメント株式会社 設計部

(19) 質量計作業委員会

委員長 三倉 伸介 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ長
委員 安藤 弘二 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
" 植木 正明 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 質量標準研究グループ
" 大谷 怜志 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ
" 長野 智博 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
" 松本 毅 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター
計量標準普及センター 国際計量室/法定計量管理室 総括主幹
" 中村 匠 東京都計量検定所 検定課 課長代理
" 高尾 明寿 一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部
熱・力学計測課課長
" 松岡 利幸 アンリツインフィビス株式会社 開発本部第1開発部
プロジェクトチーム マネージャー
" 田尻 祥子 株式会社 イシダ 技術部 技術統括室 担当課長

委員	石井哲生	株式会社 エー・アンド・デイ 第1設計開発本部 第1部次長
〃	岩井誠司	鎌長製衡株式会社 計量システム部 統括部長
〃	瀬川浩一	株式会社 クボタ 精密機器技術部長
〃	飯塚淳史	株式会社 島津製作所 分析計測事業部 天びんビジネスユニット長
〃	和田俊之	株式会社 寺岡精工 知的財産規格部課長
〃	村上昇	株式会社 村上衡器製作所 代表取締役社長
〃	宮本功	大和製衡株式会社 生産技術本部 研究開発部 部長

(20) 自動はかり等作業委員会

委員長	三倉伸介	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ長
委員	安藤弘二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
〃	大谷怜志	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ
〃	長野智博	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	高橋豊	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ
〃	大野浩一	一般財団法人 日本穀物検定協会 関東支部 検査課
〃	金井一榮	金井計量管理事務所 計量士
〃	高尾明寿	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部 熱・力学計測課課長
〃	松岡利幸	アンリツインフィビス株式会社 開発本部第1開発部 プロジェクトチーム マネージャー
〃	田尻祥子	株式会社 イシダ 技術部 技術統括室 担当課長
〃	石野浩一	鎌長製衡株式会社 機械システム部 設計課長
〃	瀬川浩一	株式会社 クボタ 精密機器技術部長
〃	村井茂夫	JFE アドバンテック株式会社 計量事業部 第1技術部長
〃	和田俊之	株式会社 寺岡精工 知的財産規格部課長
〃	宮本功	大和製衡株式会社 生産技術本部 研究開発部 部長

(21) 質量計用ロードセル作業委員会

委員長	廣瀬明生	大和製衡株式会社 生産技術本部 研究開発部 センシング技術課
委員	安藤弘二	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 計量技術専門職
〃	三倉伸介	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ長

委員	薊 裕彦	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量計試験技術グループ
〃	孫 建新	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 質量標準研究グループ
〃	長野 智博	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	高尾 明寿	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部熱・力学計測課課長
〃	田尻 祥子	株式会社 イシダ 技術部 技術統括室 担当課長
〃	三昌 洋一	株式会社 エー・アンド・デイ 機械設計本部 7部 71課課長
〃	栗田 聡	株式会社 クボタ 精密機器技術部計量開発グループ長
〃	富高 禎彦	JFE アドバンテック株式会社 計量事業部開発部部長
〃	池島 俊	新光電子株式会社 執行役員 技術部部長
〃	和田 俊之	株式会社 寺岡精工 知的財産規格部課長
〃	室橋 章	ミネベアミツミ株式会社 センシングデバイス事業部システム技術部 トランスデューサ技術課主査

(22) 電力量計等作業委員会

委員長	加曾利 久夫	日本電気計器検定所 検定管理部長
委員	伊藤 弘幸	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室 室長補佐
〃	佐藤 優希	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
〃	福崎 知子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 法定計量管理室
〃	森 成人	電気事業連合会 工務部副長
〃	中丸 晃男	コニカミノルタ株式会社 センシング事業部 品質保証部部長
〃	松田 亘弘	パナソニック株式会社 パワー機器ビジネスユニット 新事業推進部 課長
〃	手塚 政俊	日本電気計器検定所 検定管理部検定管理グループマネージャー
〃	浜下 雅之	日本電気計器検定所 標準部校正サービスグループ マネージャー
〃	片岡 紳一	日本電気計器検定所 検定管理部型式試験グループ マネージャー

(23) 音響振動計量器作業委員会

委員長	堀内竜三	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 音響超音波標準研究グループ長
委員	中田幹夫	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
〃	大田明博	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 工学計測標準研究部門 工学計測標準研究部門 総括研究主幹
〃	伊藤武	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ長
〃	堀越努	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ
〃	振原崇	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計器検定課 主幹
〃	平寛	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計器検定課 副主査
〃	高澤淳之	株式会社 小野測器 品質保証グループ 技師長
〃	大屋正晴	リオン株式会社 事業企画部担当課長

(24) 放射線計量器作業委員会

委員長	齋藤則生	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 副研究部門長 (計量標準普及センター国際計量室長)
委員	柚木彰	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 放射能中性子標準研究グループ長
〃	吉澤道夫	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 原子力科学研究所 放射線管理部 部長
〃	小嶋拓治	ビームオペレーション株式会社 代表取締役社長
〃	高島誠	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部 電子計測課 主査

(25) 環境・分析計量器作業委員会

委員長	井原俊英	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 総括研究主幹
委員	石田宏美	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
〃	三浦勉	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 無機標準研究グループ長
〃	黒岩貴芳	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準物質認証管理室長 (物質計測標準研究部門 環境標準研究グループ)

委員	分領 信一	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〃	松本 毅	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 国際計量室／法定計量管理室 総括主幹
〃	岡澤 剛	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 計画課 参事官
〃	上原 伸二	一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所 化学標準部 技術第一課長
〃	別府 健司	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部 計器検定課 主幹
〃	中川 勝博	株式会社 島津製作所 分析計測事業部 グローバルマーケティング部
〃	関口 和弘	一般社団法人 日本環境測定分析協会 副会長
〃	井上 賢一	一般社団法人 日本電気計測器工業会 政策課題グループ 部長
〃	松浦 義和	一般社団法人 日本分析機器工業会 専務理事
〃	板橋 亨久	株式会社 島津製作所 分析計測事業部 環境ビジネスユニット ガスグループ グループ長
〃	羽毛田 靖	東亜ディーケーケー株式会社 分析技術部専任次長
〃	坂中正 雄	富士電機システムズ株式会社 環境ソリューション事業部 計測機器技術部 主査
〃	小林 剛士	株式会社 堀場製作所 環境・プロセス事業戦略室マネージャー
幹事	近藤 宏	一般社団法人 日本分析機器工業会 総務グループ長

(26) 水分・タンパク計作業委員会

委員長	松本 毅	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準管理センター 計量標準普及センター 国際計量室／法定計量管理室 総括主幹
委員	沼田 雅彦	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 有機基準物質研究グループ長
〃	戸田 邦彦	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 流量計試験技術グループ
〃	高尾 明寿	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部 熱・力学計測課課長
〃	杳掛 文夫	株式会社 ケツト科学研究所 技術部顧問
〃	石突 裕樹	株式会社 サタケ 技術本部 選別・計測グループ 計測チームリーダー
〃	森 静一	株式会社 ジェイ・サイエンス東日本 企画開発部長

委員	鈴木康志	株式会社 島津製作所 分析計測事業部 グローバルアプリケーション開発センター 光・観察グループ マネージャー
〃	瀧川隆介	株式会社 チノー 技術開発センター 第2開発室 室長
〃	長谷川勝二	日本分光株式会社 品質保証部 次長
〃	近藤宏	一般社団法人 日本分析機器工業会 総務グループ長

(27) 呼気試験機作業委員会

委員長	上原伸二	一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所 化学標準部 技術第一課長
委員	岡田有加	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
〃	下坂琢哉	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物質計測標準研究部門 ガス・湿度標準研究グループ長
〃	松本毅	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 国際計量室／法定計量管理室 総括主幹
〃	久保田利雄	一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター 計量計測部 計器検定課長
〃	近藤宏	一般社団法人 日本分析機器工業会 総務グループ長
〃	畑慎一	光明理化学工業株式会社 開発技術部 課長
〃	望月計	株式会社 タニタ LS 事業部企画課 課長
〃	杉本哲也	東海電子株式会社 専務取締役
〃	瓜田貴	フィガロ技研株式会社 開発部 ユニット開発課 アシスタントマネージャー

(28) 医療用計量器作業委員会

委員長	松浦義和	一般社団法人 日本分析機器工業会 専務理事
委員	中田幹夫	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長補佐
〃	森中泰章	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ長
〃	伊藤武	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ長
〃	遠藤健	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 規格基準部 医療機器基準課 主任専門員
〃	白井正一郎	公益社団法人 日本眼科医会 副会長
〃	石塚繁廣	株式会社 エー・アンド・デイ ME 事業本部開発 1 課長
〃	村田和春	株式会社 エー・アンド・デイ 第3設計開発本部 第2部

委員	市川 勉	オムロンヘルスケア株式会社 CS 統轄部許認可部 技術規格管理グループ
〃	藤田 安生	オムロンヘルスケア株式会社 生体計測機器開発部マネージャー
〃	中西 孝	シチズン・システムズ株式会社 品質保証部製品保証課
〃	小林 勇	シチズン・システムズ株式会社 開発センター開発四課
〃	服部 真	ジャパンフォーカス株式会社 業務推進部
〃	阿部 隆士	株式会社 タカギセイコー 技術部技術課
〃	山田 秀	株式会社 テイエムアイ 代表取締役社長
〃	築田 克美	テルモ株式会社 ホスピタルカンパニーME 開発部 研究員
〃	栗尾 勝	テルモ株式会社 ME センター上席主任研究員
〃	丸山 弘毅	株式会社 トプコン アイケア開発技術部 アイケア製品開発課 エキスパート
〃	臼田 孝史	日本光電工業株式会社 生体情報技術センタバイタルセンサ部 2 課長
〃	山口 徳芳	株式会社 はんだや 技術部長
〃	小林 忍	フクダ電子株式会社 生産本部課長
〃	阪口 雅章	森下仁丹株式会社 資材購買部主幹

第2章 水素燃料計量システムに関する国際標準化事業

2.1 事業目的及び実施内容

先進各国では、エネルギー安定供給確保及び地球温暖化防止の観点から精力的に燃料電池自動車（FCV）の開発・普及を進めている。我が国においても、FCVの本格的な普及を進めるにあたり、水素ステーションにおける水素燃料取引に使用される計量器で適正計量が行われることは、取引当事者間、とりわけ消費者保護の観点から必要不可欠である。このため、我が国の最新の研究・技術開発成果をもとにとりまとめたJIS B 8576「水素燃料計量システムー自動車充填用」及び本事業の初年度（平成28年度）の成果に基づき、CDの作成や国際会議等を通じた各国意見の取りまとめなどの国際標準化を実施した。

【事業の進捗状況】

(2017年)

- | | |
|-----------|---|
| 3月31日 | R139-1&2 の1WDを作成し、プロジェクト・グループに対してオンライン（PG Workspace）による任意のコメント提出を求めた（回答期限 2017/04/30）。 |
| 5月24日 | R139-1&2&3 の1CDを作成し、プロジェクト・グループに対してオンライン（PG Workspace）によるコメント提出を求めた（回答期限 2017/08/28）。 |
| 9月18日～20日 | 国際会議@蘭・デルフト
※1CDへの各国意見への対応が検討され、2CDを作成することとなった。 |
| 11月16日 | R139-1&2&3 の2CDを作成し、プロジェクト・グループに対してオンライン（PG Workspace）による投票及びコメント提出を求めた（回答期限 2018/02/16）。 |

(2018年)

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 3月14日 | CIML Preliminary ballotの開始（3ヶ月） |
|-------|---------------------------------|

2.2 委員会活動

2.2.1 水素燃料計量システム国内委員会

(1) 活動の概要

今年度は委員会を4回開催し、今年度の水素燃料計量システムに係る活動方針等について審議したほか、R139改定内容及び国際会議について報告を行った。

(2) 委員会の開催状況

1) 第1回水素燃料計量システム国内委員会

日時：2017年5月11日（木）14時～15時30分

場所：経済産業省別館1階103、105共用会議室

議題：①国内委員会及び国内WG委員名簿案について

- ②全体スケジュールについて
- ③WDへの各国コメントについて
- ④1CD作成について
- ⑤高精度性能評価方法の開発について

審議事項：

国内委員会及び国内WG委員構成、今年度の事業活動（全体計画及び研究開発計画）並びにWDへの各国コメント、1CD作成状況及び高精度性能評価方法の開発の説明があり、これを承認した。

2) 「第2回水素燃料計量システム国内委員会」及び「第2回水素燃料計量システム国内WG」
合同会合

日時：2017年9月5日（火）14時～14時30分（委員会部分）

場所：グランドヒル市ヶ谷 西館「ペガサス」

- 議題：①R139 1CDへの各国コメントについて
- ②国際会議への対処方針について
 - ③高精度性能評価方法の開発について

審議事項：

R139 1CDへの各国コメント、国際会議への対処方針について資料を基に説明があり、これを承認した。また、産総研の研究開発の状況について報告した。

3) 第3回水素燃料計量システム国内委員会

日時：2017年12月14日（木）14時～15時45分

場所：経済産業省 別館 626会議室

- 議題：①TC8/SC7/p7 第2回国際会議（デルフト）報告について
- ②国内WGの活動報告
 - ③R139 2CDについて
 - ④今後のスケジュールについて
 - ⑤その他

審議事項：

9月に蘭・デルフトで開催されたTC8/SC7/p7 第2回国際会議、国内WGの活動報告、R139 2CDの改定状況、今後のスケジュールについて説明があり、これを承認した。

また、中西委員から水素燃料計量システムの評価試験技術について紹介が行われた。

4) 「第4回水素燃料計量システム国内委員会」及び「第4回水素燃料計量システム国内WG」
合同会合

日時：2018年2月27日（水）14時～16時

場所：経済産業省 別館 626会議室

議題：①R139 2CDへの各国コメントについて

②高精度性能評価方法の開発について

審議事項：

R139 2CDへの各国コメントについて検討を行った。

また、産総研の研究開発状況について報告があった。

2.2.2 水素燃料計量システム国内WG

(1) 活動の概要

今年度は国内WGを4回開催し、R139 1CD及び2CD並びにWD、1CD及び2CDへの各国コメントへの対応について検討を行った。

(2) 委員会の開催状況

1) 第1回水素燃料計量システム国内WG

日時：2017年5月8日（月）14時～17時

場所：経済産業省 別館1階 103会議室

議題：①全体スケジュールについて

②WDへの各国コメントについて

③1CD作成について

審議事項：

全体スケジュールについて説明があった。また、WDへの各国コメント及び1CDについて検討を行った。

2) 「第2回水素燃料計量システム国内委員会」及び「第2回水素燃料計量システム国内WG」

合同会合

日時：2017年9月5日（火）14時45分～17時（WG部分）

場所：グランドヒル市ヶ谷 西館「ペガサス」

議題：①R139 1CDへの各国コメントについて

審議事項：

R139 1CDへの各国コメントについて、共同議長である蘭と一緒に日本意見を記載した。

3) 第3回水素燃料計量システム国内WG

日時：2017年12月11日（月）14時～15時

場所：経済産業省 別館 626会議室

議題：①TC8/SC7/p7 第2回国際会議（デルフト）報告について

②R139 2CDについて

③今後のスケジュールについて

審議事項：

9月に蘭・デルフトで開催されたTC8/SC7/p7 第2回国際会議、R139 2CDの改定状況、今後のスケジュールについて説明があり、これを承認した。

- 4) 「第4回水素燃料計量システム国内委員会」及び「第4回水素燃料計量システム国内WG」
合同会合

※前述の委員会と同じ。

2.3 国際会議

2.3.1 R139改定の会議

期間：2017年9月18日～20日

場所：VSL（蘭・デルフト）

日本からの出席者： NMIJ高辻利之（Co-convener），寺尾吉哉，
METI 川端尚志，川原英彰，
タツノ 大滝勉，
日立オートモティブシステムズメジャメント 櫻井茂

主要な決定事項：

○Accuracy class

現在の案は使用中検定の MPE を使って Class 2, 3, 5 としているが、初期検定の値を使って Class 1.5, 2, 4 とすることになった。日本の JIS と矛盾が生じるが、既に市場に出ている装置はないということで了解した。

○Lifetime estimate

可動部分のない流量計は耐久試験を免除する件について、免除する条件としてメーカによる Lifetime estimate の提出が要求されている。その具体的な内容について議論し、実際に実験を行った結果を要求するものではないことを確認した。そのため evidence という用語は使わない。

○Table 8

どのような試験を行うかについてまとめた Table 8 が複雑であり、さらに間違いがあるということで細かい議論を行い、合意した。

○脱圧ロス

日本と欧米で扱いの違いがある。日本は最大量を見積もって全てスタンドが負担する。欧米は平均値あるいは実測値で差し引く。その扱いは各国の規制当局に任せるべきものであり、具体的な内容は記さない。

国際会議のDraft Agendaを巻末資料4、出席者リストを巻末資料5、英文議事録を巻末資料6に示す。

2.4 今後の予定：

- ・2018年3月中旬 CIML Preliminary ballot の開始（3ヶ月）
- ・2018年7月初旬 CIMLへ最終文書案提出（CIMLの3ヶ月前）
- ・2018年10月 CIMLで最終投票

第3章 法定計量に関する国際標準化事業における委員会の活動

3.0 表1:OIML国際勧告案／文書案等に対する回答状況(2017.4～2018.3)

No.	TC/SC	幹事国	参加資格	審議勧告／草案等	検討依頼日	回答期限	回答日	審議作業委員会	審議対応	翻訳	回答状況	コメント
1	TC7/SC5	豪	P	R129「荷物の多次元寸法システム 第1部:計量及び技術要求事項 第2部:計量管理及び性能試験 第3部:試験報告書の様式」(20D)	16/12/20	17/4/3	17/3/2	質量計作業委員会	メール審議	-	賛成	別紙1
2	TC9	米国	P	R60「ロードセルの計量規定」(5.1CD)へのコメントと投票	17/3/21	17/4/3	17/4/3	質量計用ロードセル作業委員会	メール審議	-	賛成	別紙2
3	BIML		P	R46「有効電力量計」改定のプロジェクト参加	17/1/26	17/4/25	17/4/17	関係者		-	Pメンバー参加	
4	BIML			新規 R 文書「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」作成のプロジェクト参加	17/1/26	17/4/25	17/4/17	関係者		-	Oメンバー参加	
5	BIML		P	R76「非自動はかり」改定のプロジェクト参加	17/1/26	17/4/25	17/4/17	関係者		-	Pメンバー参加	
6	TC8/SC1	独	P	R80-2「尺付きタンクローリー及びびタンク貨車」(DR)へのOIML 予備投票	17/1/27	17/4/26	17/4/24	体積計作業委員会	メール審議	-	賛成	コメントなし
7	TC8/SC1	独	P	R80-3「尺付きタンクローリー及びびタンク貨車」(DR)へのOIML 予備投票	17/1/27	17/4/26	17/4/24	体積計作業委員会	メール審議	-	賛成	コメントなし
8	BIML			B18及びび補足文書	17/4/4	17/6/5	17/6/5	計量器証明書作業委員会	委員会開催 5月25日	翻訳	回答	別紙3
9	TC9	米国	P	R60「ロードセルの計量規定」(DR)	17/4/7	17/6/30	17/6/30	質量計用ロードセル作業委員会	委員会開催 6月15日	翻訳	反対	別紙4
10	TC9/SC2	英国	P	R61「充填用自動はかり」(DR)	17/4/11	17/6/30	17/6/30	自動はかり等作業委員会	委員会開催 6月23日	翻訳	賛成	別紙5
11	TC17/SC7	仏・独	P	R126「応用アルコル呼気分析計」第1部:計量及び技術要件 第2部:計量管理及び性能試験 第3部:試験報告書の様式」(3WD)	17/4/28	17/7/1	17/6/30	呼気試験機作業委員会	メール審議	-	回答	コメントなし
12	TC3/SC4	独	P	新規 D 文書「サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査(DD)」	17/4/21	17/7/21	17/7/21	計量規則等作業委員会及び関連作業委員会	メール審議	-	賛成	別紙6
13	TC5/SC2	独	P	D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件」(WD)	17/4/18	17/7/31	17/7/31 8/25	情報化作業委員会	委員会開催 7月6日	翻訳	回答	別紙7
14	BIML prMC			法定計量分野の IAF/ILAC 合同審査手順へのコメント	17/8/1	17/8/25	17/8/25	計量器証明書作業委員会	メール審議	-	回答	別紙8-1 別紙8-2 別紙8-3
15	TC8/SC7	蘭・日	P	R139-1,2&3「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム」ICDへのコメント	17/5/24	17/8/28	17/8/25	水素燃料計量システム国内委員会及び国内WG	メール審議	-	回答	別紙9 (コメントなし)
16	TC6	南アフリカ	P	「包装商品認証システムに関する新ガイド文書」への予備投票	17/6/28	17/9/27	17/9/27	包装商品作業委員会	メール審議	翻訳	賛成	別紙10

No.	TC/SC	幹事国	参加資格	審議勧告/草案等	検討依頼日	回答期限	回答日	審議作業委員会	審議対心	翻訳	回答状況	コメント
17	TC4	スロバキア	P	D5「計量器の階級図式制定のための原則」1WDへのコメント	17/6/28	17/9/27	17/9/27	計量規則等作業委員会	メール審議	翻訳	回答	別紙11
18	TC4	スロバキア	P	D10「試験所で用いられる計量装置の再校正周期決定のための指針」3WDへのコメント	17/7/24	17/10/17	17/10/6	計量規則等作業委員会	メール審議	翻訳	回答	別紙12
19	TC3/SC5	米国	P	新D文書「ISO/IEC 17065を法定計量における計量器認証機関の評価に適用するための指針」1CDへのコメント	17/7/28	17/10/27	17/10/25	計量規則等作業委員会	メール審議	翻訳	回答	別紙13 (コメントなし)
20	BIML prMC		P	新B文書「OIML-CSロコの使用に関する基本文書作成プロジェクトへの参加	17/10/19	17/11/17	17/11/15	計量器証明書作業委員会	-	-	参加	-
21	BIML prMC		P	OIML-CSのMCへの参加登録	17/11/09	17/12/8	17/11/24	計量器証明書作業委員会	-	-	回答	-
22	TC17/SC3	ロシア	P	R54「水溶液のpH目盛」1WDへのコメント	17/9/5	17/12/1	17/12/1	環境・分析計量器作業委員会	メール審議	-	回答	別紙14
23	TC17/SC7	仏・独	P	R126-1,2&3「証拠用呼気アルコール分析計」4WDへのコメント	17/9/29	18/1/2	17/12/21	呼気試験機作業委員会	委員会開催 11月20日	翻訳	回答	別紙15
24	TC17/SC7	仏・独	P	R126-1,2&3「証拠用呼気アルコール分析計」4WD 11.4「性能試験」へのコメント	17/12/20	18/1/26	18/1/26	呼気試験機作業委員会	メール審議	-	回答	別紙16
25	TC9/SC2	英国	O	新R文書「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」2WD	17/9/13	18/1/30	-	自動はかり等作業委員会	メール審議 (情報共有)	-	-	-
26	TC8/SC7	蘭・日	P	R139-1,2&3「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム」2CDへの投票	17/11/16	18/2/16	18/2/9	水素燃料計量システム 国内委員会及び国内WG	委員会開催 国内WG12月11日 国内委員会 12月14日	翻訳	賛成	別紙17
27	TC5/SC2	独	P	D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件」(1CD)	18/1/11	18/4/10		情報化作業委員会	委員会開催 2月28日	翻訳		
28	TC3/SC5	米国	P	新D文書「ISO/IEC 17065を法定計量における計量器認証機関の評価に適用するための指針」2CDへのコメント	18/1/17	18/4/16		計量規則等作業委員会	メール審議	翻訳		
29	TC12	豪	P	R46-1&2「有効電力量計」1WDへのコメント	17/12/1	18/4/20		電力量計等作業委員会	メール審議	-		

※回答状況欄「賛成」で、コメント欄に「別紙○」とあるのは、「別紙○」のコメントを付けて「賛成投票」したことを示します。

3.1 今年度の審議概要（論点）

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
計量規則等作業委員会	<p>1) 新規 D 文書: サンプル検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査 (DD) への CIML 予備投票</p> <p>①背景・内容： 「文書の要点」: 検定の有効期間は、そのメーターの信頼性(すなわち使用中の正確さを保つ性能)に対して、通常一定の年数が設定される。メーターの信頼性は設計、製造、使用、時間及び環境を含む多くの要因に影響されるが、そのような要因による影響は評価が難しい。 したがって、メーターの検定に対して最初に設定される有効期間は、望ましい期間より長いのか、又は短いのかのいずれかとなり得る。この文書は、上記の問題に取り組むため、特定のメーターの性能及び適合性の規格に関して統計的手法を用いる客観的手段を提供し、最初に決定した有効期間の適切性を査定するもの・・・品質を抜取検査に基づいて再評価すること可能とするものである。</p> <p>・活動経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2004/07) TC3/SC4「統計的方法の適用」の幹事国(独PTB)より、OIML 国際文書第1委員会草案(1CD)「サンプル検査に基づいた使用中ユーティリティメーターの検定有効期限の延長」の検討依頼に対し、幹事国に回答文を送付。その後 2004年9月に TC3/SC4 会議がドイツで開催され、1CD に反映されなかった技術的な課題や、法定計量分野への民間機関の参入などの案件について議論が行われた。 ・(2006/06) TC3/SC4「統計的方法の適用」の幹事国(独PTB)より「サンプル検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査」第2次委員会草案(2CD)の検討依頼が届いた。この草案には、前回の TC3/SC4 会議(2004年9月ドイツ)における検討結果に加え、TC12/WG1「電気メーター」(2005年11月)及び TC8/SC8「ガスメーター」会議(2005年10月)の結果も反映されていた。 ・(2010/12) TC3/SC4から、「サンプル検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査」の第3次委員会草案(3CD)に対して、加盟国によるコメントと投票(賛成、反対、棄権)が求められた。これに対して我が国は「コメント付賛成」で回答した。 ・(2013/10) TC3/SC4 はサンプル検査を用いた使用中計量器の管理に関する実態を調査するため、新国際文書案「サンプル検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査」に関するアンケートを加盟国に送付し、回答を求めた。 ・(2014/09) TC3/SC4 は新規 OIML D 文書「サンプル検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査」の第4次委員会草案(4CD)を加盟国に送付し、加盟国のコメントと投票を求めた。これに対して我が国は「コメント付賛成」で回答した。 <p>投票結果:Pメンバー12か国 賛成7、反対2</p> <p>②論点、提出意見： (前回回答2014/09) この日本意見に対し、不十分な回答であったことから電力計、ガスメーターなどについて再度技術的な意見が出された。しかし、技術的な基準は個々にR文書に決められていることから、共通的な取り決めの内容を中心に検討を行った。</p> <p>③結果： コメントつき賛成</p> <p>④今後の予定： G20として発行された。</p> <p>2) D5「計量器の階級図式制定のための原則」1WD*へのコメント *2006年の 2CD から時間が経っているので、この草案は WD (作業草案)と呼ぶこととなった。</p> <p>①背景・内容： この文書は、どのようにトレーサビリティの原則及び活用するかについて規定している。この文書は、計量器のトレーサビリティを証拠立てる役割を果たす計量器の階層化スキームを制定するための規則として提言される。</p> <p>②論点、提出意見： 1WDを翻訳。内容について確認及び意見を募った。引用される国際規格について、最新版での引用、用語などの矛盾箇所について意見が出された。</p>

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	<p>③結果： コメントつき回答</p> <p>④今後の予定：</p> <hr/> <p>3) D10 試験所で用いられる計量装置の再校正周期決定のための指針 3WD へのコメント</p> <hr/> <p>①背景・内容： 試験所又は他の関係当事者に対し、計量器の校正システムを設定しながら、計量器の校正周期をどのように定めるかについて検討を求められている。</p> <p>②論点、提出意見： 引用される国際規格について、意見が出された。</p> <hr/> <p>③結果： コメントつき回答</p> <p>④今後の予定：</p> <hr/> <p>4) 新D文書「ISO/IEC 17065を法定計量における計量器認証機関の評価に適用するための指針」1CDへのコメント</p> <p>①背景・内容： この新D文書に相当する現在のOIML文書「D29:ISO/IEC ガイド65 を計量器認証機関の評価に適用するための指針:2008年」については、その重要な参考文書であるISOのガイド65が新しい国際規格ISO/IEC 17065に改定されているため、この改定に対応した修正を加える必要がある。よって、現在の規格に合わせるため改定作業が始まり、1WDへのコメントが求められた。</p> <p>②論点、提出意見： OIML 証明書制度 (OIML-CS) について、ISO/IEC 17065の運用、及びISO/IEC 17067との関係やその適用の可能性について意見を募った。</p> <p>③結果： コメントなし回答</p> <p>④今後の予定：</p>
不確かさ作業委員会	審議案件はなかった。
包装商品作業委員会	<p>新ガイド文書案（G21）「包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するための手引き」 DG（国際ガイド文書案）に対する予備投票</p> <hr/> <p>① 背景・内容： この文書はOIML加盟国で利用するための包装商品に対する国際的な相互認証制度を発足させるための基本文書として、2005年頃から作成作業が進められていたものである。当初この文書は、より拘束力の強いB又はD文書として作成されていた。しかし多くの加盟国は相互認証制度に強い抵抗を示した。そのため2013年の第48回CIML委員会において、この文書案を拘束力のないガイド文書として残すことが合意された。そしてBIMLとTC6は、ガイド文書案2CDへのTC6加盟国のコメントをもとに、改定したDGを作成し、2017年9月にオンライン予備投票を求めた。</p> <hr/> <p>② 論点・提出意見： 文書の位置づけがガイド文書となり、我が国の量目制度に与える影響も極めて小さいと判断されたため、作業委員会は開催せずメール審議のみで対応した。DGへのわが国のコメントも本質的なものではなく、その多くは用語の使い方や編集的なものであった。</p> <hr/> <p>③ 審議結果： DGには「コメント付き賛成」で回答し、その結果、このガイド文書は承認され、2017年12月にOIML G21「包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するための手引き:2017年」として発行された。</p>

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	<p>④今後の予定： 現在TC6は、担当する文書であるR79(包装商品ラベル表示)、R87(包装商品内容量)、及びG21の全てについて改訂／作成作業を終えた段階にある。従って2～3年の間は、TC6に関する審議案件は発生しないことが予想される。</p>
計量器証明書作業委員会	<p>1)B18及び補足文書へのコメント</p> <p>①背景・内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計量器のOIML証明書制度は1991年に開始し、MAAは2005年に運用可能となった。しかし、現時点において基本証明書制度は計量器の38機種を対象としているがMAAは3つの機種（R49,R60,R76）しか網羅していない。 ・ 2015年の第51回CIML委員会においてprMC（予備運営委員会）を発足し、新しい証明書制度（OIML-CS）のための基本文書案も同時に承認された。基本文書はOIML B18として発行され、prMCはこの文書の附属文書である運用文書（Operational Documents:OD-01～OD-03）と手順書（Procedural Documents:PD-01～PD-08）の草案を作成し、prMC会議を2回開催し附属書文書及び今後の運営方法を議論した。 ・ OIML-CSの下に、スキームAとスキームBという2つのスキームを作成し、2018年1月1日よりMAA証明書→スキームA証明書、基本証明書（Basic）→スキームB証明書へと移行する。 ・ 2018年1月から開始されるスキームAの機種は、R60, R76とする。R49は2018年から2019年へ延期となった。 ・ 現在のMAAの発行機関はそのまま維持し、スキームAへと移行するものと考えられる。 ・ スキームBの参加は自己宣言に基づく付加的な根拠となる証拠を伴う適合の実証で十分。 ・ スキームAの参加発行機関はISO/IEC17065、参加試験所はISO/IEC17025の第三者認証又は外部審査に基づく外部評価により実証しなければならない。 ・ 2018年1月から開始されるスキームAに参加する発行機関は2020年までの2年間の移行期間内にISO/IEC17065の認証を取得しなければならない。 ・ 基本、OIML-CSのスキームA及びBの対象となる計量器は、 <ul style="list-style-type: none"> a)計量的及び技術的要件、 b)試験手順、 c)OIML試験報告書様式、 の3点の条件が整ったR文書の計量器となる。 ・ 6月13-14日に上海にて第2回prMCが開催され、OIML-CSの関連文書について議論した。我が国からは、産総研から3名出席した。 <p>②論点、提出意見：</p> <p>OIML B 18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書構成に一貫性がない、全体の構成として用語の統一を配慮すべき。 ・ OIML-CS専用の17025、17065への適用ガイドラインとして、OIML D29及びD30に置き換わる新しい文書の作成を提案。 ・ 認定機関にとって発行機関を審査するときに重要となるので、B18の1.3項に「OIML-CSはISO/IEC 17067に規定されているスキームタイプ1aに分類される」という文書の追記を追加。 ・ WG(作業グループ)についての記述はOD-01のみ、上位文書のB18にも記述すべきである。 ・ 誤字修正。 <p>運用文書OD-01～OD-02</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RC委員についての規定を明確に規定すべき。

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	<p>③結果：</p> <p>OIML B 18</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の統一は受け入れられ、修正された。 OIML-CS専用適用ガイダンスの作成に対しては特有のガイダンスが必要とされるかどうか、将来再検討することはできるとの見方。 B18の1.3項に「OIML-CSはISO/IEC 17067に規定されているスキームタイプ1aに分類される」という文書を挿入することとなった。 WG(作業グループ)についての記述は、B18 11.7項に規定されることになった。 誤字修正は全て受け入れられ修正された。 <p>運用文書OD-01～OD-02</p> <ul style="list-style-type: none"> RC委員については、異なる計量器の機種を網羅するために委員数を増やすことが意図されているとの回答であった。 <p>手順書PD-01～PD-08</p> <ul style="list-style-type: none"> PD-05の引用文献欄はReferencesに修正された。他の文書に規定しているGeneralは、PD-01、05、06、07、08の文書には必要ないと判断したので修正は行わない。 全てのPD文書のReferences欄で、PD-07の新文書名を「OIML-CSの下での移管取決め」に統一すべきとのコメントは受け入れられ修正された。 PD-03に承認プロセスフローチャートのような図又はフローチャートの追加提案に対しては合意され、ガイドラインの一部としてフローチャートが作成されるとの回答。 PD-05にロゴの使用に関する、OIML証明書保持者の権利と義務を作ってはとのコメントについては、PD-06が証明書の使用とロゴに対応するとの回答であった。カタログへのロゴの使用についての追加質問では、OIML証明書に対応している製品であることをはっきり識別していれば使用できるとなった。 PD-07の基本証明書発行機関の移行について、表現方法を修正すべきとのコメントは合意され、修正されることになった。 <p>④今後の予定：</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回MC会議を2018年3月20から22日にオーストラリア（シドニー）で開催する。 <p>2) IAF-OIML共同評価手続案およびILAC-OIML共同評価手続改定案の新しいバージョンの意見募集</p> <p>①背景・内容：</p> <p>6月の第2回OIML-CS prMC会議で検討された、IAF-OIML共同評価手続案およびILAC-OIML共同評価手続改訂案の新しいバージョンが事務局により作成された。</p> <p>②論点、提出意見：</p> <p>コメントを取りまとめた。主な論点は以下のとおり。 メール審議の時点では、IAF製品WGの合同議長は、このプロジェクトに関する情報を正式に受け取っていないため、文中の「IAF製品WG(ISO/IEC17065)の管理のもとで」という表現は正しくない。従って、OIML担当者からILAC/IAF担当者へ情報共有を依頼することとした。</p> <p>③結果：</p> <p>特になし。</p> <p>④今後の予定：</p> <p>特になし。</p>
電子化計量器作業委員会	今年度の審議案件はなかった。

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
情報化作業委員会	<p>1)D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件」の改定(WD)</p> <p>①背景・内容:</p> <p>D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件:2008年」は、計量器に組込むソフトウェアの一般的な要件および試験、検定方法の要件をまとめたもので、各種の国際勧告(R)へ組み込む要件の「ひな形」を提示する参考文書である。2016年10月に開催された第51回CIMLの承認を受けて、D31を改定するプロジェクト TC5/SC2/P3 が開始された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TC5/SC2/P3の進捗 <p>4月にWDに対する意見照会、2018年1月には1CDに対する意見照会があった。また、WDに関する第1回国際会議が9月にドイツ ベルリンで開催された。</p> <p>WDでは次の改定方針が示された:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基本参照文書を D11:2004 からV 1:2013へ変更する。 - 技術的詳細をより少なくする。 - 余分な宣言書を無くす。 - ハードウェアなどの用語見直し。 - 厳しさレベル/妥当性確認に関する簡略化。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化作業委員会の活動内容 <p>第1回情報化作業委員会にてWDを審議、意見をとりまとめ回答した。</p> <p>第1回国際会議に委員が出席した。</p> <p>1CDについても、第2回情報化作業委員会を開催した。</p> <p>②論点、提出意見:</p> <p>第1回情報化作業委員会での論点は次のとおり:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D31の経緯、役割、位置づけを確認。 ・WDで削除された製造事業者の宣言に関する要求事項「ソフトウェア文書化が正しく完全であることを製造事業者が宣言する」は必要である。理由は、国内で実施されているソフトウェア試験ではD31の要求事項を根拠に製造事業者の宣言を求めているため。 ・追跡可能更新(traced update)について、オペレーティングシステムのセキュリティアップデートを追跡可能更新の一例と解釈して良いのか不明である。 ・「サブアセンブリ」、「トークン」、「パターン」など意味が取りにくい語句、説明が足りない箇所の指摘。 <p>提出意見は次の内容からなる:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造事業者の宣言に関する要求事項は必要であるので復活を求める。 ・誤記訂正。語句の内容確認および修正、参照箇所の明確化の提案など。 <p>③結果:</p> <p>「ソフトウェア文書化が正しく完全であることを製造事業者が宣言する」の必要性の主張と復活を求める要求は理解され、「6.2 型式試験の手続き」の中の一文として1CDに復活した。</p> <p>The manufacturer shall attest that no hidden or undocumented properties exists. (e.g. parameters, commands, functions, backdoors.)</p> <p>その他の提出意見は概ね受理され、満足できる回答を得た。</p> <p>④今後の予定:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2018年4月10日 1CDの意見提出締切 - 2018年4月17日-18日 TC5/SC2/P3 第2回国際会議（蘭ドルトレヒト）
計量器作業委員会	審議案件はなかった。
タクシーメーター作業委員会	審議案件はなかった。
放射温度計測作業委員会	審議案件はなかった。

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
体積計作業委員会	<p>1)R80-2「尺付きタンクローリー及びタンク貨車」(DR)、R80-3「尺付きタンクローリー及びタンク貨車」(DR)へのCIML予備投票</p> <p>①背景・内容： R80は、タンクローリー等に固定されたタンク容量について、その容量を検尺棒により測定するための基準であり、今回そのDR文書についてCIML 予備投票の依頼があった。</p> <p>②論点、提出意見 メール審議の結果、コメント無しの「賛成」として回答をした。</p> <p>③結果： メール審議の結果、コメント無しの「賛成」として回答をした。</p> <p>④今後の予定： 当該文書については、第52回CIML委員会に於いて承認され、平成29年11月にR文書として発行されている。</p>
水道メーター作業委員会	審議案件はなかった。
ガスメーター作業委員会	審議案件はなかった。
燃料油メーター作業委員会	審議案件はなかった。
積算熱量計作業委員会	審議案件はなかった。
圧縮燃料ガス計量システム作業委員会	R139について、水素燃料計量システム国内委員会、国内WGを設置し対応している。
質量計作業委員会	<p>1)R76「非自動はかり」改定のプロジェクト</p> <p>①背景・内容： R76非自動はかりは、特定計量器であること、OIML MAAにより適合証明書を発行していることから改定の開始段階からの関与が重要であるため国際会議PGに参加した。このPGは第51回(2016) CIML委員会において新規活動として承認されたR76「非自動はかり」の改定のためのキックオフ会議となるため、日本から3名(産総研2名、計工連1名(イシダ))が参加した。PGの参加報告と今後のスケジュールの共有、国内の検討体制などについて審議した。</p> <p>②論点、提出意見： ○R76「非自動はかり」改正国際会議PG報告： 2017年12月6、7日、独ブランシュバイクにてPG開催。各国、関連機関から27名が参加。第51回CIML委員会において R76 を改定するプロジェクトが承認。 PGは、R76改正についての各国提案論点(60件)を次の5つに分類し、サブグループを設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「part4」⇒検定、検査、ISO/IEC 17020 ・「harmonization(整合)」⇒自動はかり、OIM文書(D11、D31)との整合 ・「software(ソフト)」⇒ソフトウェア、改ざん防止、リスク管理 ・「modular approach(モジュール)」⇒モジュール認証、POS、リスク管理 ・「structure, terms and definition(定義)」⇒明確化、R60との関係性、主表示など <p>日本は「part4」「software」「modular approach」に参加することとなった。</p>

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	<p>サブグループの議論：</p> <p>【part4】 豪州が所管する検定の方法を記載した文書(NITP6.1-6.4)を草案として、オセアニア／アジア(豪州、中国、日本)、ヨーロッパに分かれ相違点について比較文書を作成することになった。 →豪州の検定の手引き書はJISの方向性と同じだが、目視検査もあり、より詳細である。</p> <p>【modular approach(モジュール)】 複数のモジュールを組み合わせたOIML証明書発行や型式の承認の場合に、複数のrevisionの取り扱いについてその整合性の保証について問題が提起された。モジュールに関する問題をR76に如何に反映するかという議論が今後進められるものと思われる。</p> <p>【software】 OIML R 76のソフトウェア要件はD31の勧告に基づいていることに同意。必要な場合にはD31から逸脱する可能性はあるが、目標はOIML R76を可能な限りD31と整合させるべきである。D31 TC5/SC2/P3プロジェクトグループからD31のドラフトの提供を依頼。R76のソフトウェアは、要件だけでなく、テスト手順と、場合によってはレポート形式と検証手順も含む。ソフトウェアベースの機器の主な問題は、PCベースの機器に法定計量に関連するソフトウェアを確保すること。 ○今後のサブグループでの活動 各国の検定手順に関する基準を提出して比較文書を作成。日本としては、非自動はかりJIS B 76112:2015附属書JAと引用する本文項目などをまとめて提出。(1月31日に提出済み)</p> <p>③結果： R76改定に関して、その内容が検定、ソフトウェアなど国内の技術基準に係る重要な内容であることから、詳細な資料を提供するなど、積極的に作業に係わることを確認した。また、委員から要望が出された次の項目にも注意深く対応することが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定の意図と関係のない議論の監視 ・不要で煩雑な検定項目の追加の阻止 <p>今後の改定検討作業において、関連するR60「ロードセル」、D31「ソフトウェア」、D11「計量器に対する一般要求事項－環境条件」なども重要な内容であることから、各委員会と協力して作業を行うことが必要である。</p> <p>④今後の予定： R76改定の全体討議の場としてTCが2019年に日程未定で計画されている。 サブグループとしての活動は、1月末(31日提出済み)までに各国の検定に関する技術基準を提出、各国意見の聴取と取り纏めを経て2018年9月に第1版WD発行予定。</p>
自動はかり等作業委員会	<p>1)R129「荷物の多次元寸法システム」(2CD)</p> <p>①背景・内容 幅、奥行き、高さなどの寸法測定と質量の測定を同時に行う計量器であり物流の現場などで使用されることが多い。システムの構成としてははかり部分が重要となるため、質量計作業委員会での審議の対象となった。しかしながら、当該計量器を製造している国内事業者は少ない。</p> <p>②論点、意見提出： 寸法測定に使用する光源の特性に関連して、不均質な光を使った試験を加える事が提案されているため、その内容を検討した。試験時の周囲光に加えて強力なパターンを持つ不均質な光が計量器に照射される場合の評価と理解し、その手法の解釈を試みたが、必要な不均質な光に対する説明や仕様が不十分であった。正確な判断には、計量器表面における不均質な光の照度、パターンのコントラスト、光の波長(又は色)のような追加情報が必要であるため、情報の提供を求めることとなったが、技術基準の意図などにおいては適正であると判断した。 以上のことから、「賛成」(コメント付)として、意見を提出した。 付加したコメント:試験を実施するために必要な不均質な光について、照度、パターンのコントラスト、光の波長(又は色)等の情報を追記すること。</p>

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	③結果： 提出意見に対する回答は、今のところ特になし。
	④今後の予定： 特になし
	2)新規R文書:「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」(2WD)
	①背景・内容： 湾曲した滑り台上を滑り落ちるバラ状物体を積算計量する自動はかりについて、新規R文書作成プロジェクトが開始された。事務局から2WDが配信され、検討を行うこととなった。当該自動はかりはコンベヤスケールと同様の計量方式であるが、現在自動はかりとしてJISを整備しているコンベヤスケールには含まれない。この新規R文書に関連する日本のステータスは「Oメンバー」である。
	②論点、提出意見： 当該自動はかりの製造実績と使用について調査を実施したが、国内製造事業者において、類似の自動はかりを製造する事業者がないことがわかった。また、現在整備を開始している法規制の自動はかりにも該当しないものであることから2WDへの回答は行わないこととした。
	③結果： 特になし
	④今後の予定： 特になし
	3)R61「充てん用自動はかり」(FDR)
	①背景・内容： 充填用自動はかりは、所定質量の製品を容器に充填する自動はかりであり、食品産業の分野ではピーマンや椎茸のように個々の質量が異なるものを所定質量になるよう自動で組み合わせて袋詰めするような場面で使用されている。また、液化石油ガスをボンベに自動で充填しながら計量するような形式もある。 5CD及びDRを経て第52回CIML委員会での承認に諮られることとなり、その内容を確認し、賛成の対処を決定した。
	②論点、提出意見： 前回のDRへの日本からのコメントへの反映状況を確認したところ、日本意見が反映されていることを確認した。規定の表現など、若干不明確な箇所へのコメントを添えることとして、「賛成」することに対処方針とした。
	③結果： 第52回CIML委員会にて、賛成34、反対0、棄権2で承認された。
	④今後の予定： OIML WEBサイトにて正式発行待ち

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
質量計用ロードセル作業委員会	1)R60「ロードセルの計量規定」（5.1CD）
	<p>①背景・内容：</p> <p>質量計用ロードセルは、ひずみゲージを用いた荷重検出装置であってひずみゲージで検出した質量値を別の量又は信号に変換して出力する計量器である。この質量計用ロードセルからの出力を基にして、指示計やターミナルで改めて質量値に変換して表示することで質量の計量に使用されている。R60「ロードセルの計量規定」は、質量計用ロードセルの計量要件、構造、性能、型式承認試験などの技術基準を定めていて、R76「非自動はかり」と組み合わせることで特に多くの加盟国で活用されている。このような理由から技術進歩とともに継続的改定が実施されている。今回の改定作業では、5CDの発行後のオンライン会議を経て作成された5.1CDについて、改定内容を審議した。</p>
	<p>②論点、提出意見：</p> <p>今回の5.1CDへの投票は短期間に回答を求められたこともあり、分科会で十分に内容検討が出来たとは言い難い感がある。その中で以下の意見を付属し賛成に投票した。</p> <p>提出意見要約：</p> <p>(1) 用語のタイトルの変更に対応して、用語「非電気式」を「アナログ受動型」に修正する。</p> <p>(2) 配分係数（pLC）の範囲は、5CDと5.1CDにおいて1.0から$0.7 \leq pLC \leq 0.8$へ変更された。しかしその変更の技術的背景が不明である。次の理由から、我々は依然としてpLCは1.0であるべきだと考える。</p> <p>1. 純粋なデジタルロードセルは通常、計量結果に等価なデジタルデータを、必要な補正や変換を行った後に出力する。表示ユニットは、単なるデジタルデータの表示器として機能しているに過ぎず、それは新たな誤差を生じない。</p> <p>2. 質量計に対する実際の妨害試験において、デジタルロードセルに組み合わされる表示器に起因する誤差要因は考えられない。このような要因の追加は、試験機関に混乱を与える。</p> <p>3. この勧告は質量計用ロードセルに対するものなので、完成した質量計のための組合せられた誤差配分係数は、R76を基に決定すべきである。</p> <p>我々は3月14日のオンライン会議における合意に従い、配分係数（pLC）に対する更なる修正は求めないが、我々は依然としてデジタルロードセルのpLCは1.0と考えている。</p>
	<p>③結果：</p> <p>特になし。</p>
	<p>④今後の予定：</p> <p>特になし。</p>
	2)R60「ロードセルの計量規定」(DR)
	<p>①背景・内容：</p> <p>5.1CDを経て、R60「ロードセルの計量規定」第1次国際勧告案(1DR)が到着した。作業委員会を開催し審議を行った。</p>

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	<p>②論点、意見提出： R60はR76のモジュールとして使用されるため、R76の規定に整合するよう検討するべきであり、R60の規定が先行することがあってはならないと考えている。我々は配分係数（第1部5.7.1）とEMC試験の周波数範囲（第2部2.10.7.9）に対するコメントを主な理由として反対投票をした。これら二つの論点に対するコメントが前向きに考慮されるなら、我々は次のDRを支持するとした。</p> <p>提出意見要約： (1) 4CDで要求したように、最小死荷重出力戻り(DR)は試験装置の容量(Dmin & Dmax)ではなく、ロードセル本来の性能(Emin & Emax)に基づいて定義されるべきである。 (2) デジタルロードセルとアナログロードセルの分類が複雑になっている。アナログロードセル、アナログアクティブロードセル、アナログパッシブロードセル、デジタルロードセル、データプロセッシングを含んだロードセルとなっており、データプロセッシングを含んだロードセルは別の規格で扱うことになっている。 その中でデジタルロードセルのpLCは1.0が適当と考えており、今までも意見を提出しているが、反映されていない。ロードセルの様々なタイプと試験条件に適用できるpLCの値について、包括的な説明が必要である。1DRで使われているpLCの全ての値の集計表を整理し参考として提案する。また、"analog active load cell"の扱いが不明確であるため、pLC=0.7を追記する。 (3) 短時間電力低減試験の記載において60 Hzへの対応が欠けている。 (4) バースト、サージ、放射電磁界試験において試験レベルがアップしている。特に、放射電磁界試験の周波数範囲上限が3 GHzに上がっている。また、サージについては、接続機器の適用が30 mから10 mに変更されている。R61(充填式はかり)を根拠とする改訂であるが、難易度が高く運用時に障害が生じることが予想されるため、R61に準じ、適用時の条件付けを検討することとした。 (5) 無線電磁界によって生成された伝導(コモンモード)電流への暴露に関して表中の「Test Load」の単位が「V」となっている。「v」の誤記と考える。 (6) 妨害試験の適用は“analog-active”のみとなっているが、“digital load cell”にも適用が必要と考える。</p> <p>③結果： 特になし。</p> <p>④今後の予定： 特になし。</p>
電力量計等作業委員会	<p>1)R46「有効電力量計」改定のプロジェクト参加</p> <p>①背景・内容： 特定計量器である電力量計が参照する重要な位置づけとなる国際勧告である。2012年以降改訂されていなかったR46について、一昨年に改訂に向けた会議が開催され、改訂意向の調査、各国の改訂賛成、CIML委員会の承認により始まったプロジェクトとなる。今回の改訂に関連して、そのプロジェクトへの参加ステータスを調査する依頼が届いた。</p> <p>②論点、提出意見： 新しく発行したJISの今後の状況にも影響する重要な勧告であることから、プロジェクトへの参加ステータスを「Pメンバー」として回答した。</p>

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	<p>2)R46「有効電力量計」（WD）</p> <p>①背景・内容： 改定作業を進めることについてCIML委員会にて承認後(2016年)、具体的に活動はなかったが、幹事国豪からWDの配布が2017年12月1日にあり、改定作業が開始となった。改定内容は、無効電力量計など新しい計量器の追加や編集上の修正などとなる予定であるが、具体的な進め方や内容の検討は、各国からのコメントが提出された後の会議によって議論される。</p> <p>②論点、提出意見： 各委員へWDを配布中、2018年3月中に日本コメントを取りまとめ、回答する予定。</p> <p>③結果： なし。</p> <p>④今後の予定： 日本コメントを提出。 2018年5月10～11日に開催予定の会議（豪）に参加予定。</p>
音響振動計量器作業委員会	<p>審議案件はなかった。 IEC 60942(音響校正器)の第4版が2017年11月に発行された。</p>
放射線計量器作業委員会	<p>審議案件はなかった。 昨年開催されたIEC/TC45「原子力計測」に関する会議等概要を項番号3.3.11に示す。</p>
環境・分析計量器作業委員会	<p>1)R54「水溶液のpH目盛」（1WD）</p> <p>①背景・内容： pH計測における国際的なデファクトスタンダードとされるIUPAC勧告2002に整合させるために、R54「水溶液のpH目盛」の改定を行う。</p> <p>②論点、提出意見： 本改定では、pH計測のデファクトスタンダードとされるIUPAC勧告2002との適合性を図ることを主な目的としていると述べているが、IUPAC勧告2002と整合していない点がいくつか見受けられたため、その点を中心に指摘した。具体的には、IUPAC勧告2002では、一次標準液及び二次標準液共にHarned cell法を使ってpH 1～13程度の範囲が提供されることとなっているが、R54(1WD)におけるpH 1.47～13.16の範囲の二次標準液は、IUPAC勧告1985に基づいてガラス電極法によって用意されたものであるなど、一部について依然としてIUPAC勧告1985との適合性を維持しており、整合性に問題がある。また、IUPAC勧告2002と整合していないデータ(表)がいくつか掲載されており、この点についても指摘を行った。そのほか、いくつかの用語について、現在一般的に使われている用語への修正コメントを加えた。</p> <p>③結果： 2017年12月1日に意見を提出した。</p> <p>④今後の予定：</p>
水分・タンパク計作業委員会	<p>審議案件はなかった。</p> <p>①背景・内容： この作業委員会はTC17/SC1(水分計)及びTC17/TC8(農産物の品質分析機器)に対応している。このうちSC1が担当するR59(穀物及び油脂種子の水分計)は、商取引される米や小麦などの穀物の水分含有量を測定するために生産・流通の場で用いられる穀物水分計について、技術基準や法定計量管理の手法を定めたOIML勧告である。R59の対象となる測定原理には、水分による試料の導電率、静電容量、又は赤外線透過率の変化から間接的に水分を求める複数の方法がある。これらの測定方法の標準となる絶対測定法には、オープン乾燥法が用いられる。SC8が担当するR146(穀物及び油脂種子の蛋白質計)は、商取引される小麦や米などの穀物の蛋白質の含有量を測定するために生産・流通の場で用いられる蛋白質計について、技術基準や法定計量管理手法を定めたOIML勧告である。測定原理としては、試料の赤外線透過率の違いから間接的に蛋白質含有量を推定する方法が主体である。この測定方法の標準となる絶対測定法には、ケルダール法、又はデュマ法が用いられる。</p>

作業委員会	今年度の審議概要（論点）
	<p>④今後の予定： R59及びR146共に2016年に改訂版または初版が発行されたため、これから2～3年の間は新たな審議案件は発生しないことが予想される。それに伴い国際会議も実施されないと思われる。</p>
呼気試験機作業委員会	<p>R126「証拠用呼気アルコール分析計 第1部：計量及び技術要件 第2部：計量管理及び性能試験 第3部：試験報告書の様式（3WD及び4WD）」</p> <p>①背景・内容： 飲酒運転取締りに用いられる呼気アルコール分析計。対象となっているのは、据え置き式の分析計、移動式の分析計及び携帯式の分析計である。これは小型PCのようなもので、データ記録装置や印刷装置も備えている。呼気は被験者が直接機械に吹き込む。主な検出方法は光学式で、呼気に含まれるアルコールによって赤外線の一部が吸収されるので、その吸光度を測定する。 日本では計量法には規制がなく、法定計量の対象とはなっていない。したがって計量器に対する技術要件は国内法でなく、国際規格等に依拠した自主的基準に基づいており、担当機関と製造事業者との間で個別に定めている。また、飲酒運転の取締り現場において風船と検知管を用いた検査方式（風船式）が広く用いられている。これは、法令（道路交通法施行令）によりアルコール検査について風船式によることと規定されていたことによるものである。この検知器は非電子式かつ使い捨てタイプである（TC17/SC7事務局によると、このようなスクリーニング装置はR126の対象外）。</p> <p>②論点、提出意見： 2017年5月に3WDに対してメールによる審議を行ったが、委員からは特に意見はなく、コメントなしで回答した。 2017年12月に4WDに対して作業委員会による審議を行った。提出するコメントについて議論し、以下の2点についてコメントを提出した。 ・プラトーを説明する表現が曖昧であり、誤読する恐れがあるので、表現の見直し ・携帯式の試験機に関して、国際規格に基づいた耐水試験の追加 2018年1月に4WDの「11章4項性能試験」に対してメールによる審議を実施した。</p> <p>③結果： 2018年2月14日から16日にGUM(波、ワルシャワ)で会議が開催された。委員1名が出席、各国からの提出意見に対する回答が議論された。</p> <p>④今後の予定：</p>
医療用計量器作業委員会	審議案件はなかった。

3.2 委員会活動

3.2.1 国際法定計量調査研究委員会

(1) 活動の概要

今年度は委員会を 2 回開催し、各作業委員会の委員構成、今年度の活動方針について審議したほか、R139 の改定状況、第 52 回 CIML 委員会並びに関連の国際会議、セミナー等について報告を行った。

(2) 委員会の開催状況及び審議結果

1) 第 1 回国際法定計量調査研究委員会

日時：2017 年 7 月 3 日（月）14 時～17 時

場所：グランドヒル市ヶ谷

議題：①委員長について

②各作業委員会委員長について

③平成 29 年度事業について

- ・水素燃料計量システム関連
- ・国際勧告案関連

④事業の進捗状況について

⑤国際会議の報告について

- ・OIML-CS（上海）会議

⑥第 52 回 CIML 委員会について

⑦第 24 回 APLMF 総会について

審議事項：

委員長及び各作業委員会委員長の承認が行われたほか、今年度の事業活動及び事業の進捗状況について説明された。

水素燃料計量システムに係る R139 改定については、改定の進捗状況について説明された。

また、2017 年 10 月 9 日～11 日にコロンビア・カルタヘナで開催される第 52 回 CIML 委員会、同年 10 月 24 日～26 日にカンボジアで開催される第 24 回 APLMF 総会について、それぞれスケジュール、日本からの出席予定者、議案等の概要説明が行われ、これを承認した。

2) 第 2 回国際法定計量調査研究委員会

日時：2018 年 3 月 6 日（火）14 時～17 時

場所：グランドヒル市ヶ谷

議題：①第 52 回 CIML 委員会の報告について

②第 24 回 APLMF 総会の報告について

③各作業委員会の活動報告について

④国際会議の報告について

⑤平成 29 年度調査研究報告書の取りまとめについて

審議事項：

2017 年 10 月にコロンビア・カルタヘナで開催された第 52 回 CIML 委員会、同年 10 月にカンボジアで開催された第 24 回 APLMF 総会、水素燃料計量システムに関する R139 改定の対応状況の概要、各作業委員会の活動報告について報告した。

また、本年度調査研究報告書の取りまとめ案の説明があり、これを承認した。

3.3 作業委員会

3.3.1 計量規則等作業委員会

(1) 活動の概要

以下の国際文書について、メールにおいて審議を行い、回答した。

- ・新規 D 文書「サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査 (DD)」 幹事国：独
- ・D5「計量器の階級図式制定のための原則」 1 WD へのコメント 幹事国：スロバキア
- ・D10「試験所で用いられる計量装置の再校正周期決定のための指針」 3 WD へのコメント 幹事国：スロバキア
- ・新 D 文書「ISO/IEC 17065 を法定計量における計量器認証機関の評価に適用するための指針」 1 CD へのコメント 幹事国：米

(2) 委員会の開催状況及び審議結果

次の 1)～4)についてメール審議を行った。

1) 新規 D 文書「サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査 (DD)」

①内容：検定の有効期間は、メーターの信頼性に対して、通常一定の年数が設定される。メーターの信頼性は設計、製造、使用、時間及び環境を含む多くの要因に影響されるが、そのような要因による影響は評価が難しい。したがって、メーターの検定に対して最初に設定される有効期間は、望ましい期間より長いか、又は短いかのいずれかとなり得る。この文書は、上記の問題に取り組むため、特定のメーターの性能及び適合性の規格に関して統計的手法を用いる客観的手段を提供し、最初に決定した有効期間の適切性を査定するもので品質を抜取検査に基づいて再評価すること可能とするものである。

②論点：(前回回答 2014/09) TC3/SC4 は新規 OIML D 文書「サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査」の第 4 次委員会草案 (4CD) を 加盟国に送付し、加盟国のコメントと投票を求めた。これに対して我が国は「コメント付賛成」で回答した。投票結果：P メンバー12 か国 賛成 7、反対 2

この日本意見に対し、不十分な回答であったことから電力計、ガスメーターなどについて再度技術的な意見が出された。しかし、技術的な基準は個々に R 文書に決められていることから、共通的な取り決めの内容を中心に検討を行った。

③審議結果：検討した結果、コメント付賛成で返答。

2) D5 「計量器の階級図式制定のための原則」 1WD*へのコメント

*2006 年の 2CD から時間が経っているので、この草案は WD（作業草案）と呼ぶこととなった。

①内容：この文書は、どのようにトレーサビリティの原則及び活用するかについて規定している。

この文書は、計量器のトレーサビリティを証拠立てる役割を果たす計量器の階層化スキームを制定するための規則として提言される。

②論点：1WD を翻訳。内容について確認及び意見を募った。引用される国際規格について、最新版での引用、用語などの矛盾箇所について意見が出された。

③審議結果：検討した結果、コメントを回答した。

3) D10 試験所で用いられる計量装置の再校正周期決定のための指針 3WD へのコメント

①試験所又は他の関係当事者に対し、計量器の校正システムを設定しながら、計量器の校正周期をどのように定めるかについて検討を求められている。

②論点：3CD を翻訳。変更箇所を中心に意見を募った。引用される国際規格について、意見が出された。

③審議結果：検討した結果、コメント付で回答した。

4) 新 D 文書「ISO/IEC 17065 を法定計量における計量器認証機関の評価に適用するための指針」 1CD へのコメント

①この新 D 文書に相当する現在の OIML 文書「D29:ISO/IEC ガイド 65 を計量器認証機関の評価に適用するための指針：2008 年」については、その重要な参考文書である ISO のガイド 65 が新しい国際規格 ISO/IEC 17065 に改定されているため、この改定に対応した修正を加える必要がある。よって、現在の規格に合わせるため改定作業が始まり、1WD へのコメントが求められた。

②論点：OIML 証明書制度（OIML-CS）について、ISO/IEC 17065 の運用、及び ISO/IEC 17067 との関係やその適用の可能性について検討、意見を募った。

③審議結果：検討した結果、コメントなしで回答した。

3.3.2 包装商品作業委員会

(1) 活動の概要

今年度は、新ガイド文書案「包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するための手引き」についてメール審議を行った。この文書はその後、OIML G21 として発行された。

(2) 委員会の開催状況及び審議結果

1) メール審議

審議対象：新ガイド文書案 (G21) 「包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するための手引き」国際ガイド文書案 (DG)

- ① 内容：BIML と TC6 は、2016 年 9 月の新ガイド文書案 2CD への TC6 加盟国のコメントをもとに、改定した DG (国際ガイド文書案) を作成し、オンライン予備投票を求めた。
- ② 論点：この文書は、OIML 加盟国が利用する包装商品に対する国際的な相互認証制度を発足させるための基本文書として、2005 年頃からその作成作業が進められていたものである。当初この文書は、より拘束力の強い B (基本文書) 又は D (OIML 文書) として作成されていた。しかし多くの TC6 加盟国は、各国の包装商品制度が実態として大きく異なることを主な理由として、相互認証制度に強い抵抗を示した。そのため 2013 年の第 48 回 CIML 委員会においては、相互認証制度の発足を諦め、この文書案を拘束力のないガイド文書として残すことについて合意された。これに伴いこの過程において、文書案の名称は「IQ マーク制度」、「ISCP/国際包装商品認証システム」、「GCOP/包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するためのガイド」と変更された。
- ③ 審議結果：文書の位置づけがガイド文書となり、我が国の量目制度に与える影響も極めて小さいと判断されたため、作業委員会は開催せずメール審議のみで対応した。DG へのわが国のコメントも本質的なものではなく、用語の使い方や編集的なもので占められていた。DG には「コメント付き賛成」で回答し、その結果、このガイド文書は承認され、2017 年 12 月に OIML G21 「包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するための手引き：2017 年」として発行された。
- ④ 提出意見：2017 年 9 月に DG に提出した意見の概要は次の通りであった。(1) 3つの用語「証明書」、「包装/充填/生産ライン」、「認証マーク」の意味が曖昧である。(2) 「認証システム」及び「認証スキーム」という類似した用語が使われている。(2) 3.1.5 項について、包装事業者は必ずしも法人ではない。(4) 「製品のタイプ」及び「包装商品のタイプ」という類似した用語が使われている。(5) 4.4.4.4 項は「スキームの所有者が任意の審査周期を決める」と規定しているのに C.2.4 項は「審査周期は 12 ヶ月を越えない」と規定しており矛盾している。(6)類似した用語「品質マーク」と「適合マーク」が同時に使われている。

(3) 国際会議等

今年度は TC6 の国際会議は開催されなかった。現在 TC6 は、担当する文書である R79 (包装商品ラベル表示)、R87 (包装商品内容量)、及び G21 の全てについて改定/作成作業を終えた段階にある。従って今後 2～3 年の間は、TC6 に関する審議案件は発生しないことが予想される。それに伴い、国際会議も開催されないことが予想される。

3.3.3 計量器証明書作業委員会

1. 活動の概要

OIML では 1992 年に OIML 基本証明書制度の運用が開始され、2006 年には MAA 制度が導入された。MAA 制度は基本証明書制度を置き換えるべく設計された制度で、証明書の発行に關与する試験機関の能力をより厳しく審査し、証明書と型式評価報告書に対する信頼性を向上させ、相互受け入れの義務も強めている。

しかし、MAA 制度は 2006 年から開始して 11 年を経ても OIML 基本証明書制度から MAA 制度への移が進んでいないという問題が CIML 委員会において指摘された。そこで、第 48 回委員会では PTB の Roman Schwartz 氏を主査とする臨時作業部会(AHWG)が構成され、新しい証明書制度(OIML-CS)への移行に向けた検討が始まった。この活動はその後、同じく Roman Schwartz 氏を委員長とする OIML-CS の prMC(予備運営委員会)へと引き継がれた。prMC は 2017 年の 2 月(ベルリン)と 6 月(上海)に委員会を開催し、CIML 委員会の 9 月にも、OIML-CS セミナーを開催した。

OIML-CS は、従来の OIML 基本証明書制度と MAA 制度が、それぞれ実質的にはスキーム A(MAA 相当)及び B(基本証明書相当)として残ることになる。ただし、スキーム B は暫定的な位置付けであり、最終的には全てのカテゴリーがスキーム A へ移行する。更に同じ計量器カテゴリーにおいて両方のスキームが併存することはない。また運営のための新しい 4 つの組織、即ち運営委員会(MC)、MC の下部組織としての審査委員会(RC)、裁定委員会(BoA)、試験機関フォーラム(TLF)を設立し、それらが連携しながら OIML-CS を運営することになる。

そして OIMLB3 「計量器の OIML 型式承認のための OIML 基本証明書制度:2011 年」と B10 「型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み:2013 年」に代わる OIML-CS のための新しい基本文書の最終文書案が第 51 回 CIML 委員会で承認され、B18 「OIML 証明書制度の枠組み:2016 年」として発行された。さらに B18 を補足する多くの附属文書が作成され、既に運用文書及び手順文書として発行されている。B18 については更なる検討が加えられ、2017 年 11 月に発行された。

今後のスケジュールについては、第 52 回 CIML 委員会において、2018 年 1 月から OIML-CS の運用を開始することが合意され、このときから prMC は運営委員会(MC)と呼ばれることになる。

2. 作業委員の開催状況(書面審議も含む)

1) 第1回計量器証明書作業委員会

日時：2017年5月25日(木)14時～15時30分

会場：経済産業省 別館1階 101-2 共用会議室

議題：B18「OIML-CSの枠組み」及び附属文書(ODs01～02、PDs01～08)

審議事項(内容)：

B18 文書である「OIML-CSの枠組み」文書案及び附属文書(ODs01～02、PDs01～08)に対するコメントが6月5日まで求められ、更に2017年6月13から14日にprMC会議が上海で開催されるため、我が国のコメントに対する回答の確認を行った上で、コメントを取りまとめた。

審議結果：コメント：**別紙3**

2) メール審議

意見締め切り：8月18日

議題：IAF-OIML 共同評価手続案およびILAC-OIML 共同評価手続改定案の新しいバージョンの意見募集

審議事項(内容)：コメントを取りまとめた。主な論点は以下のとおり。

メール審議の時点では、IAF製品WGの合同議長は、このプロジェクトに関する情報を正式に受け取っていないため、文中の「IAF製品WG(ISO/IEC17065)の管理のもとで」という表現は正しくない。従って、OIML担当者からILAC/IAF担当者へ情報共有を依頼することとした。

3. 検討した国際勧告案、文書案等

(1) 草案タイトル：B18「OIML-CSの枠組み」及び附属文書(ODs01～02、PDs01～08)

(2) 内容、論点、審議経過・結果(賛成、反対、回答及び添付コメント)

主な内容・論点は以下のとおり。

全体(B18及び附属文書)

- ・ B18、ODs、PDsでそれぞれ規定すべきことが整理されていないまま、文書化が先行されている感がある。B18ではCSの各機能が何を目的として設置されているかをまず規定して、細かい手続きを下位の手順に規定しつつ、評価プロセスの概要について言及してPDsとの関連づけをした方がわかりやすい。文書体系とその内容(項目見出し)を整理したエクセルも参考資料として添付する。また、国際的に認められる製品認証スキームとするのであればISO/IEC17067に沿った内容で整理することが望ましい。

- ・ 全体構成として用語の統一、文書体裁の統一等を配慮すべき。例えば 2. は objective と scope の二種類の表現がある。また、引用文献に References と Bibliography の二種類の表現がある。PD-05 以下の文書には 4. General が規定されていない。

B18 へのコメント

- ・ 11.6 項のレビュー委員会(RC)はメンバー構成が固定ではなく、案件によりその都度設置する構造と認識している。B18 の定義又は OD-01 の 5 章に、この内容を明確にするため説明文書を追加すべきである。
- ・ 3&11.7 項の OIML B18 の 11 MC にて WG を設立する目的が述べられておらず、OD-01 6 項で設立の目的が述べられている。OD-01 の上位文書である OIML B18 でも述べる必要がある。
- ・ 3.4.3 項に WG の定義及び 11.7 に以下を記載する。
- ・ 11.7 項： The MC may establish Working Groups (WG), with clearly defined terms of reference, to advise it on matters related to the management of the OIML-CS or to enhance the efficiency of its operation.
- ・ 15 項には評価プロセス等の規定が何も書かれていない。評価プロセスを図等で明示し、下位の PDs と関連づけて規定を整理した方がわかりやすい上、全体の枠組みを決める文書としても適切である。また、国際的に認められる製品認証スキームとするのであれば評価プロセスを ISO/IEC17067 (JIS Q 17067)に沿った内容で整理することが望ましく、OIML-CS の場合はタイプ 1a として内容を配慮する必要があるのではないか。
- ・ OD：項番等の誤記を修正する。
- ・ PD-01～08 References：PD-07 の文書名が、実際の PD-07 の文書名と違うので、全て新しい文書名に変更する。
- ・ PD-07 8.1：基本証明書の発行機関は、その能力に応じて「スキーム A または B」の発行機関として、PD-03 の手続きに基づいて移行できると書いてある。しかし「スキーム A または B」はカテゴリーごとに唯一に決まるもので並行して存在しないはず。参入する発行機関が自由に選べるものではない。B18 とも整合化させた上で、何らかの表現の修正が必要。
- ・ 前回の PrMC で、併行して行われている作業として 17065 の法定計量への適用ガイドライン改定作業の議論があった。ガイドラインは一般的なガイドラインで各国の型式証明制度で 17065 を使うなら、どこを修正して使用するかも記載されているが、OIML-CS 専用のガイドラインを文書化すべきではないかという意見があり、同意見である。色々なケースを一つにされると運用しにくくなるので、17065 へのガイド文書を OIML-CS の中に入れることに決まったと理解するが、今回のドキュメントには反映されていないので確認する(D30)。また、17025 も Testing Lab へのガイドライン(D29)も OIML-CS の文書体系に入れることを確認する。本件はコメントとして提出することとした。

- ・ PD-03 12.1.2 への意見として、発行機関のピアアセスメント(審査)の周期が5年となっているが、12.1.1 b)では、5年から修正され4年となっているので、12.1.2は4年の誤記ではないか。

主な審議経緯・結果は国際会議「prMC 会議」参照。

4. 国際会議への出席

1) prMC 会議

日程：2017年6月13-14日

場所：中国・上海

出席者：産総研(岸本、戸田、伊藤)

参加者：20ヶ国+BIMLから42名が参加

会議概要(審議内容等)：以下の案件について議論と検討が行われた。

prMC 議長であるドイツ、PTB の Roman Schwartz 氏からの挨拶、本会議のホスト国である中国、AQSIQ の Xie Jun 氏から挨拶が行われた。続いて Schwartz 氏から、参加各国メンバーの紹介が行われた。また、この会議の開始時点で prMC は OIML 加盟国の 18 ヶ国がメンバーであり、prMC の決定には少なくともメンバーの半数の承認が要求されるが、今回 12 ヶ国+1 ヶ国(代理)からの参加があることにより、この規定を満たす定足数があると報告された。

引き続き prMC 事務局長で BIML の Paul Dixon 氏から、修正された文書の概要が紹介され、OIML B 18 及び附属文書草案(OD 01~OD 02 及び PD 01~PD 08)に対する各国コメントの検討が開始された。予め事務局はこれらのコメントに対する初期見解を示しており、事務局として承認している事項を除き、議論が必要なコメントを中心に検討が進められた。我が国のコメントへの回答及び確定事項を以下に示す。

【OIML B 18】

- ① 現在の文書構成は一貫性がないので全体構成として用語の統一を配慮すべきというコメントに対してはほぼ受け入れられ、修正された。
- ② OIML-CS 専用の 17025、17065 への適用ガイドラインとして、OIML D29 及び D30 に置き換わる新しい文書を作成せよとのコメントに対しては、これは Presidential Council で議論され、OIML D 29 及び D 30 は OIML B 6 に従って作成されたので、既存の TC/SC 構造の中に残すように要望された、との回答であった。OIML-CS 特有のガイドラインが必要とされるかどうか、将来再検討することはできるとした。
- ③ 認定機関にとって OIML 発行機関の審査を円滑に進めるときに重要となるので、B18 の 1.3 項に「OIML-CS は ISO/IEC 17067 に規定されているスキームタイプ la に分類される」という文書を追加すべきとの提案は受入れられ、挿入されることとなった。

- ④ Working Groups についての記述は OD-01 のみであるが、主文書である B18 にも記述すべきであるとの要望は受け入れられ、B18 11.7 項に規定されることになった。
- ⑤ 誤字修正は全て受け入れられ修正された。

【運用文書 OD01～OD02】

RC メンバーシップについての規定を明確に規定すべきとのコメントに対しては、RC は 1 つだけ定義され、異なる測定器のカテゴリーをカバーするためにメンバーシップを増やすことが意図されているとの回答であった。

【手順書 PD01～PD08】

- ① PD-01：PD-05 の引用文献欄は References に修正された。他の文書に規定している General は、PD-01、05、06、07、08 の文書には必要ないと判断したので修正は行わないとなった。
- ② PD-01：全ての PD 文書の References 欄で、PD-07 の新文書名を「OIML-CS の下での移管取決め」に統一すべきとのコメントは受け入れられ、修正された。
- ③ PD-03：承認プロセスフローチャートのような図又はフローチャートの追加提案に対しては合意され、ガイドラインの一部としてフローチャートが作成されるとの回答であった。
- ④ PD-05：ロゴの使用に関する、OIML 証明書保持者の権利と義務を明確にすべきとのコメントについては、PD-06 の記述で権利と義務が明確であるとの回答であったが、ロゴ使用については、会議外での打ち合わせも含めた検討の結果、OIML の上位文書(B 文書)で、OIML のロゴと OIML-CS のロゴについての使用に関する規定文書を作成することとなった(例えば、計量器メーカーが計量器カタログでロゴを使用する際にどのような使用方法が許されるのかというような状況も念頭において。)また、現在の OIML 証明書制度では、計量器製造者に対して、OIML 証明書を受けたのと同じ品質を確保するよう「道義的責任(moral obligation)」が求められていることを述べる必要がないのかとのコメントに対しては、B18 を作成する際の議論で書かないことになったという経緯説明があった。
- ⑤ PD-07：旧 OIML 証明書発行機関の移行について論理的に舌足らずな表現になっている部分について表現方法を修正すべきとのコメントは了解され、修正されることになった。

【確定事項】

- ① 修正された B18 及び ODs、PDs を OIML ウェブページに掲載し、編集上の修正締め切りを 6 月 30 日とした。
- ② OIML B18, ODs 及び PDs 文書改善のための「Maintenance Group」を立ち上げた。メンバーは米、印、英、独、日本、豪(主査)。
- ③ 様式等の作業グループを立ち上げた。メンバーは英、米、独、蘭、印。
- ④ OIML ロゴと OIML-CS ロゴの使用をカバーする新しい基本文書のためのプロジェクトを CIML 委員会に提案する。

- ⑤ ILAC と IAF と協力して、QMS 専門家(主任審査員)及び prMC メンバーを特定する。
- ⑥ 審査委員会(RC)のメンバーは、独、ニュージーランド、豪、日本、仏、中国、ロシア、蘭、米、印。
- ⑦ 次回 MC 会議の開催日と会場は、2018 年 3 月 19 日または 2018 年 3 月 26 日から 3 日間、豪で開催する。※後日、2018 年 3 月 20 日～22 日に開催することになった。
- ⑧ MC 議長の候補者：
 - ケース 1： Roman Schwartz 氏が CIML 委員長に選出された場合、蘭の Cock Oosterman 氏
 - ケース 2： Roman Schwartz 氏が CIML 委員長に選出されなかった場合、引き続き Roman Schwartz 氏
- ⑨ MC 副委員長候補：豪州の Bill Loizides

2) 第 1 回 MC 会議(予定)

日程：2018 年 3 月 20～22 日(計 3 日間)

場所：豪・シドニー

RC&メンテナンスグループ会議(3/20)、MC 会議(3/21-22)

- ・ 法定計量専門家の承認基準及び専門家の承認
- ・ 移行手続き等

5. その他

1) OIML-CS への委員登録

運営委員会(Management Committee/MC)

産総研 岸本氏(Main contact person)、伊藤氏、戸田氏、

2) OIML-CS ロゴの使用に関する基本文書(Bxx)作成プロジェクト

産総研 岸本氏(Main contact person)、伊藤氏、松本氏、戸田氏、

3) メンテナンス・グループ(Maintenance Group /MG)

MG とは OIML-CS 関連文書(B18, ODs 及び PDs)の修正、見直しなど、文書改善を MC に提言することを目的として、2017 年 6 月の第 2 回 prMC 会議で立ち上げられた組織。

MG メンバーは、豪、独、印、英、米、日本で構成され、主査は豪の Bill Loizides 氏、日本のメインコンタクトは戸田氏。

4) 審査委員会(Review Committee/RC)

法定計量専門家及び OIML 証明書発行機関の認定の為の事前審査を行う、MC の Sub Committee。産総研 戸田氏。

3.3.4 電子化計量器作業委員会

(1) 活動の概要

電子化計量器作業委員会は、TC5/SC1「環境条件」を担当し、D11「計量器に対する一般要求事項－環境条件」について検討を行っている。

現行のD11（2013年版）は、2011年から改定作業が行われ、第48回CIML委員会（2013年）において承認され、発行されたものである。

3.3.5 情報化作業委員会

(1) 活動の概要

D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件：2008年」は、計量器に組込むソフトウェアの一般的な要件および試験、検定方法の要件をまとめたもので、各種の国際勧告(R)へ組み込む要件の「ひな形」を提示する参考文書である。2016年10月に開催された第51回CIMLの承認を受けて、D31を改定するプロジェクトTC5/SC2/P3が開始された。

TC5/SC2/P3からは、4月にWDに対する意見照会、2018年1月には1CDに対する意見照会があった。また、WDに関する第1回国際会議が9月に独逸 ベルリンで開催された。

これに対して、第1回情報化作業委員会を7月に開催してWDを審議、意見を取りまとめ回答した。また、第1回国際会議にも委員が出席した。

1CDに対する意見照会についても、第2回情報化作業委員会を年度中に開催して審議した。

(2) 作業委員会の開催状況及び審議結果

1) 第1回情報化作業委員会

日時: 2017年7月6日(木) 14時～16時30分

場所: 経済産業省 別館 101-2 共用会議室

審議結果:

D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件」のWDについて、意見の検討を行い、別紙7のとおり、意見を提出することを決めた。

審議内容:

1. D31の経緯および役割、位置づけの確認。
2. WDで削除された製造事業者の宣言書に関する要求事項について。要求事項の必要性を主張して復活を求める。
3. 不明確な用語、参照箇所について議論。
「サブアセンブリ」、「トークン」、「パターン」、時刻印の「特定適用分野」ほか。
4. 追跡可能更新 (traced update) について、オペレーティングシステムのセキュリティアップデートを追跡可能更新の一例と解釈して良いか？

(3) 国際会議等

1) TC5/SC2/P3 第1回国際会議 D31 改訂

開催期間: 2017年9月20日-21日

開催場所: 独 ベルリン PTB

出席者: 全18名(11ヶ国)、そのうち日本からの出席者は2名(NMIJ 1名、(株)イシダ 1名)

結果概要:

【審議内容】

- 日本およびカナダが提出した「ソフトウェア文書化が正しく完全であることを製造事業者が宣言する」要求事項の必要性の主張と復活を求める意見は理解され、「6.2 型式試験の手続き」に次の一文として復活した。

The manufacturer shall attest that no hidden or undocumented properties exists. (e.g. parameters, commands, functions, backdoors.)

一方、「6.1 型式試験に供されるソフトウェア文書化」の項目に宣言書は含めないこととなった。これは、次の二つに配慮が必要なため:

- ・ 型式試験自体は宣言書が無くても実施可能であること、
- ・ (欧州など) 宣言書が不要な国もあること。

さらに、上で述べた措置、宣言書を文書化(6.1)の一項目として規定せず、宣言を国ごとに任意に選択可能な型式試験手続き(6.2)の一部分とすること、を明確にするため、「1. 導入」に説明を追加することに合意した。

- 追跡可能更新(traced update)/要検定更新(verified update)についての認識、位置付けを再確認した。組込み/汎用計算機いずれの場合も、オペレーティングシステムのセキュリティアップデートを追跡可能更新(traced update)の一例と解釈する方向で議論が進められた。しかし、まだ結論には至っていない。
- ソフトウェアの識別子とソフトウェア完全性の証拠は区別して、混同しないようにする。識別子に、完全性の証拠を示すハッシュ値などまで含めなくて良いという認識を共有した。具体的に文書の中では、ソフトウェア識別の定義(5.1.1)から「不可分に結びついた(inextricably linked to)」が削除されることになった。
- 文書全般にわたり、用語を見直した。
- 厳しさ(severity)はリスク(risk)へ置き換えられた。6.4の表2に提示する妥当性確認の手続きA、Bをそれぞれリスクレベル(I)、(II)へ結びつけることに合意した。
- 幹事国である独逸および米国の提案により、次の二つのサブグループを結成することが承認された:

SG1 (methods and means, formerly p2) : 活動中断した過去のプロジェクト P2 の後継となるサブグループ;

SG2 (operating systems) : オペレーティングシステムの適用に関して議論するサブグループ。

【会議後のスケジュール】

- 2017年11月 サブグループ SG1、SG2 を結成
- 2017年12月 修正済 WD を公開
- (2018年1月11日 意見照会のため1CD が回付された。2018年4月10日意見提出締切。)
- 2018年4月 第2回国際会議を開催

(4) その他

TC5/SC2/P3 の下にサブグループ SG1、SG2 が結成されたが、今回は参加を見送った。理由は、新しい要求事項案が D31 の CD へ追加された時点で審議すれば良いと判断したため、また委員に参加希望者がいなかったためである。

3.3.6 体積計作業委員会

(1) 活動の概要

TC8 担当文書である R80-2 「尺付きタンクローリー及びタンク貨車」(DR)、R80-3 「尺付きタンクローリー及びタンク貨車」(DR) の国際勧告案に対して CIML 予備投票の依頼があり、メール審議等により国内意見の調整を行い、「コメント無し賛成」にて回答を行った。なお、本勧告案は今年度開催された CIML 委員会に於いて承認され、本年11月に発行されている。

また、TC8/SC1 については、SC1 の世話人である米国・和蘭より2018年1-2月にオランダに於いて国際会議を予定している旨の連絡が入っている。会議概要としては複数のプロジェクト P6 (R80)、P9 (R71)、P10 (R85) についての対象文書を検討するとのことであり、法定計量としては影響度が少ない文書であるため、日本として会議参加はしない予定である。

3.3.7 質量計作業委員会

(1) 活動の概要

第51回(2016) CIML 委員会において新規活動として承認された R76 「非自動はかり」の改定に関して、TC9/CS1 は2017年12月6日、7日に第1回 R76 改定プロジェクトグループ (PG) 国際会議 OIML TC9/SC1/p1 Revision of OIML R76(1st Project Group meeting) を開催して作業を開始した。この国際会議は R76 の改定にあたり、改定の方向性を検討するとともにサブグループの設置を目的としたもので、このサブグループの検討を基に幹事国が WD を作成することになる。R76 は国内の型式承認の技術基準の参照規格であって、法規制計量器として重要な位置づけを持つことから、委員が初期段階から積極的に改定に参加することを決め、製造事業者を含めた3名を派遣した。今回の PG では、事前に示された論点①新技術への対応と参

照規格の更新、②OIML-CSに向けた様式改定、③検定検査のためのPart4の整備、をさらに細分して5つのサブグループを設置している。日本は“検定検査”、“ソフトウェア”、“モジュール”の3つのサブグループに所属することとなり、検定検査の手順などの資料提供などの課題を実行している。今後、各サブグループにおける課題を検討する上で、国内の意見をまとめることが重要と考えるため、国内委員会を開催して、体制整備の方向性とスケジュール感の共有を図った。

R129-1,2,3「荷物の多次元寸法システム」(2CD)に関して、寸法計測を主に行う計量器であるが、非自動はかりの製造事業者が主に製造しているものであるため、当委員会にてメール審議を行い回答した。(コメント提出：2017年3月2日)

(2) 作業委員会の開催状況及び審議結果

1) 第1回質量計作業委員会

日時：2018年1月25日(木) 14時～16時

場所：経済産業省別館6階626会議室

議題：TC9/SC1p1 R76「非自動はかり」PG国際会議報告

① PGにおける検討

- ・新技術への対応と参照規格の更新
- ・Part 1 計量・技術要件—試験
- ・Part 2 試験手順
- ・Part 3 試験報告書の様式
- ・Part 4 検定検査

② 改定作業スケジュールの共有

③ 改定作業における委員会の体制の検討

a) PG出席報告：

PGへの出席について報告が行われた。

PGは、2017年12月6,7日の2日間、独・ブランシュバイクにて開催され、日本からは長野委員、大谷委員(産業技術総合研究所)、田尻委員(株式会社イシダ)の3名が出席した。直前に配布された大量の資料は使用せずに、その場で各国からのR76改定に対する論点(要望と考えなど)を聞き、主立った論点を事務局がまとめて検討項目とした。その主立った論点に対してサブグループを構成して検討を行うこととなった。サブグループは以下の5つで、日本はそのうちの3つ(「part4」、「software」、「modular approach」)に参加することとなった。

サブグループ：

- (ア) 「part4」⇒検定、検査、ISO/IEC 17020
- (イ) 「harmonization (整合)」⇒自動はかり、OIML 文書 (D11、D31) との整合
- (ウ) 「software (ソフト)」⇒ソフトウェア、改ざん防止、リスク管理
- (エ) 「modular approach (モジュール)」⇒モジュール認証、POS、リスク管理
- (オ) 「structure, terms and definition (定義)」⇒明確化、R60 との関係、主表示など

第一弾の作業として、各国の検定手法に関する基準を提出することが課されて、日本では長野委員と大谷委員によって、検定に関する基準である JIS B 7611-2 附属書 JA と関連する項目をまとめた資料を作成英訳しているところである。(2018年1月31日提出)

b) 改定作業スケジュールの共有：

日付	作業内容	対応者
2018年1月末	R76-1の修正案作成 (用語、定義、要件、試験手順)	事務局
2018年6月末	サブグループからの提案(初回)	サブグループ主査/グループ全員
2018年9月	WD発行	事務局
2018年12月	WDへのコメント募集期限	各国
2019年 (日程未定)	R76会議開催	各国委員

c) 改定作業における委員会の体制の検討：

改定スケジュールに従った作業を行うため、各委員の支援体制の整備を依頼。サブグループでの検討に関してロードセル (R60)、ソフトウェア (D31)、電磁環境試験 (D11) が重要な課題となるため、場合により関連するロードセル作業委員会、情報化作業委員会と電子化計量器作業委員会に支援を求めることとした。

2) メール審議 (R129-1,2,3 「荷物の多次元寸法システム」 (2CD))

審議対象：R129-1,2,3 「荷物の多次元寸法システム」 (2CD)

審議結果：「賛成」(コメント付：別紙1)

審議内容：メール審議を実施したが、対象の計量器を製造している国内事業者が少ないことから、コメントは1件であった。基本的な基準については問題なく、賛成投票としたが、寸法測定に用いる光源に対する試験において、試験条件などに追加情報があることが望まれるため、コメントを付けることとした。

(3) 国際会議等

TC9/SC1/ Revision of OIML R76 「非自動はかり」プロジェクトグループ (PG) 国際会議

日時：2017年12月6日,7日

会場：PTB Seminar-Centre (独 Braunschweig)

議題：TC9/SC1p1 R76 「非自動はかり」PG 国際会議

対応：Pメンバーとして参加

参加メンバー 国立研究開発法人産業技術総合研究所 2名

日本計量機器工業連合会 1名

概要：R76 「非自動はかり」の改定におけるキックオフ会議として 14 カ国+BIML+CECIP が参加して開催された。会議直前に膨大な改定要望資料が事務局から配信されたが、会議では、まず R76 改定の論点について各国からインタビューし、その内容を 5 つのグループにまとめ、サブグループを形成した。それぞれサブグループにおいて項目の検討の方向性を議論し、スケジューリングも行った上で WD を作成するまでのプロセスが提示された。サブグループは以下のとおりで日本は Part4、ソフトウェア、モジュールに参加することとなった。

- ① 「part4」 ⇒検定、検査、ISO/IEC 17020
- ② 「harmonization (整合)」自動はかり、OIML文書 (D11,D31) との整合 ⇒
- ③ 「software (ソフト)」⇒ソフトウェア、改ざん防止、リスク管理
- ④ 「modular approach (モジュール)」⇒モジュール認証、POS、リスク管理
- ⑤ 「structure, terms and definition (定義)」⇒明確化、R60 との関係性、主表示など

3.3.8 自動はかり等作業委員会

(1) 活動の概要

R61-1 「充てん用自動はかり」Part1：計量及び技術要求事項 (DR)、R61-2 「充てん用自動はかり」Part2：計量管理及び性能試験 (DR) 及び R61-3 「充てん用自動はかり」Part3：試験報告書の様式 (DR) について、委員会を開催して審議した。

審議は、前回日本が「反対」投票した R61-1,2,3 (5CD) からの修正箇所を中心に行い、許容できる改定であるかの判断を行った。5CD に対して反対した理由である電磁環境試験について等の譲れない事項については概ね意見が反映されており、その他の事項も DR として許容できない修正でなかったことを鑑み、コメントを付けて「賛成」するものとして回答した。(コメント提出：2017年6月30日) その後、2017年9月に第52回 CIML 委員会での承認のための FDR が届き、委員会への確認と対処方針により、賛成することとした。なお、R61 FDR は第52回 CIML 委員会において、賛成 34、反対 0、棄権 2 で承認された。

New Recommendation 「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」(2WD) に関して、その計量方式からコンベヤスケールと同様と思われる自動はかりとして、製造事業者に対して製造実績、類似自動はかりの製造に関する調査を実施し、また、2WD へのコメントなどがないかのメール審議を実施した。国内製造事業者においては、製造実績はなく、2WD へのコメントもなかったため、回答はしないこととした。この New Recommendation の検討に関して日本は O メンバーとしている。

(2) 作業委員会の開催状況及び審議結果

1) 第1回自動はかり作業委員会

日時：2017年6月23日(金) 14時～17時

場所：経済産業省別館6階628共用会議室

議題：TC9/SC2 R61-1,2,3 「充填用自動はかり」DR 審議

審議対象：R61-1 「充てん用自動はかり」Part1：計量及び技術要求事項 (DR)

R61-2 「充てん用自動はかり」Part2：計量管理及び性能試験 (DR)

R61-3 「充てん用自動はかり」Part3：試験報告書の様式 (DR)

審議結果：「賛成」(コメント付：**別紙5**)

審議内容：

a) R61-1

5CD へのコメントの反映状況を中心に確認した。また、他国からのコメントにより修正が加えられた項目の整合性をチェックした。追加された用語について、記載箇所の修正と他国からのコメントにより修正した箇所を元に戻すことをコメントした。

b) R61-2

5CD へのコメントで譲れない項目として反対した理由とした電磁環境試験のレベル適用に関する箇所の確認を重点的に行った。その結果、日本の作成した修正コメントが取り入れられていることを確認した。その他、試験における充填回数について、大きく記載内容が変更されていたが、基本的な考え方には問題はなく、内容を明確化することをコメントした。

2) メール審議 (New Recommendation 「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」(2WD))

審議対象：New Recommendation 「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」(2WD)

審議結果：回答なし

審議内容：メール審議を実施したが、対象の計量器を製造している国内事業者がなく、開発計画や設計も行っていないことから、回答は行わないことにした。

(3) 国際会議等

TC9/SC2 New Recommendation 「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」プロジェクト・グループ (PG) 国際会議

日時：2018年3月13日,14日

会場：NMRO Regulatory Delivery (英国、テディントン)

議題：New Recommendation 「湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり」

対応：当該 New Recommendation に関して日本は O メンバーであり、直近での法規制対象計量器でないことから、PG には参加しない。

3.3.9 質量計用ロードセル作業委員会

(1) 活動の概要

TC9 (米国) より R60-1&2 「ロードセルの規定/第1部：計量および技術要件、第2部：計量管理及び性能試験」(5.1CD) を受領したが回答期限までの期間が短く改訂内容を委員間で共有しメールにて審議した。十分な検討は出来なかったが、用語と配分係数に関するコメントを付記し「賛成」にて回答した。

また、その後、一次国際勧告案(1DR)が到着したため作業委員会開催し内容を審議した。1DR に対しては、配分係数と EMC 試験の周波数範囲に対するコメントを主な理由として反対投票としたが、二つの論点に対するコメントが前向きに考慮されるなら、我々は次の DR を支持するとした。反対投票を行ったのは日本のみであった。

10月に開催された CIML 委員会においては技術的内容を提出する場ではなかったため反対を宣言することはなかった。

(2) 委員会の開催状況及び審議結果

1) 第1回質量計用ロードセル作業委員会

日時：2017年6月15日(木) 14時~17時

場所：経済産業省別館1階会議室

a) 審議対象：R60-1&2 「ロードセルの規定 第1部：計量・技術要件、第2部：計量管理及び性能試験」(1DR)

審議結果：「反対」(コメント付：別紙4)

- ① 最小死荷重出力戻り (DR) は試験装置の容量(Dmin & Dmax)ではなく、ロードセル本来の性能(Emin & Emax)に基づいて定義されるべきである。
- ② デジタルロードセルとアナログロードセルの分類が複雑になっている。アナログロードセル、アナログアクティブロードセル、アナログパッシブロードセル、デジタルロードセル、データプロセッシングを含んだロードセルとなっており、データプロセッシングを含んだロードセル

は別の規格で扱うことになっている。その中でデジタルロードセルの pLC は 1.0 が適切と
考えており、今までも意見を提出しているが反映されていない。

- ③ 短時間電力低減試験の記載において 60 Hz への対応が欠けている。
- ④ バースト、サージ、放射電磁界試験において試験レベルがアップしている。特に、放射電磁
界試験の周波数範囲上限が 3 GHz に上がっている。また、サージについては、接続機器の
適用が 30 m から 10 m に変更されている。R61（充填式はかり）を根拠とする改訂である
が、難易度が高く運用時に障害が生じることが予想されるため、R61 に準じ、適用時の条
件付けを検討することとした。
- ⑤ 無線電磁界によって生成された伝導（コモンモード）電流への暴露に関して表中の「Test
Load」の単位が「V」となっている。「v」の誤記と考える。
- ⑥ 妨害試験の適用は“analog-active”のみとなっているが、“digital load cell” “にも適用が
必要と考える。

3.3.10 電力量計等作業委員会

(1) 活動の概要

2016 年 5 月の会議（蘭の NMi で開催）、10 月の CIML 委員会での R46 改定作業開始の承
認後、本格的な作業は開始されていなかったが、2017 年 12 月に幹事国の豪から WD が配布
され、改定作業がスタートした。

WD では、前回会議で審議されていた無効電力量計など新しい計量器の追加や編集上の修
正など検討項目を取り上げているのみで、具体的な内容の検討はこれからである。

WD に対するコメント提出期限は 4 月 20 日。また、5 月 10 日～11 日に豪にて会議開催予
定である。

(2) その他

a) R46 導入 JIS 制定・改正について

2012 年に発行された国際勧告 R46「有効電力量計」の要求事項を導入した JIS が、2017
年 3 月に改定及び制定された。また、特定計量器検定検査規則も 2017 年 6 月に改定された。
なお、電子式計器の技術基準が大幅な変更となったため、施行まで経過措置期間が設けら
れた。新しい JIS による型式承認及び検定は 2022 年 4 月開始、2030 年 4 月からは改定前の
技術基準で製造された計器の検定はできなくなり、新しい JIS に基づいた検定のみとなる。

以下に改定及び制定となる JIS を示す。下線を引いたものが R46 導入の JIS である。

JIS C 1211-2:2017 電力量計（単独計器）—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1216-2:2017 電力量計（変成器付計器）—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1263-2:2017 無効電力量計—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1283-2:2017 電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置（分離形）

— 第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1271-2:2017 交流電子式電力量計—精密電力量計及び普通電力量計— 第 2 部：取引
又は証明用

JIS C 1272-2:2017 交流電子式電力量計—超特別精密電力量計及び特別精密電力量計— 第 2
部：取引又は証明用

JIS C 1273-2:2017 交流電子式無効電力量計— 第 2 部：取引又は証明用

3.3.11 放射線計量器作業委員会

(1) 活動の概要

今年度は、活動を行っていない。

(2) 国際会議等

IEC/TC45「原子力計測」ワーキンググループおよびプレナリーミーティングの開催

日 程：2017年10月12日（木）～21日（土）

場 所：中国・上海

会議概要：デジタル式放射線測定器のリストモードデータ（IEC 63047）の規格原案（CD2）、体表面モニタ（IEC 61098）の改正原案（CD）及び食料品中の γ 線放出核種の放射能測定装置（IEC 61563）の投票原案（CDV、投票結果：承認）へのコメントを審議した。

2018年は、8月に東京でIEC/SC45B/WG16中間会議を開催し、体表面モニタの改正原案を審議する予定。

(3) その他

新JIS規格「ラジオクロミックフィルム線量計測システムの使用方法」を作成中。

3.3.12 環境・分析計量器作業委員会

(1) 活動の概要

今年度は次の1件についてメール審議を行い、日本から回答を行った。

- ・R54「水溶液の pH 目盛 / pH scale for aqueous solutions: 1981年」の改定作業、第一次作業草案（1WD）

(2) 作業委員会等の開催状況及び審議結果

1) メール審議（R54「水溶液の pH 目盛」1WD）

審議結果：メール審議を行い、2017年12月1日にコメントを提出：**別紙14**

審議内容：本改定では、pH計測のデファクトスタンダードとされるIUPAC勧告2002との適合性を図ることを主な目的としていると述べている。しかしながら、IUPAC勧告

2002 と整合していない点がいくつか見受けられたため、その点を中心に指摘した。具体的には、IUPAC 勧告 2002 では、一次標準液及び二次標準液共に Harned cell 法を使って pH 1~13 程度の範囲が提供されることとなっているが、R54(1WD)における pH 1.47~13.16 の範囲の二次標準液は、IUPAC 勧告 1985 に基づいてガラス電極法によって用意されたものであるなど、一部について依然として IUPAC 勧告 1985 との適合性を維持しており、整合性に問題がある。また、IUPAC 勧告 2002 と整合していないデータ (表) がいくつか掲載されており、この点についても指摘を行った。そのほか、いくつかの用語について、現在一般的に使われている用語への修正コメントを加えた。

3.3.13 水分・タンパク計作業委員会

(1) 活動の概要

今年度は TC17/SC1 (水分計) 及び TC17/TC8 (農産物の品質分析機器) による文書審議の依頼はなかったため、作業委員会の活動はなかった。

(2) 作業委員会の開催状況及び審議結果

作業委員会は開催されなかった。

(3) 国際会議等

国際会議は開催されなかった。R59 及び R146 共に 2016 年に改訂版または初版が発行されたため、これから 2~3 年の間は新たな審議案件は発生しないと予想される。それに伴い、国際会議も実施されないと思われる。

3.3.14 呼気試験器作業委員会

(1) 活動の概要

今年度は、R126 「証拠用呼気アルコール分析計 第 1 部：計量及び技術要件 第 2 部：計量管理及び性能試験 第 3 部：試験報告書の様式」に対して、メール審議及び 1 回の作業委員会により、回答した。

(2) 作業委員会の開催状況及び審議結果

1) 第 1 回呼気試験器作業委員会

日 時：2017 年 11 月 20 日 (月) 14 時~15 時 30 分

場 所：経済産業省別館 1107 共用会議室

審議対象：R126 「証拠用呼気アルコール分析計」 4WD

審議結果：コメントを提出 (別紙 15)

審議内容：

- ・プラトーを説明する表現が曖昧であり、誤読する恐れがあるので、表現の見直しを提案した。
- ・携帯式の試験機に関して、国際規格に基づいた耐水試験の追加を提案した。

2) メール審議

①実施時期：2017年6月

審議対象：R126「証拠用呼気アルコール分析計」3WD

審議結果：委員からの意見は特になく、コメントなしで回答

②実施時期：2018年1月

審議対象：R126「証拠用呼気アルコール分析計 11章4項性能試験」4WD

審議結果：コメントを提出（別紙16）

(3) 国際会議等

会議名：OIML TC17/SC7「呼気試験器」国際会議

開催日：2018年2月14日（水）～2月16日（金）

開催場所：GUM（波、ワルシャワ）

日本からの出席者：杉本委員



TC7_SC5_P1 Template Form for Comments		TC7_SC5_P1_N012
PG Comments on: TC7_SC5_P1_N005 TC7_SC5_P1_N006 TC7_SC5_P1_N007		
Document date: 16 December 2016	Circulation date: 16 December 2016	Closing date for comments: 03 April 2017
Convener: Greg Harrington	Please type your comments in this template form and post it (in Word format) as soon as possible and no later than the closing date using the PG vote and comment page after logging in with your username.	

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	A.4.1	Techn.	<p>Netherlands proposed adding a test using uneven light in the comment #97/NL-42 with illustrations of typical patterns. We comprehended that an intense pattern of uneven light would be projected on the instrument in addition to the ambient light. However, detailed explanations and specifications of the uneven light, which are necessary to conduct the test, are not sufficient. More information such as illuminance of the uneven light on the instrument, contrast of the pattern, wavelength (or color) of the light are requested. We would accept this test if such information could be added.</p> <p>オランダはコメント#97/NL-42において、不均質な光を使った試験を加える事を提案した。我々は、周囲光に加えて強力なパターンを持つ不均質な光が計量器に照射されると理解した。しかし、試験を実施するために必要な不均質な光に対する説明や仕様が不十分である。計量器表面における不均質な光の照度、パターンとのコントラスト、光の波長（又は色）のような追加情報が必要である。このような情報が提供されれば、我々はこの試験を受け入れるであろう。</p>	<p>Add more information on the uneven light. 不均質な光に関するより詳しい情報を追加する。</p>		



Form for comments		OIML TC_9_p_1_N012		
PG Members vote and comments on: OIML TC_9_p_1_N009 OIML TC_9_p_1_N010 OIML TC_9_p_1_N011		Project: p1 Revision of R 60: Metrological regulation for load cells		
Draft dated: 20 March 2017		Closing date for voting and/or comments: 04 April 2017		
Publication title: OIML R 60, 5.1 CD: Metrological Regulation for Load Cells Parts 1, 2 & 3		Circulation date: 20 March 2017		
Convener: USA: John Barton				
Please type your comments in this template form and post it (in Word format) as soon as possible and no later than the closing date using the PG vote and comment page after logging in with your username.				
Member XX	Comments date: Click here to enter a date.	COMMENTS including reason/rationale	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER and/or PG on each comment submitted
Country Code	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment	
JP			General	
			It seems unusual in OIML that such a minor revision is proposed in a short period. Considering the importance of this recommendation in OIML, sufficient time could be provided even for a minor revision. OIMLにおいて、このような小さな修正が改訂版として短期間に提案されることは普通ではないと思われる。この勧告の OIML における重要性を考えると、小さな改訂にも十分な時間をかけるべきではないか。	No changes are requested. 変更は要求しない。
JP	3.1.3.2		Edit.	Correct the term 'non-electronic' to 'analogue-passive'. 用語「非電気式」を「アナログ受動型」に修正する。
			The term 'non-electronic' should be corrected in accordance with the change of the title of Clause 3.1.3.1. 3.1.3.1 項のタイトルの変更に対応して、用語「非電気式」を修正すべきだ。	

Country Code	Clause/ Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment	COMMENTS	Date: Click here to enter a date.	PG member comments on: OIML TC m/SC n /P0z/N000/ncD	Project: OIML TC m/SC n /P0z
					PROPOSED CHANGE		
JP	5.7.1		Tech.	<p>The range of apportioning factor (p_{LC}) was changed from 1.0 to '$0.7 \leq p_{LC} \leq 0.8$' in 5 CD and 5.1 CD. However, technical backgrounds of the change are not clear. We still consider that p_{LC} should be 1.0 for the following reasons.</p> <p>(1) A pure digital load cell usually outputs digital data, which is equivalent to the final measurement result, after necessary corrections and conversions. A display unit merely functions as an indicator of the digital data and it does not generate additional errors.</p> <p>(2) In practical disturbance tests on weighing instruments, it is difficult to consider error factors attributed to the display unit combined with a digital load cell. Addition of such factors may confuse the testing laboratories.</p> <p>(3) Because this document is a recommendation on load cells used for weighing instruments, combined apportioning factors for a complete weighing instrument should be decided based on R 76.</p> <p>配分係数 (p_{LC}) の範囲は、5CD と 5.1CD において 1.0 から '$0.7 \leq p_{LC} \leq 0.8$' へ変更された。しかしその変更の技術的背景が不明である。次の理由から、我々は依然として p_{LC} は 1.0 であるべきだと考える。</p> <p>(1) 純粋なデジタルロードセルは通常、計量結果に等価なデジタルデータを、必要な補正や変換を行った後に出力する。表示ユニットは、単なるデジタルデータの表示器として機能しているに過ぎず、それは新たな誤差を生じない。</p>		<p>We accept the agreement at the online meeting on 14 March and will not request any changes to the apportioning factor (p_{LC}). However, we still consider that p_{LC} for a digital load cell should be 1.0 due to the reasons explained in the left column.</p> <p>我々は 3 月 14 日のオンライン会議における合意に従い、配分係数 (p_{LC}) に対する更なる修正は求めない。しかし左記の理由から、我々は依然としてデジタルロードセルの p_{LC} は 1.0 と考えている。</p>	

Country Code	Clause/ Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment	COMMENTS	Date: Click here to enter a date.	PG member comments on: OIML TC m/SC n /P0z/N000/ncD	Project: OIML TC m/SC n /P0z
					PROPOSED CHANGE		
JP	5.7.2.5	Table 5	Edit.	<p>(2) 質量計に対する実際の妨害試験において、デジタルロードセルに組み合わされる表示器に起因する誤差要因は考えられない。このような要因の追加は、試験機関に混乱を与える。</p> <p>(3) この報告は質量計用ロードセルに対するもので、完成した質量計のための組合せられた誤差配分係数は、R76 を基に決定すべきである。</p>			
						Correct the values of p_{LC} . p_{LC} の値を修正する。	



Template Form for Comments on OIML-CS Documents		BIML_P5_N003
prMC Comments on: BIML/p5_SG3_N005 , BIML/p5_SG1_N009 - N010 , BIML/p5_SG2_N019 - N033		
Title: Document OIML B18, Operational Documents OD-01 - OD-02, Procedural Documents PD-01 - PD-08		
Document date: WD 20170524	Circulation date: 2017-05-25	Closing date for comments: 2017-06-05
Convener: DE - Prof Roman Schwartz Please include your comments in this form and post it on the prMC Workspace.		

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	B18	gen	<p>The present structure is not fully consistent. A cross-reference table between the B18 and ODs/PDs is shown in the last two pages below. Our concerns are highlighted in yellow in this table. Please be consistent in use of terminology and document format as an overall structure.</p> <p>現在の構成は完全な一貫性がない。ODs 及び PDs と B18 の構成を相互参照した。我々の懸念は最後の 2 ページの黄色で示している部分である。</p> <p>全体構成として用語の統一、文書体裁の統一等を配慮すべきである。</p>	<p>Consistency between B18 and the ODs/PDs should be taken into consideration.</p> <p>B18 と ODs 及び PDs は一貫性をもったものになるよう考慮されるべきである。</p>		
JP	PD-01	edit	<p>1. Two kinds of expressions, "References" and "Bibliography," are used for the titles of references. Please use either one of them for clarification.</p> <p>2. PD-01, PD-05, PD-06, PD-07 and PD-08 do not have a clause "General" which exists in other documents.</p> <p>1. 引用文献として References と Bibliography の二種類の表現在使用されている。明瞭化のため、どちらかに統一すべきである。</p> <p>2. PD-01, 05, 06, 07, 08 の文書には 4. General が規定されていないが他の文書には規定されている。</p>	<p>1. Use appropriate wordings.</p> <p>2. Please confirm if this clause is necessary uniformly for all documents.</p> <p>1. 適切な用語が使われるべきである。</p> <p>2. この節が、全ての文書に一樣に必要なものであるのかを確認していただきたい。</p>		

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	B18	techn	<p>In the prMC meeting in Berlin, we discussed about guides for application of ISO/IEC 17025 and ISO/IEC 17065. Did it conclude to install the guide documents specified to OIML-CS on ISO/IEC 17025 and ISO/IEC 17065 in the OIML-CS document system?</p> <p>2月のprMCにおいて、D29やD30を使うのではなく、OIML-CS専用の17025、17065への適用ガイドラインをOIML-CS document systemの中に作るという議論だったのではないだろうか。</p>	<p>Create new PD to show guides for application of ISO/IEC 17025 and ISO/IEC 17065. Replace D29 and D30 in B18, ODs and PDs with this new PD.</p> <p>17025と17065の適用ガイドとして新しいPDを作れ。また、この新しいPDでD29とD30を置き換えよ。</p>		
JP	OD-01 5	edit	<p>Our understanding is that the members of RC are not fixed and the committee should invite the members and set up a new RC in each case. However, such a rule is not stated in the present documents.</p> <p>RCのメンバー構成は固定ではなく、案件によりその都度設置する構造と理解している。しかしながら、そのような規定は現文書では述べられていない。</p>	<p>A rule for membership of RC should be added clearly to the content of Clause 5 of OD - 01.</p> <p>RCのメンバーシップについての規定をOD-01の5に明確に加筆すべきである。</p>		
JP	B18 11.7	gen	<p>The descriptions on Working Groups are found only in OD - 01. But Working Groups should also be introduced briefly in the section 11.7 of B 18 which is the main document.</p> <p>WGについての記述はOD-01のみに見られる。しかしながら、WGについては主文書であるB18の11.7においても、簡潔に述べられるべきである。</p>	<p>The Working Groups should be introduced in section 11.7 in OIML B18 as the main document.</p> <p>上位文書としてB18の11.7にWGを規定すべきである。</p>		
JP	PD-03	Gen	<p>It would be easier to understand if the application and evaluation processes of issuing authorities, utilizers and associates are clearly explained in a figure or a flowchart in PD-03.</p> <p>発行機関、利用機関及びアソシエイトのアプリケーション及び評価プロセスがPD-03において図又はフローチャートで明確に説明されれば、より分かり易いと思われる。</p>	<p>Suggest adding a figure or a flowchart in PD-03, such as "Annex A – Flow Chart showing Approval Process" which was found in the previous version of PD-03.</p> <p>PD-03への旧PD-03の「附属書A – 承認プロセスフローチャート」のような図又はフローチャートの追加を提案する。</p>		

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	B18 1.3	techn	<p>In clause 1.3 of B18, “However, the type evaluation conducted within the OIML-CS does not include any formal evaluation to establish that the type is representative of the intended production.” is stated. However, it is strongly recommended to clarify what type of product certification scheme among various schemes the OIML-CS is classified to. (See ISO/IEC 17067, Standard for “fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes”)</p> <p>This clarification is important for accreditation bodies to assess OIML Issuing Authorities because the extent of assessment depends on type of product certification scheme.</p> <p>B18の1.3項において、「OIML-CSにおける型式評価は、それに基づき製造されている製品の代表性について正式な評価をしているものでない。」と述べられている。しかしながら、OIML-CSが様々な製品認証スキームの中で、どのタイプに分類されるかを明確にすることを強く推奨する。(ISO/IEC 17067、「製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針」についての規格を参照)</p> <p>この明確化は、認定機関にとって、OIML 発行機関を審査するにあたって重要となる、何故なら審査の広さは、製品認証スキームに依存するため。</p>	<p>Insert “The OIML-CS is classified to Scheme type 1a defined in ISO/IEC 17067.” before the sentence “Such an evaluation...”</p> <p>OIML-CS は、「ISO/IEC 17067 に規定されているスキームタイプ 1a に分類される」という一文を挿入せよ。</p>		

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	PD-05	gen	<p>Although the document system of the OIML-CS seems to be sufficiently established from the viewpoint of the MC and Issuing Authorities, it is necessary to describe the rights and obligation of applicants for OIML Certificate, measurement instrument manufacturers, after getting OIML Certificate. For example, rights: how to use OIML Certificate, how to use OIML-CS logo, withdrawing OIML certificate obligations: moral obligation to produce instruments that conform to those submitted for type evaluation, which was stated in the current B3, clause 1.2.</p> <p>OIML-CS の文書体系は、MC や Issuing Authority にとつては十分であるものの、OIML-CS での OIML Certification の申請者、すなわち、OIML Certificate を入手した後の、製造者にとつては、の権利と義務が何であるかといったことが明確でないように思う。</p> <p>例えば 権利：OIML certificate の利用方法、OIML-CS ロゴの使用 方法 義務：型式評価に提出した計量器と同様のものを製造する道徳的義務（これは、現行の B3 の 1.2 項に述べられている）</p>	<p>e.g. Make clause 9 "Rights and obligations of the OIML certificate owner", 例えば、第 9 項として「OIML 証明書保持者の権利と義務」を作ってはいかががでしょうか。</p>		
JP	PD-01, 02, 03, 04, 05, 06, 08 References	edit	<p>A wrong document name "PD-07: Converting Basic and MAA Certificates into OIML Certificates under the OIML-CS" is used in the other documents. Its correct name of PD-07 is "Transition Arrangements under the OIML-CS".</p> <p>PD-07 について "Converting Basic and MAA Certificates into OIML Certificates under the OIML-CS" という誤った文書名が他の文書で使われている。正しくは、"Transition Arrangements under the OIML-CS"である。</p>	<p>The correct document name "PD-07: Transition Arrangements under the OIML-CS" should be used in all documents. 全ての文書で新文書名の「OIML-CS の下での移行取決め」に文書名を統一すべきである。</p>		

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	PD-07 8.1	gen	<p>This clause describes, "An existing Issuing Authority under the OIML Basic Certificate System is able to transition to the OIML-CS, either under Scheme A or Scheme B, following an evaluation of its competence." However, either Scheme A or B is allowed for one category of instrument and they should not exist simultaneously. The potential Issuing authority cannot choose Scheme A or B freely depending on its competence.</p> <p>「基本証明書の現在の発行機関は、その能力評価に応じてスキームAまたはBの発行機関に移行できる。」と書いてある。しかしスキームAまたはBはカタゴリーごとにとどちらか一方に決まるものであり共存するものではない。したがって、参入する発行機関がスキームAまたはBのどちらかを自由に選べるものではない。</p>	<p>The statement should be modified as given below. <i>"An existing Issuing Authority under the OIML Basic Certificate System is able to transition to the OIML-CS, under Scheme B if category of the instrument is under Scheme A. the Issuing Authority is able to transition to the OIML-CS with compliance of the OIML-CS."</i></p> <p>表現を以下のように修正すべき。 「基本証明書の現在の発行機関は、その計量器のカタゴリーがスキームBにあるならOIML-CSに移行できる。もし、計量器のカタゴリーがスキームAにあるなら、OIML-CSの要求事項を満たしている場合、OIML-CSに移行できる。」</p>		
JP	B18 17	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: [7] ISO/IEC 17025:2005... Correct: [8] ISO/IEC 17025:2005... 和訳省略		
JP	OD-01 7.8.3 b)	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...metrological and technical expert... Correct: ...Legal Metrology expert... 和訳省略		
JP	OD-01 13.1	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: The Review Committee (RC) is... Correct: The RC is... 和訳省略		
JP	OD-01 14.2	edit	Please change the letters used for numbering the bullet points. 誤記修正	The letters must be changed from f), g), h), i), j) to a), b), c), d), e). 和訳省略		
JP	OD-02 4.1	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...section 13.1... Correct: ...section 12.1... 和訳省略		
JP	OD-02 4.2	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...section 13.1... Correct: ...section 14.1... 和訳省略		
JP	OD-02 5.1	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...section 13.2... ...section 13.2 d)... Correct: ...section 12.2... ...section 12.2 d)... 和訳省略		
JP	PD-01 4.1	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...sections 14.1... Correct: ...sections 13.1... 和訳省略		

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	PD-01 6.1	edit	Please delete the numbering 6.1. 誤記修正	Delete the numbering "6.1" since there is only one subsection in 6. 和訳省略		
JP	PD-03 15.1	edit	Please delete the numbering 15.1. 誤記修正	Delete the numbering "15.1" since there is only one subsection in 15. 和訳省略		
JP	PD-05 5.6.1	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...the character 'A' ... Correct: ...the character 'B' ... 和訳省略		
JP	PD-07 4.1	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...sections 16.10 and 16.11 ... Correct: ...sections 15.10 and 15.11 ... 和訳省略		
JP	PD-07 6.1.2	edit	Please change the letters used for numbering the bullet points. 誤記修正	The letters must be changed from c), d) to a), b). 和訳省略		
JP	PD-07 8.1	edit	Please delete the numbering 8.1. 誤記修正	Delete the numbering 8.1 since there is only one subsection in 8. 和訳省略		
JP	PD-08 6.1	edit	Please make corrections. 誤記修正	Present: ...section 16.9 ... Correct: ...section 15.9 ... 和訳省略		

<p>1. Introduction</p> <p>2. Objectives</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. Scope</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>
<p>5. Participation in the OIML-CS</p> <p>6. Governing documents</p> <p>7. Standards</p> <p>8. Responsibilities of the OIML within the OIML-CS</p> <p>9. Responsibilities of the BIML within the OIML-CS</p> <p>10. Responsibilities of the BML within the OIML-CS</p> <p>11. Management Committee(MC)</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>
<p>11.1 Composition</p> <p>11.2 Duties of Chairpersons</p> <p>11.3 Meetings and other activities</p> <p>11.4 Voting</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>
<p>11.5 Duties and responsibilities</p> <p>11.6 Review committee(RC)</p> <p>11.7 Composition</p> <p>11.8 Tasks of RC</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>
<p>12. Test Laboratories Forum (TLF)</p> <p>12.1 Composition</p> <p>12.2 Tasks of TLF</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>
<p>13. Board of Appeal (BoA)</p> <p>13.1 Composition</p> <p>13.2 Tasks of BoA</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>	<p>1. Introduction</p> <p>2. Scope</p> <p>3. Terminology and abbreviations</p> <p>4. General</p>

The document name should be the same in all files (PD-07: Transition Arrangements under the OIML-CS). We noticed that the name is different in other documents.

Please confirm if PD-01, PD-05, PD-06, PD-07 and PD-08 should also be in General. Should we make it uniform with the others?

Instead of Lead Assessors, please correct, and change it into Criteria for QMS Experts.

5. Criteria for Legal Metrology Experts
6. Criteria for Lead Assessors
7. Nomination Process
8. Review of application and decision
9. Publication of List of Experts
10. Annual Review of Experts

The purpose of Working Groups establishment is stated in OD - 01. It should also be added in section 11.7 of OIML B 18 which is the main document of OD - 01.

4. Composition and appointment of members of the BoA
4.1.2 Appointment of BoA Chairperson and BoA members
5. Appeals
7. Disputes
8. Making an appeal to the BoA
9. BoA Procedure

14. Conduct of the Work	8. MC Interactions with the CML 8.1. General 8.2 Content of the annual report 8.3 Proposals and Recommendations for CML approval 14. MC interactions with the TLF 6.5 Interface with OIML TCs/SCs	5. Application to be a new OIML IA under Scheme B 6. Application to be a new OIML IA under Scheme A 7. OIML IA Appraisal Procedures 8. Admission of Utilizer and Associates 9. Declaring Additional National Requirements 10. Process to suspend an OIML IA 11. Extension or reduction of scope of an OIML IA 12. Periodic review of participation 13. Change of status 14. Withdrawal of an OIML IA from the OIML-CS 15. Notification of changes	4. Processing an OIML Certificate under Scheme B 5. Processing an OIML Certificate under Scheme A 6. Registering an OIML Certificate: Schemes A and B 7. OIML Certificate issued on the Basis of Wrong Conclusions 8. Modification of an OIML Certificate: Schemes A and B	4. Use of an OIML Certificate and OIML Type Evaluation Report 5. Misuse of an OIML Certificate by its owner	4. Status, Acceptance and Revision of Existing OIML Basic and IMAA Certificates 5. Existing OIML IMAA Certificates 6. Existing OIML Basic Certificates 7. Transition from Scheme B to Scheme A 8. Transition of existing IA under the OIML Basic Certificate System to the OIML-CS 9. Transition of existing Issuing Participants under OIML IMAA to OIML-CS
15. Operation of the OIML-CS					
16. Finance					
17. References	11. References	10. References	7. References	9. References	10. References
	16. References Annex A (Informative) - Summary of the tasks of an IA Annex B - Maintenance Process	9. Bibliography Annex A (Mandatory) - Format for an OIML Certificate Annex B (Mandatory) - Reference Number of an OIML Certificate Annex C (Informative) - Example of the OIML-CS Operation			

The relationship with subordinate PDs is difficult to understand because the process of OIML-CS is not clearly stated in any document. Suggest adding a figure or flowchart in PD-03 to present an overview of the evaluation process.

Suggest to unify References.



Template for comments on CIML Preliminary online ballot					OIML TC 9/p 1	
Comments on: OIML TC 9/p 1		Title: <i>R 60 - Metrological regulation for load cells – Parts 1, 2 and 3</i>				
IDR date: 06 April 2017		Closing date for comments and voting: Friday 30 June 2017, 17:00 CET				
Circulation date: 06 April 2017						
Member /Liason	Part	Clause / paragraph / table	gen./ edit./ tech n.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER on each comment submitted
JP	1& 2	NA	Gen.	<p>We must submit a negative vote on 1 DR although we accepted 5.1 CD in April 2017. It was difficult to examine the changes in 5.1 CD sufficiently in the given short time particularly regarding the disturbance test. More time could be provided to review the CD.</p> <p>Among our comments, important ones are concerning the apportioning factor (Part 1: 5.7) and the frequency range for EMC test (Part 2: 2.10.7.9). Regarding the former, basic policy of R 60 should be fully consistent with that of R 76 (2006) as a module used for a weighing instrument. This policy shall not be changed in advance of the revision of R 76.</p> <p>If these issues are considered positively, we would support the next DR.</p> <p>我々は2017年4月に5.1CDに賛成したにもかかわらず、1DRには反対投票せざるを得ない。与えられた短い期間で5.1CDの変更点、特に妨害試験について十分に吟味することは難しかった。このCDの検討には、もっと長い時間が用意されるべきであった。</p>	<p>Changes are proposed in respective clauses. 修正案は該当する項目に提案されている。</p>	<p>国際計量室:反対に備えた一般コメントです。</p>

JP	1	3.5.10 Minimum dead load output return	Tech	<p>我々のコメントのうち、重要なものは、配分係数(第1部5.7)とEMC試験の周波数範囲(第2部2.10.7.9)に係わるものである。後者については、質量計に使われるモジュールとして、R60の基本方針はR76(2006)と完全に一致すべきである。この方針は、R76の改訂に先行して変更されるべきではない</p> <p>これらの対するコメントが前向きに考慮されるなら、我々はこのDRを支持するであろう。</p>	<p>国際計量室:ドイツの提案により D_{min} / D_{max} に戻されていますが、再び E_{min} / E_{max} への変更を要求します。</p>
JP	1	3.6 Illustration of certain definitions	Edit	<p>Do not use subscript for a right-parenthesis as shown on the right.</p> <p>右記のように、右括弧を下付にすべきではない。</p>	<p>新規追加</p>
JP	1	5.7 Requirements for analog-active and digital load cells	Tech	<p>(1) The title of 5.7 indicates that this clause covers both analog and digital load cells. Some descriptions under this clause however refer only analog type. 5.7のタイトルは、この項がアナログ及びデジタルロードセルの両方を含むことを示す。しかしこの項の中の一部の記述は、アナログタイプのみに言及している。</p>	<p>【重要】国際計量室: コメント欄を大幅に書き換え、デジタルロードセルを追加する修正を提案し、委員から提案された一覧表Xを追加しました。</p>
				<p>Correct the sentence as shown below.</p> <p>3.5.10 minimum dead load output return (DR) difference of load cell output, expressed in units of mass at the minimum dead load (D_{min} E_{min}), measured before and after application of a load of D_{max} E_{max}.</p> <p>次のように修正する。(以下省略)</p> <p>$E_{min} \leq D_{min} \leq (0.1 E_{max})$, and $(0.9 E_{max}) \leq D_{max} \leq E_{max}$</p>	
				<p>Based on the comments (1) and (2), we propose following underlined changes.</p> <p>コメント(1), (2)に基づいて、以下の修正を提案する。(以下、修正部分は和訳省略)</p> <p>5.7.1 General requirements</p> <p><i>In addition to the other requirements of this Recommendation, analog-active and digital load cells</i></p>	

		<p>(2) Apportioning factor (p_{LC}) should basically be 1.0 for digital load cells because a digital load cell outputs digital data which is equivalent to the final measurement result. デジタルロードセルの配分係数(PLC)は基本的に1.0であるべきだ。なぜならば、デジタルロードセルは最終測定結果に等しいデジタルデータを出力するから。</p> <p>(3) Table 5 in 5.7.2.5 is confusing. Although single value of p_{LC} (1.0) is assigned to all test items, the note tells 'p_{LC} 0.7 shall be used for analog-active load cells under influence factors tests'. 5.7.2.5の表5は混乱を来す。全ての試験項目について唯一のPLC値(1.0)が指定されているにも関わらず、付記には「アナログロードセルの影響試験には、PLCとして0.7を使うべきだと」記載されている。</p> <p>(4) A new category of load cell, "analog-active" has been introduced. Apportioning factor (p_{LC}) to be applied to this category however is not mentioned sufficiently. 新しいロードセルの 카테고리 「アナログ・アクティブ」が導入されている。しかし、この カテゴリ に適用される配分係数(PLC)について十分な説明が無い。</p> <p>(5) The statements on apportioning factor are not fully consistent with those in OIML R 60 (2000) and R 76-1 (2006). 配分係数に関する記述は、OIML R 60 (2000) 及び R 76-1 (2006)の記述と十分に整合していない。</p>	<p>shall The MPE shall be determined using an apportioning factor, p_{LC} greater than or equal to 0.7 and less than or equal to 0.8 ($0.7 \leq p_{LC} \leq 0.8$) for analog-active load cells, and p_{LC} equal to 1.0 for digital load cells. This value shall be substituted for the apportioning factor</p> <p>5.7.1.1 Faults</p> <p>Analog-active and digital load cells shall be designed and manufactured such that when they are exposed</p> <p>5.7.1.4 Compliance with requirements</p> <p>Analog-active and digital load cells are presumed to</p> <p>5.7.2.1 Warm-up time</p> <p>During the designed warm-up time of analog-active and digital load cells there shall be no</p> <p>5.7.2.5 Disturbances</p> <p>When analog-active and digital load cells are subjected to</p> <p>Based on our comments (3), (4) and (5), we propose adding a new summary Table X on the apportioning factors to an appropriate clause of 1 DR.</p> <p>コメント(3), (4), (5)に基づいて、配分係数に関する新しい集計表 X を、1DR の適切な項に追加することを提案する。</p> <p>Table X: Summary of apportionment factors (p_{LC}) to be used in R 60 (1DR)</p> <p>表 X: R60 (1DR) で使用されるべき配分係数(PLC)の集計表(以下省略)</p> <table border="1" data-bbox="1273 450 1361 1088"> <thead> <tr> <th rowspan="2">Test description</th> <th colspan="2">p_{LC}</th> <th rowspan="2">Part-clause in R60</th> </tr> <tr> <th>Analog passive</th> <th>Analog active / Digital</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	Test description	p_{LC}		Part-clause in R60	Analog passive	Analog active / Digital				
Test description	p_{LC}		Part-clause in R60										
	Analog passive	Analog active / Digital											

Maximum permissible measurement errors	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	1-5.3 2-2.10.1		
Repeatability errors	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	1-5.4 2-2.10.1		
Temperature effects on minimum dead load output return	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	1-5.6.1.3 2-2.10.1		
Creep test	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	1-5.5.1 2-2.10.2		
Minimum dead load output return (DR)	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	1-5.5.2 2-2.10.3		
Barometric pressure effects at ambient temperature	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	1-5.6.2 2-2.10.4		
Humidity effects (CH or no mark)	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	(1.0)*	1-5.6.3.1 2-2.10.5		
Humidity effects (SH)	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	0.3 - 0.8	1-5.6.3.2 2-2.10.6		
Warm-up time	-	-	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.1 2-2.10.7.3		
Power voltage variations	-	-	-	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.2, 5.7.2.3, 5.7.2.4 2-2.10.7.4		
Short time power reductions	-	-	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.5 2-2.10.7.5		
Bursts (electrical fast transients)	-	-	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.5 2-2.10.7.6		
Surge	-	-	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.5 2-2.10.7.7		
Electrostatic discharge	-	-	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.5 2-2.10.7.8		
Electromagnetic susceptibility	-	-	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.5 2-2.10.7.9		
Immunity to conducted electromagnetic fields	-	-	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.5 2-2.10.7.10		
Span stability	-	-	-	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1-5.7.2.6 2-2.10.7.11		
* Errors attributed to the analog devices in a load cell												

JP	1	5.7.1.1 Faults (Note)	Tech	In the note, the criteria for fault was changed from verification interval (v) to minimum load cell verification interval (v_{min}). We would like to know technical background of this change. 付記において、誤りの判断基準が検定目量(v)からロードセル最小検定目量(v_{min})へ変更された。我々はこの修正の技術的背景を知りたい。	No changes are requested. 修正は提案しない。	新規追加
JP	1	Annex D	Edit	Although we agreed using ' n_{LC} ', the previous expression ' n_{max} ' is still used several times. 「nLC」を使うことで合意したにもかかわらず、まだ前の表現「nmax」が複数回使われている。	Correct ' n_{max} ' to ' n_{LC} '. 「nmax」を「nLC」に修正する	新規追加
JP	2	2.10.7 Additional 1 test for analog- active load cells	Edit	Based on our comment (1) to 5.7 in Part 1, add “digital load cells” as shown on the right. All test items under 2.10.7 should also be applied to digital load cells. 第1部 5.7 への我々のコメント(1)に基づいて、右に示すように「デジタルロードセル」を追加する。2.10.7 以下の全ての試験項目は、デジタルロードセルにも適用されるべきである。	Correct the title as shown below. 2.10.7 <u>Additional test for analog-active load cells and digital load cells</u> (for analog-active). These tests are applied to verify compliance with the provisions from 5.7.2.1 to 5.7.2.11 in R60-1. タイトルを以下の通り修正する。 2.10.7 アナログロードセル及びデジタルロードセルのための追加試験(外語) これらの試験は R60-1 の 5.7.2.1 から 5.7.2.11 までの規定を順守しているかを確認するためのものである。	新規追加
JP	2	2.10.7.1 Performance and stability tests	Tech	Based on our comment (1) to 5.7 in Part 1, add “digital load cells” as shown on the right. ” analog active load cell” のみの表現となっている箇所” analog active load cell” のみの表現となっている箇所に” and digital load cells”を追記する。	Correct the title as shown below. 2.10.7.1 <u>Performance and stability tests</u> An analog-active and digital load cells shall pass the performance and stability tests according to 2.10.7.3 to 2.10.7.11 for the tests given in Table 5.	新規追加

			第1部 5.7 への我々のコメントに基づいて、右に示すように「デジタルロードセル」を追加する。		以下のように修正する(以下省略)。	
JP	2	2.10.7.5 Short-time power reductions	Tech	In the small table in 'test level', durations seem to be provided only for a power line with 50 Hz. Other values are needed for 60 Hz. 「試験レベル」中の小さな表において、持続時間は50Hz 電源のみについて用意されているように見える。60 Hz のために別の値が必要である。	Correct the column title of the small table and provide durations (cycles) both for 50 Hz and 60 Hz as shown below. <i>Duration/number of cycles (50 Hz/60 Hz)</i> <i>Test c: 40 10/12</i> <i>Test d: 25 25/30</i> <i>Test e: 250 250/300</i> <i>Short interruption: 250 250/300</i> 以下のように小さな表の列タイトルを修正し、50Hzと60Hzの両方について持続時間(サイクル)を提示すべきである。(以下省略)	
JP	2	2.10.7.9 Exposure to radiated RF electromagnetic fields	Tech	In the 'test level', the maximum limit of frequency range has been extended to 3 GHz in compliance with 5 CD of R 61. After that however, a test below 2 GHz was approved conditionally in DR of R 61. We request that such a test at a lower frequency will be also permitted in R 60 even if it is conditional. R61 の 5CD へ整合して、「試験レベル」において周波数範囲の上限が 3 GHz に拡大された。しかしその後、2 GHz 以下の試験が R61 の DR において条件的に認められた。我々は、たとえ条件的であっても、このような低い周波数での試験が R60 においても許されることを要求する。	Divide the test frequency into two ranges as shown below in compliance with the requirement of R 61 (DR). 1. 80-2000 MHz 2. 2000 - 3000 MHz R61 (DR)の要求事項に合わせて、試験周波数を下記の二つの範囲に分ける。 1. 80 - 2000 MHz 2. 2000 - 3000 MHz	【重要】国際計量室: R61 5CD 及びDR との関係を理由とした表現に変えました。
JP	2	2.10.7.6, 2.10.7.7, 2.10.7.9	Edit	An expression '10 V' in the test load is a misprint. It should be expressed using a verification interval represented with 'v' in the lower case.	Correct '10 V' to '10 v' using the lower case. 小文字を使って'10 V'を'10 v'に修正する。	

				試験荷重の'10 V'は誤記である。これは小文字の'v'を使った検定目量で表現されるべきである。		
	& 2.10.7.10					



Form for comments: CIML Preliminary Online Ballot (DR)		Project: OIML TC 9/SC 2/p8	
Revision of R 61: <i>Automatic gravimetric filling instruments</i>			
Draft dated: 10 April 2017		Circulation date: 10 April 2017	Closing date for voting and/or comments: 30 June 2017
30 June, 2017		Convener: UK: Morayo Awosola	
Please type your comments in this template form and post it (in Word format) as soon as possible and no later than the closing date using the PG vote and comment page on the OIML website (Structure → My Access → CIML online voting).			
Japan			

Country Code	Page	Clause/Sub clause	Paragraph/Figure/Table/	Type of comment	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
Comments on R 61-1 (IDR)							
JP	7	3.2.2.1 of R 61-1 Selective combination weighing instrument	Title	Edit	<p>‘(AGFI)’ in the title is not necessary and it should be deleted.</p> <p>タイトルの(AGFI)は不要であり削除すべきだ。</p>	<p>Correct the title as shown below.</p> <p><i>3.2.2.1 selective combination weighing instrument (AGFI)</i></p> <p>タイトルを以下の通り修正。(以下省略)</p>	
JP	15	3.4.14 of R 61-1 maximum fill (Maxfill)	(Location)	Edit	<p>Although we agree to add the definition of ‘Maxfill’, it should be placed in 3.4.10 after ‘3.4.9 Minfill’.</p> <p>「Maxfill」の定義の追加には賛成するが、「Minfill」の後の3.4.10に配置すべきである。</p>	<p>Move the definition after ‘3.4.9 Minfill’.</p> <p>定義を「3.4.9 Minfill」の後に移動する。</p>	
JP	17	3.5.2.7 of R 61-1	Note	Edit	<p>Germany and Netherlands pointed out editorially that the third hyphen (bullet) should be corrected.</p>	<p>The third item should be reinserted as</p>	

JP	21	4.3.4 a) of R 61-1	significant fault		However, the whole item has been deleted in 1 DR. This item should be remained. ドイツとオランダは第3項目のハイフン(項目)を修正すべきだと編集的に指摘した。しかしこの項目全体が 1DR から削除された。この項目は残されるべきである。	shown below. - <i>transitory faults being momentary variations in the indication, which cannot be interpreted, memorized or transmitted as a measurement result;</i> ” 第3項目は以下の通り復活されるべきである。(以下省略)	
JP	22	4.4 of R 61-1 Product reference quantity correction	1 st & 2 nd para.	Edit	Netherlands pointed out that ‘(Min)’ and ‘(Minfill)’ should be added. However, they have not been added to 1 DR. オランダは(Min)と(Minfill)を追記するように指摘した。しかし 1DR には、まだ追記されていない。	Correct the text as shown below. a) <i>For each fill, which is equal to the minimum capacity (Min) or rated minimum fill (Minfill), the maximum permissible value of fault is 0.25 mpd in-service (see 4.3.1).</i> 文章を以下の通り修正。(以下省略)	
JP	22	4.4 of R 61-1 Product reference quantity correction	1 st & 2 nd para.	Tech	Because of the deletion of the wording ‘ and the test fill (F) ’, it becomes difficult to understand the first two paragraphs. If we decide to delete this wording, what ‘ <i>the absolute value between</i> ’ indicates in the 1st paragraph? In addition, if the same wording is deleted also in the 2 nd paragraph, it will be very difficult to understand this paragraph. We consider therefore that this wording may still be necessary. France also submitted a similar comment on 4.4 of 5CD. 用語「及び試験荷重 (F)」の削除により、最初の二つの段落の理解が難しくなった。も	We recommend reinserting ‘ and the test fill (F) ’ in the 1 st paragraph as shown below. <i>For material tests, when the absolute value between the product reference quantity and the test fill (F) is greater than 10 % of the mpd in-service of the applicable F-range, an increased mpd may be applied. The increased mpd has a value equal to the mpd in-service of the applicable F-range multiplied by 1.5.</i> 「及び試験荷重 (F)」を第1段落	【重要】国際計量室：委員のコメントを改めて検討させて頂きました。結局、「及び試験荷重 (F)」の削除により、第1段落のみならず第2段落の数値の関係 (253g と 250g) も含めた全体の意味が不明確となっているようです。やはり、この用語は誤って削除されたのではないでし

JP	25	4.8.4 of R 61-1 Tilting	Item d)	Edit	<p>しこの用語を削除すると決めるなら、第1段落の「～との間の絶対値」とは何を指すのか？ 更に、もし第2段落の同じ言葉も削除するのなら、この段落の理解は困難になるだろう。</p> <p>それ故に我々は、この用語は依然として必要ではないかと考える。フランスも、5CDの4.4について同様のコメントを出している。</p>	<p>において、以下の通り復活させるところを推奨する。(以下省略)。</p>	<p>か？ 元通りにしたほうが良いと思います。</p>
					<p>The content of the item d) is already added to the item b).</p> <p>項目 d)の記述内容は既に項目 b)に組み入れられている。</p>	<p>Delete the whole item d).</p> <p>項目 d)全体を削除する。</p>	
Comments on R 61-2 (IDR)							
JP	10	8.3 of R 61-2 Number of fills	2 nd paragraph and Note	Tech /edit	<p>(1) This is a repetition of our comment on 5 CD. The term 'maximum' in the 2nd paragraph below Table 1 should be 'minimum'.</p> <p>(2) The number '3600' in Note is confusing. For the case of N=60, the present statement specifies that the larger number shall be selected from either 240 (4xN) or 60 (the value given in Table 1).</p> <p>(3) In the case given in Note, is the AGFI evaluated using all measurement results for 240 test fills? Or, is it evaluated with only 4 measurement results obtained for each feeding device? In the latter case, the evaluation result would not be reliable due to insufficient number of measurement.</p>	<p>(1) Correct the text as shown below.</p> <p><i>Where 2 or more AGFIs are integrated in a carousel, the "minimum" number of test fills shall be the greatest of either:</i></p> <p>(2) The number of 3600 should be corrected or explained.</p> <p>(3) We do not request a change but need an explanation.</p> <p>(4) Add a right parenthesis as '...instead of 3600'.</p> <p>(1) 文章を以下の通り修正。(以下省略)</p>	

JP	38	10.3.3 of R 61-2 Electrostatic disc.	Table 12	Tech /edit	<p>(4) At the end of Note, a right parenthesis is missing.</p> <p>(1) これは 5CD に対する我々のコメントと重複する。表 1 下の第 2 段落の「最大回数」は「最小回数」にすべきである。</p> <p>(2) 付記の数字“3600”は混乱を来す。N=60 の場合、現在の文章は 240 (4xN) 又は 60 (表 1 に記載された値) のうち大きい方を選ぶと規定している。</p> <p>(3) 付記に記載された事例では、240 の試験荷重に対する全ての測定結果から AGFI を評価するのか？ 又は各供給装置について得られたたった 4 回の試験結果から評価するのか？ 後者の場合、測定結果が少ないため、評価結果を信頼することはできないだろう。</p> <p>(4) 付記にて、右括弧が抜けている。</p>	<p>(2) 3600 という数字は修正、又は説明されるべきである。</p> <p>(3) 我々は修正を希望しないが、説明を希望する。</p> <p>(4) 「～3600 の代わりに」のよう に右括弧を追加。</p>	
					<p>This is a repetition of our comment on 5 CD.</p> <p>(1) ‘EUT performance’ specifies that 5 measurement shall be performed at each surface. However, this number of measurement contradicts another number specified with ‘10 discharges per preselected discharge location’ in ‘test procedure in brief’. For your information, IEC 61000-4-2 specifies 10 times of measurement at each surface.</p>	<p>(1) The number of measurement (discharge) should be consistent.</p> <p>(2) We do not request a change but need an explanation.</p> <p>(1) 測定 (放電) の回数は整合化させるべきである。</p> <p>(2) 我々は修正を希望しないが、説明を希望する。</p>	

JP	14 of R61-2, 23 of R61-	9.2.4 of R61-2 Accuracy of zero-setting at tare 3 of R61-3		Tech/ed it	<p>(2) The practical meaning of the five measurements in 'EUT performance' is not clear. Does it mean to select five surfaces of a rectangular instrument except the bottom? Or, does it mean arbitrary surfaces selected by the inspector? これは 5CD に対する我々のコメントと重複する。</p> <p>(1) 「EUT 性能」では、各面について少なくとも 5 回の測定が要求されている。しかしこの測定回数「簡単な試験手順」の「規定された部位における 10 回の放電」で規定された別の数字と矛盾している。参考までに、IEC 61000-4-2 は、面あたり 10 回の測定を規定している。</p> <p>(2) 「EUT 性能」の 5 回の測定の具体的な意味が不明確である。これは、長方形の測定機器の底面を除く 5 面を意味するの か？ 又は試験者が選んだ任意の面を意味するの か？</p>	Statements on the tare load should be aligned. 風袋荷重に関する記述は整合化されるべきである。	国際計量室：「なぜ最大風袋量ではなく 2/3 でテストするのか不明」とまでは言わないでおきます。
----	-------------------------	--	--	------------	---	---	--

3						とを規定している。この値は最大風袋荷重での試験を規定した項目 a)と矛盾する。更に第3部の「3 風袋設定」には、記録のため3つの表が用意されており、3回の繰り返し測定が必要とされているように見える。	
JP	23	10.2.4.1 of R 61-2	Table 4a	Edit	In the 'test procedure in brief', delete 'of' if '20°C' is deleted. 「簡単な試験手順」において、'20°C'を削除するならば'of'も削除すべきである。	Correct the text as shown below. 5. Set at reference temperature of and at 50 % relative humidity, 文章を以下の通り修正。(以下省略)	



International Organization of Legal Metrology

TC 3/SC 4/p 1:		New Document: Surveillance of utility meters in service on the basis of sampling inspections					
CIML Preliminary Online Ballot on:		DD New Document					
Circulation date:		20 April 2017	Convener: Mr. Dirk Ratschko	Closing date for voting and/or comments: Friday 21 July 2017 at 17:00 CET			
Date comments submitted:		Please type your comments in this form and post it (in Word format) as soon as possible and no later than the closing date using the CIML online voting page on the OIML website (Structure → My Access → CIML online voting).					
PLEASE DO NOT MODIFY THE NUMBER OF COLUMNS IN THE TABLE							
Country Code ¹	Page	Clause/ Subclause	Paragraph/ Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP	8	5.1 (a) Electrical energy meters		Te, Ed	<p>Characteristics of electricity meters should be specified using the terms in R 46 (2012). Specification using a ratio of maximum / basic current is not appropriate.</p> <p>電力計の仕様は R46(2012)で使われている用語を用いて規定されるべきだ。最小/最大の電流を用いた規定は適切ではない。</p>	<p>Delete the characteristic using current-carrying capacity. Instead, specify the characteristics with the terms in R 46, i.e. starting current, minimum current, transitional current and maximum current.</p> <p>電流容量を使った規定は削除すべきだ。代わりに、R46で用いられている用語、即ち、始動電流、最小電流、変移電流、最大電流を使って仕様を規定すべきだ。</p>	
JP	8	5.1 (b) Gas meters		Te	<p>As we requested to 4 CD, the requirement using the same membrane material is not necessary because R137-1&2 (2012) does not specify a membrane material.</p> <p>4CDで要求したように、同じ膜材料を使うという要件は必要ない。なぜならば R137-1&2 (2012) は膜材料を規定していないから。</p>	<p>Delete the item "membrane material (if applicable)".</p> <p>「膜材料 (適応可能な場合)」という項目を削除する。</p>	

1 MB = Member body (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China)

2 Type of comment: ge = general te = technical cd = editorial

Country Code ¹	Page	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP	11	8.2 Test points (and 8.1.2)		Ed, Ge	<p>Clause 8.1.2 specifies to refer a relevant OIML Recommendation. A similar general statement should be added to Clause 8.2.</p> <p>8.1.2は関連するOIML勧告を参照することを規定している。同様な宣言文が、8.2に加えられべきである。</p>	<p>We recommend adding a note given below to Clause 8.2.</p> <p><i>Note: the sample meters should be inspected according to the relevant OIML Recommendation. A national responsible body may however specify test points independently.</i></p> <p>8.2に以下のような付記を追加することを推奨する。</p> <p>付記：試験対象メーターは、該当するOIML勧告に基づいて検査されるべきである。しかし国家責任機関は別の試験点を規定することができる。</p>	
JP	11	8.1.2 Display test		Ed	<p>Because the entire clause 8.1 is titled as 'non-conforming meters', sub-clauses shall provide a condition under which a meter is evaluated as non-conforming.</p> <p>項目 8.1 全体が「不適合なメーター」と名付けられているのだから、各小項目はメーターを不適合であると評価するための条件を提示すべきである。</p>	<p>We recommend a revision as shown below.</p> <p><u>A meter forming a part of the sample shall be considered as non-conforming if its display does not comply with the requirements to legibility and correct operation according to the applicable OIML Recommendation.</u></p> <p>If above change is not acceptable, Clause 8.1.2 should be renumbered as 8.2 as a test item under "8. sampling inspection".</p> <p>以下の通り修正を提案する。</p> <p>サンプルの一部を構成する各メーターは、その表示器が、該当するOIML勧告に従う表示と正常機能に関する要求事項に適合しない場合には、<u>不適合であると見なされる。</u></p> <p>もし上記の変更が受け入れられないなら、8.1.2を「8. サンプル検査」の項目の一つと見なし、その番号を8.2へ修正すべきである。</p>	
JP	11	8.2.1.1 Running with no load		Ed	<p>8.2.4.1 of R 46 (2012) requires a non-load check only at U_{nom}. A test on 'running with no load' therefore may be conducted only at U_{nom}.</p> <p>R46 (2012)の8.2.4.1は U_{nom} のみにおける無負荷試験を要求している。従って、「無負荷での動作」に関する試験は、U_{nom} のみで行えば良い。</p>	<p>Change the first paragraph as given below.</p> <p><i>When the voltage is applied ... the meter shall not register energy at the voltage of U_{nom}.</i></p> <p>最初の段落を以下の通り修正する（以下省略）。</p>	

Country Code ¹	Page	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP		8.2.1.1 Running with no load		Ed	The second paragraph begins with “The term <i>I_{ir} ...</i> ” is not related to ‘no load test’ and it is not necessary. The term . . . 以下の部分は、‘無負荷試験’とは関係ないので、削除する。	Delete the second paragraph. 第2段落を削除する。	
JP		8.2.1.2 accuracy tests		Te, Ed	Test points should be compliant with those specified in R 46 (2012). 試験点は、R46(2012)で規定されたものと整合化させるべきである。	Use the test point given below which are specified in 8.2.4.3 of R 46 (2012). <i>I_{min}: PF=1, I_{ir}: PF=1, I_{ir}: PF=0.5 inductive, 10 I_{ir}: PF=1, 10 I_{ir}: PF=0.5 inductive, I_{max}: PF=1 and I_{max}: PF=0.5 inductive</i> R46 (2012) 8.2.4.3に規定された以下の試験点を使う(以下省略)。	
JP	12	8.2.3.1 test points for water meters		Ed	A wrong clause 10.1.3, which does not exist in R 49-1 (2006), is referred and the correct clause is 6.3.3. Regardless this misprint however, the respective clause in the new version (R 49-1: 2013) should be referred. R49-1 (2006) の存在しない項目 10.1.3 が間違っ て参照されており、正しくは 6.3.3 である。 しかし、この誤記に関わらず、新しいバージョン (R 49-1: 2013) の該当する項目を引用すべきだ。	Use the statement in Clause 7.3.4 of R 49-1 (2013) for Clause 8.2.3.1 of the present draft. R49-1 (2013) の項目 7.3.4 の記述を、この草案の 8.2.3.1 のために用いるべきだ。	

Country Code ¹	Page	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP	13	8.4.2 Gas meters		Te	<p>The expression “<i>volume passed through the meter shall be at least 50 times the cyclic volume of the meter</i>” is applicable only for gas meters using a membrane diaphragm. The expression should include other types of meter.</p> <p>This is a repetition of our comment to 4 CD. If this change is not acceptable, please explain the reason.</p> <p>「通過する体積は周期的な体積の少なくとも50倍」という表現は、膜式ダイヤフラムを用いたガスメーターのみに適用できるものである。それ以外の形式のメーターも含めた表現にすべきである。</p> <p>これは4CDへのコメントの繰り返しである。もしこの変更が受け入れられない場合は、理由を説明してほしい。</p>	<p>Correct the expression as shown below.</p> <p><i>Before starting the tests, the volume passed through the meter shall be at least 50 times the cyclic volume of the meter, or a volume equivalent to the amount passing through the meter for 1 min at Omax.</i></p> <p>表現を以下のように修正する。</p> <p>試験を開始する前にメーターを通過する体積は「通過する体積は、周期的な体積の少なくとも50倍」又は <u>Omax の流量で1分間にメーターを流れる量に等しい体積とする。</u></p>	



Template for comments on WD		OIML TC5 SC2/p 3
Comments on:		Title:
OIML TC TC5 SC2/p 3		<i>D 31 General requirements for software controlled measuring instruments</i>
date: 31 July, 2017		Closing date for comments and voting:
		Circulation date:

Member /Liaison	Part	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER on each comment submitted
JP1		<i>'No extra declaration in 'list of changes spread through the document'</i> 6.1 documentat ion to be supplied for type approval Checklist in Annex B	gen	<p>The declarations by manufacturers that the documentation is correct and complete (so-called "meta declarations") are indispensable. They shall not be deleted merely with the reason that "it brings no improvement for type evaluation".</p> <p>Under our national legislation, the obligations of manufacturers are not the same or are not well-organized as those in MID (Measuring Instruments Directive) in EU. Without meta declarations, the division of responsibility between manufacturers and our issuing authority for type evaluation (assisted by a testing laboratory) would be unclear. In the case of failure in type-approved measuring instruments placed on the market, the issuing authority would have a serious risk to carry the burden of responsibility.</p> <p>To avoid such a risk, our issuing authority requires meta declarations by manufacturers in software examination based on D 31. This procedure may not apply to the EU countries, but there may be other countries which have the same procedure as ours.</p> <p>The meta declarations are necessary for realizing the required reliability at a reasonable cost. Just like a fact that it is impossible to detect all kinds of software bugs, a perfect software examination, that detects any failure in advance before the measurement instrument is placed on the market, does not exist in principle.</p> <p>Without meta declarations, the issuing authority would be reluctant in software examination. This omission would also increase the manufactures' burden due to not only an increased cost for type approval but also a requirement of additional</p>	<p>Please make one of the following changes: either (1) reinsert the deleted statements about the manufacturer's declarations as before, or (2) add a statement "the manufacturers shall state the correctness and completeness of the documentation" to 6.1 (documentation to be supplied for type approval), and to Checklist in Annex B as a new item.</p> <p>次のいずれかの変更をしていただきたい： (1) 削除された製造事業者によるメタ宣言に関する要求事項を復活させるともにどず。あるいは (2) 「製造事業者は文書化が正しく完全であることを宣言する」という文章を 6.1（型式承認に供される文書）及び付録 B のチェックリストの新たな項目として追加する。</p>	

Member /Liasion	Part	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER on each comment submitted
				<p>documentation for explanation. We are concerned that the issuing authority would not be able to continue the current procedure of software examination. The conformity assessment in legal metrology should not be costly, like an assessment of functional safety.</p> <p>Regardless the obligations given under legislation, the meta declaration plays an important role to clarify the responsibilities of the manufacturer. This role is also applicable to a complex manufacturing process with a hierarchical scheme consists of subcontractors and/or components using third-party libraries. Both outsourcing and utilization of software packages are common in software manufacturing.</p> <p>Therefore, we consider that the requirements of meta declarations are not supplemental, but it is a “predecessor’s wisdom” left for the implementation of software examination in legal metrology.</p> <p>The primary aim of D 31 is to provide a guidance for the readers on developing recommendations and legislations in legal metrology, who do not necessarily have sufficient knowledge of software examination. Without a requirement of the meta declarations, a revised D 31 might mislead the readers and it may create unexpected or unintentional risks. Such a change may also spoil the present conformity-assessment system that is operated effectively as an “ecosystem” in legal metrology.</p> <p>文書化が正しく完全であるという製造事業者による宣言（メタ宣言と呼ばれる）は不可欠である。単に「（メタ宣言が）型式評価の改善をもたらすわけではない」という理由で削除されるべきではない。</p> <p>我が国の法律において、製造事業者の責務はEUのMID（計量機器指令）と同じではない、またはそのように整理されてはいない。メタ宣言が無いと、製造事業者と我々の型式承認制度のための発行機関（試験機関の支援を受けている）の間の責任分担が不明確になる。型式承認され市場へ出た計量器の不具合が見つかった場合、発行機関が責任分担を負うかもしれないという深刻なリスクを持つ。</p>		

Member /Liaison	Part	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER on each comment submitted
				<p>このようなるリスクを回避するため、我が国では、D 31 にもとづき、ソフトウェア試験の提出物の中に製造事業者によるメタ宣言を含めている。これは EU 諸国には該当しないが、我々と同様の手続きを持つ国々はあるかもしれない。</p> <p>メタ宣言は適正なコストで必要な信頼性を実現するために必要である。一般にソフトウェアのあらゆる不具合をすべて見つけ出すことが不可能であるのと同じく、計量器を市場へ出す前にかからじめ、あらゆる不具合を検出できるソフトウェア試験は原理的に存在しない。</p> <p>メタ宣言がなければ、発行機関はソフトウェア試験に慎重にならざるをえない。この欠如はまた、型式評価の費用負担増のみならず、追加説明が求められることにより、製造事業者の負担も増やすことになる。我々は、現在のソフトウェア試験のシステムが立ち行かなくなことを危惧する。法定計量の適合性評価システムを、機能安全の認証ように、コストがかかるものにするべきではない。</p> <p>法制度のもとに与えられた責務に関係なく、メタ宣言は責任の所在を明確にするために重要な役割を果たす。この役割は、階層化された下請契約者を伴う複雑な製造体制やサードパーティーのライブラリを利用する製品にもまた、適用される。ソフトウェアの製造では、外部委託やパッケージ利用も、よく使われている手法である。</p> <p>このようなることから、メタ宣言の要求事項は補足事項ではなく、法定計量のソフトウェア試験を実施するために残された「先人の知恵」であると理解している。</p> <p>D 31 の主たる目的は、計量の専門家であってもソフトウェア試験の専門家でないと思われる読者に勧告文書の作成や法制化の指針を提供することである。メタ宣言の要求事項が無いと、改訂された D31 は読み手を誤って導き、予期せぬ意図しないリスクを生じさせる可能性がある。このような変更は、一種の法定計量の「エコシステム」として効果的に運用されている今の適合性評価システムを阻害する可</p>		

Member /Liasion	Part	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER on each comment submitted
				能性がある。		
JP2		2.3	edit	The relation between the software-controlled measuring instruments and the sub-assemblies is ambiguous. ソフトウェア制御計量器とサブアセンブリの関係が曖昧である。	Add a possessive “their” before “sub-assemblies” as shown below. <i>The instruction given in this Document apply only to software controlled measuring instruments or their sub-assemblies.</i> Sub-assemblies の前に所有格の their を追加する。(以下省略)	
JP3		3.1.8 communication	techn	Including ‘persons’ in the definition might not be necessary. コミュニケーションの定義に「人」は含める必要はないと思われる。	Delete “persons”. “persons” を削除する。	
JP4		3.1.49 Sub-assembly	gen	The term “sub-assembly” seems unfamiliar to metrology experts. Another term in the new V 1 (2013) should be used. 「サブアセンブリ」という用語は計量専門家には馴染みがない。新しい V 1 (2013) の他の用語を使用すべきである。	Suggest to replace the “sub-assembly” with “module” based on the new version of OIML V1:2013. 新しい OIML V1:2013 に従い、用語「サブアセンブリ」を「モジュール」へ書き換えることを提案する。	
JP5		3.1.49 Sub-assembly /examples	techn	Examples of sub-assembly should be updated. Use the modern examples for weighing instrument in the reference <i>OIML V 1:2013 4.04 – Module</i> . サブアセンブリの例は更新すべきである。参考文献 OIML V1:2013 の 4.04 モジュールにある、はかりのための新しい例を使うべきだ。	Replace the current examples with the examples in <i>OIML V 1:2013 –Module</i> as shown below. <i>Example Typical modules of a weighing instrument are: weighing module, load cell, indicator, analog or digital data processing device, terminal, primary display.</i> 記載されている例を、以下のとおり、OIML V1:2013 4.04 モジュールの例で置き換える。(以下省略)	
JP6		5.1.1 software identification	techn	The term “token” is unfamiliar to the metrology experts. 用語「トークン」は計量専門家にはなじみがない。	Please define “token” in terminology. 用語のところで、トークンを定義する。	
JP7		5.2.3.7 time stamp	techn	It would be better to add some explanations to “specific field of	We propose to add “which might directly affect the commercial	

Member /Liasion	Part	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER on each comment submitted
				application”. 「特定適用分野」について説明を加えた方が良いと思われる。	transaction” as follows. <i>But if the information concerning the time of measurement is necessary for a specific field of application which directly affects the commercial transaction, the reliability of the internal clock of the measuring instrument shall be enhanced by specific means.</i> 以下の通り、「商取引に直接影響を与える」を追加する。 しかし、計量時刻に関する情報が商取引に直接影響を与える特定適用分野で必要な場合、その計量器の内部クロックの信頼性を個別手段によって強化しなければならぬ。	
JP8		5.2.4 compatibility of operating systems ...	techn	The meaning of “portability” is not clear. We could not find what requirement is indicated with this term. 「可搬性」の意味が曖昧である。この用語についての要求事項が見当たらない。	We would like to know what is the requirement for “portability”. 何が「可搬性」の要求事項なのか教えてほしい。	
JP9		6.3.1 Overview of methods and their application/ Table 1 6.3.2 Description of selected validation methods	techn	Please clarify the meaning of the word “pattern” in Table 1 of 6.3.1. It seems to have the same meaning with the term “functioning pattern” in 6.3.2. We could not find the definition of this term, however. According to the note of 2.04 in OIML V 1:2013, “pattern is used in legal metrology with the same meaning as type”. This note does not applicable to this case however. It seems that “functioning pattern” is not used in legal metrology. 6.3.1 表1 中の「パターン」の意味を明確にしてほしい。 これは6.3.2の用語「機能パターン (functioning pattern)」と同じ意味のようである。しかし、この用語の定義は見当たらない。 OIML V 1:2013の2.04の付記によると、「法定計量ではパターンはタイプと同義で用いられる」とある。しかし、この付記は、この場合にはあてはまらない。「機能パターン」は法定計量では使われていないように見える。	Please define the term “functioning pattern” and use this term consistently in this draft. 「機能パターン」を定義し、この草案の中で一貫性のある使い方をしてほしい。	

Member /Liasion	Part	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER on each comment submitted
JP10		6.3.2.3 validation by functional testing ... /application ANNEX A	techn	WELMEC Guides in the References of 6.3.2.3 may be elaborated or unnecessary because the clause to be referred is unspecified. 6.3.2.3 参考文献の WELMEC ガイド文書は、参照箇所が不明のため、より詳細に説明されるか又は不要だと思われる。	Please make one of the following changes: either (1) specify the clause(s) to be referred in the WELMEC Guides, or (2) delete the reference “WELMEC Guides” from both 6.3.2.3 and ANNEX A. 以下の(1)と(2)のどちらかの変更を行っていただきたい： (1) WELMEC ガイドの中の参照されるべき箇所を記述する、あるいは、 (2) 6.3.2.3 および ANNEX A から参考文献の WELMEC ガイドを削除する。	
JP11		6.4 validation procedure/ Table 2	edit	In the item, Severity Level (II) on the row 5.2.1.1 of Table 2, “AD+FA/CIWT” is a typo. 表 2 の 5.2.1.1 行の項目 Severity Level (II) において、「AD+FA/CIWT」は誤記である。	Please correct to “AD+DFA/CIWT”. 「AD+DFA/CIWT」に訂正。	
JP12		6.5 Equipment under test	edit	The last word “patterns” seems to be ambiguous. 最後の語「patterns」が曖昧である。	We are unable to suggest a change. In the former version, the word “components” was used and it made the sentence understandable. 改善案は提示できない。以前の版では「コンポーネント」という語が用いられており、文の意味が理解できた。	

Template Form for Comments on OIML-CS Documents

		BIML	
Document date: 2017-07-11		Title: Joint IAF-OIML Assessment procedure in the field of legal metrology, Draft (Ver 1.2 - 20170711)	
Convener: DE - Prof Roman Schwartz		Circulation date: 2017-08-02	
		Closing date for comments: 2017-08-25	
Please include your comments in this form and post it on the prMC Workspace.			

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP/IAA-japan	Section 1, 5th paragraph	Edit	Names of the document are not correct. 文書名が間違っている。	Replace the phrase "OIML-Basic Certificate System" to "OIML-Basic Certificate System for OIML-type evaluation of Measuring Instruments", and replace the phrase "OIML-Mutual Acceptance Arrangement (MAA)" to "Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML-Type Evaluations".	Normal	産総研コメント：修正後の文書名は、それぞれB3及びB10のものだと思います。しかしセッション1で言及しているのは文書名ではなく、OIMLの証明書制度の名称です。従って、このままで良いと思います。コメントの削除を提案します。
JP/IAA-japan	Section 2	Gen	The IAF-WG-Product Co-Chair (He is also key personnel of IAJapan) has not been officially informed regarding this project, and he commented that thus this project has not yet been introduced to the WG. Therefore, the phrase "under the supervision of the IAF-WG-Product (ISO/IEC 17065)" is not clearly correct. The confirmation of the fact shall be required.	"OIML-Basic Certificate System"を"OIML-Basic Certificate System for OIML-type evaluation of Measuring Instruments"に置き換える。更に"OIML-Mutual Acceptance Arrangement (MAA)"を"Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML-Type Evaluations"に置き換える。 Based on a confirmed fact, correct the phrase appropriately.	Urgent, and prohibited delete of this comment	
JP/IAA-japan	Section 7, [4], [5], [9], [10] and [11]	Edit	The version of the document is not clear. 文書のバージョンが不明確である。	[4]: replace "ISO/IEC 17065" to "ISO/IEC 17065:2012". [5]: replace "ISO/IEC 17025" to "ISO/IEC 17025:2005". [9]: replace "ISO/IEC 17000" to "ISO/IEC 17000:2004". [10]: replace "ISO/IEC 17011" to "ISO/IEC 17011:2004". [11]: replace "OIML V 2-200" to "OIML V 2-200 Edition 2012 (E/F)".	Normal	
JP	Annex B, b), 4th item	Edit	Please make corrections.	Delete “) ” after "the OIML-CS website". "the OIML-CS website"の後の“) ”を削除する。	Normal	

Template Form for Comments on OIML-CS Documents		BIML	
Document date: 2017-07-11		Title: Joint ILAC-IAF-OIML Assessment procedure in the Field of Legal Metrology, Draft (Ver 1.2 - 20170711)	
Convener: DE - Prof Roman Schwartz		Circulation date: 2017-08-02	
		Closing date for comments: 2017-08-25	
Please include your comments in this form and post it on the prMC Workspace.			

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	Section 1, 5th paragraph	Edit	Names of the document are not correct. 文書名が間違っている。	Replace the phrase "OIML-Basic Certificate System" to "OIML-Basic Certificate System for OIML-type evaluation of Measuring Instruments", and replace the phrase "OIML-Mutual Acceptance Arrangement (MAA)" to "Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML-Type Evaluations". "OIML-Basic Certificate System"を"OIML-Basic Certificate System for OIML-type evaluation of Measuring Instruments"に置き換える。更に"OIML-Mutual Acceptance Arrangement (MAA)"を"Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML-Type Evaluations"に置き換える。	Normal	産総研コメント：修正後の文書名は、それぞれB3及びB10のものだと思います。しかしセクション1で言及しているのは文書名ではなく、OIMLの証明書制度の名称です。従って、このままで良いと思います。コメントの削除を提案します。
JP	Section 1, 8th paragraph	Edit	"ILAC Mutual Recognition Arrangement" called "ILAC MRA" as an abbreviation. http://ilac.org/ilac-mra-and-signatories/ "ILAC Mutual Recognition Arrangement"は、略称として"ILAC MRA"と呼ばれている。	Insert the word "(MRA)" after "ILAC Mutual Recognition Arrangement". "ILAC Mutual Recognition Arrangement"の後に"(MRA)"を挿入する。	Normal	

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP	Section 2	Gen	<p>We have received a comment from a local expert that the IAF WG Product Co-Chair (a staff member of IAJapan) had not been officially informed of this project preparing joint procedures, and the project was therefore not introduced to the WG. There is a statement in Section 2 which refers a contribution by this WG as cited below.</p> <p><i>This document was prepared by the ILAC-IAF-OIML liaison officers under the supervision of the ILAC Accreditation Committee (AIC) and the IAF WG Product (ISO/IEC 17065).</i></p> <p>We would like to confirm if above policy is maintained in the present drafting procedure. If not, this policy should be maintained in the further procedures.</p> <p>我々は国内専門家より、この合同文書を作成するプロジェクトが IAF 製品 WG の合同議長 (IAJapan の職員) に正式に通知されておらず、故にこのプロジェクトが WG に紹介されなかったというコメントを受け取った。セクション2には、以下に引用したように、この WG の関与に関する記述がある。</p> <p>この文書は ILAC 認定委員会 (AIC) 及び IAF 製品 WG (ISO/IEC 17065) の監督の下に、ILAC-IAF-OIML 連絡担当者によって作成された。</p> <p>我々は、上記の方針が今回の草案作成作業において遵守されていることを確認したい。もしそうでないならば、今後の作業において、この方針が守られるべきである。</p>	<p>This is a confirmation of a policy and we do not request any changes of this joint procedure.</p> <p>これは方針の確認であり、合同文書に対する修正は求めない。</p>	<p>Important comment</p> <p>重要コメント</p>	<p>産総研コメント：互のコメントは ILAC/IAF による情報共有の手続きに対するものであり、文書内容に対するものではないと思われましたので、大幅に書き換えさせていただきました。その主旨はご理解いただけると幸いです。</p>
JP	Section 5.1.2, 1st paragraph	Edit	<p>"ILAC Mutual Recognition Arrangement" called "ILAC MRA" as an abbreviation. http://ilac.org/ilac-mra-and-signatories/</p> <p>"ILAC Mutual Recognition Arrangement"は、略称として "ILAC MRA" と呼ばれている。</p>	<p>Insert the word "(MRA)" after "ILAC Mutual Recognition Arrangement".</p> <p>"ILAC Mutual Recognition Arrangement"の後に "(MRA)" を挿入する。</p>	Normal	
JP	Section 7, [4], [5], [9], [10] and [11]	Edit	<p>The version of the document is not clear.</p> <p>文書のバージョンが不明確である。</p>	<p>[4]: replace "ISO/IEC 17065" to "ISO/IEC 17065:2012".</p> <p>[5]: replace "ISO/IEC 17025" to "ISO/IEC 17025:2005".</p> <p>[9]: replace "ISO/IEC 17000" to "ISO/IEC 17000:2004".</p> <p>[10]: replace "ISO/IEC 17011" to "ISO/IEC 17011:2004".</p> <p>[11]: replace "OIML V 2-200" to "OIML V 2-200 Edition 2012 (E/F)".</p>	Normal	
JP	Annex B, a), 6th item	Edit	<p>"ILAC Mutual Recognition Arrangement" called "ILAC MRA" as an abbreviation. http://ilac.org/ilac-mra-and-signatories/</p> <p>"ILAC Mutual Recognition Arrangement"は、略称として "ILAC MRA" と呼ばれている。</p>	<p>Insert the word "(MRA)" after "ILAC Mutual Recognition Arrangement".</p> <p>"ILAC Mutual Recognition Arrangement"の後に "(MRA)" を挿入する。</p>	Normal	

Template Form for Comments on OIML-CS Documents		BIML	
Document date: 2017-07-11		Title: Joint ILAC-OIML Assessment procedure in the Field of Legal Metrology, Draft (Ver 1.2 - 20170711)	
Convener: DE - Prof Roman Schwartz		Circulation date: 2017-08-02	
Closing date for comments: 2017-08-25		Please include your comments in this form and post it on the prMC Workspace.	

Country Code/ Organization	Section	gen./ edit./ techn.	COMMENT	Proposed change	Priority	OBSERVATIONS OF THE CONVENER
JP44444444	Section 1, 5th paragraph	Edit	Names of the document are not correct. 文書名が間違っている。	Replace the phrase "the OIML Basic Certificate System [2]" to "the OIML Basic Certificate System for OIML-type evaluation of Measuring Instruments", and replace the phrase "the OIML Mutual Acceptance Arrangement (MAA)" to "the Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML-Type Evaluations (MAA)". "OIML Basic Certificate System" を "OIML Basic Certificate System for OIML-type evaluation of Measuring Instruments" に置き換える。更に "OIML Mutual Acceptance Arrangement (MAA)" を "Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML-Type Evaluations" に置き換える。	Normal	産総研コメント：修正後の文書名は、それぞれB3及びB10のものだと思います。しかしセッション1で言及しているのは文書名ではなく、OIMLの証明書制度の名称です。従って、このままで良いと思います。コメントの削除を提案します。
JP44444444	Section 1, 7th paragraph	Edit	"ILAC Mutual Recognition Arrangement" called "ILAC MRA" as an abbreviation. http://ilac.org/ilac-mra-and-signatories/	Insert the word "(MRA)" after "ILAC Mutual Recognition Arrangement".	Normal	
JP44444444	Section 5.1, 1st paragraph	Edit	"ILAC Mutual Recognition Arrangement"は、略称として "ILAC MRA" と呼ばれている。 "ILAC Mutual Recognition Arrangement" called "ILAC MRA" as an abbreviation. http://ilac.org/ilac-mra-and-signatories/	"ILAC Mutual Recognition Arrangement"の後に "(MRA)" を挿入する。 Insert the word "(MRA)" after "ILAC Mutual Recognition Arrangement".	Normal	
JP44444444	Section 7, [4], [5], [9], [10] and [11]	Edit	The version of the document is not clear. 文書のバージョンが不明確である。	"ILAC Mutual Recognition Arrangement"の後に "(MRA)" を挿入する。 [4]: replace "ISO/IEC 17065" to "ISO/IEC 17065:2012". [5]: replace "ISO/IEC 17025" to "ISO/IEC 17025:2005". [9]: replace "ISO/IEC 17000" to "ISO/IEC 17000:2004". [10]: replace "ISO/IEC 17011" to "ISO/IEC 17011:2004". [11]: replace "OIML V 2-200" to "OIML V 2-200 Edition 2012 (E/F)".	Normal	
JP44444444	Annex B, a), 4th item	Edit	"ILAC Mutual Recognition Arrangement" called "ILAC MRA". http://ilac.org/ilac-mra-and-signatories/	Insert the word "(MRA)" after "ILAC Mutual Recognition Arrangement".	Normal	
JP	Annex B, b), 4th item	Edit	"ILAC Mutual Recognition Arrangement"は、略称として "ILAC MRA" と呼ばれている。 Please make corrections.	"ILAC Mutual Recognition Arrangement"の後に "(MRA)" を挿入する。 Delete ") " after "the OIML-CS website". "the OIML-CS website"の後の ") " を削除する。	Normal	



International Organization of Legal Metrology
Organisation Internationale de Métrologie Légale

Form for comments on drafts				OIML TC 8/SC 7/p07/N016/??		
PG member comments on:	OIMLTC 8/SC 7 /p07/N014;N015/1WD	Draft name: OIML 1WDR 139-1 and -2	Publication title: <i>Compressed gaseous fuel measuring systems for vehicles</i>	Project: p07; Revision of R 139 Compressed gaseous fuel measuring systems for vehicles		
Draft dated: 30 March 2017	Circulation date: 31 March 2017	Closing date for comments: 30 April 2017				
Please include your comments in this template form for comments and post it in Word format as soon as possible and → no later than the closing date ← preferably on the applicable Project Group work area or by e-mail to the conveners						
Country Code ¹	Clause/ Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS including reason/rationale	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER and/or PG on each comment submitted
JP	N/A	N/A	Gen.	Comments and proposals from Japan are already included in the First Working Draft (1WD). Therefore, we have no additional comments to 1WD. 日本のコメントと提案は既に第一次作業草案(1WD)に含まれている。従って、これ以上、1WDへのコメントは無い。	No changes are proposed. 修正は提案しない。	

¹ For member states enter the ISO 3166 two-letter country code, as listed in ISO 3166-1 (alpha-2) e.g. CN for China; for Liaisons enter a maximum 5 character name or abbreviation;

² Type of comment: **ge** = general **te** = technical **ed** = editorial



COMMENTS TEMPLATE

Template revision date: 2017-09-26

International Organization of Legal Metrology

TC 6/p 5:					Draft Guide: Guidance for defining the requirements for a certification system for prepackages					
CIML Preliminary Online Ballot on:					DG Guidance for defining the requirements for a certification system for prepackages					
Circulation date:					27 June 2017		Convener: Mr. Jaco Marneweck		Closing date for voting and/or comments: Wednesday 27 September 2017 at 17:00 CET	
Date comments submitted:					Please type your comments in this form and post it (in Word format) as soon as possible and no later than the closing date using the CIML online voting page on the OIML website (Structure → My Access → CIML online voting).					
PLEASE INSERT THE COUNTRY CODE AND THE PART AND CLAUSE NUMBER IN EACH ROW. PLEASE DO NOT MODIFY THE NUMBER OF COLUMNS IN THE TABLE.										
Country Code ¹	Part	Clause/ Subclause	Paragraph/ Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted			
JP	Main text	3	NA	Tech	<p>Although following terms are used in this draft, their meanings seem not clear as explained below.</p> <ol style="list-style-type: none"> Certificate: many member countries know its meaning in type evaluation. The meaning in a certification system for prepackages seems not clear however. A simple explanation is requested. Packing/filling/production line: these three terms seem to mean the same 'line'. If so, single term should be used consistently and it should be explained. Mark of conformity: many member countries may imagine what is meant by this term. A simple explanation is requested however. <p>以下の用語が草案で使われているが、下記に説明したとおり、その意味が不明確である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 証明書：多くの加盟国は型式評価におけるその意味を知っている。しかし、包装商品認証システムにおける意味は不明確である。簡単な説明が必要である。 包装／充填／生産ライン：これらの3つの用 	<p>We recommend defining or explaining these terms in Clause 3.</p> <p>これらの用語を第3章で定義又は説明することを推奨する。</p>				

1 MB = Member body (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China)

2 Type of comment: ge = general te = technical ed = editorial

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
					<p>語は同じ「ライイン」を意味すると思われる。もしそうなら、同じ用語を一貫して使うべきであり、その用語の説明がなされるべきである。</p> <p>3. 認証マーク：多くの加盟国はこの用語の意味を想像できるであろう。しかし簡単な説明が必要である。</p>		
JP	Main text	3.1.1 and 3.1.2		Tech	<p>Two terms, 'certification system' and 'certification scheme', which have similar meanings, are defined. The difference between the two is still unclear however. We understood that the former means any systems for carrying out certification in general, and the latter means a specific certification system only for a specified product.</p> <p>「認証システム」「認証スキーム」という、似た意味をもつ2つの用語が定義されている。しかしこれらの違いは依然として不明確である。我々は、前者が認証を実施するための任意の一般的な制度を意味し、後者が特定の商品に対する特定の認証システムを意味すると理解する。</p>	<p>If our understanding on the left is correct, we will not request any changes. If not, please clarify in these clauses.</p> <p>もし我々の左記の理解が正しいなら、修正は求めない。もしそうでないなら、これらの項で説明してほしい。</p>	
JP	Main text	3.1.5		Tech/Ed it	<p>A packer could be a private company or a person and it is not necessarily a legal entity. 包装事業者は民間企業や個人である場合があり、必ずしも法人ではない。</p>	<p>We recommend correcting 'legal entity' to 'entity' by deleting 'legal'.</p> <p>「法的な」を削除して、「法人」を「事業者」に修正することを推奨する。</p>	
JP	Main text	4.3, 4.4.1.2 and 4.4.2.2		Tech/Ed it	<p>Two similar terms, 'type of product' and 'type of prepackages' are used. The meaning of these terms is not clear however.</p> <p>2つの類似した用語「製品のタイプ」及び「包装商品のタイプ」が使われている。しかしこれらの意味は明確ではない。</p>	<p>Add a simple explanation of these terms in Clause 3 or 4.3.</p> <p>これらの用語の簡単な説明を、3項または4.3項に説明する。</p>	
JP	Main text	4.4.4.4 and C.4.2		Tech/Ed it	<p>Note of 4.4.4.4 specifies that the scheme owner will decide on the frequency of the surveillance.</p>	<p>The expressions in these two clauses should be consistent. For example, a</p>	

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
	and Annex C	a)			The item a) of C.2.4 specifies an interval not exceeding 12 months however. 4.4.4.4項の付記は、スキームの所有者が審査の周期を決めると規定している。しかしC.2.4のa)は、12ヶ月を越えない期間を規定している。	single statement “an interval not exceeding 12 months will be decided by the owner” may be used. これらの2つの項の表現は、整合化されるべきである。例えば、「12ヶ月を越えない範囲で所有者が期間を決定する」といった単一表現を使ってもよい。	
JP	Annex C	C.8	a)	Edit	The term ‘quantity mark’ seems to mean ‘marks of conformity’ used in this draft. 「品質マーク」は、この草案で使われている「適合マーク」を意味すると思われる。	Replace ‘quantity mark’ with ‘marks of conformity’. 「品質マーク」を「適合マーク」で置き換える。	



OIML TC 4/p 2

Comments on 1WD 3-6D of OIML D5 (previous version: 2 CD of OIML D5 of 15.3.2006)

Guidelines for the determination of recalibration intervals of measuring equipment used in testing laboratories^[N1]

Circulation date: 26. June 2017

Closing date for comments: 26. September 2017

Country Code	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	Comments	Proposed change	Convener attitude
JP	1.2, 5.4.1, 5.4.3 and References	Gen/edit	ISO/IEC17025:2005 is going to be revised within 2017 and ISO 9001:2008 was revised in 2015. ISO/IEC17025:2005 は 2017 年中に改訂される予定で、ISO 9001:2008 は 2015 年に改訂された。	These latest versions should be reflected. 最新のバージョンが反映されるべきである。	
JP	4 Traceability and its elements	Gen/edit	According to the definition in 3.2, the term "metrological traceability" should be used for this title. 3.2 の定義に従って、タイトルに用語「計量計測トレーサビリティ」を使うべきである。	Change the clause title to "4 <u>Metrological</u> traceability and its elements". 項タイトルを「4 計量計測トレーサビリティとその要素」へ変更する。	

JP	5.3.2, 5.4.2 and Annex A	Gen/tech	<p>ILAC now uses the term “calibration and measurement capability” for the accreditation scope to describe calibration laboratories. Please also see the next version of ISO/IEC17011 on the revision process in 2017 and ILAC P14.</p> <p>ILAC は認定の対象となる試験機関の記述のために現在、「校正測定能力」という用語を使っている。2017 年には改訂作業の途中にある ISO/IEC 17011 の次のバージョンと ILAC P14 も参照してほしい。</p>	<p>The term “best measurement capability” should be changed to “calibration and measurement capability”.</p> <p>「最良の計測能力」という用語は、「校正測定能力」に修正されるべきである。</p>	
JP	5.5 in house calibration	gen	<p>Because Section 5 describes each laboratory in the calibration hierarchy, the title should include laboratory(ies) for in-house calibration.</p> <p>第5項は校正の階層における各々の試験機関について記述しているため、タイトルは組織内校正のための試験所を含むべきである。</p>	<p>The title should be changed to “Laboratory or user conducting in-house calibration”, for example.</p> <p>タイトルは例えば、「組織内校正を実施する試験所又はユーザー」へと変更されるべきである。</p>	
JP	Figure of national hierarchy scheme in	Gen/edit	<p>At the bottom of the figure, two different terms, “ordinary</p>	<p>The term “ordinary instrument” in the two text boxes should be corrected to</p>	

	Annex A		<p>instrument” and “measuring instruments” are used for the same meaning.</p> <p>図の最下部において、二つの用語「普通の機器」と「計量器」が同じ意味で用いられている。</p>	<p>“measuring instruments”.</p> <p>2つのテキストボックス内の「普通の機器」は、「計量器」へと修正されるべきである。</p>	



COMMENTS TEMPLATE

Template revision date: 2017-06-19

International Organization of Legal Metrology

TC 4/p 9:						Revision of D 10: Guidelines for the determination of recalibration intervals of measuring equipment used in testing laboratories					
PG comments on 3 rd WD						TC4_P9_N006					
Circulation date:						17 June 2017					
Date comments submitted:						Convener: SK – Mr. Stephan Kral					
						Please type your comments in this form and post it (in Word format) as soon as possible and no later than the closing date using the PG vote and comment page on the OIML website (Structure → My Access → PG vote & comment).					
PLEASE INSERT THE COUNTRY CODE AND THE PART AND CLAUSE NUMBER IN EACH ROW. PLEASE DO NOT MODIFY THE NUMBER OF COLUMNS IN THE TABLE.											
Country Code ¹	Part	Clause/Subclause	Paragraph/Figure/Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted				
JP		3.11 & 4.4		Gen/tech	<p>ILAC now uses the term “calibration and measurement capability (CMC)” for the accreditation scope to describe calibration laboratories. The next version of ISO/IEC 17011 on the revision process in 2017 and ILAC P14 (ILAC Policy for Uncertainty in Calibration) mention this policy. Therefore, the term “best measurement capability (BMC)” should not be used.</p> <p>ILAC は認定の対象となる試験機関の記述のために現在、“校正測定能力 (CMC)” という用語を使っている。2017 年には改訂作業の途中にある ISO/IEC 17011 の次のバージョンと ILAC P14 (校正の不確かさに関する ILAC の方針) はこの方針について触れている。したがって“最良の計測能力 (BMC)” という用語は使うべきではない。</p>	<p>Delete “or BMC” which appears twice in 4.4. Also, delete the definition of BMC in 3.11.</p> <p>4.4 に 2 度出てくる「または BMC」という記述を削除する。また、3.11 の BMC の定義を削除する。</p>					

1 MB = Member body (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China)

2 Type of comment: ge = general te = technical ed = editorial

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP		4.1 & 4.9		Gen/tech	<p>ISO/IEC 17025 is now at the FDIS (Final Draft International Standards) stage and it will be revised within 2017. The requirements in 3WD therefore should be compliant with those in FDIS.</p> <p>ISO/IEC 17025 は、いま FDIS (最終国際規格草案) の段階にあり、2017 年中には改訂される。従って 3WD の要求事項は、FDIS のものと整合化さるべきである。</p>	<p>Check 3WD by comparing appropriate requirements with those in FDIS, and revise the requirements if necessary.</p> <p>該当する要求事項を FDIS のものと比較しながら 3WD をチェックし、必要ならば、これらの要求事項を更新すべきだ。</p>	



COMMENTS TEMPLATE

Template revision date: 2017-06-19

International Organization of Legal Metrology

TC 3/SC 5/p 5:		D xx - Guide for the application of ISO/IEC 17065 to the assessment of measuring instrument certification bodies in legal metrology					
PG comments on 1CD:		TC3_SC5_P6_N006 – Marked TC3_SC5_P6_N007 – Clean					
Circulation date:	27 July 2017	Convener: BIML – Mr. P. Dixon	Closing date for voting and/or comments: Friday 27 October 2017 at 17:00 CET				
Date comments submitted:	()	Please type your comments in this form and post it (in Word format) as soon as possible and <u>no later than the closing date</u> using the PG vote and comment page on the OIML website (Structure → My Access → PG vote & comment).					
PLEASE INSERT THE COUNTRY CODE AND THE PART AND CLAUSE NUMBER IN EACH ROW. PLEASE DO NOT MODIFY THE NUMBER OF COLUMNS IN THE TABLE.							
Country Code ¹	Part	Clause/ Subclause	Paragraph/ Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted

JJP	NA	NA	NA	Gen	We have no comments to 1CD of OIML D xx: Guide for application of ISO/IEC 17065.	No changes are requested.	

1 MB = Member body (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China)
 2 Type of comment: ge = general te = technical ed = editorial



COMMENTS TEMPLATE

Template revision date: 2017-06-19

International Organization of Legal Metrology

TC 17/SC 3/p 1:						Revision of R 54: pH SCALE for AQUEOUS SOLUTIONS							
PG comments on 1WD:						TC17_SC3_P1_N001							
Circulation date:						04 Sept 2017		Convener: Vladimir Dobrovolskiy		Closing date for comments: 01 December 2017			
Date comments submitted:						Please type your comments in this form and post it (in Word format) as soon as possible and no later than the closing date using the PG vote and comment page on the OIML website (Structure → My Access → PG vote & comment).							
PLEASE INSERT THE COUNTRY CODE AND THE PART AND CLAUSE NUMBER IN EACH ROW. PLEASE DO NOT MODIFY THE NUMBER OF COLUMNS IN THE TABLE.													
Country Code ¹	Part	Clause/ Subclause	Paragraph/ Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted						

Instructions for using this template:

The structure of this table allows for the automatic collation of all the comments posted by the participants. However, this is only possible if the following instructions are followed. Please

- do not add any columns to the table,
- do not merge any of the cells,
- add the Country Code in each row,
- fill in the Part number in each row (if the document to be commented has no parts, leave this column blank),
- enter one reference per row in the Clause/Sub clause column. If your comment applies to more than one clause, please repeat the row or make the reference in the Comments column,
- do not embed other tables in the table,
- enter the date on which you make the comments in the heading.

1 **MB** = Member body (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China)
 2 **Type of comment:** ge = general te = technical ed = editorial

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP	Entire draft and Field of application	p. 4 and others		Gen.	<p>The second paragraph of “Field of application” reads:</p> <p><i>The Recommendation is harmonized with the International Recommendation IUPAC “Measurement of pH. Definition, standards, and procedures, IUPAC Recommendations 2002” [1], and takes into consideration Recommendations of some international standards [2-5].</i></p> <p>Although this paragraph declares a harmonization with the latest IUPAC Recommendations 2002, which are considered as a de facto standard in pH measurement, many lacks in harmonization remain particularly in “Introduction” and Tables 1 to 4. Some parts still seem to maintain a harmonization with the old versions (1985) of IUPAC Recommendations.</p> <p>「適用分野」の第二段落は以下のように述べている：</p> <p><i>The Recommendation is harmonized with the international standards [2-5].</i></p> <p>この段落は、pH 計測のデファクトスタンダードとされる最新の IUPAC 勧告 2002 との適合性を宣言しているにもかかわらず、特に「序論」や表 1～4 には、適合していない部分が多く残っている。一部については、依然として勧告の前の版（1985）との適合性を維持しているように見える。</p>	<p>This is a general comment to the entire draft. For concrete proposed changes, please refer our other comments.</p> <p>これは草案全体への一般コメントである。完全な修正提案については、他のコメントを参照してほしい。</p>	
JP	Forward and the working method of pH determination	p. 3 & p. 8	2 nd para. (p. 3) & 1 st para. (p. 8)	Edit.	<p>The term “pH-metry” is not used generally.</p> <p>一般的には使われない用語 「pH-metry」が使われている。</p>	<p>Replace “pH-metry” with “pH measurements” for example.</p> <p>「pH-metry」を「pH measurements」等に修正する。</p>	
JP	Introduction	p. 4		Gen./Tech.	<p>The second and third paragraphs read:</p> <p><i>The primary method of measuring pH is applied in the electrochemical Harned cell, using hydrogen gas and silver-silver chloride electrodes, in pH range 3.542 - 10.245 in the temperature range 278.15 - 323.15 K.</i></p> <p><i>The working measurement method of pH is applied in measuring system, using glass electrode, in pH range 1.47 - 13.16 (pH-meter with the electrode system, consisting of a reference electrode and glass electrode) in the temperature range 278.15 - 323.15 K.</i></p>	<p>The present statements should be harmonized with those of IUPAC Recommendations 2002. Also, it shall be examined if the descriptions on the solutions provided using the glass electrode method are necessary.</p> <p>現在の記述は IUPAC 勧告 2002 の記述と整合化すべきだ。ガラス電極法を用いて得られた標準液に関する記載の必要性について、吟味すべきだ。</p>	

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
					In the latest IUPAC Recommendations 2002, both primary and secondary standard solutions in a range of approximately pH 1 - 13 were provided using the Harned cell method. The secondary standard solutions in R 54 (1WD) in the pH range of 1.47 - 13.16 were, however, provided using the glass electrode method based on the old versions (1985) of IUPAC Recommendations. 第2及び第3段落には以下の通り記載されている： <i>The primary method.....323.15 K.</i> <i>The working measurement method.....323.15 K.</i> 最新の IUPAC 勧告 2002 では、一次及び二次標準液共に、Harned cell 法を使って pH 1～13 程度の範囲で提供された。しかし R54 (1WD) における 1.47～13.16 の pH 範囲の二次標準液は、古い IUPAC 勧告 (1985) に基づいてガラス電極法によって用意されたものである。		
JP	Introduction	p. 4	3 rd para.	Edit.	The term “pH-metr” is not generally used. 用語「pH-metr」は、一般的には使われない。	Replace “pH-metr” with “pH meter”. 「pH-metr」を「pH meter」に置き換える。	
JP	Notional definition of pH	p. 4	1 st para.	Edit.	“ <i>pH</i> ” and “ <i>H</i> ” should not be italicized. 「pH」及び「H」は斜体にすべきではない。	Correct “ <i>pH</i> ” and “ <i>H</i> ” to be unitalicized. 「pH」及び「H」を立体に修正。	
JP	The primary method of pH measurement & The working method of pH determination	p. 5 & p. 8	3 th and 4 th bullets of the list (p. 5) and 5 th and 6 th bullets of the list (p. 8)	Edit. /Tech.	The terms “potassium dihydrogen orthophosphate” and “disodium hydrogen orthophosphate” are based on the old versions of IUPAC Recommendations. 「potassium dihydrogen orthophosphate」や「disodium hydrogen orthophosphate」という用語は、古い IUPAC 勧告に基づいている。	Replace “potassium dihydrogen orthophosphate” with “potassium dihydrogen phosphate”. Also, replace “disodium hydrogen orthophosphate” with “sodium hydrogen phosphate”. 「potassium dihydrogen orthophosphate」を「potassium dihydrogen phosphate」に置き換える。更に、「disodium hydrogen orthophosphate」を「sodium hydrogen phosphate」に置き換える。	

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP	The primary method of pH measurement	p. 6	Table 1	Gen./Tech h.	<p>In the pH values of Table 1, the value of “Solution P No 1” at 293.15 °C (3.564) does not exist in IUPAC Recommendations 2002. An appropriate evidence for this value should be provided. In addition, the value of “Solution P No 2” at 293.15 °C (4.001) is different from that of IUPAC Recommendations 2002 (4.000). Reason(s) of the difference should be explained with an appropriate evidence.</p> <p>表 1 の pH 値の中で、「Solution P No1」の 293.15 °C の値 (3.564) は IUPAC Recommendations 2002 に存在しないため、適切なエビデンスの提示が必要である。また、「Solution P No2」の 293.15 °C の値 (4.001) は IUPAC Recommendations 2002 の値 (4.000) と異なるため、値が異なる理由と適切なエビデンスの提示が必要である。</p>	<p>Please confirm these values. Also, please provide the evidences for the values appropriately.</p> <p>数値の再確認してほしい。また、数値のエビデンスを適切に提示してほしい。</p>	
JP	The primary method of pH measurement	p. 7	Table 2	Gen./Tech h.	<p>Table 2 contradicts the guidelines proposed by IUPAC Recommendations 2002. According to this recommendation, pH standard solutions produced using the glass electrode are not regarded as the primary buffer solutions. Moreover, there are no evidences for the values in this table. Purposes and practical users of this table are not clear.</p> <p>表 2 は IUPAC 勧告 2002 で提案されたガイドラインと相反する。この勧告によると、ガラス電極法によって用意された pH 標準液は、一次緩衝液とは見なされない。更に、この表の数値に対するエビデンスがない。この表の目的と具体的なユーザーが明確ではない。</p>	<p>In order to harmonize with IUPAC Recommendations 2002, it shall be examined if pH standard solutions provided using the glass electrode method are necessary. If this table is maintained, necessary evidences shall be given.</p> <p>IUPAC 勧告 2002 と整合化させるためには、ガラス電極法によって提供された標準液が必要なのか吟味する必要がある。もしこの表を残すなら、必要なエビデンスが提示されるべきである。</p>	
JP	The working method of pH determination	p. 8	1 st para.	Edit. / Tech.	<p>The present expression “the voltmeter with high input voltage” may not be appropriate because it is understood as “a voltmeter for measuring a high voltage”.</p> <p>現在の表現「入力電圧が高い電圧計」は、「高電圧を測定するための電圧計」と読めるので、不適當ではないか？</p>	<p>Another expression “the voltmeter with high input resistance” seems more appropriate. It is recommended to replace “voltage” with “resistance”.</p> <p>別の表現「高い入力抵抗をもつ電圧計」の方が適切ではないか。「電圧」を「抵抗」に置き換えることを推奨する。</p>	
JP	The working method of pH determination	p. 8	1 st para.	Tech.	<p>Input resistance in the expression “high input voltage (≥10 TΩ)” may be too large.</p> <p>“high input voltage (≥10 TΩ)” という表現において、入力抵抗値が大き過ぎないか？</p>	<p>For reference, JIS (Japan Industrial Standards) Z 8805 specifies a value of input voltage more than 1×1011 Ω (= 0.1 TΩ).</p> <p>参考として、JIS Z 8805(pH測定用ガラス電極)では入力抵抗を 1×1011 Ω (= 0.1 TΩ)以上と規定している。</p>	

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP	The working method of pH determination	p. 9	Table 3	Edit. / Tech.	Table 3 of this IWD does not conform with Table 3 of "IUPAC Recommendations 2002". IWD の表 3 は IUPAC 勧告 2002 の表 3 と異なる。	Table 3 of this IWD should be harmonized with that of IUPAC Recommendations 2002. It is necessary to show the evidence of the data. IWD の表 3 は、IUPAC 勧告 2002 の表とのハーモナイズを検討するべきである。データのエビデンスを提示が必要である。	
JP	Appendix A	p. 10	Table 4	Edit. / Tech.	Table 4 of this IWD does not conform with Table 2 of "IUPAC Recommendations 2002". IWD の表 4 は IUPAC 勧告 2002 の表 2 と異なる。	Table 4 of this IWD should be harmonized with IUPAC Recommendations 2002. It is necessary to show the evidence of the data. IWD の表 4 は、IUPAC 勧告 2002 の表とのハーモナイズを検討するべきである。データのエビデンスを提示が必要である。	



Template for comments on Workspace Document				OIML TC17/ SC7 / p3/ R126	
Comments on: OIML TC17/ SC7 / p3/ R126-WD4a		Workspace Document: OIML R 126	Title: <i>Evidential breath analyzers</i>	Project: p3: Revision of R 126: Evidential breath analyzers	
WD date: July 2017		Circulation date: 29 th September, 2017	Closing date for comments: 2 nd , January 2018		
Secretariat: FR Laetitia Delette DE Regina Kluess		laetitia.delette@lne.fr, LNE, France Regina.Kluess@ptb.de, PTB, Germany			
Member /Liaison	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE SECRETARIAT on each comment submitted
JP	3.2.16 Plateau of alcohol	Tech.	<p>This clause was amended significantly in WD3 in response to the comment from Germany to WD2. The present text might however be misunderstood that 'plateau' would indicate a period since the exhalation started until the ethanol content reached a stable value. If so, the text would mean a rising phase before the plateau incorrectly.</p> <p>この項は、ドイツの WD2 へのコメントに応じて WD3 において大きく修正された。しかし現在の文章では、「プラトー」が呼気の排出が始まってからアルコール濃度が安定するまでの期間を意味すると誤解される恐れがある。もしそうならば、この文章はプラトー前の上昇期間を間違って意味することになる。</p>	<p>For example, the following amendment is recommended to avoid a misunderstanding.</p> <p><i>Time period during exhalation <u>since when the ethanol content is considered to reach a stable value until it starts dropping suddenly.</u></i></p> <p>誤解を防ぐために、例えば、以下のような修正を提案する。</p> <p><u>呼気の排出過程において、アルコール濃度が一定値に達したと考えられる時点からそれが急速に低下し始めるまでの期間。</u></p>	
JP	6.11.3 Optional disturbances	Tech.	<p>A portable EBA (3.2.4) may be used outside. A test against water should therefore be added if the tests on sand, dust and salt were included in 6.11.3.</p> <p>携帯型 EBA は屋外で使われることもある。従って、6.11.3 に砂、塵、塩霧に対する試験を入れるのであ</p>	<p>A water test that follows a suitable IP (International Protection) code should be added based on IEC 60529: 2001 (degrees of protection provided by enclosures).</p> <p>IEC 60529 : 2001 (電気機械器具の外郭による保護等級) に基づいて、適切な IP (国際的防御) コードに従</p>	

Member /Liasion	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE SECRETARIAT on each comment submitted
			れば、耐水試験もまた追加すべきではないか。	った耐水試験を追加すべきである。	



Template for opinion and comments on Workspace Document				OIML TC17/ SC7 / p3/ R126
Comments on: OIML TC17/SC7 / p3/ R126- consultation text 2 – clause 11.4	Workspace Document: consultation text 2 – clause 11.4	Title: <i>Proposal for a revised clause 11.4 “Performance tests</i>	Project: p3: <i>Revision of R 126: Evidential breath analyzers</i>	
Circulation date: 18 th December, 2017	Closing date for comments: 26 nd , January 2018	Secretariat: FR Laetitia Delette DE Regina Kluess	laetitia.delette@lne.fr , LNE, France Regina.Kluess@ptb.de , PTB, Germany	
Commenting country: Japan	date of opinion/ comments: 26 January, 2018			

Opinion:

Question:	Answer (yes or no):
This consultation text 2 should substitute the existing 11.4 in WD4 (further revised if necessary)	Yes
we should continue with the existing 11.4 since it was already discussed	No

Please regard, that we can consider only the opinion of P-members of p3 for this poll!

Comments to consultation text 2:

Member /Liaison	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE SECRETARIAT on each comment submitted
JP	11.4.1 Reference ambient conditions	Edit.	Title is missing in the table. 表のタイトルがない。	Add a number and an appropriate title to the table. この表に、番号と適切なタイトルを追加する。	(国際室による追加)
JP	11.4.1 Reference ambient conditions	Tech. Edit.	A part of this table seems not clear. We recommend changes in expression. この表の一部が分かりにくい。我々は表現の修正を提案する。	We recommend following changes in the table. Caption of 2 nd column: “nominal value and variation range” → “Range of nominal value”. Caption of 3 rd column: “allowed variation during each test” → “Maximum variation during each test”. Value of 3 rd column in 2 nd row: “5 °C and no more than	(委員長コメント) 表にまとめられている修正案で良いと考えます。 (国際室による追加) 内容は良いのですが、特に「5°C」の要求事項の表現が分かりにくいと思います

Member /Liaison	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE SECRETARIAT on each comment submitted
				<p>5 °C per hour” → “5 °C with a drift less than 5 °C per hour”</p> <p>Values of 2nd and 3rd columns in 6th row: Replace with “values specified in the rated operating conditions”.</p> <p>表の中で以下の修正を提案する。</p> <p>第2列のキャプション：「公称値と変化の範囲」 → 「公称値の範囲」</p> <p>第3列のキャプション：「各試験において許容できる変化」 → 「各試験における変化の最大値」</p> <p>第2行の第3列の値：「5°C及び1時間あたり5°Cを越えない」 → 「5°Cかつドリフトが1時間あたり5°Cより小さい」</p> <p>第6行の第2～3列の値：「定格動作条件で規定された値」で置き換える。</p>	た。
JP	11.4.2 Human breath and breath profile	Gen.	<p>We agree additions of breath temperature and relative humidity.</p> <p>我々は呼吸温度と相対湿度の追加に賛成する。</p>	<p>(No changes are requested)</p> <p>(修正は要求しない。)</p>	<p>(委員長コメント)</p> <p>11.4.2 に呼吸温度及び湿度が追記されているのは、問題ないと思います。</p>
JP	11.4.2 Human breath and breath profile (and other	Edit.	<p>Uppercase is usually used to represent relative humidity.</p> <p>相対湿度の表現には通常、大文字が使われている。</p>	<p>Correct “rH” to “RH”.</p> <p>「rH」を「RH」に修正する。</p>	<p>(国際室による追加)</p>

Member /Liaison	Clause/ paragraph/ table	gen./ edit./ techn.	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE SECRETARIAT on each comment submitted
JP	11.4.3.1 Characteristics of the test gas	Tech. Edit.	11.4.3.2 allows using a gas generator in type 2 which delivers a test gas with a breath profile (Annex C.1). 11.4.3.2 は呼気プロファイル (Annex C.1) を伴うタイプ2のガス発生器の使用を認めている。	Change the type of profile from “constant flowrate” to “constant or variable flow rate”. プロファイルのタイプを「一定の流量」から「一定又は可変の流量」へ変更する。	(国際室による追加) ただ事務局が「一定の流量」との意味を表記しているのには、何か意味があるのかも知れません。
JP	11.4.3.2 Capabilities of the test gas generator	Edit.	Titles are missing in the two tables. 二つの表のタイトルがない。	Add a number and an appropriate title to each table. これらの表のそれぞれに、番号と適切なタイトルを追加する。	(国際室による追加)
JP	11.4.3.3 Guidelines for the use of dry gases in cylinders:	Gen.	We agree the proposed guidelines. 我々は追加されたガイドラインに賛成する。	(No changes are requested) (修正は要求しない。)	(委員長コメント) 11.4.3.3のガイドラインも問題ないと思います。



COMMENTS TEMPLATE

Template revision date: 2017-06-19

TC 8/SC 7/p :		Revision of R 139: Compressed gaseous fuel measuring systems for vehicles – Parts 1, 2 and 3					
PG vote/comments on 2 CD:		TC8 SC7 P7 N031 – Part 1 TC8 SC7 P7 N032 – Part 2 TC8 SC7 P7 N033 – Part 3					
Circulation date:	17 November 2017	Convener: Mr. George Teunisse – Mr. Toshiyuki Takatsuji	Closing date for voting and/or comments: Friday 16 February 2017 at 17:00 CET				
Date comments submitted:	9 February 2018	Please type your comments in this form and post it (in Word format) as soon as possible and <u>no later</u> than the closing date using the PG vote and comment page on the OIML website (Structure → My Access → PG vote & comment).					
PLEASE INSERT THE COUNTRY CODE AND THE PART AND CLAUSE NUMBER IN EACH ROW. PLEASE DO NOT MODIFY THE NUMBER OF COLUMNS IN THE TABLE.							
Country Code ¹	Part	Clause/ Subclause	Paragraph/ Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted

Instructions for using this template:

The structure of this table allows for the automatic collation of all the comments posted by the participants. However, this is only possible if the following instructions are followed. Please

- do not add any columns to the table,
- do not merge any of the cells,
- add the Country Code in each row,
- fill in the Part number in each row (if the document to be commented has no parts, leave this column blank),
- enter one reference per row in the Clause/Sub clause column. If your comment applies to more than one clause, please repeat the row or make the reference in the Comments column,
- do not embed other tables in the table,
- enter the date on which you make the comments in the heading.

1 **MB** = Member body (enter the ISO 3166 two-letter country code, e.g. CN for China)
 2 **Type of comment:** ge = general te = technical ed = editorial

Country Code ¹	Part	Clause/Sub clause	Paragraph / Figure/ Table/	Type of comment ²	COMMENTS	PROPOSED CHANGE	OBSERVATIONS OF THE CONVENER/PG on each comment submitted
JP	1	5.8.1		te	<p>For Part 2: 3.2.4, PG decided to delete “containing evidence” and include “information” into the clause because the word “evidence” sounds too strong. However, this clause (5.8.1) contains “evidence” and needs to be consistent with Part 2: 3.2.4.</p> <p>Part 2: 3.2.4 について、PG は「証拠を含めること」を削除し「情報」を含めることを決定した。なぜなら「証拠」という言葉は強い意味をもつから。しかしこの項 (5.8.1) は「証拠」という用語を含むので、Part 2: 3.2.4 と整合化が必要がある。</p>	<p>Change “a documented evidence on durability of a meter without moving parts” to “documented information on durability of a meter without moving parts”</p> <p>「可動部分をもたないメーターの耐久性に対する文書化された証拠」を「可動部分をもたないメーターの耐久性に対する文書化された情報」に変更する。</p>	
JP	2	3.8.1	Table 12	ed	<p>A typographical error.</p> <p>タイプミスがある。</p>	<p>Table “15” on the second line should be Table “10”.</p> <p>第二行の表「15」は表「10」にすべきである。</p>	
JP	3	4	E.15	te	<p>The second cell for 6.14.3 is not consistent with the corresponding provision (Part 1: 6.14.3)</p> <p>6.14.3 の第二セルは、それに対応する条項 (Part 1: 6.14.3) に整合していない。</p>	<p>Change to “Designed for measurement hydrogen without correction for depressurization and such that the residual mass measured though not delivered is within 1/3 E_{min}”</p> <p>「脱圧補正をしない水素測定のために設計されたので、供給されずに残された質量は 1/3 Emin 以内である」に変更する。</p>	

第4章 OIML等の活動

4.1 第52回 CIML 委員会報告

4.1.1 OIML 総会と CIML 委員会の概要

国際法定計量会議(OIML 総会)はOIMLの最高決定機関であり、原則として4年に1回開催されている。国際法定計量委員会(CIML 委員会)はOIMLの理事機関として総会を支援する役割があり、毎年開催される。CIML 委員会は各国1名の CIML 委員により構成され、その審議の結果は OIML 総会で最終承認される。2017年9月の時点で CIML 委員長は英国(元 BEIS)の Mr. Peter Mason(ピーター・メイソン氏)、事務局である BIML の局長は米国出身の Mr. Stephen Patoray(ステファン・パトレ氏)であった。

第52回 CIML 委員会は2017年10月9～12日の日程で、南米コロンビアのカルタヘナ(Cartagena)において開催された(表1参照)。ここ数年の CIML 委員会は、ニュージーランド・オークランド(2014年)、フランス・アルカション(2015年)、フランス・ストラスブール(2016年)で開催されており、OIML 総会は2016年に同時開催された。

表1 第52回 CIML 委員会・関連会議のスケジュール (2017年10月)

	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)
午前		OIML-CS セミナー	CIML 委員会 (1/5)	CIML 委員会 (3/5)	CIML 委員会 (5/5)	PC 委員会 ^{*1}
午後	PC 委員会 ^{*1}	同セミナー RLMO 会議 ^{*2} 途上国部会 ^{*2}	CIML 委員会 (2/5)	CIML 委員会 (4/5)	特になし	
夕方			OIML 懇談会		ホスト懇談会	

会場：Las Américas International Convention and Exhibition Center, Cartagena
^{*1} PC (運営委員会) 委員のみ。 ^{*2} RLMO (地域法定計量機関) 含む一部のメンバーのみ。

また CIML 委員長を補佐するために、運営委員会(PC)が組織されている。PCは年2回委員会を開催し、うち1回は CIML 委員会開催時に設定されている。三木 CIML 委員は PC メンバーの一人であるだけでなく、2013年より CIML 第二副委員長(当時)を担当していた。なお2017年9月の時点で第一副委員長はドイツの Dr. Roman Schwartz(ローマン・シュワルツ氏)であった。また産総研は2011年より OIML TC8(流体量の計測)の事務局、2016年より TC8/SC7/p7(R139: 自動車用圧縮ガス燃料の計量システム・改定プロジェクト)の合同世話人を担当している。

2018年3月現在の OIML 加盟国は、正加盟国 62カ国、準加盟国 64カ国である。BIML が公表した参加者リストによると、第52回 CIML 委員会への参加国・参加者は、正加盟国 42カ国から 86名、準加盟国 9カ国から 13名、及び BIML や来賓やオブザーバーも含めて合計 115名であった。うち我が国からの参加者は以下の7名であった。

- (1) 吉岡勝彦, 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 室長(日本代表団 団長)
- (2) 岡田有加, 経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
- (3) 三木幸信, 産業技術総合研究所 副理事長/CIML 第二副委員長(当時)

- (4) 高辻利之, 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 部門長
- (5) 根本 一, 同センター、工学計測標準研究部門 総括研究主幹
- (6) 松本 毅, 同センター、計量標準普及センター 法定計量管理室 総括主幹
- (7) 田口佳代子, 日本計量機器工業連合会 業務部課長

また、第 52 回 CIML 委員会における主な決定事項は次のとおりであった。

- (1) CIML 委員長として、第一副委員長であったドイツの Dr. Roman Schwartz (ローマン・シュワルツ氏) が 6 年の任期で指名された。それに伴って、産総研の三木幸信氏が臨時的に第一副委員長の役割を兼任することとなった。
- (2) BIML 局長である Mr. Stephen Patoray (ステファン・パトレ氏) の後継者を選定する手続きを開始した。後継者は第 53 回 CIML 委員会 (2018 年 10 月) において指名される。
- (3) BIML 副局長については、Kool 氏の後任として英国の Mr. Paul Dixon (ポール・ディクソン氏) が指名され、現職の Mr. Ian Dunmill (イアン・ダンミル氏) の任期は 2019 年 3 月から最長 5 年間だけ延長されることになった。
- (4) B 6 (技術作業指針) の改定案が承認された。
- (5) 新証明書制度 (OIML-CS) の 2018 年 1 月からの運用開始、及びその移行スケジュールが確認された。基本文書 B 18 の改訂版が承認され、MC (運営委員会) の委員長・副委員長が指名された。
- (6) R 60 (ロードセル)、R 61 (充てん用自動はかり)、R 81 (尺付きタンクローリー・タンク貨車) の最終文書案が承認された。サンプリング検査のための新しい文書はガイド文書 G 20 として承認された。
- (7) D 1 (計量法に関する考察) と D 2 (法定計量単位) を改定し、OIML ロゴの使用に関する新しい基本文書 (Bxx) を作成するプロジェクトが承認された。
- (8) CEEMS (計量制度の整備途上にある国及び経済圏) 諮問部会については、新しい基本文書案 (B 19) が承認された。更に前 CIML 委員長の Mr. Peter Mason (ピーター・メイソン氏) が同部会の副議長に指名された。
- (9) RLMO (地域法定計量機関) 円卓会議が開催され、三木氏が活動報告を行った。
- (10) BIML は 2018 年 6 月に、中国と日本で TC/SC 事務局のための研修を計画している。
- (11) 第 53 回委員会は、2018 年 10 月 8～12 日にドイツのハンブルクにおいて開催される。

4.1.2 第 52 回 CIML 委員会

4.1.2.1 OIML-CS セミナー

10 月 9 日の午前には、新しい証明書制度 (OIML-CS) を紹介すると共に加盟国の意見を募るためのセミナーが開催された。その概要は以下の通りであった (略称の説明は略語参照)。

- (1) コロンビア代表 (Alejandro Giraldo Lopez 氏) による挨拶
- (2) OIML の概要、OIML 証明書制度及び OIML 勧告の役割 (ドイツ: Schwartz 氏、BIML: Paul Dixon

氏 及び Luis Mussio 氏)

- (3) OIML 証明書制度に期待される恩恵(ドイツ PTB: Peter Ulbig 氏)
- (4) 利害関係者(産業界、発行機関／利用参加機関)の観点、及び証明書制度に関する経験
 - ✓ 製造事業者(CECIP)の観点(スイス／CECIP: Roland Nater 氏)
 - ✓ オランダの状況(NMi: Cock Oosterman 氏)
 - ✓ オーストラリアの経験(NMIA: Bill Loizides 氏)
 - ✓ アメリカ合衆国の状況(NIST: Charles Ehrlich 氏)
 - ✓ ブラジルの状況(INMETRO: Juan Carlos 氏)
 - ✓ コロンビアの状況(産業経済監督局: Jairo Enrique Malaver Barbosa 氏)
- (5) 新しい OIML 証明書制度への準備
 - ✓ 新しい制度への移行とその手続き(Dixon 氏)
 - ✓ prMC(予備運営委員会)の活動、及びその決定事項(Schwartz 氏)
 - ✓ OIML-CS ホームページ等の紹介(Dixon 氏)
 - ✓ 発行機関(IA)、利用型参加機関(Utilizer)、アソシエート(Associate)について(Oosterman 氏)
 - ✓ 中国における状況報告(AQSIQ: Jun Xie 氏)
 - ✓ 過去の証明書の有効性と取り扱い(Mussio 氏)
 - ✓ OIML-CS 運営委員会(Management Committee)への案内(Dixon 氏)
 - ✓ 法定計量専門家(LME)と品質システム(QMS)専門家について(Ulbig 氏)
 - ✓ 試験機関フォーラム(TLF)について(Oosterman 氏)
 - ✓ 次回会議について(Oosterman 氏)
- (6) 質疑応答

このようにその内容は多岐に渡るものであったが、新制度の基本案については既に prMC で合意があったため、このセミナーは OIML-CS を十分に熟知していない CIML 委員への宣伝普及という色合いが強かった。

4.1.2.2 RLMO (地域法定計量機関) 円卓会議

RLMO 円卓会議には通常、地域法定計量機関の代表者が参加し、2014 年から三木氏が第二副委員長として議長を務めている。今回の円卓会議は 10 月 9 日の午後に開催され、我が国の代表団も参加した。今回の円卓会議には 6 つの RLMO である AFRIMETS、APLMF、COOMET、GULFMET、SIM、WELMEC に加えて BIPM と BIML から、合計 13 カ国 30 名が参加した(略称の説明は略語参照)。

円卓会議では三木議長の司会により、6 名の RLMO の代表・代理(南アフリカ、ニュージーランド、ドイツ、サウジアラビア、米国、スイス)が報告を行った。これらの報告の多くは、各 RLMO の歴史、加盟国の構成、内部機構、地域における役割、域内研修活動を含むものであった。その後の議論では、OIML-CS に関する情報共有、電子的なニュースレターや研修教材も含めたホームページの整備、研修／セミナーに関する情報共有、特に WELMEC や APLMF が進めているガイド文書の整備、穀物水分計研修に関する連携、計量器ソフトウェアに対する規制や情報交換が話題となった。また Schwartz 氏は、新しい OIML-CS に関する宣伝普及活動や各地域からの要望について調査するために、RLMO が連携することを提案した。三木氏は、

かねてから作成を進めている RLMO 連携のための予備的なホームページの更新状況について報告した。

結論として、RLMO 相互の情報交換と予備的なホームページの作成作業を継続し、そして次回の RLMO 円卓会議を第 53 回委員会(2018 年)の前に開催することで合意した。

4.1.2.3 CEEMS 諮問部会

10 月 9 日の午後には中国が議長を務める CEEMS 諮問部会が開催され、RLMO 円卓会議の参加者の多くが参加した。ただし、この諮問部会への我が国からの参加はなかった。

4.1.2.4 第 52 回 CIML 委員会

以下に、10 月 10～12 日に開催された第 52 回 CIML 委員会の概要を議事次第に沿って報告する。全ての議事事項の和訳は、巻末資料 7 に掲載する。

0 開会

委員会初日の 10 月 10 日の朝には、コロンビアを代表して産業経済監督局 (Superintendence of Industry and Commerce) の Ms. Monica Andrea Ramirez Hinestroza (モニカ・アンドレア・ラミレス・ヒネストローザ氏) が開会挨拶を行った。同氏は、南米での委員会の開催は 1997 年のブラジル・リオデジャネイロ(第 32 回)以来 2 回目であるため、カルタヘナが選ばれたことへの謝辞を表明した。なお南米諸国の OIML への加盟は、その発足当時(1955 年)にはなかったが、2018 年 1 月の時点では南米 12 カ国のうち、チリ、ガイアナ、スリナム、ベネズエラを除く 8 カ国が加盟している。コロンビアは法定計量の啓蒙・普及に努めており、委員会直後の 10 月 12～13 日には同じ会場で計量に関する国家レベルのセミナーが開催された。

この挨拶に続いて BIML により出席確認が行われ、代理出席 (proxy) も含めて定足数(総加盟国の 2/3) を満たしていることが確認された。なおインドネシアは欠席したが、代理国として日本を指名した。

1 第 51 回委員会の議事録の承認

第 51 回委員会の議事録がコメントなしで承認された (**決議 2017/1**: 決議の内容は VIII 章を参照)。この中で我が国に関わる記述は、主な記述は、副委員長選定委員会への参加(4.2)、過去の翻訳センターへの寄付(6.2)、日本が提供した研修(JICA)に対するインドからの謝辞(7.3)、B6 改定プロジェクトへの日本の参加に対する Mason 氏の期待(8.1)、R 87(包装商品)承認手続きへのコメント(9.1.1-4)、R 139(自動車用圧縮ガス燃料の計量システム)改定のための新プロジェクトの提案(TC8/SC7/p7)と質疑応答(9.1.2.4)、R 139 改定に関する EMPIR(計量における革新的研究に関する欧州プログラム)の状況説明(9.1.2.4)、R 76(非自動はかり)改定プロジェクトへのコメント(9.1.2.5)、MPE(最大許容誤差)の不当利用防止ルールに関する説明とコメント(9.1.5)、RLMO 円卓会議の報告(14.3)であった。

2 CIML 委員長の報告

事前に提出された資料に基づき、委員長の Mason 氏が報告を行った (**決議 2017/2**)。その内容は、加盟国と CIML 委員の変遷、B 6 改定や証明書制度の改革に代表される技術活動、CEEMS 諮問部会に代表される途上国支援活動、リエゾン(関係機関との連携)活動、BIML 職員の変遷など多岐にわたった。同氏はこの委員会でその役割を終えることが予定されていたため、この報告は辞任の挨拶とも取れる内容が多く、同氏を陰で支えた妻への感謝の言葉で終わられた。

3 CIML 委員長候補によるプレゼンテーション

OIML B 14「*CIML 委員長及び副委員長の選挙手続:2013 年版*」によると、CIML の委員長と副委員長の任期は共に 6 年で、再任を認めている。現職の Mason 氏は、2011 年 10 月の第 46 回委員会において委員長に就任し、その任期は今回の委員会で終了する。しかし第 51 回委員会の時点では立候補者は現れず、また Mason 氏自身も再任を望まなかった。

そこで今回の委員会では、第一副委員長である Schwartz 氏が次期委員長として立候補した。同氏は 2010 年の第 45 回委員会において第二副委員長に就任し、2012 年の第 47 回委員会において Grahame Harvey 氏(オーストラリア)に代わって第一副委員長の位置に就いた。今回の委員会で Schwartz 氏は、事前に提出された経歴書に基づきフランス語も交えながら CIML 委員や副委員長としての実績と、委員長に指名された場合の抱負について語った。この中で同氏は品質社会基盤(quality infrastructure)、特に近年の IT 技術の中で計量が占める重要な役割を再確認した上で、OIML は国際文書及び証明書制度の提供機関として他の国際機関とも連携しながら、その重要な役割を果たしてゆくべきであると強調した。

委員長の選挙は 11 日午前中の CIML 委員とその支援スタッフのみが参加した内部委員会(closed session)にて行われ(V-16 章を参照)、最終的に Schwartz 氏が 6 年間の任期で委員長に指名された(**決議 2017/30**)。

4 新しい BIML 副局長の採用

BIML(国際法定計量事務局)の2名の副局長のうち、Willem Kool 氏が 2016 年 2 月に死去した。そのため後継者候補の募集案内が 2016 年 11 月に行われた。その後、B 13「*BIML 局長及び副局長の選任手続*」に基づいて三木氏も含む選定委員会(Selection Committee)が構成され、選考作業が進められた。なお局長と副局長の任期は5年で、再任も認められている。

この委員会では、11 日午前中の内部委員会において最終的な議論が行われ、英国の法定計量制度を担当する政府機関(BEIS)出身の Mr. Paul Dixon(ポール・ディクソン氏)が新しい副局長に指名された(**決議 2017/31**)。同氏は、既に証明書制度の改革作業において重要な役割を果たしてきた。

5 次期 BIML 局長採用のための選定委員会の設立

現局長 Patoray 氏の任期は 2018 年 12 月に終了し、同氏は任期延長を望んでいなかったため、B 13 に従って次期局長のための選定委員会の設立が提案された。同氏は 2011 年の委員会から局長を担当しており、2016 年には3年の任期延長が承認された。これについても内部委員会における議論の結果、局長の後継者を選定するための選定委員会を招集することが決議された(**決議 2017/3**)。新しい局長は、第 53 回委員会で指名されることになる。

6 現 BIML 副局長の契約更新

現職の副局長である Mr. Ian Dunmill(イアン・ダンミル氏)の任期(契約)が 2019 年 3 月に終了するため、B 7「*BIML 職員規定*」に従って同氏の任期の更新が提案された。内部委員会における議論の結果、最長 5 年間の任期延長を第 53 回委員会に提案することが決議された(**決議 2017/32**)。

7 BIML 活動に関する報告

BIML(国際法定計量事務局)局長である Patoray 氏は、事前に提出された作業文書に基づいて事務局の活動報告を行った。その主な内容は、職員の変遷、B 6 の改定作業、各 TC/SC におけるプロジェクト進捗状況、日本と連携しながら効果的に進められた R 139 の改定作業、証明書制度の改革であった。そして1年後に予定されている同氏の辞任についても触れ、この期間共に仕事をした Mason 氏への謝辞により報告は終了された(決議 2017/4)。

8 加盟国及び準加盟国に関する BIML 局長による報告

この一年間の OIML 加盟国の変遷について Patoray 氏より報告があった。主な変化としては、カンボジアが正加盟国へ昇格し、フィリピン/エクアドル/ボリビアが準加盟し、アルゼンチン/キルギスタンが除名され、アルゼンチンが除名後に再度準加盟し、ブラジル/ノルウェー/タイ/クロアチア/スウェーデン/ハンガリー/キプロス/カザフスタン/スロバキア/ポルトガル/インドネシア/オランダ/デンマークの CIML 委員が交代した。この報告に対してはインド代表から、ギリシャの加盟状態と会費のクラス、及び分担金の算出根拠に関する質問があった。

9 財務に関する案件

9.1 2016 年決算の承認

2016 年度の会計報告と監査報告書に基づいて、Patoray 氏により報告が行われた(決議 2017/6)。

9.2 2013-2016 年の会計期間における余剰金の審査

Patoray 氏が前会計期間(2013~2016 年)の余剰金について報告した(決議 2017/7)。提出された資料によると、この期間の余剰金の確定額は€273,180(ユーロ)であった。同氏は万が一のための余裕を考慮し、このうち€200,000 を 2017 年以降の BIML による研修活動に充当することを提案した。ちなみに 2016 年の第 15 回総会では、この余剰金の扱いについて議論があり、内部留保金に追加することで合意された。またこの総会では次の会計期間(2017~2020 年)に発生する剰余金の扱いについても議論があり、原則として OIML 内の研修等の活動に充当すること(総会決議 2016/2)、剰余金の扱いに関する基本方針を第 16 回総会(2020 年)に提案すること(総会決議 2016/3)について合意された。更に Patoray 氏は、委員会の時点で約€1,200,000 の内部留保金が残っていると告げた。

これらの報告に対してはインド代表から改めて、剰余金の研修活動への充当に対する要望があった。米国代表からは、内部留保金と総収入との関係、及び想定される研修の規模について質問があった。これについて Patoray 氏は、内部留保金は年間の総収入(分担金総額)の 60 %程度で他の国際機関と比べても妥当な額であり、研修は短期間のものを想定していると回答した。

加盟国および準加盟国に関する滞納金

BIML 局長より、一部の加盟国および準加盟国の滞納金について報告があった(決議 2017/8)。

9.3 2017 年度予算執行の予測

BIML 局長が 2017 年度予算執行の見通しについて報告し、予想される出費額は当初予算の範囲内であると報告した(決議 2017/9)。これについては米国代表から、局長の適切な予算運用に対する感謝の言葉が

あった。

ちなみに第15回総会(2016年)で承認された現会計期間の予算案では、正加盟国の基本分担金は前の会計期間と同じ€14,000である(準加盟国はその1/10)。OIML基本証明書/MAA証明書の登録手数料についても変更はなく、€350/件である。会費のクラス分けについてはギリシャがクラス2から1、ベルギーがクラス1から2、パキスタンがクラス1から2へと変更された。そして新加盟国を含めた分担金の総数は、144から146へと増加した。

10 リエゾン(連携関係)活動

10.1 リエゾン活動に関するBIMLからの報告

BIMLの新しいリエゾン担当者であるDixon氏からOIMLと連携する国際機関の状況について報告があった。その概要は品質社会基盤を支える国際機関相互の連携の重要性、UNIDOの支援を受けたAFRIMETS計量学校に対する支援、BIPM, IAF, IEC, ILAC, ISO, ITC, ITU, OIML, UNECE, UNIDOにより構成されるDCMASとの連携、貿易に対する技術障壁を減らすためのアフリカ諸国・カリブ海諸国・太平洋諸国の連携を目指すACP-EU TBTであった(略称はVII章を参照)。

10.2 RLMO(地域法定計量機関)円卓会議に関する情報

三木氏が、10月9日午後で開催されたRLMO円卓会議の報告を行った(III章も参照)。ただ例年ならば、RLMO円卓会議の報告に感謝する旨の決議が可決されていたが、今回の委員会では決議案は提出されなかった。

10.3 リエゾン(連携)機関による報告

OIMLと連携する機関のうち、BIPMを代表してAndy Henson氏が活動報告を行った。その概要は、メートル条約とBIPMの役割、加盟国の変遷、CIPM MRAの進展状況、SIの定義改定の進捗状況、BIPM関連会議の予定であった。

世界銀行グループ(WBG)の代表がオンラインで委員会に参加し、「貿易、競争力強化、革新技术のための品質社会基盤」と題して、スクリーンを通して途上国の品質社会基盤整備を支援するWBGの活動を紹介した。これについて南アフリカ代表は加盟国に多様性があることに配慮し、具体的な支援対象を明確化することを提案した。Mason氏はリエゾン活動の目的として、貿易の障壁撤廃、及び標準や規格に関する他の国際機関との連携の必要性を強調した。BIPM代表は、UNIDOによるAFRIMETS支援に関する事例を紹介した。インド代表は、例えば医療用計測機器の管理体制は加盟国によって大きく異なるため、計量のための品質社会基盤の安易な評価(Diagnostic)を避けるように警告した。

欧州のはかり製造事業者の団体であるCECIPからは、Roland Nater氏(スイス・メラー社)とKarlheinz Banholzer氏(ドイツ・ザルトリウス社)から、それぞれ活動報告が行われた。Nater氏はCECIPの概要紹介と共に、(一社)計量機器工業連合会、CWIA(中国はかり協会)、米国のSMA(はかり製造事業者協会)との間で基本合意書(Letter of Intent)を交わして業界団体の国際連携を進めている事実について報告した。一方でBanholzer氏は、IoT(物のインターネット)技術の急速な発展に対する計量機器メーカーの取り組みについて紹介した(全てのリエゾン機関に対する**決議2017/10**)。

11 CEEMS（計量制度の整備途上にある国及び経済圏）に関連する報告

第48回委員会では、CIML 運営委員会のメンバーであり、当時の APLMF 議長でもあった中国 AQSIQ の Mr. Pu Changcheng（蒲長城氏）の提案により、途上国のための新しい CEEMS 諮問部会が発足した。これ以降、OIML は開発途上国に対して CEEMS という新しい略称を使い、この諮問部会の活動に協力している。

その後、2015年の第50回委員会では、同諮問部会の活動を支える OIML の役割に関して、詳細な内容を含む決議が承認された（決議 2015/10）。また第50回委員会の直前には CEEMS セミナーが開催された。さらに OIML の試験的研修センター（OPTC）を中国に設立し、2016年の7月に北京における非自動はかり研修や同年8月の広州市における法定計量管理システム・セミナーなど、国内における研修活動を推進している。

11.1 諮問部会・議長の報告

CEEMS 諮問部会の活動、及び10月9日午後開催された会合の成果について、諮問部会（AG）の議長である Pu Changcheng 氏の代理として、中国 AQSIQ の Mr. Guo Su（郭謨氏）が報告を行った。その概要は、類似した用語である AG（諮問部会）／CEEMS／OPTC の説明、上海で6月に開催された OIML-CS セミナー、諮問部会の新しいホームページ、OPTC による研修活動、諮問部会を支援する専門家の募集作業であった。更に Mason 氏からも報告があり、第50回委員会の決議（2015/10）のフォローアップとして、委員会は同諮問部会のその後の活動を承認した（決議 2017/11）。

11.2 CEEMS に関連した BIML の活動

Dunmill 氏より CEEMS 諮問部会を支援する OIML の活動について報告があった。その概要は、ACP-EU TBT プログラムとの連携、電子教材（e-learning）に関する Moodle（学習支援ソフト）の利用、研修教材のフランス及びスペイン語への翻訳、OPTC と連携した研修活動であった（決議 2017/12）。

11.3 CEEMS のための特別基金に関する BIML の報告

47 回委員会（2012 年）において、途上国支援を目的とした新たな OIML 特別基金（€35,000/年）が承認された。この委員会では Patoray 氏からその後の経過報告が行われ、それによると2016年の基金は OPTC の研修と DCMAS ホームページの整備に利用され、2017年の予算額（委員会の時点）は€9,200 であった（決議 2017/13）。

11.4 CEEMS 諮問部会の付託条項のための新基本文書（B xx）

CEEMS 諮問部会の付託条項（ToR）を定めた新しい基本文書案（Bxx）が提案された。これについては2017年5月に CIML 運営委員及び各 RLMO 代表に草案が送付されてコメントが求められ、一部のメンバーによるコメントが委員会資料として公開された。我が国もこの内容を検討したが、「懸念はあるがコメントを提出するまでもない」という判断から、回答は行わなかった。

この委員会では、Mason 氏がこの基本文書の必要性やその作成過程について説明し、最終的にこの文書は新しい基本文書 B 19「計量制度の整備途上にある国及び経済圏（CEEMS）に関する諮問部会に対する付託条項」として承認された（決議 2017/14）。更に Mason 氏は、この B 19 に基づいて、9日の諮問部会に

において自らが同部会の副議長に指名されたことを報告した(決議 2017/15)。

この報告に対してインド代表は、OIML が講師を同国へ派遣し、法定計量担当者のための研修を実施することを要望した。

12 OIML B 6 技術作業指針の改定

B 6「技術作業指針:2013 年版」は、OIML 条約である B 1 を補完する形で OIML の技術活動に関する基本ルールを定めている。B 6 を改定するために CIML 運営委員会を中心とした臨時プロジェクト・グループ (PG) による検討作業が進められており、三木氏もそのメンバーである。

12.1 B 6「技術作業指針」改定のためのプロジェクト・グループ (PG) 委員長の報告

B 6 を改定する臨時 PG の委員長である Mason 氏から、第 51 回委員会以降の活動報告が行われた。この PG による検討作業の大きな目的は文書改定プロセスの短縮化であり、その中でも中心になったのは最終文書案に対するオンライン予備投票の短縮であった。そのため米国は2段階投票システムを提案したが、これに対する PG メンバーの意見は分かれた。一方で委員長は、3ヶ月の投票期間中に他国のコメントの閲覧と自国の回答の修正を許すこと、及び特定の条件の下に3ヶ月の投票期間を短縮する提案を行い、今回の委員会に提案された B 6 の最終基本文書案 (FDB) に反映された。また公式な投票システムとは独立した、より柔軟性のあるオンラインの PG Workspace の有効利用も提案された。

一方で B 6 の手続きの基本文書 (B 文書) への適用も、長年の大きな懸案事項であった。PG Workspace で行われた PG メンバーに対する調査結果によると、多くのメンバーは現在の B 6 の柔軟性のある手順の維持を望んだ。B 文書の取扱についても B 6 に明記せず、最近の B 6、B 18、B 19 の改定作業において採用されたように、その都度 CIML で決定するという手法が望まれた。

ちなみに 2012 年に我が国は棄権投票に対するコメントを提出し、熟慮の末の意図的な「棄権」を「無回答」とは別に扱うことを要求した。条約 (B 1) には棄権を無回答と見なす規定があるため、この要求は全面的には受け入れられなかったが、FDB の 5.12.2.2 と 6.4.1.5 には「コメント付棄権は P メンバーの責務を果たしたと見なされる」という一文が付け加えられた。

この報告に対して、オーストラリア代表は技術活動の迅速化と透明性の確保を要望し、例えば ISO で実施しているようにプロジェクト開始から3年以内に文書を発行するという条件を加えることを提案した。なお B 6 (2013 年) の 5.13.1 項には、既に努力目標としての3年間の時間制限が設けられている。

12.2 B 6「技術作業指針」改定案の CIML による承認

上記の報告の後、B 6 (FDB) は承認された(決議 2017/16)。ただし3～5年の適切な期間を経て、この指針を見直すという条件が追記された。

13. OIML 基本文書 (B 文書) の作成、改定及び修正

臨時 PG は基本文書 (B 文書) の作成/改定のための基本方針についても、2012 年から検討を続けてきた。この中で我が国も含む一部のメンバーは、B 文書の一部を明示的に B 6 の対象とすることを望んだ。

今回の委員会における Mason 氏の報告によると、今後は B 3 や B 10 のような B 文書が TC/SC において

議論されることはないと思われ、一般にB文書に関心をもつメンバーはTC/SC活動に関わる技術専門家とは大きく異なり、職員規則など一部のB文書は委員長やBIMLのみによって検討されているという実態を再確認した。そしてB 6(2013年版)に規定されたB文書に対する柔軟な手続き、及び小規模で柔軟性がある臨時PGによる作業形態は依然として有効であると考えた。そこでMason氏は、B文書の取扱方法についてB 6に明記することは避け、これまで通り必要な場合に委員会が手続きを定めることを提案し、承認された(決議2017/17)。

14 新しいOIML 証明書制度 (OIML-CS)

OIMLでは1992年に基本証明書制度の運用が開始され、2006年にはMAA制度が導入された。MAA制度は基本証明書制度を置き換えるべく設計された新しい制度で、証明書の発行に関与する試験機関の能力をより厳しく審査し、証明書と型式評価報告書に対する信頼性を向上させ、相互受け入れの義務も強めた。ちなみに産総研は2017年末までR 49(水道メーター)とR 117(水以外の液体用計量システム)のカテゴリーでOIML基本証明書を、R 60(ロードセル)とR 76(非自動はかり)のカテゴリーでMAA証明書を発行していた。

しかし、かねてから10年を経ても基本証明書制度からMAA制度への移行が進んでいないという問題がCIMLにおいて指摘されていた。そこで第48回委員会では、Schwartz氏を主査とする臨時作業部会が構成され、統一された新しい証明書制度(OIML-CS)への移行に向けた検討が始まり、この活動はprMC(予備運営委員会)へと引き継がれた。prMCは2017年2月にベルリンにて、同年6月に上海にて会議を開催し、今回のCIML委員会の直前の10月9日にも、OIML-CSセミナーを開催した。そしてこの委員会の後、2018年1月のOIML-CSの発足に伴って、prMCはMC(運営委員会)と改名された(決議2017/21)。初回のMC会議は、2018年3月20～23日にオーストラリアのシドニーで予定された。

OIML-CSでは、従来の基本証明書制度とMAA制度が、それぞれ実質的にはスキームA(MAA相当)及びB(基本証明書相当)として残ることになる。ただしスキームBは暫定的な位置づけであり、究極的には全てのカテゴリーがスキームAへ移行することを目指す。また同じ計量器カテゴリーにおいて両方のスキームが併存することはない。OIML-CSにおける試験機関には従前通りISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」が要求され、発行機関には2年間の猶予期間の後、ISO/IEC 17065「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」が要求される。また運営のための新しい5つの組織、即ち運営委員会(MC)、MCの下部組織としての審査委員会(RC)、裁定委員会(BoA)、試験機関フォーラム(TLF)、メンテナンス・グループ(MG)を設立し、それらが連携しながらOIML-CSを運営する。

OIML-CSのための新しい基本文書は既に第51回委員会で承認され、B 18「OIML 証明書制度の枠組み:2016年版」として発行された。この文書には更なる検討が加えられ、2017年版の最終基本文書案(FDB)が今回の委員会に提出された。さらにB 18を補足する多くの付属文書が作成され、運用文書(OD-01、OD-02)及び手順文書(PD-01～PD-08)として発行された。

今後のスケジュールについては、2018年1月1日からOIML-CSの運用を開始することについて最終確認された(決議2017/19)。また同時に基本証明書制度とMAA制度、及びそれらの基本文書であったB 3とB 10は廃止する。OIML-CSが対象とする計量器のカテゴリーについては、表2のような移行スケジュールが承認された(決議2017/20)。

表 2: 第 52 回委員会で承認された OIML-CS への移行スケジュール

年月	移行の内容	対象となる計量器カテゴリー (括弧内は略称)
2018年1月	スキームA の運用開始	R 60(ロードセル), R 76(非自動はかり)
2018年1月	スキームB の運用開始	R 21(タクシーメーター), R 46(電力量計), R 49(水道メーター), R 50(積算自動はかり), R 51(自動補足式はかり), R 61(充てん用自動はかり), R 75(積算熱量計), R 85(自動液面計), R 99(排ガス測定器), R 106(貨車用自動はかり), R 107(不連続式積算自動はかり), R 117(水以外の液体用計量システム), R 129(多次元測定器), R 134(自動車用軸重計), R 137(ガスマーター), R 139(圧縮ガス計量システム)
2019年1月	スキームA への移行(一部)	R 46, R 49, R 51, R 117, R 137
2020年1月	スキームA への移行(全て)	R 21, R 50, R 61, R 75, R 85, R 99, R 106, R 107, R 129, R 134, R 139

我が国の OIML-CS への関与については、MC(RC 含む)に3名の産総研メンバーが登録されている。2017年の2回の prMC 委員会には、我が国のメンバーも参加した。国内では国際法定計量調査研究委員会(国法調委)の計量器証明書分科会にて議論を重ね、prMC へ複数回のコメントを提出している。

14.1 OIML-CS 予備運営委員会 (prMC) 委員長による報告

今回の委員会では、Schwartz 氏が前回の委員会の決議(2016/16)を再確認し、B 18の改定作業、2回の prMC 会議、上海で開催されたセミナー、ILAC/IAF 合同文書の作成作業など、それ以降の prMC の活動について紹介した。この過程で当初計画されていた AP(諮問委員会)については、その実効性について prMC 委員から疑問が提出されたため、MC の下部組織である RC(審査委員会)としてその役割を変えて発足させることになった。

次に MC 事務長(Executive Secretary)となる Dixon 氏が、B 18や補足文書(PD/OD)の改定作業について説明を付け加えた。また Dixon 氏は、現在の発行機関(基本証明書/MAA)の OIML-CS への移行手続きは自動的に行われることはなく、改めて規定の書式に従った申請書を提出する必要があるという点について再確認した。ただ従前の MAA 試験機関については、ISO/IEC 17025 に対する再審査は求められない。更に同氏は過去に発行された OIML 証明書(基本/MAA)は今後も有効であるが、基本証明書制度において得られた試験データは原則として OIML-CS における証明書の発行手続きには使うことができないと付け加えた。

この説明に対して米国やオランダの代表は、OIML-CS のための再度の試験実施に伴う余分なコストや時間について懸念を表明した。特に米国は R 117に関わる流量計/体積計の試験には大きなコストがかかり、過去のデータが使えなくなることは致命的であると指摘した。これについて Schwartz 氏は、MAA 制度で取得されたデータのスキーム A における利用は可能だが、基本証明書制度で得られたデータをスキーム A で利用することは望ましくないと、改めてコメントした。スイス代表も、同氏の考え方を支持した。

OIML-CS で強化された発行機関に対する ISO/IEC 17065 取得の義務についても、米国、英国、インド、ブラジルからこの要求事項への適応について懸念を表明する声があった。その背景として、先進国も含めた

多くの発行機関は、この国際規格に基づく認定をまだ取得していないという事情がある。インド代表は証明書制度の要求レベルが上がって途上国がついて行けなくなることを心配し、認定取得のための研修やセミナーの提供を要望した。

一方で CECIP は製造事業者として、国を越えた単一の相互受入れ制度が本当に実現されるならば OIML-CS を歓迎するとコメントした。フィンランド代表は今後、異なる種類の証明書が混在するという事態は混乱を招き、かつ市場はそれらの違いを理解できないと指摘した。フランス代表も、製造事業者は世界で1つの証明書制度を望んでいると念を押した。またスキームBからスキームAへ移行するための条件や手続きについても質問があり、Dixon 氏より手順文書(PD-07)に記載がある旨の回答が行われた。

14.2 OIML B 18「証明書制度（OIML-CS）の枠組み」最終基本文書案の承認

上記の説明と議論に基づき、B 18(2017年版)の FDB が承認された(決議 2017/18)。

14.3 運営委員会（MC）委員長、及び副委員長の任命

用紙を使った投票手続きにより、Cock Oosterman 氏(オランダ NMI)が MC 委員長として、また Bill Loizides(オーストラリア NMIA)が MC 副委員長として指名された(決議 2017/22)。

14.4 裁定委員会（BoA）の委員長及び委員の任命

OIML-CS 運用時に発生する諸問題に具体的に対応するために MC とは独立した小グループとして設立する BoA(裁定委員会)について、Schwartz 氏がその委員長に指名され、更に三木氏を含む4名の BoA 委員が指名された(決議 2017/23)。

14.5 OIML-CS ロゴを使用した新しい基本文書を開発するための新規プロジェクト提案

新しい証明書制度における OIML ロゴ及び OIML-CS ロゴの使用に関する新しい基本文書(Bxx)を作成するプロジェクトの提案が行われ、承認された(決議 2017/24)。

14.6 OIML 基本証明書制度及び MAA 証明書制度に関する BIML からの報告

BIML の担当者である Luis Mussio 氏が、統計データに基づいて証明書制度の現状について報告した。

15. 技術活動

15.1 CIML で承認される技術案件

15.1.1 最終文書案の承認

この委員会では以下の4つの文書の最終草案について CIML による承認が求められ、全て賛成多数で承認された(決議 2017/25)。これらの文書の一覧を表 3 に示す。

R 60 ロードセルの計量規定（2000年版の改定案）

R 60 現行版については2010年から改定作業が続き、その過程で我が国は2CD、3CD、4CD、DR に対して反対投票を行った(5CD、5.1CD には賛成投票)。2017年6月に予備投票にかけられた国際勧告案(DR)に対して提出した日本のコメントのうち、この委員会で承認された最終勧告案(FDR)に反映されなかったも

のは以下の通りであった。

- (1) EMC(電磁両立性)試験の周波数範囲の上限を、3 GHz から 2 GHz へ下げるべきである。
- (2) 試験のための測定荷重範囲には、試験機関の設備に依存する「Dmin/Dmax」ではなく、ロードセル本来の性能である「Emin/Emax」を使うべきである。
- (3) デジタル・ロードセルの誤差配分係数(pLC)はアナログ・ロードセルの係数とは別にすべきである。

今回の委員会において R 60(FDR)は承認されたが、我が国の代表は上記意見が十分に反映されていないことを理由に、FDR に対する棄権投票の意思を口頭で伝えた。またフランス代表は、最終的な編集上の修正を提案した。

R 61 充てん用自動はかり (2004 年版の改定案)

R 61 現行版については 2011 年から改定作業が続いており、その過程で我が国は 1WD(4CD 相当)と 5CD に対して反対投票を行っている。これらの反対投票とコメントの大部分は反映されたので、オンライン予備投票における DR、及び今回の委員会における FDR に対して共に賛成投票した。

R 80 尺付きタンクローリー及びタンク貨車：第 2/3 部 (1989 年版の改定案)

R 80-1(計量及び技術要求事項)は既に 2009 年版が存在するが、このたび R 80-2(計量管理及び試験)と R 80-3(試験報告書の様式)の FDR が追加提案された。これらの文書案は、R 80(1989 年版)に基づいていると思われる。この過程で我が国は 1CD(2009 年)にコメントを提出し、DR 及び FDR に対してはコメントなしで賛成投票した。

G 20 サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査 (新規)

この文書については、新しい国際文書(D)として 2004 年から作成作業が続いており、我が国は 3CD、4CD、DD(国際文書案)に対して「コメントつき賛成」で回答した。懸案事項として、サンプリング検査のための技術基準として最新版の勧告文書(R)を参照するように要望したが、古い計量器も対象としているという理由から認められなかった。しかし我が国がサンプリング検査を採用する可能性は低いので、予備投票において DD に賛成投票した。この予備投票の結果は「賛成 32/反対 4/棄権 2」で、本来ならば否決されてもやむを得ない状況にあった。しかしサンプリング試験のための参考文書というこの文書の役割を考慮し、あえて FDD(最終国際文書案)がこの委員会に提出された。

この委員会では FDD に対する反対投票は無かったものの、D(国際文書)ではなくより拘束力の弱い G(ガイド文書)にすべきであるという多くの意見があった。そこで委員長の判断により決議案が修正され、この FDD は新たなガイド文書として承認され、その後 G 20 として発行された。ただしその内容について委員会の十分な合意は得られていないと思われたため、このガイド文書を再度改定するための作業を第 53 回委員会に提案することとなった(決議 2017/26)。

表 3: 第 52 回委員会で承認された最終文書案とプロジェクトの変更

No.	文書	最終文書案	担当プロジェクト又は機関	予備投票(回答月/日本回答/採決の結果)
1	R 60 -1/2/3	ロードセルの計量規定 第 1-3 部(2000 年版の改定)	TC9 / p1 (米国)	2017.6 / 反対 / 承認
2	R 61 -1/2/3	充てん用自動はかり 第 1-3 部(2004 年版の改定)	TC9 / SC2 / p8 (英国)	2017.6 / 賛成 / 承認
3	R 80-2/3	尺付きタンクローリー及びタンク貨車 第 2-3 部 (1989 年版の改定)	TC8 / SC1 / p6 (ドイツ、米国)	2017.4 / 賛成 / 承認
4	(新 G 20)	サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティーメーターに対する調査	TC3 / SC4 / p1 (ドイツ)	2017.7 / 賛成 / 承認
5	B 6	OIML 技術作業指針(2013 年版の改定)	臨時 PG, BIML	なし
6	B 18	OIML 証明書制度の枠組み(2016 年版の改定)	prMC, BIML	なし
7	(新 B 19)	計量制度の整備途上にある国及び経済圏 (CEEMS)に関する諮問部会に対する付託条項	CEEMS 諮問部会	なし
No.	文書	新規プロジェクト	担当 TC/SC 又は機関	追補文書
8	D 1	「計量法に関する考察:2012 年版」の改定作業	CEEMS 諮問部会(中国)、 BIML 及び BIPM	15.1.2.1
9	D 2	「法定計量単位:2007 年版」の改定作業	TC2(オーストリア)	15.1.2.2
10	(新 Bxx)	「OIML 及び OIML-CS ログ使用規則」の作成作業	MC, BIML	14.5
No.	文書	廃止・変更されるプロジェクト	担当 TC/SC 又は機関	追補文書
11	D 31	p2(Dxx ソフトウェア検定)の p3(D31 改定)への統合	TC5/SC2(ドイツ)	52-ciml- amd-10
12	R40, R41, R43 他	p2 & p4(Rxx 体積容器試験報告書の作成)、及び p3 (体積容器に関する R 40, R 41, R 43 の改定)の廃止	TC8(日本)	
13	新 Dxx	p3(Dxx 密度計階級図式の作成)の廃止	TC9/SC4(ロシア)	
14	R 18	p5(R 18 線状消失式高温計の改定)の廃止	TC11/SC3(ロシア)	
15	R 102	p3(R 102 音響校正器の改定)の廃止	TC13(ドイツ)	
16	新 Rxx	P3(Rxx 近赤外式糖度計の作成)の廃止	TC17/SC2(ロシア)	

15.1.2 新規プロジェクトの承認

次のプロジェクトの提案が、CIML による承認のため提出された(表 3 も参照)。

D 1 「計量法に関する考察」の改定作業開始

D 1(2012 年版)の改定作業について、かつて担当していた TC3(計量規則:米国)ではなく、CEEMS 諮問部会が BIPM と合同で担当することが提案され、承認された(決議 2017/27)。このプロジェクトには OIML 名誉会員の Manfred Kochsiek 氏(ドイツ)も関与する。委員会では、米国代表が同諮問部会による改定作業を認める旨の発言を行った。これについてインド代表からは、D 1 の役割や位置づけに関する質問があった。これに対して Schwartz 氏と Mason 氏から、この文書は計量制度の整備途上にある国が新しい計量法に基づいた制度を構築する作業を支援することを目的とした参考書であり、そのためこの文書は計量法が網羅する全ての要素を含んでいるという説明が付け加えられた。

D 2 「法定計量単位」の改定作業開始

D 2 (2007 年版) について、TC2 (計量単位: オーストリア) による改定作業の開始が承認された (決議 2017/28)。ただこの作業は、SI の改定に伴う CGPM (国際度量衡総会) の方針が確定した後に開始する。

15.2 情報のための技術項目 (プロジェクトの見直し)

Dunmill 氏から廃止される文書作成/改定のためのプロジェクトの一覧表が提示された (表 3 も参照)。同氏の説明によると、全てのプロジェクトについて B 6 (技術作業指針) が推奨する 3 年以内の文書発行というスケジュールに従っているものは存在せず、そのうち約 40 % には深刻な懸念がある。続いて同氏は廃止すべきプロジェクトを提案し承認されたが、これらは長い間活動が停滞しているか、又は現在はその文書の必要性が認められないものである。この中には産総研が担当する TC8 (流体量の計測) が自ら提案したプロジェクト p2 (体積容器の試験報告書の様式)、p3 (R 40, R 41, R 43 の改定作業)、p4 (基準体積容器の試験報告書の様式) の廃止も含まれていた。また TC5/SC2 が担当する p2 (ソフトウェアの検証方法に関する新 D 文書) については、既存の p3 (D 31 ソフトウェア制御計量器のための一般要件の改定作業) へ統合することとなった。一方で現在、日本がオランダとの合同世話人として進めている R 139 の改定作業 (TC8/SC7/p7) は、順調に進んでいる良いプロジェクトの例であるというコメントもあった。

15.3 TC/SC 事務局及び PG 世話人のための研修に関する BIML の報告

かつて BIML は TC/SC/PG の事務局員や世話人のための研修を実施していたが、ここ 10 年以上もの期間は実施されていなかった。第 51 回委員会/第 15 回総会では、余剰金の扱いに関連してこの研修が再び話題となった。その後、BIML は 2017 年にドイツ及びロシアにおいて試験的な研修を再開した。今回の委員会では BIML 非常勤職員の Gilles Vinet 氏 (カナダ) から報告が行われた。この報告に対してインドとブラジルの代表は、自国での研修の開催を提案した。また米国代表は、OIML が新しい事務局員や世話人のためのガイドとなる資料を作成することを提案した。

なお委員会終了後の BIML からの連絡によると、2018 年の研修が 6 月 13~14 日に中国の北京で、その翌週の 18~19 日に東京の産総研・臨海副都心センターで実施されることになった。これらの研修への参加資格は、グループ A (TC/SC/PG 事務局・世話人)、グループ B (将来、事務局・世話人を担当できる専門家)、グループ C (その他の関係者) に分類される。BIML は会議費用、及びグループ A 及び B の海外渡航費用を負担することができる。

15.4 国際単位系 (SI) の改定についての最新情報

国際度量衡総会 (CGPM) は、2011 年にキログラムを含む 7 つの SI 基本単位を再定義することを決定した。それに伴い 2011 年の第 46 回委員会から、CIML 運営委員会を中心とした臨時作業部会において、OIML における対応について議論がなされた。その結果は、以下の 2 つの決議として残されている。

・第 46 回 CIML 委員会 (2011 年): 決議 No. 25 (一部)

委員会は、…………… CIML の全委員、及び関連する技術委員会、特に TC 2、TC9、TC 9/SC 3 及び TC 11 に対して、(SI 定義変更の) 検討作業に積極的に参加して、2012 年 2 月 24 日までに臨時作業部会「新規 SI」へコメントを提出することを奨励する。……………

・第47回 CIML 委員会(2012年): 決議 No. 23

委員会は、その第46回委員会の決議 No. 25 を思い起こし、OIML 特別作業部会“新規 SI”の主査による口頭報告に着目し、現在話合われている国際単位系(SI)に対する変更提案について、CIML 委員及び技術委員会 TC 2、TC 9、TC 9/SC 3 及び TC 11 から寄せられたコメントを勘案し、CGPM の決議 1 (2011)に応じて、新規 SI に関する OIML の意見として、以下の文章を BIPM に提出することを承認する:

“OIML は、21 世紀における科学、技術及び商業分野のニーズを引き続き満たしてゆけるように、SI を改定しようという CGPM の意図を支持する。OIML 技術委員会の TC 2、TC 9、TC 9/SC 3、TC 11 並びに CIML 委員へ質問を行った結果、新規 SI の定義は、時間、長さ、光度、電流、温度、物質量、及び関連して派生する SI 単位の通常の測定に対して、皆無に等しい影響しか与えないと考えざるを得ない、という結論を得た。潜在的な影響としては、OIML R 111 に従い、クラス E の分銅を使用して行われる正確な質量測定に対するものが考えられる。CCM の 2010 年勧告を慎重に順守することが、今後の日常的な質量測定に対する潜在的な悪影響を避けるための基本的原則であると、OIML は考える。新規 SI が、それを必要とする全ての関係者にとって分かりやすいものであり続けるために、SI 基本単位の定義の公式化について更なる改良を加えるという CGPM の意図を、OIML は支持する。”

OIML の意見の作成について、特別作業部会に謝意を表し、BIML 局長に対し、OIML の意見を BIPM に伝えるよう指示する。

上記のうち第47回委員会の決議 23 は、OIML から BIPM への提言となっている。今回の委員会ではスイス METAS の Gregor Duddle 氏が、2018 年に予想される改定された SI の CGPM による採択に向けた CCU (単位諮問委員会) の活動を紹介した。そして SI 改定に関する過去の委員会の決議が再確認された (決議 2017/29)。

16. 人事に関する議論と選挙

通常の委員会では選挙は最終日に行われる場合が多い。しかし今回は一部の候補者の都合、及び早い段階で委員長を交代させて会議運営を担当させるという理由から、11 日(水)の午前中に CIML 委員と国家代表及び支援スタッフのみが参加した内部委員会を設け、人事に関する議論と選挙が行われた。この内部委員会には我が国から、三木氏、吉岡氏、高辻氏が参加し、投票及び開票作業の円滑な遂行を支援した。

まず投票用紙を用いた委員長候補への信任投票の結果、Schwartz 氏が圧倒的多数で委員長に指名された (決議 2017/30)。また三木氏は B 14「CIML 委員長及び副委員長の選挙手続」の規定に基づき、第 53 回委員会までの期間について、臨時的に第一副委員長の役割を代行することとなった。

BIML 局長については、選定委員会を組織することが合意された (決議 2017/3)。新たな BIML 副局長については選定委員会が推薦した Dixon 氏が指名された (決議 2017/31)。現副局長の Dunmill 氏については、再任用が確認された (決議 2017/32)。

17. OIML 賞の授与

まず前年度の「途上国における法定計量に対する顕著な貢献賞 / *Excellent Achievements in Legal Metrology in Developing Countries*」の受賞者であるケニア貿易標準管理機構の代表がプレゼンテーションを行った。次に同賞の今年の受賞者として、(1) コロンビア産業経済監督局、(2) マレーシア国家計量標準機関(NMIM)の Mr. Osman Bin Zakaria(オスマン・ザカリヤ氏)、(3) マレーシア国内貿易・協力・消費者省の Mr. Roslan Bin Mahayudin(ロスラン・マハユードイン氏)、(4) マレーシア計測株式会社(MCM)の Mr. Ibrahim Bin Hamzah(イブラヒム・ハムザウ氏)が表彰された(決議 2017/33)。

更に前委員長の Mr. Peter Mason(ピーター・メイソン氏)とカナダの元 CIML 委員長である Mr. Alan Johnston(アラン・ジョンストン氏)に対して、名誉会員の称号が贈られた(決議 2017/34-35)。ただし、毎年発表される OIML 表彰(OIML メダル)と OIML 感謝状については、対象者はなかった。

18. 将来の委員会

2018 年 10 月 8～12 日にドイツ、ハンブルクで予定されている第 53 回 CIML 委員会について、Schwartz 氏がビデオを使ったプレゼンテーションを行った(決議 2017/36)。第 54 回以降の委員会については、公式な情報は無かった。ただ非公式には、複数の加盟国が 2019～2020 年の開催を検討しているという情報もあった。

19. 委員会決議の承認

今回の委員会中に提案された全ての決議草案について、最終的にまとめて採択が行われ全て承認された。採決のルールは、全 CIML 委員の 3/4 以上が出席し、その 4/5 以上が投票し、その 4/5 以上が賛成投票であることである(B 1 の 17 条)。ただ実際の採決では、反対と棄権投票のみを挙手により回答した。

20. CIML 運営委員会 (PC)

CIML 運営委員会(PC/Presidential Council)は、CIML 委員長を補佐する目的で CIML 委員会の同意のもとに設けられた小委員会である。運営委員会は CIML 委員長、副委員長の他に、委員長に指名された CIML 委員数名及び BIML 局長で構成されている。2017 年の PC 委員は、委員長(英国)と副委員長2名(ドイツ・日本)に加えてカナダ、フランス、オランダ、米国、ロシア、タンザニア、BIML 局長の合計 10 名である。運営委員会の会議は毎年春と秋の 2 回開催されており、うち 1 回は CIML 委員会の直前と直後に開催されている。

4.2 第24回 APLMF 総会・作業部会総会報告

1 APLMF総会の概要

APLMF(アジア太平洋法定計量フォーラム)は1994年にオーストラリアにて発足し、その後、産業技術総合研究所の計量標準総合センター(NMIJ)は2002-2007年の期間に議長と事務局を担当した。その後は中国AQSIQが議長と事務局を担当し、2015年の第22回総会(ホノルル)の直後にニュージーランドのMBIE(産業・イノベーション・労働省 消費者保護局)がその役割を引き継いだ。

APLMFではアジア地域の現状への配慮から、参加メンバーを「国」ではなく「経済圏」と呼んでいる。またOIMLと大きく異なる点として、情報交換のためのゆるやかなフォーラムという性格をもつので、総会においては明確な採決を行わず決議事項も存在しない。APLMFには分野毎に7つのWG(作業部会)があり、WG総会が総会の直前に開催されている。

第24回APLMF総会及び作業部会(WG)総会は、2017年10月24～27日の日程でカンボジア、シエムリアップ(Siem Reap)にあるホテルにおいて開催された。うち24日は一部メンバーが参加し、25日はWG総会、26日～27日(午前)は総会であった(詳細は表4参照)。ホスト機関は、カンボジア産業手工業省(MIH)の傘下にある国家計量センター(NMC)であった。NMCは首都プノンペンにあり、同国の計量標準と法定計量の制度を担っている。

2018年1月の時点で、APLMFには20の正加盟経済圏:オーストラリア、ブルネイ、カナダ、カンボジア、中国、香港、インドネシア、日本、北朝鮮、韓国、マレーシア、モンゴル、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム、及び6つの準加盟経済圏:チリ、コロンビア、ラオス、メキシコ、ペルー、ロシアがある。

これ以降に会議の概要を報告する。本会議の公式Webサイトは<http://www.aplmf.org/cambodia-2017.html>であり、会議資料、文書、発表資料、各経済圏レポートもここに公開されている。

表4:第24回 APLMF 総会・WG 総会の概要

会議名	第24回アジア太平洋法定計量フォーラム総会(通称:APLMF 総会) および作業部会総会(通称:WG 総会)			
全体の日程	2017年10月24日(火)～27日(金)			
会場	Apsara Angkor Resort & Conference, National Route 6, Kruos Village, Svay Dangkm Commune, Siem Reap, Cambodia			
主催機関	アジア太平洋法定計量フォーラム(APLMF)			
現地共催機関	カンボジア産業手工業省(MIH)及び国家計量センター(NMC)			
会議スケジュール				
	10月24日(火)	10月25日(水)	10月26日(木)	10月27日(金)
午前	MEDEA 運営委員会*1	WG 総会	APLMF 総会 (ホスト国講演含む)	APLMF 総会*2
午後	APLMF 執行委員会*1	WG 総会	APLMF 総会	見学*1
夕方		ホスト国懇談会	APLMF 懇談会	
*1 一部メンバーのみ。*2 正加盟経済圏のみ。				

2 参加者

ホスト経済圏の関係者やスタッフも含めた参加者総数は約 60 名、うち会議への参加者数は 50 名で、その内訳は以下の通りであった。

2.1 APLMF 経済圏代表(39 名)

加盟経済圏代表としては、20 の正加盟経済圏のうち次の 16 か国が参加した(括弧内は人数)。オーストラリア(1)、カンボジア(3)、カナダ(1)、中国(5)、インドネシア(2)、日本(4)、韓国(4)、マレーシア(3)、ニュージーランド(1)、パプアニューギニア(1)、フィリピン(1)、シンガポール(2)、台湾(3)、タイ(4)、米国(2)、ベトナム(1)。他の 4 つの正加盟経済圏であるブルネイ、香港、北朝鮮及びモンゴルは欠席した。6 つの準加盟経済圏(チリ、コロンビア、ラオス、メキシコ、ペルー、ロシア)からはロシア(1)のみが参加した。

2.2 来賓参加者、オブザーバー(7 名)

Mr. John Birch(ジョン・バーチ氏/元 APLMF 議長/オーストラリア)、Mr. Pu Changcheng(蒲長城氏/元 APLMF 議長/元、中国 AQSIQ)、Mr. Stephen Patoray(ステファン・パトレ氏/BIML 局長/フランス在住)、Dr. Sabine Greiner(サビーン・グレイナー氏/ドイツ PTB)、Mr. Abdul Rashid Zainal Abidin 氏(アブドゥール・ラシッド・ザイナール・アビディン氏/元マレーシア NMIM 所長)、及び Dr. Hans-Peter Vaterlaus(ハンス・ピーター・ベテラウス氏/元スイス METAS)、Mr. Tenzin Dorji 氏(テンジン・ドルジ氏/ブータン標準局)の合計 7 名が来賓又はオブザーバーとして参加した。

2.3 議長・事務局(4 名)

ニュージーランド MBIE からは、ALPMF 議長である Mr. Stephen O'Brien (ステファン・オブライアン氏)、事務局からは Ms. Alli Smith (アリ・スミス氏)、及び Mr. Kim Truscott(キム・トルスコット氏)が参加した。更に今回から、元オーストラリア NMIA の Mrs. Marian Haire(マリアン・ヘアー氏)が研修を担当する事務局員として参加した。

2.4 現地参加者(約 10 名)

ホスト国を代表した来賓として、産業手工業省(MIH)から Mr. Uch Bora(ウチ・ボラ氏)が参加した。WG 総会及び APLMF 総会ではホスト機関である NMC の所長である Ms. Peou Vorleaks(ペオウ・フォルリークス氏)が名誉議長を務めた。更に NMC から、10 名程度のスタッフが参加した。

2.5 日本代表団

この総会へのわが国からの参加者は以下の通りであった。

- (1) 岡田有加:経済産業省 産業技術環境局計量行政室
- (2) 高辻利之:産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 研究部門長
- (3) 根本 一: 同上センター 工学計測標準研究部門 総括研究主幹
- (4) 松本 毅: 同上センター 計量標準普及センター 国際計量室 総括主幹

3 MEDEAプロジェクト

3.1 プロジェクトの概要

APLMF 活動では以前から、途上国向けの法定計量研修が大きな比重を占めている。これは1週間以内の短期研修で、加盟経済圏を開催地として主に先進国から講師を招いて実施される。その予算については、以前は APEC 予算、加盟経済圏及び APLMF の自己予算で賄われていたが、2013 年からドイツ PTB(物理工学研究所)の予算を受け入れている。この予算はドイツの連邦経済協力開発省(BMZ)の支援を受けたもので、MEDEA(計量分野のアジア途上国支援)プロジェクトと呼ばれる。そのため最近では、WG 総会の多くの部分が PTB を交えた議論に費やされている。

MEDEA プロジェクトでは、活動やイベントを作業パッケージ(Work Package)という名称のカテゴリーに分けて取り扱っており、その一覧を表 5 に示す。各パッケージが複数の研修等のイベントを企画・運営しており、2016 年以降の APLMF 研修を表 6 に示す。昨年の総会以降、日本は穀物水分計研修(2017 年 7 月)に講師を派遣して企画・運営にも携わった。更に総会終了後に新しい研修の提案があり、2018 年の計画として追加された。

3.2 MEDEA運営委員会(10月24日10:00~12:30 一部メンバーのみ)

一部のメンバーが MEDEA 運営委員(CC)として、定期的に PTB 及び APMP(アジア太平洋計量計画)と合同のワークショップ(面会した委員会)及びオンライン会議(4 週間に一度程度)に参加している。総会の時点での運営委員会メンバーは以下の通りである。括弧【 】内は代表する組織の略称。

- (1) Mrs. Marian Haire 【APLMF 研修 WG】
- (2) Dr. Sabine Greiner 【PTB/MEDEA コーディネーター】
- (3) 高辻利之氏 【APMP 議長】
- (4) 松本毅氏 【APLMF 農産物 WG】
- (5) Mr. Abdul Rashid Bin Zainal Abidin 【APMP/元マレーシア NMIM】
- (6) Mr. Stephen O'Brien 【APLMF 議長】
- (7) Ms. Alli Smith 【APLMF 事務局】
- (8) Dr. Charun Yafa 【APMP/タイ NIMT】

10 月 24 日午前には、同ホテルで運営委員会(CC)が実施された。この委員会には上記メンバーうち、Yafa 氏を除くメンバーが参加した。ここでは翌日の WG 総会に備えて、この 1 年間に実施された研修等を振り返り、支援対象国に対して実施された要望調査の結果について検討し、更に今後のプロジェクトと研修計画について予備的な議論が行われた。

表 5: MEDEA プロジェクトにおける作業パッケージ(WP)の一覧

No.	WP 記号	作業パッケージの名称	補足説明
1	Joint 1	途上国における計量基盤整備/Development of National Metrology Infrastructure in Developing Economies	APLMF ガイド文書 1 の改定作業
2	Joint 2	計量に対する認識の向上/Raise Awareness for Metrology	計量に関する宣伝普及活動
3	Joint 3	国際協力に関する専門家グループ/Expert Group for International Cooperation	各 NMI の国際担当者相互の意見交換

4	Joint 4	組織運営と利害関係者とのコミュニケーションに関する手法 / Management and Stakeholder Communication Skills	NMI 指導者のためのセミナー
5	APLMF 1	法定計量分野の基礎及び応用研修 / Fundamental and Advanced Courses in Legal Metrology	全ての法定計量研修・セミナーが一体となった活動
6	APMP 2	計測機器バンク / Instrument Bank	古い計測機器の貸与
7	APMP 3	技術研修 / Technical Training	計量標準分野の個別研修
8	APMP 4	化学計測 (MiC) / Metrology in Chemistry	化学計測分野の研修
9	APMP 5	CMC の推進 / CMC Publication	NMI による CMC 取得支援
10	APMP 6	単独の活動 / Standalone Initiatives	計量標準のその他の活動

表 6: MEDEA プロジェクトによる APLMF 研修の一覧 (2016 年以降・APMP との合同を含む)

研修等の題目	日程 (y/m/d)	開催地	講師	パッケージ
穀物水分計の検定に関する研修 / Training course on verification of rice moisture meters	2018/11 (予定)	タイ、パタヤ	タイ、他	APLMF 1
トラックスケールを含む非自動はかりの検定に関する研修 / Training course on verification of NAWI including weigh-bridges	2018/5 (予定)	マレーシア	オーストラリア	APLMF 1
包装商品に関する研修 / Training course on packaged goods (OIML との合同研修)	2018/4/10-13	中国、南寧市	ニュージーランド	APLMF 1
トラックスケール検定の研修 / Training course on verification of weighbridges	2017/9/26-29	中国、北京	中国、ニュージーランド	APLMF 1
水道メーター型式承認に関する研修 / Training course on verification of pattern approval of water meters	2017/9/12-14	マレーシア、クアラルンプール郊外	オーストラリア、ニュージーランド	APLMF 1
マスターメーターを使った大流量石油流量計の検定に関する講師研修 / Train the trainer course on the verification of bulk flow metering systems using a master meter	2017/7/24-27	タイ、パタヤ	オーストラリア	APLMF 1
穀物水分計のトレーサビリティ研修 - 初心者研修 / Training course on traceability in rice moisture measurement - beginners course	2017/7/17-21	マレーシア、クアラルンプール郊外	NMIJ、ケツト科学研究所、マレーシア	APLMF 1
APMP-APLMF 合同ワークショップ: 国家計量基盤の近代化: 課題 - 解決手法 - 経験と学習 / APMP-APLMF joint workshop: modernizing national metrology infrastructures: key issues - approaches - lessons learned	2017/5/22-23	マレーシア、マラッカ	APMP & APLMF 経済圏	Joint 1
非自動はかり検定の講師養成研修 / Train-the-trainer course on the verification of non-automatic weighing instruments	2016/11/28 -12/01	マレーシア、クアラルンプール	オーストラリア	APLMF 1
質量標準研修 / Training course on mass standards	2016/8/30-9/1	インドネシア、ジャカルタ	NMIJ、ニュージーランド	APLMF 1
燃料油メーターの検定研修 / Verification of fuel dispensers	2016/7/11-13	タイ、パタヤ	オーストラリア、タイ、他	APLMF 1

4. EC (執行委員会) 会議 (10 月 24 日午後・一部メンバーのみ)

24 日午後には同じホテルで APLMF 執行委員会 (Executive Committee) が開催された。ここに日本代表は参加していないが、以下のメンバーが参加したと思われる。通常の話題は APLMF の人事、予算、加盟経済圏、表彰などである。

- (1) Mr. Stephen O'Brien (APLMF 議長/MBIE)、及び事務局員
- (2) Mr. Pu Changcheng (前 APLMF 議長/中国 AQSIQ)
- (3) Mr. Alan Johnston (元 CIML 委員長/カナダ)
- (4) Mr. Mohd Roslan bin Mahayudin (ASEAN 諸国代表/マレーシア MDTCC)
- (5) Mr. Hari Prawoko (ASEAN 諸国代表/元インドネシア DoM)

5 WG (作業部会) 総会 (10月25日)

APLMF には計量の分野ごとに 7 つの WG(作業部会)が存在する。これらの WG 総会は同じ会議室において連続して開催され、APLMF 総会への参加者の多くが全ての WG の議論に加わっている。今回の WG 総会は、O'Brien 氏の司会により進められた。

5.1 開会式

O'Brien 氏の司会の元で、ホスト経済圏代表の Uch Bora 氏 (MIH) より開会の挨拶があった。続いて、全ての参加者が自己紹介を行った。その後、会議室で集合写真の撮影を行った。

5.2 WGの見直し

WG の新しいガイドラインと運営方法について、O'Brien 氏が話題提供した。この中で、これまで研修調整 WG 主査を担当していた Haire 氏 (オーストラリア) が退職後に APLMF 事務局へ異動し、事務局員として引き続き研修調整の役割を果たすという報告があった。つまり研修調整 WG は解散し、その役割は事務局が兼ねることになった。

これに続いて、WG の見直しについても議論があり、WG を固定された形態とするのではなく、状況に応じて臨機応変に改編できる体制とすること、WG を複数のメンバーで運営する、WG 主査や WG メンバーも臨機応変に交代する、明文化された WG の運営ルールを作成する、APEC や OIML の途上国支援活動と連携させる、などの提案があった。

5.3 MEDEAプロジェクトに関する報告

PTB の Greiner 氏より、2015～2017 年の 3 年間の MEDEA 1.0 プロジェクトで実施された研修等のイベント、参加者数、対象国から回答された今後の要望、プロジェクトの目に見える成果などについて統計的データも使った報告があった。更に 2018 年から予定されている後継プロジェクトである MEDEA 2.0 も紹介され、基本的な目的や実施方法は踏襲するという説明があった。なお 2017 年 12 月の PTB からの連絡によると、MEDEA 2.0 はドイツ政府により正式に承認されたが、その予算額は MEDEA 1.0 の 2 百万ユーロから 1.3 百万ユーロへ減額された。

5.4 MEDEAプロジェクトに関するグループ・ディスカッション

参加者全員により、MEDEA プロジェクトの今後の方針について、グループに別れ、ホワイトボードを使ったディスカッションが行われた。事務局から提示された議論のための話題は以下の 5 つであった。

1. 貴方の経済圏における 2 つの重要な課題又は話題

2. MEDEA 1.0 の 2 つの重要な波及効果
3. 更なる研修やワークショップを必要とする分野又は計量器
4. 貴方の経済圏はどのように MEDEA プロジェクトに貢献するつもりか？
5. MEDEA プロジェクトは今後 3 年間に何をすべきか？

その後、これらの内容について各グループの代表から議論の概要が報告された。この中で今後取り組むべき課題として、電気自動車のための計量、燃料としての LPG(液化石油ガス)／CNG(圧縮天然ガス)／LNG(液化天然ガス)の計量、水素エネルギーの利用、スマートメーターへの対応、計量器ソフトウェアの認証などが話題に挙がった。

5.5 研修調整WG／Training coordination 【オーストラリア／事務局】

主査は元オーストラリア NMIA の Haire 氏。APLMF では研修活動が大きな比重を占めているため、この WG には重要な役割があり、全ての研修活動の調整役を担っている。既に述べたように、Haire 氏は事務局へ移ることになったので、WG としてはこれが最後の報告となった。

ここで同氏からは、前回の総会以降に行われた 6 つの研修について概要報告があった。続いて、今後引き続き取り組むべき研修課題として、トラックスケールを含む非自動はかり、水道メーター、穀物水分計、包装商品、計量器ソフトウェア、法定計量分野の標準器(長さ、体積、質量)が話題に挙がった。研修課題はその場では決定できなかったが、総会終了後に 2018 年には包装商品、非自動はかり、穀物水分計に関する研修を実施することが内定した(表6参照)。

5.6 包装商品WG／Goods packed by measure 【ニュージーランド MBIE】

WG 主査は MBIE の Mr. Phil Sorrell(フィル・ソレル氏)。この WG では、包装商品を担当する OIML TC6 の活動や OIML 出版物の状況について報告を行っている。また同 WG は、包装商品研修の殆どについて講師を派遣している。今回の報告では、改定されたばかりの OIML R 87「包装商品の内容量:2016 年版」、及び包装商品の相互認証制度のための新しいガイド文書である OIML G 21「包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するための手引き:2017 年版」について紹介があった。またニュージーランドでは、電子タバコが包装商品制度の対象となっているという話題もあった。

5.7 ユーティリティ・メーターWG／Utility meters 【カナダ Measurement Canada】

主査は BIML 非常勤職員でもあるカナダの Mr. Gilles Vinet(ジル・ヴィネット氏)だが、代理として Alan Johnston 氏がユーティリティ・メーター(電力計、ガスメーター、水道メーター等)に関する報告を行った。その概要は、R 46「有効電力量計」、R 49「冷温水用水道メーター」、R 137「ガスメーター」、R 139「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム」、及び R 140「ガス燃料の計量システム」の改定に関する OIML の動向であった。過去にこの WG は講師を派遣してユーティリティ・メーターに関する多くの研修を実施しているが、最近の活動は特に見られない。

5.8 相互承認WG／Mutual recognition arrangements 【米国NIST】

WG 主査は米国 CIML 委員でもある NIST の Dr. Charles Ehrlich(チャールズ・アーリック氏)である。OIML MAA 制度や新しい OIML-CS を含む証明書制度の動向を APLMF、特に OIML に参加していない

経済圏に伝え、これらの制度への参加を促すことが WG の主な役割である。今回の報告の概要は、2018 年 1 月の新しい証明書制度 (OIML-CS) の発足に向けた予備運営委員会 (prMC) の活動、6 月に上海で開催された CS セミナー、計量器のカテゴリーに応じた OIML-CS への移行スケジュール、そして OIML-CS への参加登録の方法や要件であった。

5.9 医療計測器WG/Medical measurements【台湾BSMI】

かつてこの WG は台湾において多くの医療機器セミナーを実施しており、日本も講師を派遣した。しかし最近では APEC 予算が獲得できず、また同 WG は MEDEA プロジェクトには消極的であるため、セミナーの実施は中断している。その代わりに毎年、各経済圏に対する調査活動を行っている。

今回は WG 主査である台湾 BSMI の Mr. Chung-Lin Wang (荘素琴氏) の代わりに Ms. Hui-Ling Ting (丁恵玲氏) から報告があった。Ting 氏はまず、2016 年に APLMF 加盟経済圏に対して行った医療機器の使用に伴う有害事象に関する調査の結果を回顧した。続いて 2017 年に行った医療機器に対する法的管理体制に関する調査の結果を報告した。ちなみに我が国は、2017 年 8 月にこの調査へ回答を行っている。更に 2018 年には、自動血圧計に対する規制と国際規格に関する調査を計画しているという報告もあった。

5.10 農産物品質計測WG/Quality measurement of agricultural products【日本NMIJ】

2001 年から産総研は穀物水分計 WG の主査を担当し、2007 年には松本毅氏が主査を引き継ぎ、その際に WG の名称も現在の名称へと変更した。この WG はこれまでアジア地域で 12 回の研修やワークショップを開催した。今回の報告の概要は、(1) 主査の辞任と後継者の募集、(2) 2017 年 7 月の穀物水分計研修の報告、(3) 水分計測に関するガイド文書の発行、(4) OIML TC17/SC1(水分計)及び TC17/SC8(蛋白質計)の動向であった。

これらのうち(1)について、日本国内で農産物の品質に直接携わっていない産総研による活動支援の困難を理由に、松本氏は WG 主査を辞任した。同氏は事前にその意向を APLMF 議長に伝え(2017 年 7 月)、事務局は後継者の募集に関する記事を APLMF ニュースレター(2017 年 9 月発行)に掲載した。これに対して、タイの CBWM 及びマレーシアの NMIM が引き継ぎの意向を表明した。この総会における議長、事務局、松本氏とこれら二カ国代表との相談の結果、Mr. Surachai Sungzikaw (スラチャイ・サンジカウ氏/CBWM) が主査を担当し、Ms. Haslina bte Abdul Kadir (ハスリナ・ビテ・アブドゥール・カディール氏/NMIM) が副主査を担当することで合意を得た。ただ穀物水分計研修の続行に対する加盟経済圏の要望は強く、Sungzikaw 氏は 2018 年 11 月に次回の研修を企画することになった。松本氏も WG メンバーとして Sungzikaw 氏を支援する。

5.11 計量管理制度WG/Metrological control systems【中国AQSIQ】

この WG は中国 AQSIQ が担当しており、第 22 回総会において主査が元 APLMF 事務局員でもある Mr. Guo Su (郭謨氏) に交代した。その主な担当範囲は計量に関わる各経済圏の法律/規定/制度の管理体制、国家管理システム、国家トレーサビリティ制度である。主な活動は、APLMF 加盟経済圏における地域レベルの堅実な計量管理制度のモデルとなるガイド文書を構築することである。同 WG は APLMF が提供する全てのガイド文書のとりまとめ作業も担当すると共に、独自のガイド文書も作成している。

今回は Su 氏より 2017 年の活動報告があり、それによると穀物水分計及び燃料油メーターに関するガイドを発行し、APMP と合同で作成中の計量制度に関するガイド 1 の改定作業へ協力し、複数の MEDEA プロジェクトに中国から講師を派遣した。更に WG 本来の活動からは外れるが、OIML において中国が提唱している CEEMS 諮問部会、及び試験的研修センター(OPTC)の活動紹介もあった。

6 APLMF総会（10月26日～27日）

6.1 ホスト国講演

10月26日午前にはホスト国であるカンボジアより講演が行われた。その主な内容は、計量制度を管轄する MIH と NMC の紹介、計量標準と法定計量制度の概要、地方の計量行政、OIML/APLMF/BIPM/APMP などの国際機関や ASEAN ACCSQ との連携であった。

6.2 APLMF議長・事務局の報告

前回の議事録確認、議長・事務局の活動報告、今後の活動方針、連携する国際機関(OIML, APEC 等)の会議への出席などについて、議長と事務局から報告があった。

6.3 作業部会の報告

前日の WG 総会の議論に基づいて、事務局の Truscott 氏が各 WG の活動報告と活動計画に関する一覧表を提示し、各主査の確認を得た。

6.4 連携機関の報告

連携する次の計量関係機関または個人から次の報告が行われた(括弧内は報告者)： APMP(高辻氏)、OIML(Patoray 氏/Loizides 氏)、PTB(Greiner 氏)、APEC(O'Brien 氏)、包装商品制度(Vaterlaus 氏)。

OIML については、Patoray 氏が 2 週間前にコロンビアで開催された第 52 回 CIML 委員会の概要を報告した。ここではマレーシア NMIM が OIML の「途上国における法定計量に対する顕著な貢献賞」を受賞したというニュースもあった。これに続いて、Bill Loizide 氏(オーストラリア)が新しい証明書制度(OIML-CS)の動向について報告を加えた。証明書制度については、加盟経済圏が新しい制度の仕組みを十分に理解していなかったためか、数多くの質問があった。また証明書制度に関する研修やセミナーの必要性についても提案があった。

スイス METAS の Vaterlaus 氏は、新しい OIML R 87「包装商品内容量:2016 年」の基本的な考え方、及びこの勧告において日本が提唱した段階的サンプリング手法について紹介した。更にガイド文書 OIML G 21 として間もなく発行される予定の包装商品認証制度についても簡単に触れた。これについては、R 87 の手法を取り入れていない加盟経済圏も多いため、APLMF がガイド文書を作成すべきだという提案もあった。

6.5 経済圏報告(Economy Reports)

通常の総会では、参加した経済圏による簡単な報告を行っている。今回の総会における大きな変化として、従来は各経済圏が文書と口頭で行っていた発表を、ポスターセッション形式で行った。このセッションの

ために、26日に複数の時間帯(合計1時間程度)が用意された。そのための資料として、文書(Word形式)及びポスター(パワーポイント形式1枚)の2種類の資料の提出が事前に要求された。

このセッションでは各経済圏の代表が自らのポスターの前で1~2分の説明を行い、そこに集まった他の経済圏のメンバーが自由に質問する形態をとった。ポスターに集まるメンバーが入れ替わるたびに、説明者は同じ説明を数回繰り返した。

ちなみに我が国については松本氏がポスターの説明を行い、次の話題を取り挙げた。(1)計量法に係わる政省令の改正と自動はかりに対する新しい計量管理制度、(2)OIML TC8/SC7に提案した水素自動車のためのR139「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム」の改定プロジェクト、(3)2017年7~8月に実施した経済産業省の「子供デー」と産総研の一般公開、(4)同年7月にマレーシアで実施したAPLMF穀物水分計研修、(5)同年12月に関東地域で予定され、その後実施されたAOTS(海外産業人材育成協会)研修であった。

6.6 正加盟経済圏による総会(10月27日午前)

正加盟経済圏のみが参加して議論が行われた。まず議長のO'Brien氏は、2017年に議事録やガイド文書の草案に対するオンライン投票システムを導入したが回答率が極めて低かったと報告した。これについて松本氏は、APLMFでは過去に採決が行われたことがなく、加盟経済圏は明確な採決を下すことに抵抗感があるのではないかとコメントした。

加盟経済圏の分担金について議長から見直しの提案があり、承認された。その結果、クラス1に相当する基本分担金の額(USD 675)は変わらなかったが、オーストラリア、中国、香港、マレーシア、ニュージーランド、シンガポールのクラスが引き上げられ、北朝鮮、パプアニューギニア、ベトナムのクラスが引き下げられた。ただ我が国の金額(クラス5=USD 10,800)には影響は無かった。

APLMF加盟経済圏の考え方について、議長は原則としてAPEC加盟国に限定するという従来の基本方針を改めて提案した。具体的にはAPECと連携関係のあるASEAN、PIF、PECCからの加盟は認めるというものである。議長は、この考えに従ってフィジーの加盟は認めるが、ブータン、インド、イラン、カザフスタンからの要請は却下せざるをえないと伝えた。これについて中央アジアやアフリカ地域までも含むAPMPとAPLMFとの加盟形態の違いも指摘されたが、Birch氏は両機関の歴史的な成り立ちの違いを指摘して議長の提案を支持した。

WGの見直しについては、研修調整WGを解散し、その機能を事務局へ統合することについて再確認した。更に農産物品質測定WGの新しい主査についてはタイ(CBWM)が担当し、副主査はマレーシア(NMIM)が担当することについて合意された(5.10章を参照)。また松本氏はWGメンバーとして残り、これらの経済圏を支援することについても確認した。

2018年の第25回総会のホスト経済圏について、議長は過去の開催実績の集計表も提示して候補を募ったが、その場では決定できなかった。議長は、2018年11月にシンガポールで予定されているAPMP総会の直後に同じ会場で開催することも提案したが、合意は得られなかった。この議論に関して、日本は既に1997、2003、2016年に3回の総会を開催しており、この数は全加盟経済圏の中で最大かつ唯一であった。

7 表彰

APLMF 功労賞 (service award) が、26 日の懇談会の場で以下のメンバーに授与された。

1. Mr. Sakchai Hasamin (サクチャイ・ハサミン氏 / 元タイ CBWM) : 長年の間、タイの代表として貢献し、多くの研修を支援した。
2. Mr. Kevin Gudmundsson (ケビン・グドムンソン氏 / 元ニュージーランド MBIE) : APLMF 事務局員及び包装商品 WG 主査として貢献したが、MBIE から計量標準機関である MSL へ異動した。
3. Mr. Alan Johnston (アラン・ジョンストン氏 / カナダ Measurement Canada) : 長年の間、カナダ代表及び APLMF 執行委員として貢献した。2005～2010 年の期間には CIML 委員長も務めた。
4. Mr. Hari Prawoko (ハリ・プラバコ氏 / 元インドネシア DoM 所長) : 長年の間、インドネシア代表及び APLMF 執行委員として貢献し、多くの研修を支援した。
5. 松本 毅氏 (NMIJ) : 農産物品質測定 WG 主査として、2007-2017 年の担当期間に、合計 7 件の研修やワークショップを企画し運営した。更に穀物水分計ガイド文書も作成した。

更に 2016 年の第 23 回総会において、著名な功労賞 (distinguished service award) 及び功労賞が前議長と事務局員を努めた中国 AQSIQ の Pu Changcheng 氏をはじめとする 9 名のメンバーに授与されていたが、その授与式が今回の総会において行われた。

8 懇談会と見学

10 月 25 日夕方にホスト経済圏主催の懇談会、そして 26 日夕方には APLMF 主催の懇談会が共に会議会場と同じホテルで開かれた。10 月 27 日午後にはアンコールワット遺跡群への見学が用意され、会議出席者の一部が参加した。

9 総会の要旨及び合意事項

APLMF 総会においては明確な決議は行われませんが、議論から、以下の事項について合意されたと考えられる。正式な議事録は後日、事務局より送付される予定である。

- ✓ 研修活動の中心となっていた研修運営 WG は廃止された。しかし、その主査であった Mrs. Marian Haire (マリアン・ヘアー氏 / 元オーストラリア NMIA) は APLMF 事務局メンバーとして残り、実質的には活動を続ける。
- ✓ 2001 年より産総研が担当してきた農産物品質測定 WG の主査が、松本毅氏からタイ CBWM の Mr. Surachai Sungzikaw (スラチャイ・サンジカウ氏) 氏に交代した。Sungzikaw 氏は 2018 年 11 月に穀物水分計研修を実施する。
- ✓ 2018 年の研修課題については明確な結論は出なかったが、総会後に包装商品、非自動はかり、穀物水分計に内定した。

- ✓ PTB によるプロジェクト MEDEA 1.0 の成果について議論があった。後継となる MEDEA 2.0 は 2018 年後半から実施され、基本方針も踏襲する。ただ予算額は 1.3 百万ユーロへ減額された。
- ✓ 分担金のクラスが見直され、一部の加盟経済圏のクラスが引き上げ、又は引き下げられた。ただ日本の分担金額は変わらなかった。
- ✓ 加盟国の見直しが行われたが、APEC 関係国に限るという以前からの基本方針は変わらなかった。
- ✓ 経済圏レポートは一方的な説明ではなく、ポスターセッション形式にて対話的に行われた。
- ✓ OIML の新しい証明書制度 (OIML-CS) や TC6 (包装商品) の活動について、情報共有された。
- ✓ 産総研メンバーを含む 5 名に対して、2017 年の APLMF 功労賞が授与された。
- ✓ 第 25 回 APLMF 総会 (2018 年秋) については、ホスト経済圏と時期は確定しなかった。

国際勧告 (International Recommendations) 一覧

番号	表 題	発行年	TC/SC
R 7	最高温度保持機能付ガラス製水銀体温計 Clinical thermometers, mercury-in-glass with maximum device	1979	18/2
R 14	ICUMSA 国際糖度目盛に基づいた偏光検糖計 Polarimetric saccharimeters graduated in accordance with the ICUMSA International Sugar Scale	1995	17/2
R 15	穀物の 100 リットル単位質量の計量器 Instruments for measuring the hectolitre mass of cereals	1974	9/4
R 16-1	機械式非観血血圧計 Non-invasive mechanical sphygmomanometers	2002	18/1
R 16-2	非観血自動血圧計 Non-invasive automated sphygmomanometers	2002	18/1
R 18	線状消失式高温計 Visual disappearing filament pyrometers	1989	11/3
R 21	タクシーメーター 計量及び技術要求事項、試験手順、及び試験報告書の様式 Taximeters. Metrological and technical requirements, test procedures and test report format	2007	7/4
R 22	国際アルコール濃度測定表 International alcoholometric tables	1975	9/4
R 23	自動車用タイヤ圧力計 Tire pressure gauges for motor vehicles	1975	10
R 24	検定官用メートル基準直尺 Standard one metre bar for verification officers	1975	7/1
R 26	医療用注射器 Medical syringes	1978	18/5
R 34	計量器の精度等級 Accuracy classes of measuring instruments	1979	3
R 35-1	一般使用のための長さの実量器 第 1 部：計量及び技術要求事項 Material measures of length for general use Part 1: Metrological and technical requirements	2007	7
R 35-1 修正	上記の (修正版) Amendment	2014	7
R35-2	一般使用のための長さの実量器 第 2 部：試験方法 Material measures of length for general use Part 2: Test methods	2011	7
R35-3	一般使用のための長さの実量器 第 3 部：試験報告書の様式 Material measures of length for general use Part 3: Test report format	2011	7
R 40	検定官用目盛付き基準メスピペット Standard graduated pipettes for verification officers	1981	8
R 41	検定官用基準ビュレット Standard burettes for verification officers	1981	8
R 42	検定官用金属証印 Metal stamps for verification officers	1981	3
R 43	検定官用目盛付きガラス製基準フラスコ Standard graduated glass flasks for verification officers	1981	8
R 44	アルコール濃度測定に用いられる濃度計、密度計及び温度計 Alcoholometers and alcohol hydrometers and thermometers for use in alcoholometry	1985	9/4
R46-1/2	有効電力量計 第 1 部：計量及び技術要求事項、第 2 部：計量管理及び性能試験 Active electrical energy meters Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Metrological controls and performance tests	2012	12

番号	表 題	発行年	TC/SC
R46-3	有効電力量計 第3部：試験報告書の様式 Active electrical energy meters Part 3: Test report format	2013	12
R 47	大ひょう量はかり検査用基準分銅 Standard weights for testing of high capacity weighing machines	1979	9/3
R 48	放射温度計校正用タンゲステン・リボン標準電球 Tungsten ribbon lamps for the calibration of radiation thermometers	2004	11/3
R 49-1	冷温水水道メーター 第1部：計量及び技術要求事項 Water meters intended for the metering of cold potable water and hot water Part 1: Metrological and technical requirements	2013	8/5
R 49-2	冷温水水道メーター 第2部：試験方法 Water meters intended for the metering of cold potable water and hot water Part 2: Test methods	2013	8/5
R 49-3	冷温水水道メーター 第3部：試験報告書の様式 Water meters intended for the metering of cold potable water and hot water Part 3: Test report format	2013	8/5
R 50-1	連続式積算自動はかり（ベルトウエア） 第1部：計量及び技術要求事項 Continuous totalizing automatic weighing instruments (belt weighers) Part 1: Metrological and technical requirements	2014	9/2
R 50-2	連続式積算自動はかり（ベルトウエア） 第2部：試験手順 Continuous totalizing automatic weighing instruments (belt weighers) Part 2: Test procedures	2014	9/2
R 50-3	連続式積算自動はかり（ベルトウエア） 第3部：試験報告書の様式 Continuous totalizing automatic weighing instruments (belt weighers) Part 3: Test report format	2014	9/2
R 51-1	自動捕捉式はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 Automatic catchweighing instruments Part 1: Metrological and technical requirements - Tests	2006	9/2
R 51-1 正誤表	自動捕捉式はかり 第1部：計量技術要求事項－試験に対する正誤表 Erratum (2010.08.09) to OIML R 51-1:2006 Automatic catchweighing instruments Part 1: Metrological and technical requirements - Tests	2010	9/2
R 51-2	自動捕捉式はかり 第2部：試験報告書の様式 Automatic catchweighing instruments Part 2: Test report format	2006	9/2
R 52	六中角柱分銅－計量及び技術要求事項 Hexagonal weights - Metrological and technical requirements	2004	9/3
R 53	圧力の測定に使用する弾性受圧素子の計量特性：決定方法 Metrological characteristics of elastic sensing elements used for measurement of pressure: Determination methods	1982	10/2
R 54	水溶液のpH目盛 pH scale for aqueous solutions	1981	17/3
R 55	自動車用スピードメーター、機械式オドメーター及びビクロノタコグラフ：計量規定 Speedometers, mechanical odometers and chronotachographs for motor vehicles: Metrological regulations	1981	7/4
R 56	電解液の導電率を再現する標準溶液 Standard solutions reproducing the conductivity of electrolytes	1981	17/4
R 58	騒音計 Sound level meters	1998	13
R 59	穀物及び油脂種子の水分計 Moisture meters for cereal grains and oilseeds	2016	17/1
R 60-1	ロードセルの計量規定 第1部：計量及び技術要求事項 Metrological regulation for load cells Part 1: Metrological and technical requirements	2017	9

番号	表 題	発行年	TC/SC
R 60-2	ロードセルの計量規定 第2部：計量管理及び性能試験 Metrological regulation for load cells Part 2: Metrological controls and performance tests	2017	9
R 60-3	ロードセルの計量規定 第3部：報告書の様式 Metrological regulation for load cells Part 3: Test report format	2017	9
R 60-4	ロードセルの計量規定 附属書 Metrological regulation for load cells Annexes	2017	9
R 61-1	充てん用自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 Automatic gravimetric filling instruments Part 1: Metrological and technical requirements – Tests	2004	9/2
R 61-2	充てん用自動はかり 第2部：試験手順 Automatic gravimetric filling instruments Part 2: Test procedures	2017	9/2
R 61-3	充てん用自動はかり 第3部：試験報告書の様式 Automatic gravimetric filling instruments Part 3: Test report format	2017	9/2
R 63	石油計量表 Petroleum measurement tables	1994	8
R 65	単軸材料試験機の力計測システム Force measuring system of uniaxial material testing machines	2006	10/4
R 66	長さ測定器 Length measuring instruments	1985	7/1
R 68	導電率セルの校正方法 Calibration method for conductivity cells	1985	17/4
R 69	動粘度測定用ガラス細管粘度計：検定方法 Glass capillary viscometers for the measurement of kinematic viscosity: Verification method	1985	17/5
R 71	定置型貯蔵タンク：一般要求事項 Fixed storage tanks: General requirements	2008	8/1
R 75-1	積算熱量計 第1部：一般要求事項 Heat meters Part 1: General requirements	2002	11
R 75-2	積算熱量計 第2部：型式承認試験 Heat meters Part 2: Type approval tests	2002	11
R 75-3	積算熱量計 第3部：試験報告書の様式 Heat meters Part 3: Test Report Format	2006	11
R 76-1	非自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 Non-automatic weighing instruments Part 1: Metrological and technical requirements – Tests	2006	9/1
R 76-2	非自動はかり 第2部：試験報告書の様式 Non-automatic weighing instruments Part 2: Test report format	2007	9/1
R 78	赤血球の沈降速度測定用ウェスタグレン管 Westergren tubes for measurement of erythrocyte sedimentation rate	1989	18/5
R 79	包装商品のラベル表記に関する要求事項 Labeling requirements for prepackages	2015	6
R 80-1	尺付きタンクローリー及びタンク貸車 第1部：計量及び技術要求事項 Road and rail tankers with level gauging Part 1: Metrological and technical requirements	2009	8/1
R 80-2	尺付きタンクローリー及びタンク貸車 第2部：計量管理及び試験 Road and rail tankers with level gauging Part 2: Metrological controls and tests	2017	8/1
R 80-3	尺付きタンクローリー及びタンク貸車 第3部：型式評価のための報告書様式 Road and rail tankers with level gauging Part 3: Report format for type evaluation	2017	8/1

番号	表 題	発行年	TC/SC
R 81	低温液体用体積計と計量システム Dynamic measuring devices and systems for cryogenic liquids	1998	8/6
R 81-D	低温液体用体積計と計量システム 付属書 D : 試験報告書の様式 Dynamic measuring devices and systems for cryogenic liquids - Annex D: Test Report Format	2006	8/6
R 82	殺虫剤及び有毒物質による汚染測定のためのガスクロマトグラフ・システム Gas chromatographic systems for the measuring the pollution from pesticides and other toxic substances	2006	16/3
R 83	水中の有機汚染物質分析用ガスクロマトグラフ/質量分析計システム Gas chromatograph/mass spectrometer systems for analysis of organic pollutants in water	2006	16/2
R 84	白金、銅又はニッケル抵抗温度計 (工業及び商業用) Platinum, copper, and nickel resistance thermometers (for industrial and commercial use)	2003	11/1
R 85-1&2	定置型貯蔵タンクの液面測定用自動液面計 第1部:計量及び技術要求事項、第2部:計量管理及び性能試験 Automatic level gauges for measuring the level of liquid in stationary storage tanks Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Metrological control and tests	2008	8/1
R85-3	定置型貯蔵タンクの液面測定用自動液面計 第3部:型式評価のための報告書様式 Automatic level gauges for measuring the level of liquid in stationary storage tanks Part 3: Report Format for type evaluation	2008	8/1
R 87	包装商品の内容量 Quantity of product in prepackages	2016	6
R 88	積分平均形騒音計 Integrating-averaging sound level meters	1998	13
R 89	脳波計—計量特性—検定のための方法と装置 Electroencephalographs - Metrological characteristics - Methods and equipment for verification	1990	18/4
R 90	心電計—計量特性—検定のための方法と装置 Electrocardiographs - Metrological characteristics - Methods and equipment for verification	1990	18/4
R 91	自動車の速度測定用レーダー装置 Radar equipment for the measurement of the speed of vehicles	1990	7/4
R 92	木材用水分計—検定方法と装置:一般規定 Wood-moisture meters - Verification methods and equipment: general provisions	1989	17/1
R 93	レンズメーター Focimeters	1999	14
R 95	タンカー:一般要求事項 Ships' tanks - General requirements	1990	8/1
R 97	気圧計 Barometers	1990	10/3
R 98	高精度線度器 High-precision line measures of length	1991	7/1
R 99-1&2	自動車排ガスの測定器 第1部:計量及び技術要求事項、第2部:計量管理及び性能試験 Instruments for measuring vehicle exhaust emissions Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Metrological controls and performance tests	2008	16/1

番号	表 題	発行年	TC/SC
R 99-3	自動車排ガスの測定器 第3部：報告書様式 Instruments for measuring vehicle exhaust emissions Part 3: Report Format	2008	16/1
R 100-1	水中の金属汚染物質測定用原子吸光光度計 第1部：計量及び技術要求事項 Atomic absorption spectrometers for measuring metal pollutants in water Part 1: Metrological and technical requirements	2013	16/2
R 100-2	水中の金属汚染物質測定用原子吸光光度計 第2部：試験手順 Atomic absorption spectrometers for measuring metal pollutants in water Part 2: Test procedures	2013	16/2
R 100-3	水中の金属汚染物質測定用原子吸光光度計 第3部：試験報告書の様式 Atomic absorption spectrometers for measuring metal pollutants in water Part 3: Test report format	2013	16/2
R 101	弾性受圧素子による指示式及び自記式圧力計、真空計、連成計（普通計器） Indicating and recording pressure gauges, vacuum gauges and pressure-vacuum gauges with elastic sensing elements (ordinary instruments)	1991	10/2
R 102	音響校正器（付属書Aを含む） Sound calibrators (including Annex A)	1992	13
R102-B&C	音響校正器—付属書B及びC：型式評価のための試験方法と試験報告書の様式 Sound calibrators - Annexes B and C: Test methods for pattern evaluation and Test report format	1995	13
R 103	振動への人体の反応に関する測定装置 Measuring instrumentation for human response to vibration	1992	13
R 104	純音オーディオメータ（付属書A～Eを含む） Pure-tone audiometers (including Annexes A to E)	1993	13
R 104-F	純音オーディオメータ 付属書F：試験報告書の様式 Pure-tone audiometers - Annex F: Test report format	1997	13
R 106-1	貨車用自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項—試験 Automatic rail-weighbridges Part 1: Metrological and technical requirements – Tests	2011	9/2
R 106-2	貨車用自動はかり 第2部：試験報告書の様式 Automatic rail-weighbridges Part 2: Test report format	2012	9/2
R 107-1	不連続式積算自動はかり（積算式ホッパー） 第1部：計量及び技術要求事項—試験 Discontinuous totalizing automatic weighing instruments (totalizing hopper weighers) Part 1: Metrological and technical requirements - Tests	2007	9/2
R 107-2	不連続式積算自動はかり（積算式ホッパー） 第2部：試験報告書の様式 Discontinuous totalizing automatic weighing instruments (totalizing hopper weighers) Part 2: Test report format	2007	9/2
R 108	果汁の糖分測定用屈折計 Refractometers for the measurement of the sugar content of fruit juices	1993	17/2
R 109	弾性受圧素子による圧力計及び真空計（標準計器） Pressure gauges and vacuum gauges with elastic sensing elements (standard instruments)	1993	10/2
R 110	重錘型圧力天びん Pressure balances	1994	10/1
R 111-1	精度等級 E ₁ 、E ₂ 、F ₁ 、F ₂ 、M ₁ 、M ₁₋₂ 、M ₂ 、M ₂₋₃ 及び M ₃ の分銅 第1部：計量及び技術要求事項 Weights of classes E ₁ , E ₂ , F ₁ , F ₂ , M ₁ , M ₁₋₂ , M ₂ , M ₂₋₃ and M ₃ Part 1: Metrological and technical requirements	2004	9/3

番号	表 題	発行年	TC/SC
R 111-2	精度等級 E ₁ 、E ₂ 、F ₁ 、F ₂ 、M ₁ 、M ₁₋₂ 、M ₂ 、M ₂₋₃ 及び M ₃ の分銅 第 2 部 : 試験報告書の様式 Weights of classes E ₁ , E ₂ , F ₁ , F ₂ , M ₁ , M ₁₋₂ , M ₂ , M ₂₋₃ and M ₃ Part 2: Test report format	2004	9/3
R 112	殺虫剤及び有害物質測定用高性能液体クロマトグラフ High performance liquid chromatographs for measurement of pesticides and other toxic substances	1994	16/3
R 113	有害化学汚染物質の現場測定用可搬式ガスクロマトグラフ Portable gas chromatographs for field measurements of hazardous chemical pollutants	1994	16/4
R 114	連続測定用電子体温計 Clinical electrical thermometers for continuous measurement	1995	18/2
R 115	最高温度保持機能付電子体温計 Clinical electrical thermometers with maximum device	1995	18/2
R 116	水中の金属汚染物質測定に用いる誘導結合プラズマ原子発光分光分析計 Inductively coupled plasma atomic emission spectrometers for the measurement of metal pollutants in water	2006	16/2
R 117-1	水以外の液体用動的計量システム 第 1 部 : 計量技術要求事項 Dynamic measuring systems for liquids other than water Part 1: Metrological and technical requirements	2007	8/3
R 117-2	水以外の液体用動的計量システム 第 2 部 : 計量管理及び性能試験 Dynamic measuring systems for liquids other than water Part 2: Metrological controls and performance tests	2014	8/3
R 117-3	水以外の液体用動的計量システム 第 3 部 : 試験報告書の様式 Dynamic measuring systems for liquids other than water Part 3: Test report format	2014	8/3
R 119	水以外の液体用計量システムを試験するための基準体積管 Pipe provers for testing of measuring systems for liquids other than water	1996	8
R 120	水以外の液体用基準タンクの性能及び計量システムの試験方法 Standard capacity measures for testing measuring systems for liquids other than water	2010	8
R 122	語音オーディオメータ Equipment for speech audiometry	1996	13
R 122-C	語音オーディオメータ 付属書 C : 試験報告書の様式 Equipment for speech audiometry - Annex C: Test report format	1999	13
R 123	有害元素を含む汚染物質の現場測定用携帯及び可搬式蛍光 X 線分析装置 Portable and transportable X-ray fluorescence spectrometers for field measurement of hazardous elemental pollutants	1997	16/4
R 124	ぶどう酒の糖分測定用屈折計 Refractometers for the measurement of the sugar content of grape musts	1997	17/2
R 125	タンク中の液体質量用計量システム Measuring systems for the mass of liquids in tanks	1998	8/1
R 126	証拠用呼気分析計 Evidential breath analyzers	2012	17/7
R 127	材料及び製品の電離放射線加工処理に用いるラジオクロミック・フィルム 線量計測システム Radiochromic film dosimetry system for ionizing radiation processing of materials and products	1999	15/2
R 128	脚力測定器 Ergometers for foot crank work	2000	18

番号	表 題	発行年	TC/SC
R 129	荷物の多次元寸法システム Multi-dimensional measuring instruments	2000	7/5
R 130	オクターブ及び1/3オクターブ・バンドフィルター Octave-band and one-third-octave-band filters	2001	13
R 131	材料及び製品の電離放射線加工処理に用いる PMMA 線量計システム Polymethylmethacrylate (PMMA) dosimetry systems for ionizing radiation processing of materials and products	2001	15/2
R 132	材料及び製品の電離放射線加工処理に用いるアラニン EPR 線量計システム Alanine EPR dosimetry systems for ionizing radiation processing of materials and products	2001	15/2
R 133	ガラス製温度計 Liquid-in-glass thermometers	2002	11/2
R 134-1	走行自動車及び軸荷重の自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項―試験 Automatic instruments for weighing road vehicles in motion and measuring axle loads Part 1: Metrological and technical requirements Tests	2006	9/2
R 134-2	走行自動車及び軸荷重の自動はかり 第2部：試験報告書の様式 Automatic instruments for weighing road vehicles in motion and measuring axle loads Part 2: Test report format	2009	9/2
R 135	医学研究用分光光度計 Spectrophotometers for medical laboratories	2004	18/5
R 136-1	皮革面積計 Instruments for measuring the areas of leathers	2004	7/3
R 136-2	皮革面積計 第2部：試験報告書の様式 Instruments for measuring the areas of leathers Part 2: Test Report Format	2006	7/3
R137-1&2	ガスマーター 第1部：計量技術要求事項 第2部：計量管理及び性能試験 Gas Meters Part 1: Metrological and technical requirements Part 2: Metrological controls and performance tests	2012	8/7
R137-1&2 修正	修正：ガスマーター 第1部：計量技術要求事項 第2部：計量管理及び性能試験 Amendment: Gas Meters Part 1: Metrological and technical requirements and Part 2: Metrological controls and performance tests	2014	8/7
R137-3	ガスマーター 第3部：試験報告書の様式 Gas meters Part 3: Test report format	2014	8/7
R 138	商取引に使用される体積容器 Vessels for commercial transactions	2007	8
R138 修正	修正：商取引に使用される体積容器 Amendment: Vessels for commercial transactions	2009	8
R 139-1	自動車用圧縮ガス燃料の計量システム 第1部：計量及び技術要求事項 Compressed gaseous fuels measuring systems for vehicles Part 1: Metrological and technical requirements	2014	8/7
R 139-2	自動車用圧縮ガス燃料の計量システム 第2部：計量管理及び性能試験 Compressed gaseous fuels measuring systems for vehicles Part 2: Metrological controls and performance tests	2014	8/7
R 139-3	自動車用圧縮ガス燃料の計量システム 第3部：試験報告書の様式 Compressed gaseous fuels measuring systems for vehicles Part 3: Test report format	2015	8/7
R 140	ガス燃料の計量システム Measuring systems for gaseous fuel	2007	8/7

番号	表 題	発行年	TC/SC
R141	熱画像装置の主要特性の校正及び検定手順 Procedure for calibration and verification of the main characteristics of thermographic instruments	2008	11/3
R142	自動糖度計：検定の方法及び手段 Automated refractometers: Methods and means of verification	2008	17/2
R143	定置型連続式二酸化硫黄測定器 Instruments for the continuous measurement of SO ₂ in stationary source emissions	2009	16/1
R144-1	定置型連続式一酸化炭素・窒素酸化物測定器 第1部：計量及び技術要求事項 Instruments for the continuous measurement of CO and NO _x in stationary source emissions Part 1: Metrological and technical requirements	2013	16/1
R144-2	定置型連続式一酸化炭素・窒素酸化物測定器 第2部：計量及び性能試験 Instruments for the continuous measurement of CO and NO _x in stationary source emissions Part 2: Metrological and performance tests	2013	16/1
R144-3	定置型連続式一酸化炭素・窒素酸化物測定器 第3部：試験報告書の様式 Instruments for the continuous measurement of CO and NO _x in stationary source emissions Part 3: Test report format	2013	16/1
R145-1	眼科医療器具－圧入及び圧平式眼圧計 第1部：計量及び技術要求事項 Ophthalmic instruments - Impression and applanation tonometers Part 1: Metrological and technical requirements	2015	18
R145-2	眼科医療器具－圧入及び圧平式眼圧計 第2部：試験手順 Ophthalmic instruments - Impression and applanation tonometers Part 2: Test procedures	2015	18
R145-3	眼科医療器具－圧入及び圧平式眼圧計 第3部：試験報告書の様式 Ophthalmic instruments - Impression and applanation tonometers. Part 3: Test report format	2015	18
R146	穀物及び油脂種子の蛋白質計 Protein measuring instruments for cereal grains and oilseeds	2016	17/8
R147	－50℃から2500℃までの温度範囲の黒体放射源 Standard blackbody radiator for the temperature range from -50 °C to 2500 °C	2016	11/3

国際文書 (International Documents) 一覧

番号	表 題	発行年	TC/SC
D 1	計量法に関する考察 Considerations for a law on metrology	2012	3
D 2	法定計量単位 Legal units of measurement	2007	2
D 3	計量器の法定要求事項 Legal qualification of measuring instruments	1979	3
D 5	計量器の階級図式制定のための原則 Principles for the establishment of hierarchy schemes for measuring instruments	1982	4
D 8	標準器の選択、承認、使用、管理及び文書化に関する原則 Measurement standards. Choice, recognition, use, conservation and documentation	2004	4
D 9	計量取締の原則 Principles of metrological supervision	2004	3/2
D 10 ILAC-G24	試験所で用いられる計量装置の再校正周期決定のための指針 Guidelines for the determination of recalibration intervals of measuring equipment used in testing laboratories	2007	4
D 11	計量器に対する一般要求事項－環境要件 General requirements for measuring instruments - Environmental conditions	2013	5/1
D 12	検定対象計量器の使用分野 Fields of use of measuring instruments subject to verification	1986	3/2
D 13	検査結果、型式承認及び検定の承認に関する二国間又は多国間協定のための指針 Guidelines for bi- or multilateral arrangements on the recognition of : test results - pattern approvals - verifications	1986	3/1
D 14	法定計量従事者の養成、資格及び訓練プログラム Training and qualification of legal metrology personnel	2004	BIML
D 16	法定計量管理の確保の原則 Principles of assurance of metrological control	2011	3/2
D 17	液体の粘度測定器の階級図式 Hierarchy scheme for instruments measuring the viscosity of liquids	1987	17/5
D 18	国家法定計量機関による計量管理のための認証標準物質使用に関する一般原則 The use of certified reference materials in fields covered by metrological control exercised by national services of legal metrology. Basic principles	2008	3/3
D 19	型式評価と型式承認 Pattern evaluation and pattern approval	1988	3/1

番号	表 題	発行年	TC/SC
D 20	計量器の当初・後続検定及び手順 Initial and subsequent verification of measuring instruments and processes	1988	3/1
D 21	放射線治療に用いられる線量計の校正のための二次標準線量測定実験室 Secondary standard dosimetry laboratories for the calibration of dosimeters used in radiotherapy	1990	15/1
D 22	有害廃棄物より発生する大気汚染物質評価のための携帯用測定器に関する指針 Guide to portable instruments for assessing airborne pollutants arising from hazardous wastes	1991	16/4
D 23	検定用設備の法定計量管理の原則 Principles for metrological control of equipment used for verification	1993	4
D 24	全放射温度計 Total radiation pyrometers	1996	11/3
D 25	流体の計量装置に用いる渦式メーター Vortex meters used in measuring systems for fluids	2010	8
D 26	ガラス製抽出用メジャー：自動ピペット Glass delivery measures - Automatic pipettes	2010	8
D 27	製造事業者の品質管理システムを活用した計量器の初期検定 Initial verification of measuring instruments using the manufacturer's quality management system	2001	3/1
D 28	空気中での質量の測定に関する協定値（R33の改訂） Conventional value of the result of weighing in air (Revision of R 33)	2004	9/3
D29	ISO/IEC ガイド 65 を計量器認証機関の評価に適用するための指針 Guide for the application of ISO/IEC Guide 65 to assessment of measuring instrument certification bodies in legal metrology	2008	3/5
D30	ISO/IEC 17025 を法定計量に関わる試験機関の評価に適用するための指針 Guide for the application of ISO/IEC 17025 to the assessment of Testing Laboratories involved in legal metrology	2008	3/5
D31	ソフトウェア制御計量器のための一般要件 General requirements for software controlled measuring instruments	2008	5/2

基本文書 (Basic Publications) 一覧

番号	表 題	発行年	TC/SC
B1	OIML 条約 OIML Convention	1955 (1968 改正)	BIML
B3 (廃止された)	計量器の OIML 型式承認のための OIML 基本証明書制度 OIML Basic Certificate System for OIML Type Evaluation of Measuring Instruments	2011	3/5
B6-1	OIML 技術作業指針 第1部: OIML 刊行物作成のための機構及び手続き Directives for OIML technical work Part 1: Structures and procedures for the development of OIML publications	2017 to be published	BIML
B6-2	OIML 技術作業指針 第2部: OIML 刊行物の起草及び提示のための手引き Directives for OIML technical work Part 2: Guide to the drafting and presentation of OIML publications	2012	BIML
B7	職員規定 Staff Regulations	2013	BIML
B8	財務規定 OIML Financial Regulations	2012	BIML
B10 (廃止された)	型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み(2012 年発行の修正文書を反映し た 2011 年版) Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML Type Evaluations (Edition 2011 € including changes in the 2012 Amendment)	2011 (2013 改正)	3/5
B11	OIML 刊行物の翻訳・使用・販売に関する規則 Rules governing the translation, copyright and distribution of OIML Publications	2007	BIML
B12	OIML と他機関の連携に関する基本文書 Policy paper on liaisons between the OIML and other bodies	2004	BIML
B13	BIML 局長及び副局長の選任手続 Procedure for the appointment of the BIML Director and Assistant Directors	2004	BIML
B14	CIML 委員長及び副委員長の選挙手続 Procedure for the election of the CIML President and Vice-Presidents	2013	BIML
B15	OIML 戦略 OIML Strategy	2011	BIML
B16	運営委員会に関する取決め Terms of reference for the Presidential Council	2011	BIML
B17	OIML 集会に参加する CIML 名誉委員及び招待客の旅費の償還に関す る方針と規則 Policies and rules for the reimbursement of travel expenses incurred by CIML Members of Honor and invited guests in attending OIML events	2012	BIML
B18	OIML 証明書制度の枠組み(OIML-CS) Framework for the OIML Certification System (OIML-CS)	2017	BIML
B19	計量制度の整備途上にある国及び経済圏 (CEEMS) に関する諮問部会に 対する付託条項 Terms of Reference for the Advisory Group on matters concerning Countries and Economies with Emerging Metrology Systems (CEEMS)	2017	CEEMS 諮問部会

技術委員会 (TC及びSC) の幹事国、日本の参加資格一覧

TC/SC	名称	英語名称	幹事国	資格*	所管出版物
TC1	用語	Terminology	ポーランド	P	V1
					V2-200
					V2-200 正誤表
TC2	計量単位	Units of measurement	オーストリア	P	D2
TC3	計量規則	Metrological control	アメリカ	P	R34
					R42
					D1
					D3
SC1	型式承認及び検定	Pattern Approval and verification	アメリカ	P	D13
					D19
					D20
					D27
SC2	計量取締り	Metrological supervision	チェコ	P	D9
					D12
					D16
SC3	標準物質	Reference materials	ロシア	P	D18
SC4	統計的方法の適用	Application of statistical methods	ドイツ	P	
SC5	適合性評価(証明書制度)	Conformity assessment	アメリカ、 BIML	P	D29
					D30
SC6	型式適合性(CTT)	Conformity to type	ニュージーランド	P	—
TC4	標準器, 校正及び検定装置	Measurement standards and calibration and verification devices	スロバキア	P	D5
					D8
					D10
					D23
TC5	計量器に関する一般要求事項	General requirements for measuring instruments	—	P	—
SC1	環境条件	Environmental conditions	オランダ	P	D11
SC2	ソフトウェア	Software	ドイツ	P	D31
TC6	包装商品	Prepackaged products	南アフリカ	P	R79
					R87
TC7	長さ関連量の計量器	Measuring instruments for length and associated quantities	イギリス	P	R35-1
					R35-2
					R35-3
SC1	長さ計	Measuring instruments for length	ロシア	P	R24
					R66
					R98
SC3	面積の測定	Measurement of areas	イギリス	P	R136-1
					R136-2
SC4	道路運送車両計量器	Measuring instruments for road traffic	アメリカ	P	R21
					R55
					R91

TC/SC	名称	英語名称	幹事国	資格*	所管出版物
TC7 SC5	形状測定器	Dimensional measuring instruments	オーストラリア	P	R129
TC8	流体量の測定	Measurement of quantities of fluids	日本	P	R40
					R41
					R43
					R63
					R119
					R120
					R138
					R138修正
					D25
					D26
SC1	静的体積・質量測定	Static volume and mass measurement	アメリカ、 オランダ	P	R71
					R80-1&2&3
					R85-1&2&3
					R95
					R125
SC3	水以外の液体の動的体積・質量測定	Dynamic volume and mass measurement (liquids other than water)	ドイツ、 アメリカ	P	R117-1&2&3
SC5	水道メーター	Water meters	イギリス アメリカ	P O	R49-1&2&3
SC6	低温液体の計量	Measurement of cryogenic liquids			R81
					R81-D
SC7	ガスメータリング	Gas metering	オランダ	P	R137-1&2
					R139-1&2&3
					R140
TC9	質量計及び密度計	Instruments for measuring mass and density	アメリカ	P	R60
SC1	非自動はかり	Nonautomatic weighing instruments	フランス、 ドイツ	P	R76-1
					R76-2
SC2	自動はかり	Automatic weighing instruments	イギリス	P	R50-1&2
					R51-1&2
					R51-1 正誤表
					R61-1&2
					R106-1&2
					R107-1&2
					R134-1&2
SC3	分銅	Weights	ドイツ	P	R47
					R52
					R111-1&2
					D28

TC/SC	名称	英語名称	幹事国	資格*	所管出版物
TC9 SC4	密度計	Densities	ロシア	P	R15
					R22
					R44
TC10	圧力、力及び関連量の計量器	Instruments for measuring pressure, force and associated quantities	アメリカ	P	R23
SC1	重錘型圧力天びん	Pressure balances	チェコ	P	R110
SC2	弾性感圧素子圧力計	Pressure gauges with elastic sensing elements	ロシア	P	R53
					R101
					R109
SC3	気圧計	Barometers	中国	P	R97
SC4	材料試験機	Material testing machines	アメリカ	O	R65
TC11	温度及び関連量の計量器	Instruments for measuring temperature and associated quantities	-	P	R75-1&2&3
SC1	抵抗温度計	Resistance thermometers	ロシア	O	R84
SC2	接触温度計	Contact thermometers	アメリカ	P	R133
SC3	放射温度計	Radiation thermometers	ロシア	P	R18
					R48
					R141
					R147
					D24
TC12	電気量の計量器	Instruments for measuring electrical quantities	オーストラリア	P	R46
TC13	音響及び振動の計量器	Measuring instruments for acoustics and vibration	-	P	R58
					R88
					R102
					R102-B&C
					R103
					R104
					R104-F
					R122
					R122-C
R130					
TC14	光関連量の計量器	Measuring instruments used for optics	ハンガリー	O	R93
TC15	電離放射線の計量器	Measuring instruments for ionizing radiations	ロシア	P	-
SC1	医療用電離放射線の計量器	Measuring instruments for ionizing radiations used in medical applications	ロシア	O	D21
SC2	工業用電離放射線の計量器	Measuring instruments for ionizing radiations used in industrial processes	アメリカ	O	R127
					R131
					R132
TC16	汚染度計量器	Instruments for measuring pollutants	アメリカ	P	-
SC1	大気汚染	Air pollution	オランダ	P	R99-1&2&3
					R143
					R144
SC2	水質汚染	Water pollution	アメリカ	P	R83
					R100
					R116

TC/SC	名称	英語名称	幹事国	資格*	所管出版物
TC16 SC3	殺虫剤及び有毒汚染物質	Pesticides and other pollutant toxic substances	アメリカ	O	R82
					R112
SC4	有害性汚染物質の環境計測	Field measurements of hazardous (toxic) pollutants	アメリカ	O	R113
					R123
					D22
TC17	物理化学測定器	Instruments for physico-chemical measurements	ロシア	O	—
SC1	水分計	Humidity	中国、アメリカ	P	R59
					R92
SC2	糖度計	Saccharimetry	ロシア	O	R14
					R108
					R124
					R142
SC3	pH計	pH-metry	ロシア	P	R54
SC4	導電率の測定	Conductometry	ロシア	O	R56
					R68
SC5	粘度の測定	Viscosimetry	ロシア	O	R69
					D17
SC6	ガス分析計	Gas analysis	ロシア	O	—
SC7	呼気試験機	Breath testers	フランス、ドイツ	P	R126
SC8	農産物の品質分析機器	Instruments for quality analysis of agricultural products	オーストラリア	P	R146
TC18	医療用計量器	Medical measuring instruments	ドイツ	P	R128
					R145
SC1	血圧計	Blood pressure instruments	中国	P	R16-1&2
SC2	体温計	Medical thermometers	—	P	R7
					R114
					R115
SC4	医療用電子計量器	Bio-electrical instruments	ロシア	O	R89
					R90
SC5	医学研究用計測器	Measuring instruments for medical laboratories	ドイツ	O	R26
					R78
					R135

*OIMLの技術委員会(TC/SC)への日本の参加資格

技術委員会（TC 及び SC）及び BIML が所管している刊行物及び審議状況

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
TC1	V1：国際法定計量用語集（VIML）（仏語-英語）	2013	
	V2：国際計量基本用語集（VIM）第3版（仏語-英語）（2010年版の微修正）	2010	
TC2	D2：法定計量単位	2007	
TC3	R34：計量器の精度等級	1979	
	R42：検定官用金属証印	1981	
	D1：計量法に関する考察	2012	
	D3：計量器の法定要求事項	1979	
TC3/SC1	D13：検査結果、型式承認及び検定の承認に関する二国間又は多国間協定のための指針	1986	
	D19：型式評価と型式承認	1988	
	D20：計量器の当初・後続検定及び手順	1988	
	D27：製造事業者の品質管理システムを活用した計量器の初期検定	2001	
TC3/SC2	D9：計量取締の原則	2004	
	D12：検定対象計量器の使用分野	1986	
	D16：計量管理の確保の原則	2011	
TC3/SC3	D18：国家法定計量機関による計量管理のための認証標準物質使用に関する一般原則	2008	
TC3/SC4	G20：抜き取り検査法に基づく使用中のユーティリティメーターの調査	2017	
TC3/SC5	D29：ISO/IEC ガイド 65 を計量器認証機関の評価に適用するための指針	2008	(2CD)
	D30：ISO/IEC 17025 を法定計量に関わる試験機関の評価に適用するための指針	2008	
	G19：法定計量での適合性評価における測定の不確かさの役割	2017	
	新規 D：ISO/IEC 17065 を法定計量における計量器認証機関の評価に適用するための指針	2011	
	B3：計量器の OIML 型式承認のための OIML 基本証明書制度	2011	
B10：型式評価国際相互受入れ取決めの枠組み			
TC4	D5：計量器の階級図式制定のための原則	1982	(1CD)
	D8：標準器の選択、承認、使用、管理及び文書化に関する原則	2004	

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
	D10：試験所で用いられる計量装置の再校正周期決定のための指針 D23：検定用設備の法定計量管理の原則	2007 1993	(3WD)
TC5/SC1	D11：電子計量器の一般要求事項	2013	
TC5/SC2	D31：ソフトウェア制御計量器のための一般要件	2008	(1CD)
TC6	R79：包装商品のラベル表記に関する要求事項 R87：包装商品の内容量 G21：包装商品認証システムに対するシステム要件を定義するためのガイド	2015 2016 2017	
TC7	R35-1：一般使用のための長さの実量器 第1部：計量及び技術要求事項 R35-2：一般使用のための長さの実量器 第2部：試験方法 R35-3：一般使用のための長さの実量器 第3部：試験報告書の様式	2007 2011 2011	
TC7/SC1	R24：検定官用メートル基準直尺 R66：長さ測定器 R98：高精度線度器	1975 1985 1991	(WD)
TC7/SC3	R136-1：皮革面積計 R136-2：皮革面積計 第2部：試験報告書の様式	2004 2006	
TC7/SC4	R21：タクシメーター 計量及び技術要求事項、試験手順及び試験報告書の様式 R55：自動車用スピードメーター，機械式オドメーター，及びクロノタコグラフ：計量規定 R91：自動車の速度測定用レーダー装置	2007 1981 1990	
TC7/SC5	R129：荷物の多次元寸法システム	2000	(2CD)
TC8	R40：検定官用目盛付き基準メスピペット R41：検定官用基準ビュレット R43：検定官用目盛付きガラス製基準フラスコ R63：石油計量表 R119：水以外の液体用計量システムを試験するための基準体積管 R120：水以外の液体用基準タンクの性能及び計量システムの試験方法 R138：商取引に使用される体積容器 R138 修正文書：商取引に使用される体積容器（修正条項2009）	1981 1981 1981 1994 1996 2010 2007 2009	
TC8/SC1	R71：定置型貯蔵タンク：一般要求事項 R80-1：タンクローリー 第1部：計量及び技術要求事項	2008 2009	(1CD)

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
	R80-2 : タンクローリー 第2部 : 計量管理及び性能試験 R80-3 : タンクローリー 第3部 : 報告書の様式	2017 2017	
TC8/SC1	R85-1&2 : 定置型貯蔵タンクの液面測定用自動液面計 第1部 : 計量 及び技術要求事項、第2部 : 計量管理及び性能試験 R85-3 定置型貯蔵タンクの液面測定用自動液面計 第3部 : 型式評価 のための報告書様式 R95 : タンカー : 一般技術要求事項 R125 : タンク中の液体質量用計量システム	2008 2008 1990 1998	(1CD)
TC8/SC3	R117-1 : 水以外の液体用動的計量システム 第1部 : 計量及び技術 要求事項 R117-2 「水以外の液体用動的計量システム 第2部 : 計量管理及び 性能試験」 R117-3 「水以外の液体用動的計量システム 第3部 : 試験報告書の 様式」	2007 2014 2014	(1CD) (1CD) (1CD)
TC8/SC5	R49-1 : 冷温水用水道メーター 第1部 : 計量及び技術要求事項 R49-2 : 冷温水用水道メーター 第2部 : 試験方法 R49-3 : 冷温水用水道メーター 第3部 : 試験報告書の様式	2013 2013 2013	
TC8/SC6	R81 : 低温液体用体積計と計量システム R81-D : 低温液体用体積計と計量システム 付属書D : 試験報告書の 様式	1998 2006	(1CD)
TC8/SC7	R137-1&2 「ガスメーター 第1部 : 計量技術要求事項、第2部 : 計 量管理及び性能試験」 R139-1 : 自動車用圧縮ガス燃料の計量システム 第1部 : 計量技術 要求事項 R139-2 : 自動車用圧縮ガス燃料の計量システム 第2部 : 計量管理 及び性能試験 R139-3 : 自動車用圧縮ガス燃料の計量システム 第3部 : 試験報告 書の様式 R140 : ガス燃料の計量システム	2012 2014 2015 2015 2007	(2CD) (2CD) (2CD)
TC9	R60-1&2&3 : ロードセルの計量規定 第1部 : 計量・技術要件 ロ ードセルの計量規定 第2部 : 計量管理及び性能試験 第3部 : 試験 報告書の様式、付属書	2017	

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
TC9/SC1	R76-1：非自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 R76-2：非自動はかり 第2部：試験報告書の様式	2006 2007	
TC9/SC2	R50-1：連続式積算自動はかり（ベルトウェア） 第1部：計量及び技術要求事項 R50-2：連続式積算自動はかり（ベルトウェア） 第2部：計量管理及び性能試験 R50-3：連続式積算自動はかり（ベルトウェア） 第3部：試験報告書の様式 新規：湾曲した滑り台を用いた連続式積算自動はかり R51-1：自動捕捉式はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 R51-2：自動捕捉式はかり 第2部：試験報告書の様式 R61-1：充てん用自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 第2部：計量管理及び性能試験 R61-2：充てん用自動はかり 第2部：計量管理及び試験 R61-3：充てん用自動はかり 第3部：試験報告書の様式 R106-1：貨車用自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 R106-2：貨車用自動はかり 第2部：試験報告書の様式 R107-1：不連続式積算自動はかり（積算式ホッパー） 第1部：計量及び技術要求事項－試験 R107-2：不連続式積算自動はかり（積算式ホッパー） 第2部：試験報告書の様式 R134-1：走行自動車及び軸荷重の自動はかり 第1部：計量及び技術要求事項－試験 R134-2：走行自動車及び軸荷重の自動はかり 第2部：試験報告書の様式	2014 2014 2014 2006 2006 2017 2017 2017 2011 2013 2007 2007 2006 2009	(2WD)
TC9/SC3	R47：大ひょう量はかり検査用基準分銅 R52：六中角柱分銅-計量技術要求事項→計量及び技術要求事項 R111-1：精度等級 E ₁ 、E ₂ 、F ₁ 、F ₂ 、M ₁ 、M ₁₋₂ 、M ₂ 、M ₂₋₃ 及びM ₃ の分銅 第1部：計量及び技術要求事項 R111-2：精度等級 E ₁ 、E ₂ 、F ₁ 、F ₂ 、M ₁ 、M ₁₋₂ 、M ₂ 、M ₂₋₃ 及びM ₃ の分銅 第2部：試験報告書の様式 D28：空気中での質量の測定に関する協定値（R33の改訂）	1979 2004 2004 2004 2004	

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
TC9/SC4	R15：穀物の100リットル単位質量の計量器	1974	
	R22：国際アルコール濃度測定表	1975	
	R44：アルコール濃度測定に用いられる濃度計，密度計及び温度計	1985	
TC10	R23：自動車用タイヤ圧力計	1975	
TC10/SC1	R110：重錘型圧力天びん 新規：外部出力が4～20Ma又は10～50mAの圧力伝送器	1994	(4CD)
TC10/SC2	R53：圧力の測定に使用する弾性受圧素子の計量特性：決定方法	1982	(3CD)
	R101：弾性受圧素子による指示式及び自記式圧力計，真空計，連成計（普通計器）	1991	
	R109：弾性受圧素子による圧力計及び真空計（標準計器）	1993	
	新規：弾性感圧素子圧力計		
TC10/SC3	R97：気圧計	1990	
TC10/SC4	R65：単軸材料試験機の力計測システム	2006	
TC11	R75-1：積算熱量計 第1部：一般要求事項	2002	
	R75-2：積算熱量計 第2部：型式承認試験	2002	
	R75-3：積算熱量計 第3部：試験報告書の様式	2006	
TC11/SC1	白金，銅又はニッケル抵抗温度計（工業及び商業用）	2003	
TC11/SC2	R133：ガラス製温度計	2002	
TC11/SC3	R18：線状消失式高温計	1989	
	R48：放射温度計校正用タングステン・リボン標準電球	2004	
	R141：熱画像装置の主要特性の校正及び検定手順	2008	
	D24：全放射温度計	1996	
	放射温度計校正用の黒体放射源：校正及び検定手順	2016	
TC12	R46-1&2：有効電力量計 第1部：計量及び技術要求事項、第2部：計量管理及び性能試験	2012	(1WD)
	R46：有効電力量計 第3部：試験報告書の様式	2013	
TC13	R58：騒音計	1998	
	R88：積分平均形騒音計	1998	
	R102：音響校正器（付属書Aを含む）	1992	
	R102-B&C：音響校正器 付属書B及びC 型式評価のための試験方法と試験報告書の様式	1995	
	R103：振動への人体の反応に関する測定装置	1992	

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
	R104：純音オーディオメータ（付属書 A から E を含む） R104-F：純音オーディオメータ 付属書 F：試験報告書の様式	1993 1997	
TC14	R93：レンズメーター	1999	
TC15/SC1	D21：放射線治療に用いられる線量計の校正のための二次標準線量測定実験室	1990	
TC15/SC2	R127：材料及び製品の電離放射線加工処理に用いるラジオクロミック・フィルム線量計測システム R131：材料及び製品の電離放射線加工処理に用いる PMMA 線量計システム R132：材料及び製品の電離放射線加工処理に用いるアラニン EPR 線量計システム	1999 2001 2001	
TC16/SC1	R99-1&2：自動車排ガスの測定器 第 1 部：計量及び技術要求事項、第 2 部：計量管理及び性能試験 R99-3：自動車排ガスの測定器 第 3 部：報告書様式 R143：定置型連続式二酸化硫黄測定器 R144-1：定置型連続式一酸化炭素・窒素酸化物測定器 第 1 部：計量及び技術要求事項 R144-2：定置型連続式一酸化炭素・窒素酸化物測定器 第 2 部：計量及び性能試験 R144-3：定置型連続式一酸化炭素・窒素酸化物測定器 第 3 部：試験報告書の様式	2008 2008 2009 2013 2013 2013	
TC16/SC2	R83：水中の有機汚染物質分析用ガスクロマトグラフ／質量分析計システム	2006	
TC16/SC2	R100：水中の金属汚染物質測定用原子吸光度計 R116：水中の金属汚染物質測定に用いる誘導結合プラズマ原子発光分光分析計	2013 2006	
TC16/SC3	R82：殺虫剤及び有毒物質による汚染測定のためのガスクロマトグラフ・システム R112：殺虫剤及び有害物質測定用高性能液体クロマトグラフ	2006 1994	
TC16/SC4	R113：有害科学汚染物質の現場測定用可搬式ガスクロマトグラフ R123：有害元素を含む汚染物質の現場測定用携帯及び可搬式蛍光 X 線分析装置	1994 1997	

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
	D22 : 有害廃棄物より発生する大気汚染物質評価のための携帯用測定器に関する指針	1991	
TC17/SC1	R59 : 穀物及び油脂種子の水分計 R92 : 木材用水分計・検定方法と装置 : 一般規定	2016 1989	
TC17/SC2	R14 : ICUMSA 国際糖度目盛に基づいた偏光検糖計 R108 : 果汁の糖分測定用屈折計	1995 1993	
TC17/SC2	R124 : ぶどう酒の糖分測定用屈折計 R142 : 自動糖度計: 検定の方法及び手段	1997 2008	
TC17/SC3	R54 : 水溶液の pH 目盛	1981	(1WD)
TC17/SC4	R56 : 電解液の導電率を再現する標準溶液 R68 : 導電率セルの校正方法 新規 : 導電率の測定結果に対するトレーサビリティ	1981 1985	(WD) (2WD)
TC17/SC5	R69 : 動粘度測定用ガラス細管粘度計 : 検定方法 D17 : 液体の粘度測定器の階級図式	1985 1987	
TC17/SC7	R126-1&2 : 証拠用呼気アルコール分析計 第1部 : 計量及び技術要件 第2部 : 計量管理及び性能試験 R126-3 : 証拠用呼気アルコール分析計 第3部 : 試験報告書の様式	2012	(4CD) (4CD)
TC17/SC8	新規 : 穀物及び油脂種子の蛋白質計	2016	
TC18	R145-1&2&3 : 眼科医療器具—圧入式及び圧平式眼圧計 第1部 : 計量及び技術要求事項 第2部 : 試験手順 第3部 : 試験報告書の様式	2015	
TC18/SC1	R16-1 : 機械式非観血血圧計 R16-2 : 非観血自動血圧計	2002 2002	(1CD) (1WD)
TC18/SC2	R7 : 最高温度保持機能付ガラス製水銀体温計 R114 : 連続測定用電子体温計	1979 1995	
TC18/SC2	R115 : 最高温度保持機能付電子体温計	1995	
TC18/SC4	R89 : 脳波計—計量特性・検定のための方法と装置 R90 : 心電計—計量特性・検定のための方法と装置	1990 1990	
TC18/SC5	R26 : 医療用注射器 R78 : 赤血球の沈降速度測定用ウェスタグレン管 R135 : 医学研究用分光光度計	1978 1989 2004	
BIML	B1 : OIML 条約	1955 1968 改	

TC/SC/ BIML	勧告及び文書名	発行年	審議状況
	B6-1 : OIML 技術作業指針 第1部 : OIML 刊行物作成のための機構及び手続き	2013	
	B6-2 : OIML 技術作業指針 第2部 : OIML 刊行物の起草及び提示のための手引き	2012	
	B7 : 職員規定	2013	
	B8 : 財務規定	2012	
	B11 : OIML 刊行物の翻訳・使用・販売に関する規則	2007	
	B12 : OIML と他機関の連携に関する基本文書	2004	
	B13 : BIML 局長及び副局長の選任手続	2004	
	B14 : CIML 委員長及び副委員長の選挙手続	2013	
	B15 : OIML 戦略	2011	
	B16 : 運営委員会に関する取決め	2011	
	B17 : OIML 集会に参加する CIML 名誉委員及び招待客の旅費の償還に関する方針と規則	2012	
	B18 : OIML 証明書制度の枠組み(OIML-CS)	2017	

Preliminary meeting Agenda

OIML TC 8/SC 7/p7 Projectgroup meeting on revision of OIML R 139

Recommendation titled: "*Compressed gaseous fuel measuring systems for vehicles*"

18 – 20 September 2017 in Delft (The Netherlands)

Day 1 (18th September)

13h00	13h20	Arrival of the PG members, coffee
13h20	14h00	Opening of the meeting
		Appointment of rapporteur
		Roll call of participants
		Approval of draft agenda
		Introduction on topics dealt with
		Inventory on items/clauses to deal with.
14h00	17h15	Discussing comments and deciding on amendments
15h00	15h15	Tea break
17h15	17h30	Summarizing results of day 1 meeting
17h30		End of the meeting for day 1

Day 2 (19th September)

9h00	9h10	Opening and short summary of day 1
9h10	12h30	Discussing comments and deciding on amendments (continued)
10h40	11h00	Coffee break
12h30	13h30	Lunch at VSL
13h30	14h30	Lab visit
14h30	17h15	Discussing comments and deciding on amendments (continued)
15h00	15h15	Tea break
17h15	17h30	Summarizing results of day 2 meeting
17h30		End of the meeting for day 2.

Day 3 (20st September)

9h00	9h10	Opening and short summary of day 3
9h10	12h00	Adoption of resolutions and future actions
10h15	10h30	Coffee break
12h00		End of the meeting for day 3.
12h00		Lunch at VSL

OIML R139改定 国際会議 出席者一覧
(2018年9月18日～20日 於:VSL)

氏名	所属	備考
George Teunisse	Ministry of Economic affairs; AT (蘭)	コンビナー
高辻 利之	産業技術総合研究所	コンビナー
Luis Mussio	BIML	
Marc de Huij	METAS(スイス)	
Rainer Kramer	PTB(独)	
Christophe Brun	LNE(仏)	
Maury Remy	CESAME Exadebit - LNE LADG(仏)	
Clemence Devilliers	Air liquide(仏)	
Stephane Quellien	Cognac Jaugeage(仏)	
寺尾 吉哉	産業技術総合研究所	
川端 尚志	経済産業省	
川原 英彰	経済産業省	
大滝 勉	(株)タツノ	
櫻井 茂	日立オートモティブシステムズメジャメント(株)	
Bohee Song	Korea Gas Safety Corporation(韓国)	
Marc Schmidt	NMi Certin(蘭)	
Harm Tido Petter	VSL(蘭)	
Oliver Bøker	RISE(スウェーデン)	
Ralph Richter	NIST(米)	
Yaco Hattingh	National Regulation for Compulsory Specifications(南アフリカ)	
André Onclin	GECOD	
Indra Te Ronde	ISO, NEN (Dutch standardization org.)	
Max Knipschild	ISO, NEN (Dutch standardization org.)	

MEETING REPORT

OIML TC 8/SC 7/p7 Projectgroup meeting on revision of OIML R 139

Recommendation titled: *“Compressed gaseous fuel measuring systems for vehicles”*

18 – 20 September 2017 in Delft (The Netherlands)

Meeting day 1 (18th September)

1. Opening of the meeting

The meeting at the VSL premises was opened by the project conveners.

A presentation about the VSL organisation was given by Mr. Joost Groen (VSL).

2. Appointment of rapporteur:

Mr. Hattingh was asked to act as the rapporteur which he was willing to accept.

3. Introduction and roll call:

All the participants of the meeting introduced themselves to the rest of the meeting.

Participants of OIML/TC8/SC7/p7 Delft meeting

Family name	First name	Country	contact	main contact	Affiliation
Mussio	Luis	France	BIML		BIML
Takatsuji	Toshiyuki	Japan	JP	Y	NMIJ
Teunisse	George	Netherlands	NL	Y	Ministry of Economic affairs; AT
de Huu	Marc	Switzerland	CH	Y	METAS
Kramer	Rainer	Germany	DE	Y	PTB
Brun	Chistophe	France	FR		LNE
Remy	Maury	France	FR		CESAME Exadebit - LNE LADG
Devilliers	Clemence	France	FR		Air liquide
Quellien	Stephane	France	FR		Cognac Jaugeage
Terao	Yoshiya	Japan	JP		NMIJ
Kawabata	Takashi	Japan	JP		Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
Kawahara	Hideaki	Japan	JP		Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
Otaki	Tsutomu	Japan	JP	observer	Tatsuno cooperation
Sakurai	Shigeru	Japan	JP	observer	Hitachi Automotive Measurement Systems
Song	Bohee	Korea	KR		Korea Gas Safety Corporation
Schmidt	Marc	Netherlands	NL		NMi Certin
Pruysen	Aart	Netherlands	NL	observer	Emerson
Büker	Oliver	Sweden	SE	o-member	RISE
Richter	Ralph	USA	US	Y	NIST
Hattingh	Yaco	South Africa	ZA	Y	National Regulation for Compulsory Specifications
Onclin	André	Liaison	CECOD	observer	CECOD
Te Ronde	Indra	Liaison	ISO	observer	NEN / EMPIR “MetroHyVe”
Knipschild	Max	Liaison	ISO	observer	NEN / EMPIR “MetroHyVe”

4. Approval of agenda:

The agenda was accepted with two additions:

1. A presentation from the co-convenor Mr. Takatsuji with regard to hydrogen metering systems for motor vehicles was added.
2. A request of Mr Richter on a short response of the status of implementation of hydrogen dispensers in the countries of the participants.

The agenda was approved

Both additions were discussed immediately after the approval of the agenda.

Addition 1

Mr. Takatsuji reminded the meeting on the issues to be dealt with following his presentation used during the CIML 2016 meeting, at which the project for revision of R139 was approved.

Addition 2

Mr Richter asked the meeting whether the representatives of each country would like to give an update on the number of installations of compressed gaseous fuel measuring systems for hydrogen in their country.

A representative of each country gave some feedback. The France delegates indicated that such an inventory is available.

Further issue

Mr. Onclin from CECOD had some problems to get access to the documentation on the website.

5. Minutes of the last meeting (Introduction on topics dealt with):

The co-convenor Mr Takatsuji quickly went through the minutes of the previous meeting which after that were accepted.

6. Discussing non-editorial comments and deciding on amendments on1 CD OIML R139

- **Comments 0003 AU: Part 1:4.2.3**

The convenor reflected on the comment that this is an original sub clause from the published R 139 and not amended. Further there is probably no system having dual metering arrangement for one hose.

The limitation to the number of meters in a measuring system was discussed and because the measuring system might have more than one meter with common elements, each meter with the common elements will be seen as a measuring system on its own and therefore it was decided not to change the sub clause.

The possibility of defining the different elements of the measuring system was suggested, however it was decided to leave the issue as subject for future revision if such systems might come on the market.

- **Comment 0004 FR: Part 1:5.2.1**

The comment which concerns the naming of the accuracy classes of the measuring system was discussed. It appears that naming the classes according to the MPE in-service, as in the JP project proposal, is not usual in OIML and using Roman numerals can only be used for absolute MPE classifications. Therefore, it was decided to change the table with regards to the accuracy classes in the manner as was suggested by France and also bring the R139 Recommendation in-line with other Recommendations to limit confusion.

As the result, the accuracy classes numbering in Table 1 is changed to indicate 1.5, 2 and 4 instead of resp. 2, 3 and 5.

- **Comment 0008 DE: Part 1:5.2.2**

A discussion was started on the general statement about the capability of the measuring system to fulfil all the requirements without adjustment, this while adaption to hydrogen would be necessary before performing tests. It was supported that parameters need to be set for hydrogen.

After the discussion it was decided that Part 1 will not be changed and that the comment of 3.4.1 of Part 2 will be discussed and in 3.4.1 of Part 2, clarity will be given.

- **Comment 0009 FR and 0010 AU: Part 1: 5.3.2.2 and 5.3.2.3**

A discussion around MMQ of a measuring system delivering hydrogen started and through the discussions, it became clear that Table 2 would need somewhat more explanation.

The meeting discussed the MMQ as presented in the table.

It was made clear that the MMQ in the table is related to the flow rates achieved by a measuring system and not related to the amount of product delivered during the delivery.

The outcome decision was to keep Table 2 and clause 5.3.2.3.

The required limitation in the uncertainty of measurement while testing, and the properties of available test equipment will limit the value of MMQ to not be less than 1kg.

(A note will be added to explain the difference in philosophy between CFG and Hydrogen approach the note will be suggested in the coming days of the meeting)

To underline its purpose, the title of Table 2 has been amended by adding “not applicable to hydrogen measuring systems”

- **Comment 0011 FR: Part 1: 5.4.1**

It was decided through discussions to use the $\frac{2}{3}$ ratio rather than 0,6 to eliminate confusion in the document because of the fact that there are more than one accuracy classes now in this revised document.

Thus, it was decided to leave the clause as it is.

- **Comment 0012 AU: Part 1: 5.8.1**

It was proposed to include examples of documentation meant by the clause. To clarify the term “Lifetime estimate”, initially a decision was made to include a definition in part 1 also, as clause 3.2.4 of part 2 include proposals for the documentation which could be used for the evaluation.

It was suggested to include examples as suggested into part 2 of OIML R139.

Initially it was agreed that a definition of the “Lifetime estimate” need to be added to part 1 of OIML R139.

NL Co-convenor note: In later stage it was decided to completely delete the term “lifetime estimate” because of introducing different interpretations. Adding the AU suggested is examples concerning evidence of durability is considered sufficient (see further discussions during day 2 on Part 2: 3.2.1 and day 3)

- **Comment 0016 FR: Part 2: Table 8**

It was asked to change Table 8 to make it more clear what test program to follow for which measuring system. The meeting initially suggested it would be better to split Table 8 so that there will be a table for CNG (compressed natural gas) and a table for hydrogen measuring systems separately.

It was decided that sequential control is also applicable to hydrogen measuring systems which means that sequential control should be included into the table for hydrogen measuring systems.

Typing mistakes inside the table should also be corrected when the table is split.

NL Co-convenor note: A revised Table 8 was produced during the meeting which caused no further need for splitting up Table 8(see later discussions).

7. Summarizing results of day 1 meeting

Mr Hattingh summarizes the meeting using his notes made

Meeting day 2(19th September)

After the opening of the meeting and short summary of day 1 was presented

8. Continuing of discussing the non-editorial comments

- **Comment 0013 FR Part 1: 6.14.3**

The text as it is represented in the document shall be further edited to make it clear.

It was suggested that half of the minimum specified mass deviation be changed to one third.

Discussions lead clause 6.14.3 to be changed but no conclusion could yet be reached.

For the purpose of progress this point will be discussed later during the meeting.

(see further decisions during day 3)

- **Comment 0014 FR and Comment 0015 FR Part 2: Table 5**

For consistency reasons test 7 will be moved from table 6 to a new table (new Table 7).

Test 7 should then refer to test 3 in Table 5 and to test 6 in Table 6

The title of Table 5 has been changed to include “Initial settings for tests”

- **Comment 0017 AU Part 2: 2.1.2 Table 1**

It was decided not to change the text in the Recommendation.

It is recommended that Australia to explain to the meeting their understanding of the clause.

It is the feeling of the meeting that a misinterpretation of the clause has led to the comment of Australia.

- **Comment 0018 FR 2.2.7.6 and 2.2.7.7 Part 2**

It was decided not to change the text in the Recommendation

It was asked that the representatives in the meeting to keep in mind that there might be an issue for future revision of the Recommendation and to include further informative information about possible tests methods.

A further discussion concerned the acceptance of liquid meters for hydrogen though not yet been approved for hydrogen measurement and the way to get the approval test performed without availability of any testing facilities. For this issue no clear solution could be provided.

9. Break for presentation and lab tour

After a break a presentation on metrology for hydrogen vehicles presented by Mr. de Huu. (METAS) on the **EMPIR Metrohyve** project followed by a tour of the VSL Flow calibration facilities.

10. Continued discussions on non-editorial comments

- **Comment 0019 DE Part 2: 2.2.7**

It was concluded that the comment has been sufficiently addressed through the changes made because of the decisions made on comments previously discussed during the meeting and on specifically the amendment of Table 8, which allows for two storage bank testing.

- **Comment 0020 AU Part 2: 2.2.7.1 Table 4**

The requested addition of definitions by Australia is supported. This will be included in the relevant clause.

- **Comment 0021 FR Part 2: 3.2.1**

Life time as a term will be deleted from the Recommendation to eliminate confusion.

As discussed during dealing with the comment 0012 AU: on Part: 15.8.1 a listing is added to a new sub clause (Part 2: 3.2.4) concerning specific documentation on durability.

On basis of the comment on part 1:5.2.2 by DE the sub clause 3.2.1 g) has been amended to include legally relevant parameters and corresponding ranges if applicable and information on correction devices.

- **Comment 0022 AU Part 2: 3.2.4**

The comment has been addressed through the inclusion of the new Part 2: 3.2.4 on basis of previous comments made.

- **Comment 0023 DE Part 2: 3.4.1**

Based on this comment and the one from FR (0016) it was decided to change the format of Table 8 to delete the column which might be interpreted tests to be duplicated.

After amendment by Mr Schmidt (NL) the table was in principle accepted with no further objections.

Reference to the sub clauses within Table 8 should be reviewed to make sure that they refer to the correct sub clauses. The revised Table 8 was forwarded to the participants of the meeting with the request to review and comment on it.

- **Comment 0025 DE Part 2: Annex B; B.1 Scope**

Through discussion it was decided that there should be provision made for performing tests at the edges of the limits of the operating conditions like temperature tests at the lowest density and lowest flow rate which is relevant during the filling process.

It was decided to implement in the scope a statement focussing on the feasibility of performing such tests.

Meeting day 3(20th September)

After the opening of the meeting and short summary of day 2 was presented discussion on still open issues was started.

- **Part 2: Table 8**

Since participants had reviewed Table 8, it was time to discuss. After some modifications the table was considered finalized.

Lifetime estimate documentation:

- **Part 2: 3.2.4 Specific documentation on durability**

It was decided to Delete “containing evidence” and include “information” into the clause.

- **Part 1: 6.14.3**

After discussions clause Part 1: 6.14.3 the third paragraph has been changed to include “...., the mass which is measured but not delivered shall be smaller than or equal to one third of the minimum specified mass deviation if it is not corrected for..”.

This sub clause will further be edited to make it clearer.

Also add a Note 3 concerning the reasons of different limits between hydrogen and other CGF is to be added.

CECOD question during the meeting

- **Disturbance Test - Vibration levels**

Question: if I have a combined CNG + diesel dispenser, why is the calculator performance requirement different whilst it is dispensing CNG compared with when it is dispensing diesel – possibly into the same vehicle

It is suggested to include in R 139 vibration classes M1 and M2 to improve harmonisation with R117 requirements.

- **Annex B Part 1.**

Table A.1 - Method A

Include a Note about settable parameters which applies to Method A.

11. Future actions; plan for the next 12 months

The conveners indicate that if no unforeseen delay in the drafting process is encountered the final draft Recommendation (FDR) may be timely submitted for approval during the CIML meeting, scheduled in October 2018.

12. End of the meeting

The participants wish to express their appreciation to the host.

第 52 回 CIML 委員会
2017 年 10 月 9-12 日 コロンビア・カルタヘナ
決議

決議 No. 2017/1 [議事第 1 項]

委員会は、第 51 回 CIML 委員会の議事録を承認する。

Resolution no. 2017/1 (Agenda Item 1)

The Committee, Approves the minutes of the 51st CIML Meeting.

決議 No. 2017/2 [議事第 2 項]

委員会は、委員長が提示した報告に留意する。

Resolution no. 2017/2 (Agenda Item 2)

The Committee, Notes the report given by its President.

決議 No. 2017/3 [議事第 5 項]

委員会は、OIML B 13: 2004 「BIML 局長及び副局長指名手続き」の第 2 項、第 2 から第 4 パラグラフに配慮し、

BIML 局長の任期が 2018 年 12 月 31 日に満了することを考慮して、

その委員が行った意見に留意し、

2018 年度の第 53 回委員会において新しい局長を任命する目的で、2017 年に BIML 局長の職を公募することを決議し、

その委員長に対して、B13:2004 「CIML 委員長及び副委員長の選挙手続」に従い、運営委員会と相談しつつ選定委員会を招集することを要求する。

Resolution no. 2017/3 (Agenda Item 5)

The Committee, Having regard to clause 2, second to fourth paragraphs, of OIML B 13:2004 Procedure for the appointment of the BIML Director and Assistant Directors,

Considering that the term of appointment of the BIML Director expires on 31 December 2018,

Noting the comments made by its Members,

Resolves to advertise the position of BIML Director in 2017 with the aim of appointing a new Director at its 53rd Meeting in 2018, and

Requests its President to assemble, according to B 13:2004 Procedure for the appointment of the BIML Director and Assistant Directors, a Selection Committee in consultation with the Presidential Council.

決議 No. 2017/4 [議事第 7 項]

委員会は、BIML 事務局長による事務局の活動報告に留意する。

Resolution no. 2017/4 (Agenda Item 7)

The Committee, Notes the report given by the BIML Director on the activities of the Bureau.

決議 No. 2017/5 [議事第 8 項]

委員会は、新しい加盟国としてカンボジアを歓迎し、

新しい準加盟国としてボリビア、エクアドル、フィリピンを歓迎する。

Resolution no. 2017/5 (Agenda Item 8)

The Committee, Welcomes Cambodia as a new Member State,

Welcomes Bolivia, Ecuador and Philippines as new Corresponding Members.

決議 No. 2017/6 [議事第 9.1 項]

委員会は、2016 年度会計報告及び BIML 局長の意見に留意して、
2016 年度会計に対する外部監査役の承認を考慮しつつ、
2016 会計報告を承認し、そして、
委員長がそれを第 16 回 OIML 総会に報告するよう指示する。

Resolution no. 2017/6 (Agenda Item 9.1)

*The Committee, Noting the accounts for 2016 and the BIML Director's comments,
Considering the external auditor's approval of the 2016 accounts,
Approves the 2016 accounts, and
Instructs its President to present them to the 16th OIML Conference.*

決議 No. 2017/7 [議事第 9.2 項]

委員会は、BIML 局長による 2013～2016 会計期間における余剰金についての報告に留意する。

Resolution no. 2017/7 (Agenda Item 9.2)

The Committee, Notes the report on the budget surplus for the 2013-2016 budget period given by the BIML Director.

決議 No. 2017/8 [議事第 9.3 項]

委員会は、BIML 局長が行った報告に留意し、
BIML が、その加盟国及び準加盟国による著しい未払い滞納金の回収のための努力を継続することを
促し、
滞納のある加盟国が、できるだけ早期にその状態を正常な状態にするよう求め、
加盟国に対して、とりわけ「分担金は年頭に事務局長へ支払われなくてはならない」ことを規定した
条約 XXVI 条について注意喚起する。

Resolution no. 2017/8 (Agenda Item 9.3)

*The Committee, Notes the report given by the BIML Director,
Encourages the BIML to continue its efforts to recover outstanding arrears of its Member States and
Corresponding Members,
Requests those Members with arrears to bring their situation up to date as soon as possible, and
Reminds Member States of their obligation under Article XXVI of the Convention which states inter alia
"Contributions shall be paid at the beginning of the year to the Director of the Bureau."*

決議 No. 2017/9 [議事第 9.4 項]

委員会は、BIML 局長からの 2017 年度予算執行の予測に関する報告に留意する。

Resolution no. 2017/9 (Agenda Item 9.4)

The Committee, Notes the report on the budget forecast for 2017 given by the BIML Director.

決議 No. 2017/10 [議事第 10.3 項]

委員会は、リエゾン（連携）機関による報告に留意し、そして、
その代表による委員会への情報提供に感謝する。

Resolution no. 2017/10 (Agenda Item 10.3)

*The Committee, Notes the reports made by liaison organizations, and
Thanks their representatives for providing this information to the Committee.*

決議 No. 2017/11 [議事第 11.1 項]

委員会は、決議 No. 2013/9 を思い起こし、計量制度の整備途上にある国及び経済圏（CEEMS）と
広範囲の協議を行い、助言を求め、その経済的発展促進に関心を持つその他機関との連携を構築す
るための諮問部会を設立し、

その諮問部会の活動についての口頭での報告に留意し、そして、
ピーター・メイソン氏によって報告された2017年10月9日の諮問部会の会合の成果を確認する。

Resolution no. 2017/11 (Agenda Item 11.1)

*The Committee, Recalling its resolution no. 2013/9, setting up an Advisory Group to carry out wide consultation, to seek suggestions and to build up links with other bodies with an interest in promoting the economic development of countries and economies with emerging metrology systems,
Notes the oral report on the activities of the Advisory Group, and
Confirms the outcome of the Advisory Group meeting held on 9 October 2017 as presented by Mr. Peter Mason.*

決議 No. 2017/12 [議事第 11.2 項]

委員会は、BIML が行った CEEMS に関連した活動報告に留意する。

Resolution no. 2017/12 (Agenda Item 11.2)

The Committee, Notes the report on activities in connection with CEEMS matters given by the BIML.

決議 No. 2017/13 [議事第 11.3 項]

委員会は、CEEMS 関連活動のための特別基金に関する BIML による口頭報告に留意する。

Resolution no. 2017/13 (Agenda Item 11.3)

The Committee, Notes the oral report given by the BIML on the special fund for CEEMS-related activities.

決議 No. 2017/14 [議事第 11.4 項]

委員会は、委員による意見に留意して、

最終基本文書案 B 19 「計量制度の整備途上にある国及び経済圏 (CEEMS) に関する諮問部会に対する付託条項」を承認する。

Resolution no. 2017/14 (Agenda Item 11.4)

*The Committee, Noting the comments made by its Members,
Approves the Final Draft Basic Publication B 19 Terms of Reference for the Advisory Group on matters concerning Countries and Economies with Emerging Metrology Systems (CEEMS).*

決議 No. 2017/15 [議事第 11.4 項]

委員会は、AG 副議長の役職に対する CEEMS 諮問部会 (AG) による候補者の推薦に留意して、
B 19 「計量制度の整備途上にある国及び経済圏 (CEEMS) に関する諮問部会に対する付託条項」の第2項を考慮して、

委員による意見に留意して、

ピーター・メイソン氏を3年間の任期で諮問部会の副議長に指名する。

Resolution no. 2017/15 (Agenda Item 11.4)

*The Committee, Noting the nomination of a candidate from the CEEMS Advisory Group for the position of AG Vice-chairperson,
Having regard to clause 2 of B 19 Terms of Reference for the Advisory Group on matters concerning Countries and Economies with Emerging Metrology Systems (CEEMS),
Noting the comments made by its Members,
Appoints Mr. Peter Mason as the Vice-chairperson of the Advisory Group for a three-year term.*

決議 No. 2017/16 [議事第 12.2 項]

委員会は、委員による意見に留意して、

プロジェクト・グループ、草案作成チーム、及びプロジェクト・グループ世話人に感謝し、

OIML B 6 「技術作業指針」の最終基本文書案を承認し、そして

運営委員会に対して、OIML 技術活動のためのこの指針が、当機関の目的（例えば、技術活動の迅速

化や参加者の増加) に適切に合致しているかという観点から、適当な時期 (3~5年) に評価を行うことを要求する。

Resolution no. 2017/16 (Agenda Item 12.2)

*The Committee, Noting the comments made by its Members,
Thanks the Project Group, the Drafting Teams, and the convener of the Project Group,
Approves the Final Draft revision of OIML B 6 Directives for OIML technical work, and
Requests the Presidential Council to evaluate, after an appropriate period (3–5 years) and in the light of experience gained, how well the Directives for OIML technical work are meeting the objectives of the Organization (e.g. speeding up the technical work, increasing participation) and to report back to the CIML..*

決議 No. 2017/17 [議事第 13 項]

委員会は、OIML B 6:2013 「技術作業指針」の改定についてのプロジェクト・グループの議論、及びプロジェクト・グループ世話人の提案に留意し、
プロジェクト・グループ世話人の意見に対するそのメンバーによるコメントに留意し
CIML が特定の基本文書に対してそのように決定した場合にのみ、OIML B 6 の規則を OIML 基本文書の作成、改定又は修正作業に適用することを確認し、
将来の OIML 基本文書の作成、改定又は修正作業のための新規提案については、そのプロジェクトを委員会へ提案して承認を受ける形が望ましいということを要求し、
そのような提案は次の点を明確に規定することを要求する：

- ・ 提案された世話人
- ・ その作成作業を担当するためのプロジェクト・グループの委員を指名するための手続き、
- ・ そのプロジェクトが従うべきタイムテーブル；それはプロジェクト世話人が適切な時期に重要案件についてプロジェクト・グループ全体に相談することを許し、プロジェクト・グループ及び CIML による意思決定の様々な段階を含むべきであり、そして、
- ・ 投票及び承認のための手続き；これはできる限り B 6-1 の条件に従わなければならない。

Resolution no. 2017/17 (Agenda Item 13)

*The Committee, Noting the discussions of the Project Group on the revision of OIML B 6:2013 Directives for OIML technical work and the recommendations of the convener of the Project Group,
Noting the comments made by its Members on the note prepared by the convener of the Project Group,
Confirms that the rules set out in OIML B 6 shall only apply to the development, revision or amendment of OIML Basic Publications if the CIML so decides for a particular Basic Publication,
Requests that any future proposals for the development, revision or amendment of OIML Basic Publications should take the form of a project proposal submitted to the Committee for approval,
Requests that such proposals set out clearly*

- ・ the proposed convenership,
- ・ the arrangements for appointing members of a Project Group to supervise the development,
- ・ the timetable to be followed by the project, which should allow for timely consultation by the project convener with the entire project group on all substantive matters, and should include the various stages of decision-making by the Project Group and by the CIML, and
- ・ the voting and administrative arrangements, which should follow the provisions of B 6-1 as closely as possible.

決議 No. 2017/18 [議事第 14.2 項]

委員会は、その決議 No. 2016/17 を思い出し、
予備運営委員会 (prMC) 委員長の報告に留意し、
OIML B 18 「OIML 証明書制度の枠組み (OIML-CS)」の最終基本文書案を承認する。

Resolution no. 2017/18 (Agenda Item 14.2)

*The Committee, Recalling its Resolution no. 2016/17,
Noting the report of the Chairperson of the provisional Management Committee (prMC),*

Approves the Final Draft revision of OIML B 18 Framework for the OIML Certification System (OIML-CS).

決議 No. 2017/19 [議事第 14.2 項]

委員会は、その決議 No. 2016/17 を思い出し、

予備運営委員会 (prMC) 委員長の報告に留意し、

OIML-CS が 2018 年 1 月 1 日に運用開始できるように適切な措置を継続して取るよう prMC に指示し、

OIML 基本証明書制度及び OIML 相互受け入れ取り決め (MAA) が 2017 年 12 月 31 日に運用停止し、OIML-CS が 2018 年 1 月 1 日に運用開始することを決定し、

OIML B 3: 2011 「計量器の OIML 型式承認のための OIML 基本証明書制度」、及び OIML B 10: 2011 (修正 2012) 「型式評価国際相互受け入れ取決めの枠組み」を 2017 年 12 月 31 日に廃止することを決定し、

BIML に対して、既存の基本及び MAA 制度を 2017 年 12 月 31 日まで継続して運用することを指示し、そして、

既存の基本及び MAA 制度へのすべての参加者に対して、2017 年 12 月 31 日までその義務を果たすよう働きかける。

Resolution no. 2017/19 (Agenda Item 14.2)

The Committee, Recalling its Resolution no. 2016/17,

Noting the report of the Chairperson of the provisional Management Committee (prMC),

Instructs the prMC to continue to take appropriate actions so that the OIML-CS may become operational on 1 January 2018,

Decides that the OIML Basic Certificate System and the OIML Mutual Acceptance Arrangement will cease to operate on 31 December 2017 and that the OIML-CS will become operational on 1 January 2018,

Decides to withdraw OIML B 3:2011 OIML Basic Certificate System for OIML Type Evaluation of Measuring Instruments and OIML B 10:2011 (Amd. 2012) Framework for a Mutual Acceptance Arrangement on OIML Type Evaluations on 31 December 2017,

Instructs the BIML to continue to operate the existing Basic and MAA systems until 31 December 2017, and

Encourages all participants in the existing Basic and MAA systems to fulfil their obligations until 31 December 2017.

決議 No. 2017/20 [議事第 14.2 項]

委員会は、その決議 No. 2017/19 を思い出し、

予備運営委員会 (prMC) 委員長の報告に留意し、

2018 年 1 月 1 日に OIML R 60 及び R 76 が対象とする計量機器カテゴリーは、スキーム A の OIML-CS に入り、OIML R 21, OIML R 46, OIML R 49, OIML R 50, OIML R 51, OIML R 61, OIML R 75, OIML R 85, OIML R 99, OIML R 106, OIML R 107, OIML R 117, OIML R 129, OIML R 134, OIML R 137 及び OIML R 139 が対象とする計量機器のカテゴリーが 2018 年 1 月 1 日にスキーム B の OIML-CS に入ること

を決定し、OIML R 46, OIML R 49, OIML R 51, OIML R 117 及び OIML R 137 が対象とする計量機器カテゴリーが 2019 年 1 月 1 日にスキーム B からスキーム A に移行することを決定し、そして、

OIML R 21, OIML R 50, OIML R 61, OIML R 75, OIML R 85, OIML R 99, OIML R 106, OIML R 107, OIML R 129, OIML R 134 及び OIML R 139 が対象とする計量機器のカテゴリーが 2020 年 1 月 1 日にスキーム B からスキーム A に移行することを決定する。

Resolution no. 2017/20 (Agenda Item 14.2)

The Committee, Recalling its Resolution no. 2017/19,

Noting the report of the Chairperson of the provisional Management Committee (prMC),

Decides that on 1 January 2018 the categories of measuring instruments covered by OIML R 60 and OIML R 76 enter the OIML-CS in Scheme A and the categories of measuring instruments covered by OIML R 21, OIML R 46, OIML R 49, OIML R 50, OIML R 51, OIML R 61, OIML R 75, OIML R 85, OIML R 99, OIML R

106, OIML R 107, OIML R 117, OIML R 129, OIML R 134, OIML R 137 and OIML R 139 enter the OIML-CS in Scheme B,

Decides that the categories of measuring instruments covered by OIML R 46, OIML R 49, OIML R 51, OIML R 117 and OIML R 137 transition from Scheme B to Scheme A on 1 January 2019, and

Decides that the categories of measuring instrument covered by OIML R 21, OIML R 50, OIML R 61, OIML R 75, OIML R 85, OIML R 99, OIML R 106, OIML R 107, OIML R 129, OIML R 134 and OIML R 139 transition from Scheme B to Scheme A on 1 January 2020.

決議 No. 2017/21 [議事第 14.2 項]

委員会は、その決議 No. 2017/19 を思い出し、

予備運営委員会 (prMC) 委員長の報告に留意し、

prMC 委員長及びその委員の活動に感謝し、

その予備運営委員会 (prMC) を 2017 年 12 月 31 日に解散し、

2018 年 1 月 1 日に運営委員会 (MC) を設立することを決定し、

少なくとも一つの発行機関又は利用機関をもつことを意図する OIML 加盟国の CIML 委員は、OIML-CS 運用文書 OD-01 のセクション 4.2.1 に従って、MC の代表者を指名するための適切な行動を取るよう要求し、

少なくとも一つのアソシエート (準加盟国の利用機関) を持つことを意図する OIML 準加盟国の代表者は、OIML-CS 運用文書 OD-01 のセクション 4.2.2 に従って、MC の代表者を指名するための適切な行動を取るよう要求し、

OIML-CS に対する事務長を指名するよう BIML に指示を行い、そして、

各 OIML TC/SC の事務局及び連携機関の代表者に、MC に参画する代表者を (オブザーバーとして) 指名するよう通知するように、BIML に指示する。

Resolution no. 2017/21 (Agenda Item 14.2)

The Committee, Recalling its Resolution no. 2017/19,

Noting the report of the Chairperson of the provisional Management Committee (prMC),

Thanks the Chair and members of the prMC for their work,

Disbands the provisional Management Committee (prMC) on 31 December 2017,

Decides to establish a Management Committee (MC) effective from 1 January 2018,

Requests CIML Members of OIML Member States that intend to have at least one Issuing Authority or Utilizer to take appropriate actions to designate representative(s) on the MC according to section 4.2.1 of OIML-CS Operational Document OD-01,

Requests Representatives of OIML Corresponding Member Countries that intend to have at least one Associate to take appropriate actions to designate representative(s) on the MC according to section 4.2.2 of OIML-CS Operational Document OD-01,

Instructs the BIML to appoint an Executive Secretary for the OIML-CS, and

Instructs the BIML to inform the secretariats of respective OIML TCs/SCs and representatives of Organizations in Liaison that they may designate representatives to participate in the MC (as observers)..

決議 No. 2017/22 [議事第 14.3 項]

委員会は、MC 委員長及び副委員長職への prMC からの候補者指名に留意し、

OIML-CS 運用文書 OD-01 第 1 版のセクション 4.2.5 を考慮して、

委員による意見に留意して、

コック・オースターマン氏を MC 委員長として、またビル・ロイジデス氏を MC 副委員長として指名する。

Resolution no. 2017/22 (Agenda Item 14.3)

The Committee, Noting the nominations of candidates from the prMC for the positions of Management Committee (MC) Chairperson and Deputy Chairperson,

*Having regard to section 4.2.5 of OIML-CS Operational Document OD-01 Edition 1,
Noting the comments made by its members,
Appoints Mr. Cock Oosterman as MC Chairperson and Mr. Bill Loizides as MC Deputy Chairperson.*

決議 No. 2017/23 [議事第 14.4 項]

委員会は、予備運営委員会 (prMC) 委員長による報告に留意し、
OIML-CS 運用文書 OD-01 第 1 版のセクション 4.2 を考慮し、
委員による意見に留意して、
コリーン・ラゴテリー氏、トーマス・マジーブ氏、セルゲイ・ゴルベブ氏、三木幸信氏を裁定委員会 (BoA) のメンバーに指名し、ローマン・シュワルツ氏を BoA 委員長に指名する。

Resolution no. 2017/23 (Agenda Item 14.4)

*The Committee, Noting the report of the Chairperson of the provisional Management Committee (prMC),
Having regard to section 4.2 of OIML-CS Procedural Document PD-01 Edition 1,
Noting the comments made by its members,
Appoints Mrs. Corinne Lagauterie, Mr. Thomas Madzivhe, Mr. Sergey Golubev and Dr. Yukinobu Miki as members of the Board of Appeal (BoA) and Dr. Roman Schwartz as BoA Chairperson.*

決議 No. 2017/24 [議事第 14.5 項]

委員会は、BIML の責任の下に、新しい基本文書「OIML 及び OIML-CS ロゴ使用規則」を作成する新規プロジェクトを、委員会作業文書の付属書 14.5 に記載されたプロジェクト提案で規定されたとおり実行することを承認する。

Resolution no. 2017/24 (Agenda Item 14.5)

The Committee, Approves as a new project under the responsibility of the BIML, the development of a new Basic Publication Rules for the use of the OIML and OIML-CS logos, to be conducted as specified in the project proposal provided in Addendum 14.5 to the working document for this meeting.

決議案 No. 2017/25 [議事第 15.1.1 項]

委員会は、次の出版物の最終草案を承認する：

- ・ R 60 「ロードセルの計量規定」の改定案
- ・ R 61 「充てん用自動はかり」の改定案
- ・ R 80 「尺付きタンクローリー及びタンク貨車」の改定案

Resolution no. 2017/25 (Agenda Item 15.1.1)

The Committee, Approves the following Final Draft Recommendations:

- ・ Revision of R 60 Metrological regulation for load cells;
- ・ Revision of R 61 Automatic gravimetric filling instruments;
- ・ Revision of R 80 Road and rail tankers with level gauging.

決議 No. 2017/26 [議事第 15.1.1 項]

委員会は、「サンプリング検査に基づいた使用中ユーティリティメーターに対する調査」の最終国際文書案の修正版への委員によるコメントに留意し、
委員長に対して、この最終草案の修正版を OIML ガイドとして承認するように要求し、そして、
OIML TC3/SC4 事務局に対して、第 53 回 CIML 委員会において、この出版物を更に改訂するための提案を行うように要求する。

Resolution no. 2017/26 (Agenda Item 15.1.1)

*The Committee, Noting the comments made by its Members on the Final Draft Document Surveillance of utility meters in service on the basis of sampling inspections, as amended,
Requests its President to approve the publication of this Final Draft, as amended, as an OIML Guide, and
Requests the secretariat of OIML TC 3/SC 4 to make a proposal to the 53rd CIML Meeting concerning the further improvement of this publication.*

決議 No. 2017/27 [議事第 15.1.2.1 項]

委員会は、CEEMS 諮問部会の責任の下に、OIML D 1: 2012 「計量法に関する考察」の改定作業を委員会作業文書の付属書 15.1.2.1 に記載されたプロジェクト提案のとおり実施するために、新規プロジェクトとして承認する。

Resolution no. 2017/27 (Agenda Item 15.1.2.1)

The Committee, Approves as a new project, under the responsibility of the CEEMS Advisory Group, the revision of OIML D 1:2012 Considerations for a Law on Metrology, to be conducted as specified in the project proposal provided in Addendum 15.1.2.1 to the working document for this meeting.

決議 No. 2017/28 [議事第 15.1.2.2 項]

委員会は、CIPM が CGPM に対して適切な提案をした後に、OIML D 2: 2007 「法定計量単位」の改定作業を委員会作業文書の付属書 15.1.2.2 に記載されたプロジェクト提案のとおり直ちに実施するために、TC 2 「計量単位」の新規プロジェクトとして承認する。

Resolution no. 2017/28 (Agenda Item 15.1.2.2)

The Committee, Approves as a new project in TC 2 Units of measurement the revision of OIML D 2:2007 Legal units of measurement, to be conducted as specified in the project proposal provided in Addendum 15.1.2.2 to the working document for this meeting as soon as the CIPM makes an appropriate recommendation to the CGPM.

決議 No. 2017/29 [議事第 15.4 項]

委員会は、単位諮問委員会における進展についての口頭による報告に留意し、2012 年の第 47 回委員会の決議 No. 23 を思い起こす。

Resolution no. 2017/29 (Agenda Item 15.4)

The Committee, Noting the oral report on developments in the Consultative Committee for Units, Recalls and reconfirms resolution no. 23 of its 47th Meeting in 2012.

決議 No. 2017/30 [議事第 16 項]

委員会は、OIML B 14:2013 の CIML 委員長の選挙手続きを参照し、ローマン・シュワルツ博士を、この直後 6 年間の任期について、その委員長に選出する。

Resolution no. 2017/30 (Agenda Item 16)

The Committee, Noting the procedure for the election of the CIML President in OIML B 14:2013, Selects Dr. Roman Schwartz as its President for a six-year term with immediate effect.

決議 No. 2017/31 [議事第 17 項]

委員会は、OIML B 13:2004 「BIML 局長及び副局长任命に関する手続き」の第 4 項を考慮し、第 51 回 CIML 委員会の決議 2016/4 の下で設置された選定委員会の委員長による報告に留意し、そのメンバーが表明した意見に留意し、ポール・ディクソン氏を BIML 副局长に任命する。

Resolution no. 2017/31 (Agenda Item 17)

The Committee, Having regard to clause 4 of OIML B 13:2004 Procedure for the appointment of the BIML Director and Assistant Directors, Noting the report by the Chairperson of the Selection Committee established under Resolution 2016/4 of the 51st CIML Meeting, Noting the comments made by its Members, Appoints Mr. Paul Dixon as BIML Assistant Director.

決議 No. 2017/32 [議事第 18 項]

委員会は、OIML B 7:2013 「BIML 職員規定」のセクション 7.2.2、及び OIML B 13:2004 「BIML 局長及び副局长の任命手続き」のセクション 2 の第一パラグラフとセクション 4 の最初のポイントに

配慮して、

イアン・ダンミル氏、即ち BIML 副局長の任期が 2019 年 3 月 15 日に満期となることを考慮し、委員長及び副委員長が行った提案を考慮し、

その委員による意見に留意し、

2018 年の委員会において、イアン・ダンミル氏の BIML 副局長としての任期を 5 年間までの一定期間だけ更新することを委員会が決議するというその期待を表明し、そして、

OIML B13:2004 の第 3 項に基づき、選定委員会を組織しないことを決定する。

Resolution no. 2017/32 (Agenda Item 18)

The Committee, Having regard to section 7.2.2 of OIML B 7:2013 BIML Staff regulations, section 2, first paragraph and section 4, first bullet point, of OIML B 13:2004 Procedure for the appointment of the BIML Director and Assistant Directors,

Considering that the term of appointment of Mr. Ian Dunmill, BIML Assistant Director, expires on 15 March 2019,

Considering the proposal made by its President and Vice-Presidents,

Noting the comments made by its Members,

Expresses its expectation that it will resolve to renew the appointment of Mr. Ian Dunmill as BIML Assistant Director for a fixed term of up to five years at its meeting in 2018, and

Resolves not to appoint a Selection Committee under section 3 of OIML B 13:2004.

決議 No. 2017/33 [議事第 19 項]

委員会は、途上国における法定計量に対する顕著な貢献賞の 2016 年度受賞者であるケニア貿易標準管理機構を代表したフランシス・ミトゥボ氏によるプレゼンテーションに感謝し、

本年度の途上国における法定計量に対する顕著な貢献賞の受賞者に祝辞を贈る：

コロンビアからは：

- ・産業経済監督局

マレーシアからは：

- ・オスマン・ザカリヤ氏、国家計量標準機関 (NMIM) の主席所長
- ・ロスラン・マハユディン氏、国内貿易・協力・消費者省、監督部の部長
- ・イブラヒム・ハムザウ氏、マレーシア計測株式会社 (MCM) の会長

Resolution no. 2017/33 (Agenda Item 19)

The Committee, Thanks Mr. Francis Mutibo, representing the Institute of Trade Standards Administration, Kenya, winner of the 2016 OIML Award for Excellent Achievements in Legal Metrology in Developing Countries, for his presentation, and

Congratulates this year's recipients of the OIML Award for Excellent Achievements in Legal Metrology in Developing Countries:

From Colombia:

- ・ Superintendencia de Industriay Comercio

From Malaysia:

- ・ Dr. Osman Bin Zakaria Senior Director, National Metrology Institute of Malaysia (NMIM)
- ・ Dato' Roslan Bin Mahayudin Director of Enforcement Division, Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism
- ・ Haji Ibrahim Bin Hamzah Chairman Executive, Metrology Corporation Malaysia Sdn. Bhd. (MCM).

決議 No. 2017/34 [議事第 19 項]

委員会は、その委員長による英国政府職員としての辞任、及び英国 CIML 委員としての辞任の意向に留意し、

その委員長としての OIML への貢献を認め、委員会からの辞任後に、ピーター・メイソン氏に対して名誉会員としての称号を与えることを決定する。

Resolution no. 2017/34 (Agenda Item 19)

*The Committee, Noting the intention of its President to retire from the United Kingdom government service, and thus resign as the CIML Member for the United Kingdom,
Decides to award Mr. Peter Mason the title of Member of Honor, in recognition of his work for the OIML as President of the Committee, to take effect on his resignation from the Committee*

決議 No. 2017/35 [議事第 19 項]

委員会は、そのカナダの委員によるカナダ政府職員としての辞任、及びカナダ CIML 委員としての辞任の意向に留意し、

その委員長及び運営委員としての 23 年間の OIML への貢献を認め、委員会からの辞任後に、アラン・ジョンストン氏に対して名誉会員としての称号を与えることを決定する。

Resolution no. 2017/35 (Agenda Item 19)

The Committee, Noting the intention of its Member for Canada to retire from the Canadian government service, and thus resign as the Member for Canada,

Decides to award Mr. Alan Johnston the title of Member of Honor, in recognition of his work for the OIML over a period of 23 years and his service, both as President of the Committee and a member of the Presidential Council, to take effect on his resignation from the Committee

決議 No. 2017/36 [議事第 20.1 項]

委員会は、2018 年のドイツのハンブルクにおける第 53 回 CIML 委員会の計画に関する追加情報に留意し、

事務局に対して 2018 年に第 53 回 CIML 会議を計画するよう指示する。

Resolution no. 2017/36 (Agenda Item 20.1)

The Committee, Notes the additional information provided on the organization of the 53rd CIML Meeting in Hamburg, Germany in 2018, and

Instructs the Bureau to make the necessary arrangements to organize the 53rd CIML Meeting in 2018.

平成 29 年度
戦略的国際標準化加速事業（国際標準共同研究開発事業：
水素燃料計量システム等に関する国際標準化）報告書

— 禁無断転載 —

平成 30 年 3 月

一般社団法人 日本計量機器工業連合会
〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1
TEL 03-3268-2121 FAX 03-3268-2167

